春日市
地域防災計画

【資　料　編】

令和５年　９月

春 日 市　　防 災 会 議

目　　次

資料０１　阪神・淡路大震災での教訓及び課題.....1
資料０２　春日・大野城・那珂川消防組合消防本部消防活動基本規程.....12
資料０３　春日・大野城・那珂川消防組合消防本部自然災害対応計画.....43
資料０４　春日・大野城・那珂川消防組合機構図.....68
資料０５　春日市の概要.....69
資料０６　災害履歴.....78
資料０７　気象庁震度階級関連解説表.....92
資料０８－１　災害時における福岡県内市町村間の相互応援に関する基本協定.....97
資料０８－２　災害時における福岡県内市町村間の相互応援に関する実施要領.....99
資料０９　市備蓄資機材一覧.....112
資料１０　自主防災組織装備資器材一覧.....114
資料１１　ボランティア活動マニュアル.....120
資料１２　地区防災ブロック一覧表.....122
資料１３　避難所（場所）一覧表.....126
資料１４　災害関係・相互応援協定一覧.....130
資料１５－１　災害時における応急対策業務に関する協定書.....132
資料１５－２　災害時における応急対策業務に関する協定（運営要領）.....134
資料１６－１　災害時における応急対策業務応援体制（春日土木組合）.....135
資料１６－２　災害時における応急対策業務応援体制（春日市建設業協力会）.....137
資料１６－３　災害時における応急対策業務応援体制（春日市電設協力会）.....138
資料１６－４　災害時における応急対策業務応援体制（春日市緑樹協同組合）.....140
資料１６－５　災害時における応急対策業務応援体制（筑紫舗装協力会）.....142
資料１６－６　災害時における応急対策業務応援体制（南福岡管工事協同組合）.....143
資料１７　災害時における応急対策業務応援要請書.....145
資料１８　災害時における応急対策業務報告書.....146
資料１９　災害時用臨時ヘリポート.....147
資料２０　職員参集基準.....152
資料２１　春日市防災会議条例.....154
資料２２－１　風水害等対策における配備要員.....156
資料２２－２　地震災害対策における配備要員.....157
資料２３　職員の災害に対する心構え.....158
資料２４　災害対策本部配備報告様式.....159
資料２５　災害対策本部配備状況報告様式.....160
資料２６　春日市災害対策本部条例.....161
資料２７　災害対策本部の各対策部長及び班長一覧表.....162
資料２９　防災関係機関通信窓口.....164
資料３０　自衛隊の活動内容.....168
資料３１　災害派遣被要請部隊名.....170
資料３２　自衛隊派遣・撤収要請書様式.....171
資料３３－１　災害時受付票.....173

資料３３－２　災害時指示・報告書 174
資料３４　被害状況収集報告 175
資料３５　災害概況即報 176
資料３６　直接即報基準 177
資料３７　広報内容及び実施方法 186
資料３８　避難所開設マニュアル 188
資料３９　避難所運営マニュアル 191
資料４０　春日・大野城・那珂川消防組合消防本部救急業務規程 208
資料４１　消防団の組織 215
資料４２　消防水利現有数 216
資料４３　福岡県内の災害拠点病院 217
資料４４　公用車両一覧表 218
資料４５　水門調査報告書 220
資料４６　ため池所在地一覧表 221
資料４７　水門リスト 222
資料４８　福岡県消防相互応援協定書 223
資料４９　福岡県消防相互応援協定覚書 227
資料５０　福岡県広域航空消防応援実施要綱 231
資料５１　福岡都市圏市町消防相互応援協定書 236
資料５２　福岡都市圏市町消防相互応援協定に関する覚書 240
資料５３　罹災台帳 243
資料５４　罹災証明交付申請書 245
資料５５　罹災証明書等 246
資料５６　福岡県災害見舞金等支給要綱 248
資料５７　春日市災害見舞金支給要綱 251
資料５８　春日市災害弔慰金の支給等に関する条例 253
資料５９　春日市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則 257
資料６０　区分における目標 261
資料６１　対策本部会議報告資料 262
資料６２　避難所設置及び収容状況 263
資料６３　炊出し給与状況 264
資料６４　飲料水の供給簿 266
資料６５　物資の給与状況 266
資料６６　被災者救出状況記録簿 267
資料６７　住宅応急修理記録簿 268
資料６８　学用品の給与状況 269
資料６９　埋葬台帳 270
資料７０　遺体処理台帳 271
資料７１　障害物除去の状況 272
資料７２　輸送記録簿 273
資料７３　社会福祉施設関係被害即報 274
資料７４　災害による救護を要する傷病者即報 275

資料７５　災害による商工被害状況即報.....276
資料７６　災害による土木被害状況即報.....277
資料７７　災害による建築物被害状況即報.....278
資料７８　災害による都市施設等被害状況即報.....279
資料７９　災害による教育施設関係被害状況即報・詳報・確定報告.....280
資料８０　被害状況確定報告.....281
資料８１　災害による衛生被害状況詳報・確定報告.....282
資料８２　災害による商工被害状況詳報・確定報告.....283
資料８３　災害による土木被害状況詳報・確定報告.....284
資料８４　災害による建築物被害状況詳報・確定報告.....285
資料８５　報告先一覧.....286
資料８６　被災者救出用機械器具受払簿.....287
資料８７－１　避難状況調査表.....288
資料８７－２　避難施設状況報告書.....289
資料８８　避難者名簿.....290
資料８９　避難状況集計表.....291
資料９０　避難所用物資受払簿.....292
資料９１　燃料及び消耗品受払簿.....293
資料９２　炊出しその他による食品給与物品受払簿.....294
資料９３　物資受払簿.....295
資料９４　ごみ焼却施設一覧表.....296
資料９５　し尿処理施設一覧表.....298
資料９６　火葬場所所在地、能力一覧表.....300
資料９７　捜索用機械器具燃料受払簿.....303
資料９８　遺体の捜索状況記録簿.....304
資料９９　給水用機械器具燃料及び浄水用薬品資材受払簿.....305
資料１００　避難所集計表.....306
資料１０１　遺骨及び遺留品処理票.....307
資料１０２　住宅災害報告書.....308
資料１０３　行方不明者名簿.....309
資料１０４　避難指示等の判断・情報伝達マニュアル.....310
資料１０５　災害時優先電話番号一覧表.....319
資料１０６　災害廃棄物処理計画.....320
資料１０７　御笠川水系洪水浸水想定区域図（想定最大規模）.....367
資料１０８　洪水浸水想定区域・土砂災害警戒区域内にある要配慮者利用施設一覧.....368
資料１０９　春日市災害時受援計画.....370
資料１１０　総合スポーツセンター災害用備蓄品一覧.....397
資料１１１　春日那珂川水道企業団危機管理基準.....399

（資料０１）

阪神・淡路大震災での教訓及び課題

阪神・淡路地域の各市町村では、阪神・淡路大震災での大地震を想定しておらず、事前に十分な対策が講じられていなかったため、被害の拡大を食い止めることができなかった面もある。

そのため、阪神・淡路地域の各市町村職員が当該大地震災害の応急活動を通じて知り得た次の活動上の教訓及び問題点を検討し、分析し、本市の今後の防災対策に生かさなければならない。

１節　発災直後の情報の収集、連絡及び通信の確保

１　情報の収集、伝達及び調整

（１）要員の不足と通信機能のマヒのため、発災直後の情報収集が十分にできなかった。

（２）今回の災害では、情報の収集方法→整理→判断→伝達→確認という一連の流れが、十分に計算されていなかったことから混乱が生じている。発災後にすべきこと、その後の時間の経過とともに移っていく重点課題を整理し、それに合わせた計画を策定し、情報の収集及び伝達の手段及び方法を整備する必要性がある。

２　通信手段

（１）一般電話が極めてつながりにくくなり、単車、自動車による直接伝達だけが有効な連絡手段となった。無線通信設備は、兵庫県衛星通信と消防無線があったが、無線がふくそうして役立たないこともあった。消防本部においても、機器等が転倒したため、多くの通信機器が一時機能停止した。

（２）電話による市民等からの問い合わせや苦情が殺到したため、本部室の電話が常に着信状態になり、発信に支障をきたしたほか、多くの職員が電話の応対にかかりきりになった。

（３）どのような場合でも情報の伝達が可能となるように、無線通信システム、携帯電話、ファクシミリ等多様な通信手段の整備が求められる。

３　被害調査

（１）人的又は住家の被害調査の実施担当が明確でなく、判定基準、調査体制、方法等についても具体的な基準がなかったため、効率を悪くした。

（２）公共施設等の被害調査においても、職員による調査体制が十分に組めないことと専門業者の不足等により、調査や被害額の算定に長時間を要した。

（３）今後の課題としては､民間業者や他機関の協力を前提とした調査体制の整備や､判定基準等を明確にした各種調査の計画を、事前に策定しておくことがあげられる。
（４）被害調査を基に発行するり災証明の重要性の認識不足があり、また様々な手続きを並行して行う中で、台帳処理でミスが発生した。コンピューターによる一元管理や、取扱いの方法等を予め整理しておく必要がある。

２節　活動体制の確立

１　初動体制

（１）勤務時間外に地震が発生したため、自主参集してきた少数の職員で対応をスタートせざるをえなかった。従来の計画では風水害対策が主体であり、職員が100％参集していることが前提となっていた。
（２）災害発生時に初動体制をつくるうえで、初動要員及びその役割を明確にし、組織を指揮する者は、発災後速やかに登庁できるところに居住を確保していくことが教訓としてあげられる。
（３）近隣に居住する上席者が早い段階で登庁し、的確に初動対策を実施し、組織を指揮したことで、最善の対策を開始することができた。

２　災害対策本部の設置

（１）災害対策本部設置のための準備が不十分であった。具体的には、災害対策本部の設置場所、通信手段確保の方法、マスコミ情報の集約と発信の方法、災害対策本部の設置手続き等が明確でなかった。
（２）市庁舎も避難所となったため、災害対策本部の業務に支障が生じた。

３　組織体制

（１）初動期は、参集した職員を、その時点で必要と思われる部署に配置して対応していったため、事前に計画されていた班体制・事務分掌どおりには運営されなかった上、災害時に本来必要な班体制及び応急対策活動が十分に計画されていなかったため、具体的に何をどのように活動すべきかわからず、効率的な活動ができない部署もあった。
（２）災害対策本部の事務局の体制が整わず、本部会議の処理事項、専決体制が明確にされていなかったため、組織的活動ができなかった。
（３）大部分の職員が災害現場等に出てしまったため、庁内に残った職員が少なく、動員、安否確認、出勤管理、支援要請、情報収集、連絡調整等が不十分となった。
（４）課題としては、関係機関と市本部との適切な役割分担、民間業者への委託及び支援要請等を含めて迅速な要員配備体制を整備することがあげられ

る。
（５）災害救助法が適用された場合の事務手続き、救援方法等について、研究を進める必要がある。

４　動員
（１）登庁してない職員への連絡が取れず、動員できない面もあった。災害レベルに応じた自主参集の基準の整備が必要である。職員への連絡手段としては、電話だけでなくテレビ、ラジオを通じて伝達することも検討する必要がある。
（２）職員の参集の遅れた原因としては、職員自身が被災したこと、市内に居住する職員が少なかったこと、交通が遮断されたこと等があげられる。職員自身の生命､財産の安全確保も必要であり､子供や老人などの家族の世話をする必要もある。職員が揃わない中で活動できる体制を整備する必要がある。
（３）活動や、公共交通機関の不通時にも参集できる工夫が大切であり、実践的な研修訓練の必要がある。

５　支援要請
（１）組織的に広域の支援要請を行う仕組みがなかったため、個人的な要請となり、受入れ現場が混乱した。
（２）応援受入れに関する計画もなく、庁舎をはじめ市内が大きく被害を受けた中で、応援者に対する宿泊場所、執務場所、食事、駐車場、事故等への対応など、来援後の様々な手配に苦慮した。

３節　消火・救助・救急及び医療活動

１　消火
（１）地震発生後に全市断水となり、消火栓が使用できなくなった。自然水（川、海水、井戸）の利用活用計画の整備をするとともに、学校のプールから採水、耐震性防火水槽の設置等消防水利の確保を図る必要がある。
（２）消防車両に対して職員が不足した、分署のシャッターが停電で動かなくなり出動に手間取った、梯子車の有効運用ができなかった等の課題があった。
（３）結果的に出火率は高かったが、延焼は少なかった。住家の敷地が比較的広いなど、火災延焼に強いまちの構造が重要である。
（４）通信網の混乱により、情報の整理と部隊の掌握が十分にできず、指揮本部が有効に機能しなかった。災害時における消防の指揮本部では何をすべきか検討する必要がある。

（５）通信機器の破損等により、一時多くの機器が通信不通となった。どのような事態になっても代替手段を確保できる計画の整備が必要である。
（６）応援部隊等と無線の輻輳があった。出動部隊の状況が通信司令で把握できず、情報を伝えるだけになった。また、記録がきちんととられていないなどの課題があった。
（７）消防署と消防団の連絡が取れず、指示を出せなかった。また、救助用資機材が各分団になかった。今後、各分団へ無線機､救助用資機材を配備する必要がある。

２　救助
（１）活動人員の確保及び救助用資機材の不足が大きく問題となったが、消防・自衛隊・警察の到着を待っていたのでは遅いということも結果としてあった。市内建設事業者等の重機、救助資機材調達、自主防災組織などの、地域住民の協力を得ながら救助する体制づくりの整備が必要である。
（２）救助要請が殺到し、情報が整理できなくなった。当初は消防・自衛隊・警察の活動を調整する体制がなく、活動が輻輳した。
（３）ロープが不足するなど、救助に当たる職員の安全管理が不十分となった。個人装備の充実が必要である。

３　救急
（１）負傷者を救助しても消防本部との連絡が満足にとれないため、受入れ先の病院を探すのに手間取った。救急車が独自に情報を入れ、受入れ先の病院を判断できるシステムを検討する必要がある。
（２）市外への二次搬送の比重が高くなり、大渋滞の救急車の搬送となるので、ヘリコプター等の利用の必要性を感じた。

４　医療
（１）医師会の三役は発災直後から災害対策本部に入り、救護所設置をはじめ、医療対策に必要なことを実質的に調整していった。この仕組みを災害時の医療コーディネーターとして位置づける必要がある。
（２）救護所用の医薬品の備蓄がなく、補充を受けるにも遠隔地に受け取りに行かなければならず、苦慮した。医薬品の備蓄、調達の方法を確立する必要がある。
（３）救護所の適正配置、医師・看護婦等の適切な配備を検討する必要がある。
（４）市立病院が発災直後に救護班を編成する計画があったが、病院に多数の負傷者が押し寄せて人出不足となり､被災地内の病院では救護班の編成は現実的でない。

（５）市立病院では、発災直後から玄関ロビーを救急診療場所として設営し、大量の負傷者等に対応した。
（６）市内拠点病院においては、緊急時の医療関係者の確保、エネルギー、清浄水、薬品、食料品等の確保が必要である。
（７）被災地外の病院に患者を搬送しようとすると、病院間のネットワークがなく、ほとんどが医師個人のつながりで受入れ先を探さざるをえなかった。地域内及び広域も事務レベルのネットワークが必要である。

４節　緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

１　緊急輸送手段

ヘリコプターの臨時離発着陸場は事前に予定されていたが、ヘリコプター利用に関する具体的な計画がなく、有効に活用できなかった。

２　交通確保・規制

（１）阪神高速道路が被害を受け、幹線道路として残った国道２号や生活道路にまで大量の自動車が集中して大渋滞を引き起こした。そのため緊急車両の通行に大きく支障が発生し、救助・救援活動に影響を及ぼした。
（２）道路啓開及びそのための被害調査の人員及び機材が不足した。緊急輸送路予定路線が検討されておらず道路啓開に当たっても、当初は効率的に実施できなかった。
（３）国道２号においては、緊急車両以外の自動車も集中しているが、大部分は民間の救援活動の車両とみられる。今後、交通規制を徹底するあり方の検討が必要である。
（４）応援部隊も含め車両数が多く、緊急車両の標章が度々変わったため、標章の確保にも苦慮した。

５節　避難収容活動

１　避難誘導

地震発生直後は大規模な火災が発生しなかったこともあり、組織的な避難誘導は行われなかった。

２　避難所の開設

（１）ほとんど全ての公共施設が避難所になった。指定避難所の認識が市民には希薄であった。
（２）自然発生的に避難所が開設され、その施設の職員が自動的に避難所の管理運営を始めた。避難所に職員を派遣する予定だった部署は他の救援活動

に追われ、対応できなかった。
（３）従来の計画を大幅に上回る数の避難所が開設され、本部から指示を出すなどの組織的な活動にはならなかった。事前の避難所開設の仕組みづくりが重要である。

３　避難所の管理・運営
（１）各避難所の責任者、管理体制が明確でなかった。また、避難所の管理・運営に関するマニュアルもなかったため、避難所毎に対応を検討した。各避難所の性格をつかみ、その避難所に応じた対応が必要であるが、ある程度の指針は必要である。
（２）手厚いケアをいつまでも続けることが避難者の自立を妨げる場合もある。ある程度落ち着いた段階以降は、避難者による自立した管理運営にしていく必要がある。
（３）一部のボランティアの不用意な行動や発言が避難所の混乱を招くようなこともあった。今後は、災害ボランティアの教育・育成が課題としてあげられる。
（４）避難所に管理事務及び生活に必要な物資の備蓄をしておくことも検討する必要がある。また、今回のような長期化する災害を想定すると、避難者の生活維持に必要な設備（厨房、プロパンガス、井戸、貯水槽、パーティション、マット等）の設置の検討も必要である。
（５）インフルエンザが蔓延したこともあり衛生面にも十分考慮する必要がある。
（６）発災直後は電話が不通であり、避難所に通信・連絡手段がなかったため、避難者も不自由し、避難所と本部との情報連絡も思うようにできなかった。情報がないことは、余計に避難者の不安をあおった。

４　応急仮設住宅
（１）応急仮設住宅の建設用地確保が市の役割となったが、事前の設置予定場所では全く収容できなかった。市街地内には適地が少ない。オープンスペースは様々な用途と競合するため、事前の利用計画が必要である。
（２）必要な戸数の把握もなかなかできなかった。住宅の形状が業者によって異なるため、配置計画のやり直しが度々必要になったこともあり、各用地の設置戸数もなかなか確定しなかった。

５　災害時要援護者への配慮
（１）障害者、高齢者、乳幼児に対する施設のあり方、生活のあり方の検討が必要である。市職員だけでは十分な対応はできず、今後は地域の中で要援護者の支援をする仕組みも必要である。

（２）車いす、簡易トイレ等の障害者用器材や、手話通訳者､要約筆記者が不足した。また、高齢者や乳幼児のための食事・生活用品が不足した。これらの確保策を整備する必要がある。
（３）市職員が他の活動に追われる中、ハートフル福祉公社が地震直後に高齢者の安否確認を行い、福祉サービスもすぐに再開した。市内外の老人福祉施設への緊急ショートステイが高齢者の健康対策上有効であった。
（４）十分な対応が困難な段階では、広域の協力体制のもとで、障害者等の要援護者を応急的に被災地外へ避難させることも考えられる。
（５）外国語による電話相談等による情報の提供は、当初できなかった。

６節　食糧、飲料水及び生活必需品の調達、供給活動

１　食糧・生活必需品

（１）物資調達に関わる市保有車両や機材の不足、食糧・生活物資等の備蓄不足、物資の受入れ仕分けの要員不足に苦慮した。物資の積み降ろし等は、機材もなく、大変な作業となった。
（２）食糧・生活必需品の必要量の把握ができず、計画的な要請ができなかった。必要な内容を問い合わせてくれる支援はありがたかった。
（３）地震直後には大きな供給能力をもつ給食業者が市内になく、交通事情の悪い中では市外から避難所への直送ができず、市の職員が配食を行わなければならなかった。
（４）ライフラインが停止し、衛生状態の悪い中であり、弁当等の食品衛生への配慮が必要であった。冷却装置を持つ給食業者との事前の協定等が必要である。

２　給水

（１）給水タンク車がなく、車載用タンク１基では全市的な給水要請に応えられなかった。高架水槽に揚水できるポンプ付給水車の整備が必要である。
（２）緊急飲料水の備蓄（ペットボトル等)、耐震性飲料・消火兼用貯水槽の設置、給水補給地の確保策の整備が必要である。
（３）雑用水の需要量が大きいため、井戸やプールの活用策についても整備が必要である。
（４）避難所には給水タンクを早期に設置する必要がある。また、給水を受けるときのポリタンクの備蓄が必要である。

７節　遺体対応、防疫等、保健衛生に関する活動

１　遺体対応

（１）市内の火葬場が被災により使用不能となり、周辺市町も被災したため、遠方の自治体に依頼しなければならなくなった。広域的な火葬場の確保を検討する必要がある。
（２）早い段階で柩、ドライアイスが確保でき、寒い時期であったため、遺体を保つことができたが、季節によってはより迅速な処理が求められる。
（３）遺体の火葬のために遠方に搬送する必要が生じたが、車両確保に苦慮した。また、遺族や広域の他機関との連絡調整、交通渋滞、自衛隊車両への添乗、身元不明者への付添など、対応に人手、時間を要した。
（４）遺体安置所に寺社を指定していたが、全て被災したため、また想定をはるかに上回る死者が発生したため、急遽選定しなければならなくなった。ほとんど全ての公共施設は避難所となり、まとまった規模の遺体安置所を確保できなかったため、度々小規模な施設の追加指定が必要となり、現場の対応が混乱した。

２　防疫・食品衛生
（１）保健所の指導により対策を行ったが、今後とも保健所との連携、役割分担の検討が必要である。
（２）避難所での弁当給食や炊き出し等の衛生管理は、十分ではなく、寒い時期であったのが幸いしたが、今後食品衛生監視のあり方は十分検討する必要がある。

３　ゴミ処理
（１）一時大量に発生する生活ゴミをどの様に収集、貯留、処理するかを計画しておく必要がある。震災直後は、ゴミの分別が十分にされず、生活ゴミにガラスの破片等が相当に混入する等処分量が通常の約２．５倍に増えたが、１週間後には分別収集が行われた。
（２）電話がマヒし、極めて悪い道路交通条件のため、現地にゴミ収集に出ると全く連絡も取れず、効率が悪くなった。移動通信手段の確保が必要である。
（３）災害廃棄物処理は、解体費用の補助の方針変更により一時混乱したが、自主解体を認めたことで解体はかなりはかどった。また造成中の埋立地を災害廃棄物の仮置き場に使用できたことも役立った。

４　仮設トイレ・し尿処理
（１）水洗化１００％により市内にくみ取り業者がほとんどなく、災害時には応援を要請する必要がある。
（２）仮設トイレの備蓄がなかった。トイレットペーパーや公園等に設置する場合は照明器具の設置も必要となる。今後速やかな調達体制を確立する必

要がある。
（３）仮設トイレの設置とバキュームカーの手配はセットで行う必要がある。くみ取り可能な場所に仮設トイレを設置することや、設置場所の報告が重要となる。
（４）下水処理場が被災した中で、回収したし尿を処理する方法について整備する必要がある。

５　保健
（１）避難生活の長期化に伴い、避難所の環境では健康を害する避難者は少なくなかった。今後避難所における保健体制の整備が必要である。
（２）被災者に対する精神的なケアの必要性が大きくクローズアップされたが、今後の大きな検討課題である。
（３）ライフラインが被災した中で、仮設浴場を設置したことは、市民に大変好評であったが、夏期であれば、より迅速な設置が求められる。

８節　社会秩序の維持、物価の安定等に関する活動
（１）被災した市民が本当に必要としている情報、今後の生活がどうなるのかということを広報する必要がある。
（２）物価の高騰などは今回見られなかったが、被災者の不安軽減のためには、物資の安定供給による支援が重要である。
（３）一部避難所への浮浪者の流入が見受けられた。また市内では盗難による被害も発生した。これらに対する対策も必要である。

９節　施設、設備の応急復旧活動
（１）救助活動や応急給水活動など人命に関わる対策に多くの人手をとられ、被害調査などの復旧に向けての取り組みが後手に回ってしまった。調査体制の確立や要員の確保のための計画を整備する必要がある。
（２）復旧用の資機材置き場や駐車場の確保が必要である。応援の受入れ方法、役割分担、経費の負担等を事前に定め、相互応援協定を締結しておく必要がある。
（３）ライフラインについては、復旧状況の詳細な情報を市民に知らせること、被災時の補完システム、広域的に業者との協力体制の整備が必要である。

１０節　被災者等への的確な情報伝達活動

１　広報活動
（１）災害時には、市民は水や食料と同様に情報を強く求めているため、きめ

細かな情報提供が必要である。発災後１週間目から毎日広報紙を発行し、ある程度は市民の要望に応えることができたと思われる。

（２）マスコミでは、実際に市民が必要としていたきめ細かな地域の、ライフラインの復旧、交通、住宅、また復旧に関わる情報が、当初は極めて少なかった。マスコミを広報手段の一つとして活用すべきであった。

（３）市内部でも広報記事が各部班からなかなかスムーズに出てこなかったが、予告記事を含めて情報のタイムリーな提供を心がける必要がある。素早く対応できる体制や広報担当者の権限の範囲等について検討が必要である。

（４）災害時の広報紙の印刷、配布体制の確立、広報車の活用計画の整備の必要がある。きめ細かな地域の時事情報を伝えるのにＦＭの活用も検討する必要がある。

（５）地震直後のある程度想定できる事態の広報については、予め広報紙の原案を作っておき、発災後必要なデータを記入して印刷できるようにしておくことも検討する必要がある。

（６）情報の周知徹底のためには、市内だけではなく被災地外に避難した市民にも行き渡るように配慮する必要がある。

２　市民からの問い合わせ

（１）市民からの苦情、問い合わせの電話に多くの職員がかかりきりとなった。重要な連絡と同じ回線に入り、本部の連絡調整機能に支障をきたした。

（２）問い合わせに応じるための事前の資料（公共施設の地図、担当表）が整備されておらず、各々の問合わせへの対応、内容確認に手間がかかった。

（３）苦情への対応や確認された事項は、市民に広報することにより、以降の問い合わせを減少させることができると思われる。

（４）電話受付や相談窓口でマスコミの報道した内容が分からず、対応に苦慮することがあった。市内部での情報の共有を徹底することが重要である。

１１節　二次災害の防止活動

（１）土砂崩れ、降雨等への対策としては、ブルーシートの確保と配布がまず必要となった。ブルーシートの確保策を検討する必要がある。また、危険地区等に対する迅速な避難勧告等の実施体制の確立も重要である。

（２）建築物等の安全確保としては、建築物応急危険判定調査の計画がなかったが、県により実施された。事前の協議ができず、また後に行った被災度判定の調査結果とリンクしないため、現場の混乱を招いた。今後は危険度判定調査の実施計画の確立を行う必要がある。

（３）宅地の防災対策についても建築物と同様に行われたが、今後危険箇所の

チェック（パトロール等)、避難誘導体制を確立する必要がある。

（４）市内には大規模な危険物施設はなく、小規模なものについても今回は顕著な被害は見られなかった。

１２節　自発的支援の受入れ

（１）発災後３日目にボランティアによる「ボランティア委員会」が設立され、市庁舎に拠点を提供したことで、スムーズな連絡体制を築くことができた。

（２）短期的な応援では補助的な仕事しかお願いできなかった。しかし、マニュアル化されていれば、支援の申し出に対してすぐに取りかかってもらえる仕事もあっただろう。

（３）行政の組織的な応援、民間業者、ボランティア等それぞれの役割分担を明確にして、対応していく必要がある。

（４）災害ボランティアの受入れは、今回初めての経験であったが、受入れの窓口をどうするか、どのような仕事を分担するか等のマニュアル作成の検討も必要である。

（５）個人からの混載された物資の支援は、仕分けする余裕がなく、対応に苦慮した。今後は物資に関しては組織的な支援に限る等の対応が必要である。

１３節　応急教育対策

（１）他部への応援に回り、教育委員会としての活動が十分にできなかった。非常時でも教育行政がとれる体制を整備する必要がある。

（２）避難所、遺体安置所等が設けられた中で、学校の再開に向けての活動を行う必要があった。今後､教職員と施設の地域防災上の位置づけを検討する必要がある。

（３）今回の災害は児童生徒が自宅にいるときに発生したが、在校時に発生した場合の体制を整備する必要がある。

（資料０２）

春日･大野城･那珂川消防組合消防本部消防活動基本規程

平成２１年２月１日
訓令　第　３　号

春日・大野城・那珂川消防組合消防本部消防活動基本規程(平成 11 年訓令第16 号)の全部を改正する。

目次

第1章　総則(第1条―第3条)
第2章　消防活動体制
第1節　隊の編成(第4条―第14条)
第2節　出動計画(第15条―第27条)
第3節　指揮体制(第28条―第39条)
第4節　災害指令(第40条―第47条)
第5節　特別警戒(第48条―第52条)
第6節　自然災害等への対応(第53条・第54条)
第7節　非常招集(第55条・第56条)
第8節　応援協定等(第57条・第58条)
第3章　消防活動
第1節　活動の基本(第59条―第62条)
第2節　火災防ぎょ活動(第63条)
第3節　救急活動(第64条・第65条)
第4節　救助活動(第66条・第67条)
第4章　消防活動対策
第1節　消防活動計画(第68条―第72条)
第2節　地理及び水利(第73条―第75条)
第3節　訓練(第76条―第80条)
第5章　災害調査(第81条―第86条)
第6章　報告(第87条―第92条)
第7章　武力攻撃等への対応(第93条)
第8章　雑則(第94条・第95条)
附則

第1章　総則

(目的)

第1条　この規程は、消防法(昭和23年法律第186号。以下「法」という。)その他法令により消防が実施すべき災害の警戒及び防ぎょその他の消防業務を円滑に遂行するため、その基本的な事項を定めることを目的とする。

(用語の意義)

第2条　この規程において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
(1)消防業務　消防活動及び消防活動を円滑に実施するために行う調査、訓練、消防活動に関する計画の策定その他これらに類する業務をいう。
(2)消防活動　人の生命若しくは身体又は財産を災害から保護することを目的として、発生した災害を防ぎょし、若しくは被害の拡大を防止し、又は災害の発生を警戒し、若しくは防除するために実施する活動及びこれらに付随する情報の収集その他の活動をいう。
(3)救急活動　消防活動のうち法第2条第9項に規定する救急業務を遂行するために実施する活動及びこれらに付随する活動をいう。
(4)救助活動　消防活動のうち災害その他の事故により生命又は身体に危険が及んでおり、かつ、自らその危険を排除することができない者(以下「要救助者」という。)について、その危険を排除し、又は安全な状態に救出することを目的として実施する活動及びこれらに付随する活動をいう。
(5)消防隊　消防業務に従事するために編成される消防吏員の一隊をいう。
(6)消防部隊　出動を命じられ、又は第25条の規定による応急出動を行うことにより現場最高指揮者の指揮の下に一体的に消防活動に従事する消防隊をいう。
(7)福岡都市圏消防共同指令センター(以下「指令センター」という。)　消防隊の出動指令その他の指令業務を実施するために設けられた通信施設、指令管制情報システムその他の機器及びこれらの機器を操作する消防吏員の総体をいう。
(8)消防自動車　指揮自動車、ポンプ自動車、救助工作車(救助隊の編成、装備及び配置の基準を定める省令(昭和61年自治省令第22号)第4条第1項に規定する救助工作車をいう。以下同じ。)、救急自動車その他消防活動に必要な資器材を装備した自動車(道路交通法(昭和35年法律第105号)第2条第1項第9号に規定する自動車をいう。以下同じ。)をいう。
(9)気象注意報等　気象業務法(昭和27年法律第165号)に基づいて気象庁がする気象注意報及び気象警報のうち、火災の発生に関して注意を要する風雪注意報、強風注意報、乾燥注意報、暴風警報若しくは暴風雪警報又は法第22条第2項の規定により福岡県知事が市町長に行う通報をいう。
(10)防ぎょ困難対象物　第69条に規定する防ぎょ困難対象物及び防ぎょ困難地域のうち、火災が発生した場合に消防活動が著しく困難であるため、第17条に規定する火災計画出動において強化した消防部隊を出動させるべきものとして消防署長(以下「署長」という。)が指定したものをいう。
(11)現場指揮　災害現場において個々の消防部隊を効率的に活動させることにより消防部隊全体の活動を一体的かつ円滑に実施するため、予め定められたところにより上位の消防吏員が下位の消防吏員に対して行う指示及び命令をいう。
(12)指令管制情報システム　受信した災害通報により得られた情報を入力することにより、当該災害への対応に適切な消防自動車の捕捉及び選択、合成音声による指令その他の災害指令に関する業務の支援を行うために設けられた電子計算機及びこれにより制御される機器の総体をいう。

(次長及び署長の責務)

第3条　次長は消防長を補佐し、春日市、大野城市及び那珂川市（以下「管轄地域」という。）における消防事情の実態を把握してこれらに対応する消防体制の確立を図るとともに、署長と連携し、及びその他の消防職員(以下「職員」という。)を統括して常に消防業務の万全な遂行を期さなければならない。
2　署長は、消防署(以下「署」という。)の管轄区域における消防事情の実態の把握に努めるとともに、署の職員を指揮監督して当該管轄区域における消防業務の万全な遂行を期さなければならない。

第2章　消防活動体制

第1節　隊の編成

(消防隊の編成区分)
第4条　消防隊の編成は、次の各号に定めるところにより小隊、中隊及び大隊に区分する。
(1)小隊　小隊長及びその指揮の下に消防自動車を運用して消防業務の遂行に当たる消防吏員(以下「小隊員」という。)で編成される最小単位の消防隊
(2)中隊　中隊長及びその指揮の下に消防業務の遂行に当たる消防隊
(3)大隊　大隊長及びその指揮の下に消防業務の遂行に当たる消防隊

(小隊の構成)
第5条　小隊の構成は、小隊長、副小隊長及び隊員で編成する。

(消防隊の種別)
第6条　消防隊は、次の各号に掲げる種別に区分する。
(1)指揮隊
(2)警防隊
(3)救急隊
(4)救助隊

(指揮隊)
第7条　指揮隊は、指揮自動車を運用して、現場指揮活動に従事することを主たる任務とし、大隊長、中隊長及び指名された消防吏員により編成する。

(警防隊)
第8条　警防隊は消防自動車及び消防機械器具を運用して火災防ぎょ活動に従事することを主たる任務とする。

(救急隊)
第9条　救急隊は、救急自動車及び救急機械器具を運用して救急活動に従事することを主たる任務とする。

(救助隊)
第10条　救助隊は、救助工作車又は救助器具を装備した消防自動車(以下「救助

工作車等」という。)及び救助器具を運用して救助活動に従事することを主たる任務とし、支障のない範囲内で火災防ぎょ活動に従事するものとする。

(消防隊の名称及び運用する消防自動車等)

第11条　消防隊は、署の本署及び消防出張所(以下「署所」という。)に配置される消防自動車等1台(別に定める2台以上の消防自動車等を1組とし、その中から災害種別に応じて選択して運用することとされた消防自動車にあっては当該1組)について1隊を編成する。

2　消防隊の名称及び運用すべき消防自動車等は、別表第1のとおりとする。

(最少活動人員)

第12条　署長は、署所の消防活動の体制を確立するため、別に定める基準に従い人員を確保しなければならない。

(消防隊の編成)

第12条の2　署長は、消防隊員の始業の際に署所の消防隊の編成を行うとともに、消防隊ごとに当日の消防活動において当該消防隊の各級指揮者となる者及びその者に事故がある場合の代行者を指名しなければならない。

2　署長は、前項の規定により消防隊の編成を行ったときは、春日・大野城・那珂川消防署部隊編成表（様式第1号）を作成しなければならない。

(署の消防部隊の基本的編成)

第13条　災害現場以外で消防業務に従事する際の署の消防部隊の基本的な編成は、別表第2のとおりとする。

(臨時措置)

第14条　署長は、署所の消防自動車等その他の機械器具の故障その他適正な消防活動の執行に必要な体制が確保できないと認める事態が生じた場合は、代替の機械器具の確保等の措置を講じて消防活動体制の確保を図るとともに、当該措置を講じた旨を警防課長及び指令センターに通知しなければならない。

2　署長は、常に署所の消防隊の編成状況に留意し、消防活動体制上支障があると認めるときは、消防隊の出動について必要な措置を講じるとともに、講じた措置の内容を警防課長に通知しなければならない。

第2節　出動計画

(出動の種別)

第15条　災害に対する消防隊の出動は、計画出動、特命出動及び応急出動に区分する。

(計画出動)

第16条　出動計画は、次の各号により区分する。

(1)火災計画出動

(2)救急計画出動

(3)特別救急計画出動
(4)救助計画出動
(5)警戒計画出動
(6)応援計画出動

(火災計画出動)
第17条　火災計画出動は、次の各号に掲げる対象種別ごとの火災に対処するための出動とする。
(1)建物(一般)　地階を除く階数が3以下の建物に係る火災(第11号から第13号までに係るものを除く。)を覚知した場合の出動
(2)建物(高層)　地階を除く階数が4以上の建物に係る火災(第11号から第13号までに係るものを除く。)を覚知した場合の出動
(3)林野(原野)　原野(草木が広範囲に生育している地域で、次号に規定する林野に該当しないものをいう。)における火災を覚知した場合の出動
(4)林野(山林)　林野(山間部その他樹木が密集した地域をいう。)における火災を覚知した場合の出動
(5)車両(一般道路)　第1号又は第2号、次号から第7号までの規定に該当しない場所における自動車(第12号に規定するタンクローリーを除く。次号から第7号までにおいて同じ。)又は原動機付自転車に係る火災を覚知した場合の出動
(6)車両(都市高速道路)　福岡都市高速道路の区域内における自動車に係る火災を覚知した場合の出動
(7)車両(九州自動車道)　高速自動車国道九州縦貫自動車道の区域内における自動車に係る火災を覚知した場合の出動
(8)車両(鉄道)　列車に係る火災(第12号に係るものを除く。)を覚知した場合の出動
(9)航空機(小型)　セスナ機、回転翼航空機、小型旅客機(搭乗定員が概ね50人未満のものに限る。)、その他の最大離陸重量が概ね15トン未満の小型の航空機(航空法(昭和27年法律第231号)第2条第1項に規定する航空機のうち発動機を有するものをいう。以下同じ。)に係る火災を覚知した場合の出動
(10)航空機(大型)　旅客機(搭乗定員が概ね50人以上のものに限る。)、その他の最大離陸重量が概ね15トン以上の大型の航空機に係る火災を覚知した場合の出動
(11)船舶(小型)　ヨット、モータボート、その他全長20メートル未満の小型船舶火災に係る火災を覚知した場合の出動
(12)危険物(一般)　次号から第13号までに規定するもの以外の危険物質(引火性物質、爆発性物質、劇毒物その他の危険性のある物質をいう。以下同じ。)に係る火災を覚知した場合の出動
(13)危険物(タンクローリー)　タンクローリー(2,000リットル以上の危険物質を運送する自動車又は列車をいう。)に係る火災を覚知した場合の出動
(14)危険物(R.I.)　放射性物質に係る火災を覚知した場合の出動
(15)危険物(堆積可燃物)　堆積可燃物(大量に堆積された金属類、可燃物をいう。)に係る火災を覚知した場合の出動
(16)洞道(洞道)　次号に該当するもの以外の洞道(第1号又は第2号に該当するもの以外の地下に設けられた通路をいう。以下同じ。)における火災を覚知した

場合の出動
(17)洞道(トンネル)　トンネル(専ら人又は自動車、原動機付自転車その他の車両の交通の用に供するため地下に設けられた洞道をいう。)における火災を覚知した場合の出動
(18)その他　前各号に掲げるもののほか、火災を覚知した場合の出動

(救急計画出動)
第18条　救急計画出動は、前条及び次条から第22条までの規定に該当しない場合における傷病者の発生に対処するため、単独又は複数の救急隊で救急活動を遂行するための出動とする。

(特別救急計画出動)
第19条　特別救急計画出動は、次の各号に掲げる災害種別に対処するための出動とする。
(1)列車事故　列車事故(列車と列車又は自動車等の衝突、列車の脱線又は転覆その他列車に関する事故をいう。)により多数の傷病者が発生した場合の出動
(2)交通事故　交通事故(前号に該当するものを除く。)により多数の傷病者が発生した場合の出動
(3)集団事故　集団食中毒その他多数の者が参集した場所における事故により多数の傷病者が発生した場合の出動
(4)N事故　放射性物質に関する事故により傷病者が発生した場合又はその恐れがある場合の出動
(5)BC事故　生物剤及び化学物質等に関する事故により傷病者が発生した場合又はその恐れがある場合の出動
(6)その他　前各号に掲げるもののほか、多数の傷病者が発生した場合の出動

(救助計画出動)
第20条　救助計画出動は、次の各号に掲げる災害種別に対処するための出動とする。
(1)交通事故　交通事故により要救助者が発生した場合の出動
(2)水難事故　船舶事故その他の水難事故により要救助者が発生した場合の出動
(3)建物事故　建物又は工作物及びこれらの付属物(以下「建物等」という。)の損壊、建物等の内部に存する施設に関する事故(次号に該当するものは除く。)その他建物等に関する事故により要救助者が発生した場合の出動
(4)機械事故　稼動中の機械器具に関する事故により要救助者が発生した場合の出動
(5)酸欠事故　酸素欠乏に関する事故により要救助者が発生した場合の出動
(6)山岳事故　山岳において、要救助者が発生した場合の出動
(7)その他　前各号に掲げるもののほか、事故により要救助者が発生した場合の出動

(警戒計画出動)
第21条　警戒計画出動は、次の各号に掲げる種別ごとの災害に対処するための出動とする。

(1)油漏洩　交通事故等による油類等の危険物質の漏洩を覚知した場合(次号に掲げる場合を除く。)の出動
(2)ガス漏洩　都市ガス、プロパンガスその他の引火性又は有毒性のガスの漏洩を覚知した場合の出動
(3)その他　前3号に掲げるもののほか、警戒を要する事案を覚知した場合の出動

(応援計画出動)
第22条　応援計画出動は、次の各号に掲げる種別ごとの事案に対処するための出動とする。
(1)火災　消防組織法(昭和22年法律第226号。以下「組織法」という。)第39条第2項の規定に基づき締結された消防の相互応援に関する協定(以下「応援協定」という。)により出動すべき組合の区域外において火災の発生を覚知した場合又は組合と応援協定を締結している市町村長(地方自治法(昭和22年法律第67号)第284条の規定に基づく消防事務を共同処理する組合の管理者を含む。以下同じ。)から消防活動(救急活動及び救助活動を除く。)に関する出動要請があった場合の出動
(2)救急　組合と応援協定を締結している市町村長から救急活動に関する出動要請があった場合の出動
(3)救助　組合と応援協定を締結している市町村長から救助活動に関する出動要請があった場合の出動
(4)その他　前3号に掲げるもののほか、応援協定を締結している市町村長から応援出動があった場合又は組織法第43条若しくは第44条第3項から第6項まで若しくは災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第67条第1項の規定に基づく応援要請があった場合の出動

(出動次数)
第23条　第17条から前条までに規定する計画出動は、災害の内容及び規模並びにその対処に必要な消防部隊の数を勘案し、出動次数として第1出動、第2出動、第3出動及び第4出動に区分するものとし、当該区分ごとの出動すべき消防自動車等の種類及び台数は、別表第3のとおりとする。

(特命出動)
第24条　特命出動は、次の各号に掲げる場合の出動とする。
(1)計画出動に該当する災害について、その内容から別表第3に定める消防自動車等以外の消防自動車等の出動の必要を認めるとき。
(2)計画出動に該当する災害について、その内容から別表第3に定める消防自動車等の出動の必要がないと認めるものがあるとき。
(3)風水害、地震等の災害で計画出動に該当しないものに対する出動の必要を認めるとき。
(4)　前3号に掲げる場合のほか、消防長が必要と認めるとき。

(応急出動)
第25条　指令センターが覚知していない災害を発見し、又は通報を受けて災害を覚知した消防隊の指揮者は、第44条第1項の規定にかかわらず、出動指令を待

たずに速やかに自己の指揮する消防隊を応急出動させるとともに、第41条第1項に規定する事項を指令センターに速報しなければならない。ただし、通報を受けて災害を覚知した場合において、自己の指揮する消防隊の装備資器材その他の事由により他の消防隊が対処することが適切であると判断したときは、直ちに指令センターへ速報し、その指示に従わなければならない。

(直近主義)

第26条　出動計画又は特命出動の出動指令を行う場合の出動すべき消防隊の選択は、出動を要する消防自動車の種類ごとに、当該選択のときにおいて災害現場に近い位置に存し、かつ、出動可能な状態にある消防自動車等を優先して運用するものとする。

(残留消防隊)

第27条　署長は、出動その他の事由により災害現場周辺の広い範囲において出動可能な消防隊が不在となった署所が生じた場合は、当該範囲内又はその周辺部での新たな災害の発生に備えるため必要と認めるときは、当該署所に他の署所の消防隊を移動して配置する。

2　前項の他の署所から移動して配置される消防隊(以下「残留消防隊」という。)は、移動先の署所に属する消防隊が帰還し、又は前項の事由が解消したことにより当該署所において出動可能の状態となったときにその属する署所に帰還する。ただし、現場最高指揮者又は指令センターから別命があったときは、この限りでない。

第3節　指揮体制

(指揮者の任務)

第28条　現場指揮(以下本節において「指揮」という。)を執る者は、災害に関する情報を的確に判断し、消防活動に当たっては最小限の労力及び資器材で最大限の効果を上げるよう努めるとともに、消防隊員及び周囲の住民等の安全に注意しなければならない。

(各級指揮者)

第29条　指揮は、災害現場に出動した小隊長、中隊長、大隊長、署長又は消防長が行う。ただし、これらの各級指揮者(小隊長を除く。)が指揮を執ることができない場合は、別表第4に定める代行者が代行して指揮を執るものとする。

(各級指揮者の役割分担)

第30条　小隊長(小隊長が指揮を執ることができない場合は、第12条の2第1項の規定により指名された代行者とする。以下同じ。)は、中隊長(中隊長が指揮を執ることができない場合は、前条第1項の規定による代行者とする。以下同じ。)の指揮を受け、小隊員を指揮して消防自動車等及びその他の資器材を有機的に活用し、担当する部署における消防活動に当たらなければならない。ただし、小隊長が現場最高指揮者であるときはこの限りでない。

2　中隊長は、大隊長(大隊長が指揮を執ることができない場合は、前条第1項の

規定による代行者とする。以下同じ。)の指揮を受け、小隊長を指揮して消防活動に当たらなければならない。ただし、中隊長が現場最高指揮者であるときは、この限りでない。

3　現場最高指揮者から現場最高指揮者の指示する方面の小隊又は中隊を統括して指揮することを命じられた中隊長は、大隊長の指揮を受け、当該方面の小隊又は中隊を有機的に活動させるように管理しなければならない。この場合において、当該方面の小隊長又は中隊長は当該方面を統括するよう命じられた中隊長の指示に従わなければならない。

4　大隊長は、現場最高指揮者の指示する方面の中隊を統括して大隊を編成するとともに、署長(署長が指揮を執ることができない場合は、前条第1項の規定による代行者とする。以下同じ。)の指揮を受け、中隊長を指揮して各中隊を有機的に活動させることにより、消防活動が効率的に遂行されるよう管理しなければならない。ただし、大隊長が現場最高指揮者であるときは、この限りでない。

5　署長は、現場最高指揮者の指示する方面の大隊を統括して署隊を編成するとともに、消防長(消防長が指揮を執ることができない場合は、前条第1項の規定による代行者とする。以下同じ。)の指揮を受け、大隊長を指揮して各大隊を有機的に活動させることにより、消防活動が効率的に遂行されるよう管理しなければならない。ただし、署長が現場最高指揮者であるときは、この限りでない。

6　災害現場に到着した各級指揮者は、現場状況、要救助者情報等を現場最高指揮者及び指令センターに逐次速報しなければならない。

(現場最高指揮者)

第31条　現場最高指揮者は、災害現場における最高責任者として、現場最高指揮(消防部隊全体を一体的かつ機能的に活動させるために実施する指揮をいう。以下同じ。)を執ることにより、消防部隊が効率的に消防活動を遂行するよう管理するとともに、災害現場における消防部隊及び周囲の住民等の安全確保に努めなければならない。

(指揮体制等)

第32条　災害の規模等に応じた指揮体制(現場最高指揮者及び情報班を中心に構成される指揮系統(必要に応じて各級指揮者を含む。)をいう。以下同じ。)の区分及び当該指揮体制において現場最高指揮者となるべき者は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1)第1指揮体制　大隊長

(2)第2指揮体制　署長（署長が指示する場合は副署長）

(3)第3指揮体制　消防長(消防長が指示する場合は次長)

2　前項第1号から第3号までに掲げる現場最高指揮者が消防活動のために出動し、消防活動を終了するまでの間に新たな災害が発生した場合は、現場最高指揮者が指示し前項の規定を適用する。

3　次の各号に掲げる場合における現場最高指揮者は、それぞれ当該各号に定める者とする。

(1)小隊が単独で出動する場合　当該小隊の小隊長(上位の階級の者が同乗し出

動する場合は、当該上位の階級の者)
(2)小隊のみが複数出動する場合　最先着の小隊の小隊長(同じ階級の者が複数到着している場合は、到着の早い者)
(3)中隊が単独で出動する場合　当該中隊の中隊長

(出動区分と指揮体制)
第33条　計画出動における指揮体制は、別表第5のとおりとする。
2　計画出動以外の出動指令を発する場合において指揮体制を構築する必要があるときの指揮体制の区分は、その都度消防長が命じる。
3　前2項の規定による指揮者の出動計画は、別に定める。

(現場最高指揮の臨時代行)
第34条　第32条第1項又は第2項の規定により現場最高指揮者となるべきものが災害現場において指揮を執ることができる状態となるまでの間は、現場に到着した各級指揮者のうち、上位の階級の者(同じ階級の者が複数到着している場合は、到着の早い者。次項において同じ。)が現場最高指揮を臨時代行するものとする。
2　現場最高指揮者となるべき者が災害現場において現場最高指揮を執ることができる状態となるまでの間において、現場最高指揮を臨時代行する者より上位の階級の者が到着した場合は、速やかに、現場最高指揮の臨時代行を当該上位の階級の者に移行しなければならない。
3　前2項の規定により現場最高指揮を臨時代行する者は、現場最高指揮者となるべき者が現場最高指揮を執ることができる状態となったときは、速やかに、現場最高指揮を当該最高指揮者となるべき者に移行しなければならない。
4　前項の規定により現場最高指揮を移行する者は、速やかに、現場の状況、移行までの間にとった措置その他現場最高指揮の行使のため必要な事項を現場最高指揮者となるべき者に報告しなければならない。

(指揮体制の移行)
第35条　現場最高指揮者は、災害の状況等の変動に応じ、出動次数の上位への移行又は当該災害の対応に必要な機能を有する消防自動車等の特命出動を指令センターに要請することができる。
2　前項の要請に応じ、出動次数の移行がなされた場合は、別表第5に定めるところに従い指揮体制も移行するものとする。ただし、現場最高指揮者は、指揮体制を移行させず、又は別表第5の定めと異なる指揮体制を指令することができる。
3　前項の規定により指揮体制が移行された後、移行後の指揮体制で現場最高指揮者となるべき者が災害現場において指揮を執ることができる状態となるまでの間は、前条第1項及び第2項の規定にかかわらず、移行前の指揮体制での現場最高指揮者であった者が引き続き現場最高指揮を執るものとする。
4　指揮体制の移行に伴い現場最高指揮者が交替する場合における現場最高指揮の移行については、前条第4項の規定を準用する。

(指揮宣言)

第36条　現場最高指揮を執る者は、現場最高指揮の執行に当たり、自己の身分及び氏名の表明並びに以後現場最高指揮を執る旨の宣言(以下「指揮宣言」という。)を行わなければならない。
2　指揮宣言は、消防部隊及び指令センターに確実に周知されるよう実施されなければならない。

(情報収集・調査)
第37条　現場最高指揮者は災害現場における指揮体制の円滑な遂行を図るため、災害の状況に応じ、情報収集及び調査を行わなければならない。

(現場本部)
第38条　現場最高指揮者は、災害現場における情報の収集及び分析並びに効率的な消防活動の検討を行う機関として現場本部を設置しなければならない。ただし、災害が小規模である場合又は消防活動が短時間に終了すると見込まれる場合で、現場本部を設置する必要がないと判断した場合は、この限りでない。
2　現場本部が設置された場合は、各級指揮者は、自己の担当する部署における災害の状況その他の情報を逐次現場本部に速報しなければならない。

(現場本部の組織)
第39条　現場本部に本部長、副本部長及び本部員を置く。
2　本部長及び副本部長は指揮体制の区分に従い別表第6に定める者を、本部員は必要に応じて本部長が指名する者をもって充てる。
3　本部長は、副本部長及び本部員を統括し、現場本部の運営に当たる。
4　副本部長は、情報の分析、災害防ぎょ戦術に関する立案及び助言、広報活動、報道関係者との対応、消防活動の遂行上必要な物資の調達及び補給等を実施するとともに、本部長を補佐し、本部長に事故がある場合は、本部長の職務を代行する。
5　副本部長は、本部長に命じられた場合は、本部長が指定する範囲の責任者として指揮に当たらなければならない。
6　本部員は、現場本部における庶務に当たる。

第4節　災害指令

(指令センターの責務)
第40条　指令センターに関する事務の管理及び執行については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第1項の規定に基づき、福岡市に委託する。

(災害通報の受信)
第41条　署所において、電話その他の手段により災害通報を受けた者は、直ちに指令センターに災害の種別及び状況、災害発生場所、対象物名、目標物、傷病程度その他必要な事項を伝達しなければならない。

第42条及び第43条　削除
(出動指令)

第44条　消防隊の災害現場への出動は、出動指令に基づいて行う。
2　出動指令は、指令センターが発する。
3　出動指令を発した災害について現場最高指揮者が要請する場合は、指令センターは、出動次数を上位に移行し、又は別に特命出動を選択し、新たに出動指令を発しなければならない。
4　指令センターは、火災計画出動を指令した場合において、出動対象となった災害について続報等により炎上中であることを確認したときのほか、出動次数を緊急に上位に移行する必要があるときは、現場最高指揮者の要請を待たずに、上位への移行を指令することができる。

第45条　削除

(消防無線)
第46条　消防活動に関する情報の伝達は、消防無線により行う。ただし、消防無線によっては良好な交信が確保できないときは、有線電話その他の適切な伝達手段の利用を図らなければならない。
2　消防無線の統制管理は、指令センターが行う。

(春日・大野城・那珂川消防組合消防通信規程)
第47条　消防通信に関しこの規程に定めのない事項は、春日・大野城・那珂川消防組合消防通信規程(平成20年訓令第2号)の定めるところによる。

第5節　特別警戒

(火災警報発令下等の特別警戒)
第48条　消防長は、管轄区域に法第22条第3項の規定による火災に関する警報が発せられたとき、又は気象その他の状況から災害の発生が予測される場合において警戒が必要であると認めるときは、管轄区域の全域又は一部を指定して署長に対し特別警戒の実施を命じる。
2　署長は、特別警戒を実施する場合は、次の各号に掲げる措置のうち必要なものを実施しなければならない。
(1)予防広報
(2)巡回警戒
(3)気象情報その他警戒を必要とする状況に関する情報の収集体制の構築
(4)消防活動体制の強化
(5)前各号に掲げるもののほか、消防長が指示する事項
3　署長は、あらかじめ署の管轄区域の実情に応じた特別警戒の実施要領を策定し、特別警戒の実施に当たっては、当該実施要領に則して行わなければならない。

(その他の特別警戒)
第49条　署長は、前条第1項の命令がある場合のほか、署の管轄区域内において祭礼、興行等多数の者の参集が予測される催事その他災害の発生に警戒を要し、災害が発生した場合に重大事故に至ることが見込まれる事案に対し、特別警戒

を実施することができる。
2　前項の特別警戒の実施については、前条第2項及び第3項の規定を準用する。

（予防広報及び巡回警戒）
第50条　予防広報は、消防隊に管轄区域内を巡回させ、住民に火災その他の災害の警戒の呼びかけその他適切な手段を用いることにより実施する。
2　巡回警戒は、消防隊に管轄区域内を巡回させ、火災その他の災害の警戒に当たらせることにより実施する。

（消防活動体制の強化）
第51条　消防活動体制の強化は、次の各号に掲げる措置のうち必要なものを実施する。
(1)消防吏員の不要不急の外出の制限等消防活動要員の確保に関する措置
(2)毎日勤務の消防吏員の消防活動要員への編入
(3)勤務に服していない消防吏員の招集
(4)前各号に掲げるもののほか、署長が適当と認める措置
（特別警戒の解除）
第52条　署長は、消防長が第48条の規定による特別警戒の実施に関する命令を解除したとき、又は第49条に定める事案について特別警戒を継続する必要がないと認めるときは、速やかに特別警戒を終了しなければならない。

第6節　自然災害等への対応

（消防災害警備本部の設置）
第53条　消防長は、第55条第1号から第4号に掲げる場合で、通常の警備体制では対応が困難であると認めるときは、非常の警備体制のため、消防本部に消防災害警戒本部（以下「警備本部」という。）を設置することができる。
2　警備本部は、災害の規模及び災害状況に応じ次のとおりの区分とする。
(1)情報収集体制
　当務職員及び警備本部に必要な最低人員
(2)第1配備体制
　当務職員及び日勤職員のおおむね3分の1を加えた人員
(3)第2配備体制
　当務職員、非番職員及び日勤職員のおおむね3分の2を加えた人員
(4)第3配備体制
　全職員
3　警備本部が設置されたときは、無線通信及び消防隊の選択は第40条及び第41条の規定にかかわらず警備本部から行うことができる。
4　警備本部の運営について必要な事項は、別に定める。

（地域防災計画等の遵守）
第54条　前条に定めるもののほか、大規模災害の対応については、春日市、大野城市又は那珂川市が定める地域防災計画に従って行うものとし、その実施に関して必要な事項は、別に定める。

第7節　非常招集

(非常時の招集)

第55条　所属長(消防本部にあっては次長、署にあっては署長をいう。以下同じ。)は、次の各号に掲げる場合において、消防活動の遂行に必要な消防吏員の員数を確保することができないと認めるときは、所属の消防吏員の招集を行わなければならない。

(1)計画出動をすべき災害で出動次数が第3出動（救急計画出動を除く）に該当するものが発生したとき。

(2)山林火災等の大規模な災害が発生したとき。(前号に掲げる場合を除く。)

(3)管轄区域のいずれかの市に武力攻撃事態等が発生したとき。

(4)管轄区域のいずれかの市に災害警戒本部が設置されたとき。

(5)管轄区域外に広域計画出動する場合

(6)前各号に掲げる場合のほか、消防庁が必要と認めるとき。

2　前項の実施に関して必要な事項は、別に定める。

(非常災害時の消防吏員の心得)

第56条　消防吏員は、正規の勤務時間以外において、天災地変等の非常災害の発生が予測され、又はその発生を覚知したときは、第55条の規定による招集がある場合に備えてあらかじめ登録した連絡先で待機し、又は勤務所属に問い合わせて状況把握に努める等消防活動に支障が生じないよう留意しなければならない。

2　消防吏員は、震度6弱以上の地震が発生した場合又は前項の規定に基づく状況把握ができない場合は、直ちに勤務所属へ出勤しなければならない。

第8節　応援協定等

(応援協定等の優越)

第57条　応援協定又は関係機関等との消防活動に関する協定にこの規程に抵触する規定がある場合は、これらの協定の規定をこの規程に優先して適用する。

(応援協定等に基づく出動)

第58条　応援協定に基づく消防隊の出動については、計画出動に定めるもののほか、応援協定を締結した市町村において特殊な災害の発生が予想される場合には、可能な限りその災害の内容に応じた事前計画を定めるものとする。

2　応援協定を締結していない市町村に関して組織法第43条又は第44条の規定に基づく応援出動等の要請等があった場合の消防隊の出動については、前項の規定に準じて対応するものとする。

第3章　消防活動

第1節　活動の基本

(現場活動の原則)
第59条　災害現場における消防活動は、人命尊重を最優先とし、次の各号に掲げる事項を基本原則として行動しなければならない。
(1)上位の指揮者の指揮に従って統制のある行動をとり、士気旺盛に活動すること。
(2)災害の状況に即した迅速、確実かつ安全な行動をとること。
(3)消防部隊相互の連携を密にし、計画的な消防活動の実行に努めること。
(4)消防自動車等及び装備した機械器具を効果的に活用すること。
2　各種災害における消防活動については、消防活動の指針に定めるところによる。

(小隊員の責務)
第60条　小隊員は、小隊長の指揮に従い、他の小隊員と連携して安全かつ効率的に消防自動車等及び必要な資器材の運転又は操作その他の消防活動に従事しなければならない。

(引揚)
第61条　引揚は、現場最高指揮者の命により行う。
2　各級指揮者は、引揚に際して人員及び消防機械器具の点検を行わなければならない。

(消防活動時の安全管理)
第62条　消防活動時の安全管理に関する事項は、消防活動の指針に定めるところによる。

第2節　火災防ぎょ活動

(火災防ぎょ活動の基本)
第63条　火災防ぎょ活動は、効率的な部隊運用により行わなければならない。
2　火災防ぎょ活動は、消防対象物の火災の早期鎮圧とともにその近隣への延焼防止を主眼とする。
3　火災防ぎょ活動は、消防対象物の近隣(階数が2以上の建築物で、被災階が当該建築物の最下階以外の階である場合はその階下を含む。)への水損防止に配慮しなければならない。
4　火災が鎮圧状態となった後は、残火処理等により再燃防止策を講じなければならない。

第3節　救急活動

(救急活動の基本)
第64条　救急活動に従事する消防吏員は、傷病者の生命又は身体の保持のため、医療機関等への安全かつ迅速な搬送及び関係法令により認められる範囲の応

急処置の実施に努めるとともに、搬送中の傷病者又は関係者から収集した情報を医師その他の医療関係者に提供するなど、適切な医療行為の実施のために協力しなければならない。
2　救急活動に従事する消防吏員は、次の各号に掲げる事項に留意して活動しなければならない。
(1)救急業務の特質を自覚し、身体及び着衣の清潔の保持に努めること。
(2)傷病者及び関係者に対しては、懇切丁寧に対処し、不快又は不安の念を与えないよう言動に留意すること。
(3)業務上知り得た傷病者又は関係者の秘密をみだりに口にしないこと。
(4)常に沈着冷静に行動し、傷病者に対する応急処置に当たっては不注意や思い違いによる過誤等を生じさせないこと。
(5)救急機材は、適正に使用するとともにその保全に留意すること。

(春日・大野城・那珂川消防組合消防本部救急業務規程)
第65条　救急業務に関しこの規程に定めのない事項は、春日・大野城・那珂川消防組合消防本部救急業務規程(平成11年訓令第19号)の定めるところによる。

第4節　救助活動

(救助活動の基本)
第66条　救助活動に従事する消防吏員は、習得した技能及び知識並びに機械器具を最大限に活用して要救助者の救助に当たらなければならない。
2　救助活動に係る指揮者は、救助活動に従事する消防吏員ごとにその任務の範囲を判断して指揮を執るとともに、危険が予測される場合は、それらの消防吏員の安全を図るために必要な処置を講じなければならない。

(春日・大野城・那珂川消防組合消防本部救助業務規程)
第67条　救助業務に関しこの規程に定めのない事項は、春日・大野城・那珂川消防組合救助業務規程(平成18年訓令第2号)の定めるところによる。

第4章　消防活動対策

第1節　消防活動計画

(消防活動計画の策定)
第68条　署長は、管轄区域内の消防活動を円滑に実施するため、対象物及び地域ごとに災害時の消防活動に関する計画(以下「消防活動計画」という。)を策定し、その副本を警防課長に送付しなければならない。

(計画策定対象物)
第69条　消防活動計画の策定対象物及び地域(以下「策定対象物等」という。)は、次の各号に掲げるとおりとする。
(1)防ぎょ困難対象物
ア　消防法施行令(昭和36年政令第37号)別表第1に掲げる防火対象物(同表第

18項から第20項までに掲げるものを除く。)のうち別に定める基準に該当するもの

イ　危険物の規制に関する規則(昭和34年総理府令第55号)第33条第1項各号に掲げる製造所、屋内貯蔵所、屋外タンク貯蔵所、屋内タンク貯蔵所又は一般取扱所

ウ　危険物の規制に関する政令(昭和34年政令第306号)別表第4に定める数量の1,000倍以上の指定可燃物を製造し、貯蔵し、又は取り扱う防火対象物で、署長が指定するもの

エ　放射性物質を貯蔵し、又は取扱う防火対象物

オ　その他署長が指定するもの

(2)建築密集地域　幅員4メートル以上の道路、鉄道、河川その他の明らかに周囲の区域から区分し得る地理的な要素で囲まれた最小の区画又はその区画が連鎖する区域であって、その総面積に占める木造建築物の建築面積の合計の割合が60パーセント以上又はこれに準じる地域で、火災が発生した場合に特に延焼の拡大が著しいと予想される地域のうち、署長が消防活動計画を策定する必要があると認める地域

(3)防ぎょ困難地域　幅員3メートル以上の道路が存しない区画等又は消防隊の進入経路が一つ若しくは進入が困難な区画等で、かつ、消防自動車が停止した位置からホース5本以上を延長しなければ防ぎょ活動における包囲隊形が取れない地域のうち、署長が消防活動計画を策定する必要があると認める地域

(4)水利不便地域　山林、その他の水利の利用が困難な地域のうち、署長が消防活動計画を策定する必要があると認める地域

(計画策定要領)

第70条　消防活動計画は、策定対象物等の平面図(地階を含む階数が2以上の防ぎょ困難対象物にあっては階ごとのもの)、当該平面図に行動計画を図示したもの及び計画内容の説明書で構成する。

2　前項に定めるもののほか、消防活動計画の策定要領に関する事項は、別に定める。

(消防活動計画の調整)

第71条　署長は、策定対象物等及びその周囲の状況その他の消防活動上の諸条件の変化に注意し、必要に応じて消防活動計画の修正、改訂等を行い、消防活動計画が常に実効性あるものであるよう維持しなければならない。

(消防活動計画の周知)

第72条　署長は、策定した消防活動計画を署所の消防吏員その他関係のある消防吏員に周知しなければならない。

2　消防隊の指揮を執る者は、日頃から消防活動計画に熟知するよう努め、策定対象物等において発生する災害に備えておかなければならない。

第2節　地理及び水利

(地理及び水利の掌握)

第73条　署長は、管轄区域内における地理及び水利の状況を常に把握するよう努めなければならない。

(地理水利台帳の調整)
第74条　署長は、指令管制情報システムにより管轄区域の消防活動に活用可能の水利の状況を整理した地理水利台帳を作成しておかなければならない。

(図面の整備)
第75条　署長は、管轄区域内の配水管路線図を整備しなければならない。

第3節　訓練

(訓練の種類)
第76条　訓練は、その内容及び規模から次の各号に掲げるものに区分する。
(1)基本訓練　消防活動の個々の基本的技術及び基本行動を習得することを目的として実施する訓練
(2)図上訓練　図面、模型又はこれらに類するものを利用し、基本訓練で習得した基本的技術及び基本行動の活用に関する理解を深めることを目的として実施する訓練
(3)合同訓練　複数の消防隊が合同し、及び連携して仮想した災害に対処することにより消防活動の基本的技術及び基本行動の組織的応用力の習熟を図るため実施する中規模な訓練
(4)総合訓練　前各号に掲げる訓練により習得した消防活動の基本的技術及び基本行動を効果的に発揮し、総合的な消防活動の技術及び行動様式の向上を図るため、必要に応じて消防以外の機関と合同して実施する大規模な訓練

(訓練指針)
第77条　前条に定める訓練を効果的に実施するための指針は、消防長が定める。

(訓練計画の策定)
第78条　署長は、前条の規定により消防長が定める指針を踏まえ、管轄区域内の特性その他の事情を考慮して訓練の計画を策定しなければならない。

(訓練の実施)
第79条　署長は、前条の規定により策定した計画に従い、訓練を実施しなければならない。
2　署長は、前項の規定に基づく訓練を実施したときは、消防長に報告しなければならない。

(訓練時の安全管理)
第80条　訓練時の安全管理に関する事項は、春日・大野城・那珂川消防組合訓練時安全管理要綱(平成11年訓令第15号)の定めるところによる。

第5章　災害調査

(調査の主眼)
第81条　火災調査(法第31条に規定する火災の原因並びに火災及び消火のために受けた損害の調査をいう。以下同じ。)は、将来の火災を予防し、又は効果的な火災防ぎょ活動の在り方を研究するために必要な基礎資料を得ることを主眼として実施するものとする。
2　火災以外の災害について原因又は損害に関する調査が必要な場合は、前項の規定に準じてこれを実施するものとする。

(調査活動)
第82条　第37条に規定する情報収集及び本章に規定する災害調査に関する消防活動(以下「調査活動」という。)は、現場最高指揮者が主体となって実施する。

(現場保存等)
第83条　消防活動に従事する消防吏員は、災害現場又はその周囲の状況に不用意に変更を加えることにより調査活動に支障を生じさせることのないよう留意しなければならない。
2　消防活動に従事する消防吏員は、可能な限り速やかに活動中に得られた調査活動に必要な情報を調査担当に提供するよう努めなければならない。

(警察等との協力)
第84条　調査担当員及びその他の消防活動に従事する消防吏員は、調査活動の円滑な執行に資するため、災害現場において警察その他関係機関と相互に協力しなければならない。

(民事不介入)
第85条　調査活動に当たっては、必要以上に個人の情報を収集し、又は民事の紛争に介入してはならない。
2　調査活動により得られた情報を扱う消防吏員は、個人に関する情報、不確実な情報の取り扱いに厳に注意しなければならない。

(春日・大野城・那珂川消防組合消防本部火災調査規程)
第86条　火災調査に関しこの規程に定めのない事項は、春日・大野城・那珂川消防組合消防本部火災調査規程(平成11年訓令第17号)の定めるところによる。

第6章　報告

(消防活動状況の報告等)
第87条　署長は、消防活動が終了したときは、速やかにその活動の状況を次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める様式により消防長に報告しなければならない。
(1)火災防ぎょ活動のために出動した場合　消防活動状況報告書（様式第2号）及び火災活動報告書（様式第3号）
(2)救助活動のために出動した場合　消防活動状況報告書（様式第2号）及び救

助活動報告書（様式第4号）
(3)第1号及び第2号に規定する災害以外の災害に出動した場合　消防活動状況報告書（様式第2号）及び災害活動報告書（様式第5号）
2　署長は、火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日付消防災第267号）に基づき、報告すべき火災・災害等覚知したときは、迅速性を最優先として可能な限り早く（原則として覚知後30分以内）に分かる範囲でその概要を消防長に報告しなければならない。

第 88 条及び第 89 条　削除

（事故等の通報）
第90条　消防隊の指揮者は、出動途上で事故が発生したとき又はその他の事由により災害現場への到着が著しく遅延すると判断したときは、直ちに指令センターへ通報しなければならない。
2　指令センターは、前項の通報を受けたときは、直ちに現場最高指揮者に通報するとともに、代替の消防隊の出動その他必要な措置をとらなければならない。

（現場事故通報）
第91条　消防部隊の指揮者は、災害現場において所属の隊員及び機械器具に重大な事故が発生したときは、直ちに上級指揮者又は現場最高指揮者に通報しなければならない。

（引揚の際の報告）
第92条　消防活動が終了した各級指揮者は、現場最高指揮者の命に従って引き揚げる際に、自己が実施した指揮その他の消防活動の概要を現場最高指揮者に報告しなければならない。

第7章　武力攻撃災害等への対応

（各市町国民保護対策本部設置時の対応）
第93条　武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第27条の規定による国民保護対策本部が管轄区域のいずれかの市に設置された場合は、消防本部に国民保護対策本部を設置するものとする。

第8章　雑則

（関係機関との協調）
第94条　公共機関又は公共的機関が管理する公的施設にかかる災害が発生し、又は他の機関の協力を要する災害が発生した場合は、署長及び次長は、分担してそれらの機関との連絡又は調整に当たり、当該災害に対する消防活動が適切に処理されるよう努めなければならない。

（委任）

第95条　この規程の施行に際し必要な事項は、別に定める。

附　則
(施行期日)
この訓令は、公布の日から施行する。

附　則(平成22年9月1日訓令第4号)
この訓令は、平成22年10月1日から施行する。

附　則(平成24年7月1日訓令第4号)
この訓令は、公布の日から施行する。

附　則(平成30年8月1日訓令第13号)
この訓令は、平成30年10月1日から施行する。

附　則(令和元年6月20日訓令第8号)
この訓令は、公布の日から施行する。

附　則(令和2年4月1日訓令第6号)
この訓令は、公布の日から施行する。

附　則(令和3年4月20日訓令第8号)
この訓令は、公布の日から施行する。

附　則(令和4年3月17日訓令第1号)
この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

別表第１

（平 24 訓令 4・全改）

消防隊名及び運用消防自動車等

	消防隊名	運用消防自動車等
署	本署指揮隊	指揮車
	本署第１小隊	ポンプ自動車
	本署第２小隊	タンク自動車 はしご自動車
	本署救助小隊	救助工作車 災害支援車
	本署救急小隊	救急自動車
	東第１小隊	化学自動車
	東救急小隊	救急自動車
	北第１小隊	タンク自動車
	北救急小隊	救急自動車
	南第１小隊	タンク自動車
	南救急小隊	救急自動車
	西第１小隊	タンク自動車 ポンプ自動車
	西救急小隊	救急自動車

別表第２

（平 24 訓令 4・全改）

部隊基本編成図

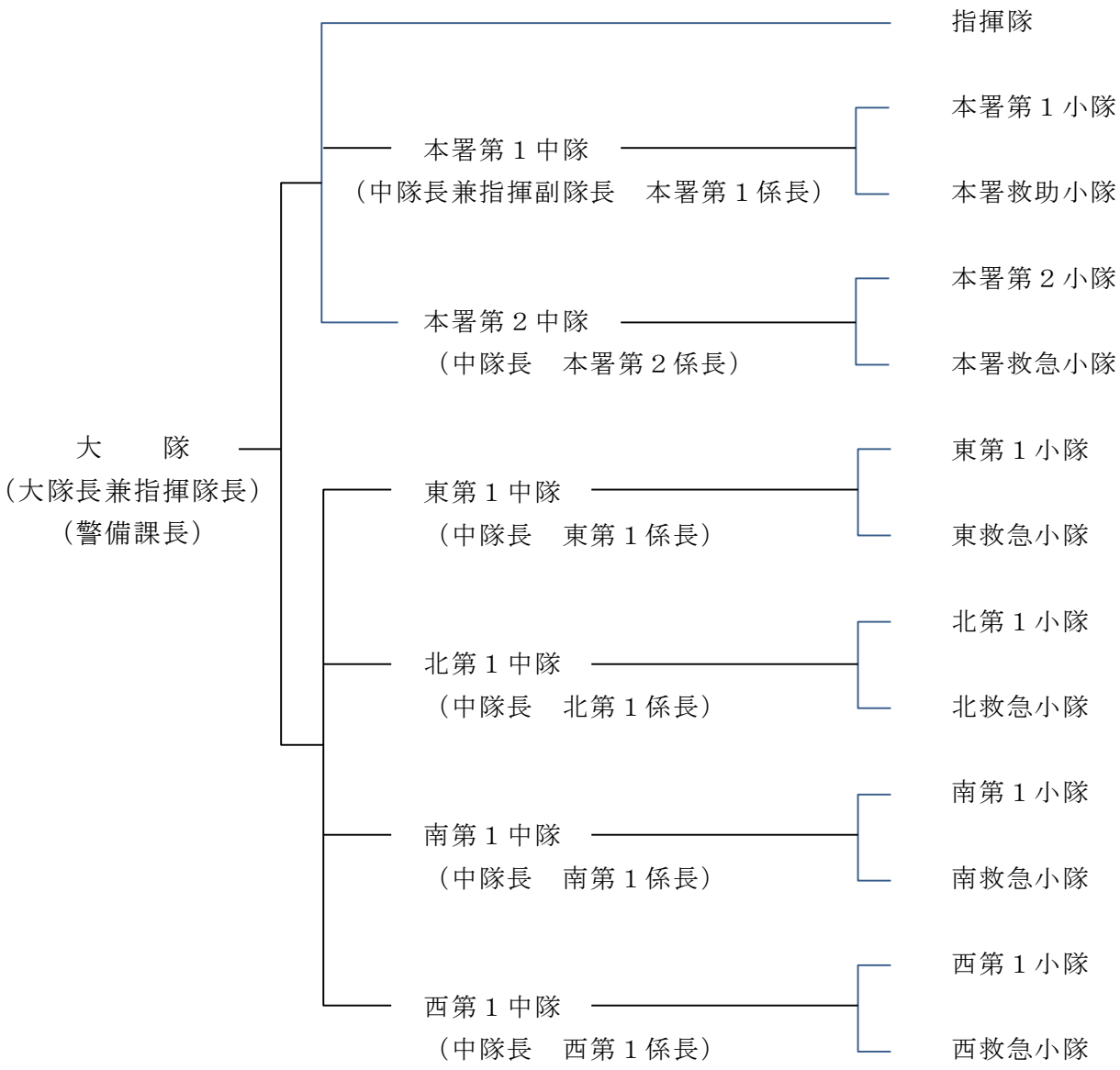

別表第３

（平 24 訓令 4・全改）

１　火災計画出動（建物）

火災種別	第 1 出動	第 2 出動	第 3 出動	第 4 出動
一般	指揮車　1 台 ポンプ自動車又はタンク自動車　4 台 救助工作車　1 台 救急自動車　1 台	第 1 出動で出動する車両等 ポンプ自動車又はタンク自動車　1 台 支援車　1 台 救急自動車　1 台	第 2 出動で出動する車両等 ポンプ自動車又はタンク自動車　1 台	
高層	指揮車　1 台 ポンプ自動車又はタンク自動車　4 台 救助工作車　1 台 はしご自動車　1 台 救急自動車　1 台	第 1 出動で出動する車両等 ポンプ自動車又はタンク自動車　1 台 支援車　1 台 救急自動車　1 台	第 2 出動で出動する車両等 ポンプ自動車又はタンク自動車　1 台	

１の２　火災計画出動（建物以外）

林野	原野	指揮車　1 台 ポンプ自動車又はタンク自動車　3 台 救助工作車　1 台	第 1 出動で出動する車両等 ポンプ自動車又はタンク自動車　1 台	第 2 出動で出動する車両等 ポンプ自動車又はタンク自動車　1 台	
	山林	指揮車　1 台 ポンプ自動車又はタンク自動車　3 台 救助工作車　1 台	第 1 出動で出動する車両等 ポンプ自動車又はタンク自動車　1 台	第 2 出動で出動する車両等 ポンプ自動車又はタンク自動車　1 台	
車両	一般道路	指揮車　1 台 ポンプ自動車又はタンク自動車　2 台 救助工作車　1 台	第 1 出動で出動する車両等 ポンプ自動車又はタンク自動車　1 台	第 2 出動で出動する車両等 ポンプ自動車又はタンク自動車　1 台	
	都市高速	指揮車　1 台 タンク自動車　1 台 救助工作車　1 台	第 1 出動で出動する車両等 タンク自動車　1 台	第 2 出動で出動する車両等 タンク自動車　1 台	

車両	九州自動車道	タンク自動車　1台	第1出動で出動する車両等 タンク自動車　1台	第2出動で出動する車両等 タンク自動車　1台	
	鉄道	指揮車　1台 ポンプ自動車又はタンク自動車　4台 救助工作車　1台 救急自動車　1台	第1出動で出動する車両等 ポンプ自動車又はタンク自動車　1台 支援車　1台 救急自動車　1台	第2出動で出動する車両等 ポンプ自動車又はタンク自動車　1台	
航空機	小型	指揮車　1台 ポンプ自動車又はタンク自動車　4台 救助工作車　1台 救急自動車　1台	第1出動で出動する車両等 ポンプ自動車又はタンク自動車　1台 支援車　1台 救急自動車　1台	第2出動で出動する車両等 ポンプ自動車又はタンク自動車　1台	
	大型	指揮車　1台 ポンプ自動車又はタンク自動車　4台 救助工作車　1台 救急自動車　1台	第1出動で出動する車両等 ポンプ自動車又はタンク自動車　1台 支援車　1台 救急自動車　1台	第2出動で出動する車両等 ポンプ自動車又はタンク自動車　1台	
危険物	一般	指揮車　1台 ポンプ自動車又はタンク自動車　4台 救助工作車　1台 救急自動車　1台	第1出動で出動する車両等 ポンプ自動車又はタンク自動車　1台 支援車　1台 救急自動車　1台	第2出動で出動する車両等 ポンプ自動車又はタンク自動車　1台	
	RI	指揮車　1台 ポンプ自動車又はタンク自動車　4台 救助工作車　1台 救急自動車　1台	第1出動で出動する車両等 ポンプ自動車又はタンク自動車　1台 支援車　1台 救急自動車　1台	第2出動で出動する車両等 ポンプ自動車又はタンク自動車　1台	
洞道	洞道	指揮車　1台 ポンプ自動車又はタンク自動車　4台 救助工作車　1台 救急自動車　1台	第1出動で出動する車両等 ポンプ自動車又はタンク自動車　1台 支援車　1台 救急自動車　1台	第2出動で出動する車両等 ポンプ自動車又はタンク自動車　1台	

洞道	トンネル	指揮車　1台 ポンプ自動車又はタンク自動車　4台 救助工作車　1台 救急自動車　1台	第1出動で出動する車両等 ポンプ自動車又はタンク自動車　1台 支援車　1台 救急自動車　1台	第2出動で出動する車両等 ポンプ自動車又はタンク自動車　1台	
その他		指揮車　1台 ポンプ自動車又はタンク自動車　2台 救助工作車　1台	第1出動で出動する車両等 ポンプ自動車又はタンク自動車　1台		

2　救急計画出動

災害種別		第1出動	第2出動	第3出動	第4出動
救急	急病・交通事故等	救急自動車　1台	第1出動で出動する車両等 救急自動車　1台	第2出動で出動する車両等 救急自動車　1台	第3出動で出動する車両等 救急自動車 1台

3　特別救急計画出動

災害種別		第1出動	第2出動	第3出動	第4出動
特別救急	列車事故	指揮車　1台 ポンプ自動車又はタンク自動車　3台 救助工作車　1台 支援車　1台 救急自動車　5台	第1出動で出動する車両等 ポンプ自動車又はタンク自動車　2台		
	集団事故	指揮車　1台 ポンプ自動車又はタンク自動車　3台 救助工作車　1台 支援車　1台 救急自動車　5台	第1出動で出動する車両等 ポンプ自動車又はタンク自動車　2台		

特別救急	交通事故	指揮車　1台 ポンプ自動車又はタンク自動車　3台 救助工作車　1台 支援車　1台 救急自動車　5台	第1出動で出動する車両等 ポンプ自動車又はタンク自動車　2台		
	N事故	指揮車　1台 ポンプ自動車又はタンク自動車　3台 救助工作車　1台 支援車　1台 救急自動車　5台	第1出動で出動する車両等 ポンプ自動車又はタンク自動車　2台		
	BC事故	指揮車　1台 ポンプ自動車又はタンク自動車　3台 救助工作車　1台 支援車　1台 救急自動車　5台	第1出動で出動する車両等 ポンプ自動車又はタンク自動車　2台		
	その他	指揮車　1台 ポンプ自動車又はタンク自動車　3台 救助工作車　1台 支援車　1台 救急自動車　5台	第1出動で出動する車両等 ポンプ自動車又はタンク自動車　2台		

4　救助計画出動

災害種別		第1出動	第2出動	第3出動	第4出動
救助	建物事故	指揮車　1台 救助工作車　1台 救急自動車　1台	第1出動で出動する車両等 ポンプ自動車又はタンク自動車　1台		
	機械事故	指揮車　1台 救助工作車　1台 ポンプ自動車又はタンク自動車　1台 救急自動車　1台	第1出動で出動する車両等 ポンプ自動車又はタンク自動車　1台		

救助	交通事故	指揮車　1台 救助工作車　1台 ポンプ自動車又はタンク自動車　1台 救急自動車　1台	第1出動で出動する車両等 ポンプ自動車又はタンク自動車　1台		
	水難事故	指揮車　1台 ポンプ自動車又はタンク自動車　2台 救助工作車　1台 支援車　1台 救急自動車　1台			
	酸欠事故	指揮車　1台 救助工作車　1台 ポンプ自動車又はタンク自動車　1台 救急自動車　1台	第1出動で出動する車両等 ポンプ自動車又はタンク自動車　1台 支援車　1台		
	山岳事故	指揮車　1台 救助工作車　1台 ポンプ自動車又はタンク自動車　1台 救急自動車　1台	第1出動で出動する車両等 ポンプ自動車又はタンク自動車　1台		
	その他	指揮車　1台 救助工作車　1台 救急自動車　1台	第1出動で出動する車両等 ポンプ自動車又はタンク自動車　1台		

5　警戒計画出動

災害種別		第1出動	第2出動	第3出動	第4出動
警戒	油漏洩	ポンプ自動車又はタンク自動車　1台	第1出動で出動する車両等 指揮車　1台 救助工作車　1台 ポンプ自動車又はタンク自動車　1台	第2出動で出動する車両等 ポンプ自動車又はタンク自動車　1台	
	ガス警戒	指揮車　1台 ポンプ自動車又はタンク自動車　1台 救助工作車　1台	第1出動で出動する車両等 ポンプ自動車又はタンク自動車　1台		

警戒	航空機	指揮車　1台 ポンプ自動車又はタンク自動車　4台 救助工作車　1台 救急自動車　1台	第1出動で出動する車両等 ポンプ自動車又はタンク自動車　1台 支援車　1台 救急自動車　1台	第2出動で出動する車両等 ポンプ自動車又はタンク自動車　1台	
	その他	ポンプ自動車又はタンク自動車　1台	第1出動で出動する車両等 ポンプ自動車又はタンク自動車　1台		

6　応援計画出動

災害種別		第1出動	第2出動	第3出動	第4出動
応援	火災	タンク自動車　1台			
	救急	救急自動車　1台			
	救助	救助工作車　1台			
	その他	タンク自動車　1台			

備考

1　救急計画出動(支援)

(1)CPA又はCPAが疑われる時は、タンク自動車が同時に出動する。
(2)指令管制員が救急活動に支援が必要と判断した場合は、タンク自動車を同時出動

別表第４

各級指揮者及び指揮代行者順位

指揮者	指揮を執るべき者	代行者	
		第１順位	第２順位
消防長	―	次長	署長
署長	―	警備課長	第１・２係長
大隊長	警備課長	第１・２係長	―
中隊長	第１・２係長	小隊長	―

別表第５

（平 24 訓令４・全改）

災害計画出動区分と指揮体制

出動区分	火災区分	火災種別	第１指揮体制	第２指揮体制	第３指揮体制
火災	建物	一般	第１出動	第２出動	第３出動
		高層	第１出動	第２出動	第３出動
	林野	原野	第１～３出動		
		山林	第１出動	第２出動	第３出動
	車両	一般道路	第１～２出動	第３出動	
		都市高速道路	第１～２出動	第３出動	
		九州自動車道	第１～３出動		
		鉄道	第１出動	第２出動	第３出動
	危険物	一般	第１出動	第２出動	第３出動
		タンクローリー	第１出動	第２出動	第３出動
		RI	第１出動	第２出動	第３出動
	洞道	洞道	第１出動	第２出動	第３出動
		トンネル	第１出動	第２出動	第３出動
	その他		第１～２出動		
救急	急病・交通事故等		第１～４出動		

特別救急	列車事故		第 1 出動	第 2 出動
	交通事故		第 1 出動	第 2 出動
	集団事故		第 1 出動	第 2 出動
	N 事故		第 1 出動	第 2 出動
	BC 事故		第 1 出動	第 2 出動
	その他		第 1 出動	第 2 出動
救助	交通事故	第 1～2 出動		
	水難事故	第 1 出動		
	建物事故	第 1～2 出動		
	機械事故	第 1～2 出動		
	酸欠事故	第 1～2 出動		
	山岳事故	第 1～2 出動		
	その他	第 1～2 出動		
警戒	油漏洩	第 1～3 出動		
	ガス漏洩	第 1～2 出動		
	航空機	第 1～3 出動		
	その他	第 1～2 出動		
応援	火災			
	救急			
	救助			
	その他			

別表第 6

現場本部編成

	第 1 指揮体制	第 2 指揮体制	第 3 指揮体制
本部長	大隊長	署長	消防長(次長)
副本部長		大隊長	署長

（資料０３）

春日・大野城・那珂川消防組合消防本部

自然災害等対応計画

令和４年３月

春日・大野城・那珂川消防組合消防本部

警防課警防救助係

目次

～本編～

消防災害警備本部編
非常招集編
応援等の要請編
受援体制編

～資料編～

～様式集～

≪総則≫

この計画は、当消防本部管内において、地震、水火災等による大規模な災害又は特殊な災害が発生した場合において、消防活動基本規程(以下「基本規程」という。)第 53 条及び第 55 条の規定に基づく自然災害等への対応について、初動体制から災害対応やその運営を示すとともに、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）（以下「法」という。)第 39 条の規定に基づく福岡県消防相互応援協定（以下「県応援」という。）による応援又は同法第 44 条の規定に基づく緊急消防援助隊(以下「緊援隊」という。)の応援等を受ける場合において、応援隊が迅速かつ効果的に活動できる体制を確保するため、必要な事項を定める。

～INTERDEPENDENCE～

～　消防災害警備本部編　～

1　配備体制

⑴　基本規程第 53 条第２項の規定に基づき、消防災害警備本部(以下「警備本部」という。)を設置した場合の配備体制の責任者及び発令基準は表１のとおりとする。

⑵　各配備体制の責任者は災害の状況又は気象の状況により、配備体制を上位又は下位へ移行することができる。その際は、事前に消防長の了承を得るものとする。ただし緊急やむを得ない場合については、事後に報告することとする。

⑶　各配備体制の責任者は、発令基準に定める事由がなくなったと認めるときは、配備体制を解除する。

【警備本部　配備体制】　[表１]

配備体制	責任者	発令基準	配備人員(最大)
情報収集体制	警防課長又は副署長	①法第 40 条の規定に基づく「火災・災害等即時要領」に該当する災害等が発生したとき ②当消防本部から広域応援における隊(県応援及び緊援隊)を派遣しているとき ③管轄区域に大雨警報又は洪水警報が発表されたとき ④管轄区域に震度４の地震が発生したとき ⑤警防課長又は副署長が必要と認めるとき	○交替制勤務職員 ・当務職員 ○毎日勤務職員 ・課長以上(１) 警防課長又は副署長 ・日勤職員(４) 警防課２名 総務課１名 予防課・消防課１名
第１配備体制	警防課長	①暴風雪警報、大雪警報等が発表され、総合的な対策が必要であると判断されるとき ②台風接近時において、暴風警報等が発表されたとき ③管轄区域に震度４の地震が発生及び被害が確認されるとき ④管轄区域の全ての市に災害警戒本部が設置されたとき ⑤119 番通報分散受信のとき	○交替制勤務職員 ・当務職員 ○毎日勤務職員 おおむね３分の１の人員 ・課長以上(３) 警防課長 副署長又は消防課長 総務課長又は予防課長 ・日勤職員(８) 警防課３名 総務課２名 予防課・消防課３名

第２配備体制	次長	①管轄区域に大雨警報又は洪水警報等が発表され、災害が広範囲に発生すると予想されるとき ②台風接近時において、総合的な対策が必要であると判断され、災害が広範囲に発生すると予想されるとき ③震度５弱・強の地震が発生したとき ④管轄区域の全ての市に災害対策本部等が設置されたとき	○交替制勤務職員 ・当務職員 ・非番職員（招集の翌日が当務でない職員を優先） ○毎日勤務職員 おおむね３分の２の人員 ・課長以上（６） 第１配備の招集外課長 次長又は署長 （警備課長を除く） ・日勤職員（17） 警防課６名、総務課５名 予防課・消防課６名
第３配備体制	消防長	①管轄区域に大雨特別警報又は暴風特別警報等が発表されたとき ②震度６以上の地震が発生したとき ③県応援や緊援隊等への応援要請が必要とされるとき	全職員

２　組織

⑴　警備本部は消防長を警備本部長、次長及び署長を副本部長として、組織図及び各班の主な任務は「図１及び表２」のとおりとする。

⑵　各班は、災害状況に応じて相互に協力し、職務を遂行する。

⑶　警備本部長は、必要に応じて、他班の支援を命ずることができる。

【警備本部　組織図】　［図１］

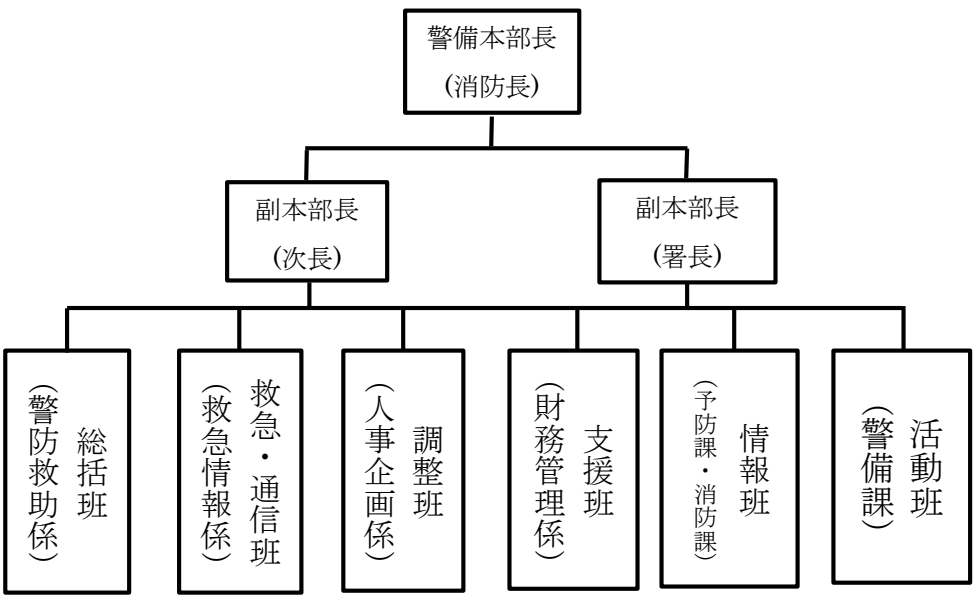

【任務分担表】　　[表２]

班	責任者	担当	担当業務
総括班	警防課長	警防課 **警防救助係**	・警備本部の運営に関すること
			・災害対応に関する方針・戦略に関すること
			・各班との連絡調整に関すること
			・関係機関との連絡調整に関すること （国、県、消防団、自衛隊、警察等）
			・関連情報集約に関すること
救急・通信班		警防課 **救急情報係**	・医療機関との連絡調整に関すること
			・救急事案の集計に関すること
			・共同指令センターとの連絡調整に関すること
			・消防通信及び通信機器の運用に関すること
			・119 番通報分散受信に関すること
調整班	総務課長	総務課 **人事企画係**	・広報及び報道対応に関すること
			・職員の労務管理に関すること
			・災害情報の記録に関すること
			・構成市との連絡調整に関すること
			・構成市災害対策本部に関すること
支援班		総務課 **財務管理係**	・公務災害に関すること
			・職員の衛生管理に関すること
			・庁舎管理に関すること
			・資機材、物資等の調達に関すること
情報班	予防課長 消防課長	予防課 **指導係** **予防係** **査察係**	・活動班との連絡調整に関すること
			・災害事案・被害情報の集約、管理に関すること
			・気象情報の収集、伝達に関すること
			・消防用設備等への対応に関すること
		消防課 **消防係**	・燃料等の確保及び管理に関すること
			・危険物施設等にかかる情報収集及び対応に関すること
活動班	副署長 警備課長	消防署 **警備課**	・警備本部との連絡調整に関すること
			・災害応急対策のための活動に関すること
			・災害現場における他機関との連携に関すること
			・必要資機材の準備に関すること
			・活動班の部隊運用に関すること

3　警備本部の運用

⑴　設営要領（方法等は資料編「警備本部設営要領」・フロー参照）

①　設置場所は、消防本部３階災害対策室内とする。

②　警防課救急情報係(以下「救急情報係」という。)は、警備本部の発令基準に該当する要件を覚知した場合は、直ちに警防課長及び警備課長に報告し、メールや電話にて職員周知を行う。

③　平日（日勤時間帯）は、警防課長から招集された日勤職員が警備本部の設営を行う。

④　土日祝日及び平日 17 時以降（以下「休日夜間」という。）は、救急情報係と警備課において警備本部の設営を行う。

⑵　運用

警備本部の運用は、基本的に警防課長から指名された日勤職員が行うが、休日夜間において、警防課長から招集された日勤職員が参集完了までの間は、救急情報係及び警備課(最低５名確保)で運用する。なお、参集が完了する前に災害が発生した場合、警備課長が指定する小隊にあっては出動せず、災害対策室にて対応を継続する。

【参考】救急情報係勤務体制
・平日 17 時以降２名(年休等により１名の場合有り)
・土日祝日 24 時間３名(年休等により２名の場合有り)

⑶　各配備体制の責任者

①　警備本部内に編成された各班の指揮を行う。

②　各配備体制の責任者は、迅速的確な情報収集に努め、消防隊等の活動状況や被害状況等をすべて記録し、随時警備本部長に報告しなければならない。

③　災害の発生状況や気象状況、必要人員等を総合的に判断して、柔軟にローテーションを組むなど、職員の確保や労務管理に努めなければならない。

⑷　招集者の編成

①　招集された警備課長(若しくは係長)は参集状況を把握するとともに、出動に係る最低人員(３名)を確保した小隊から運用を開始させ、編成状況に変更が生じた都度、出動隊員編成表(様式集 No. １)により、警備本部に報告する。

②　活動班の責任者(副署長)は、警備本部内で、緊急連絡車等による隊(以下「非番隊」という。)を把握し、部隊運用を行う。

③　救急隊については、非常招集者を１名編入させ、救急事案対応を行う。

⑸　活動班は不要不急の出向等は避け、原則として庁舎待機とする。また、各署所の当務隊は、速やかに資料編「初動対応チェック表」に基づく対応をとり、災害出動に備えること。

【警備本部　対応フローチャート】

［図２］

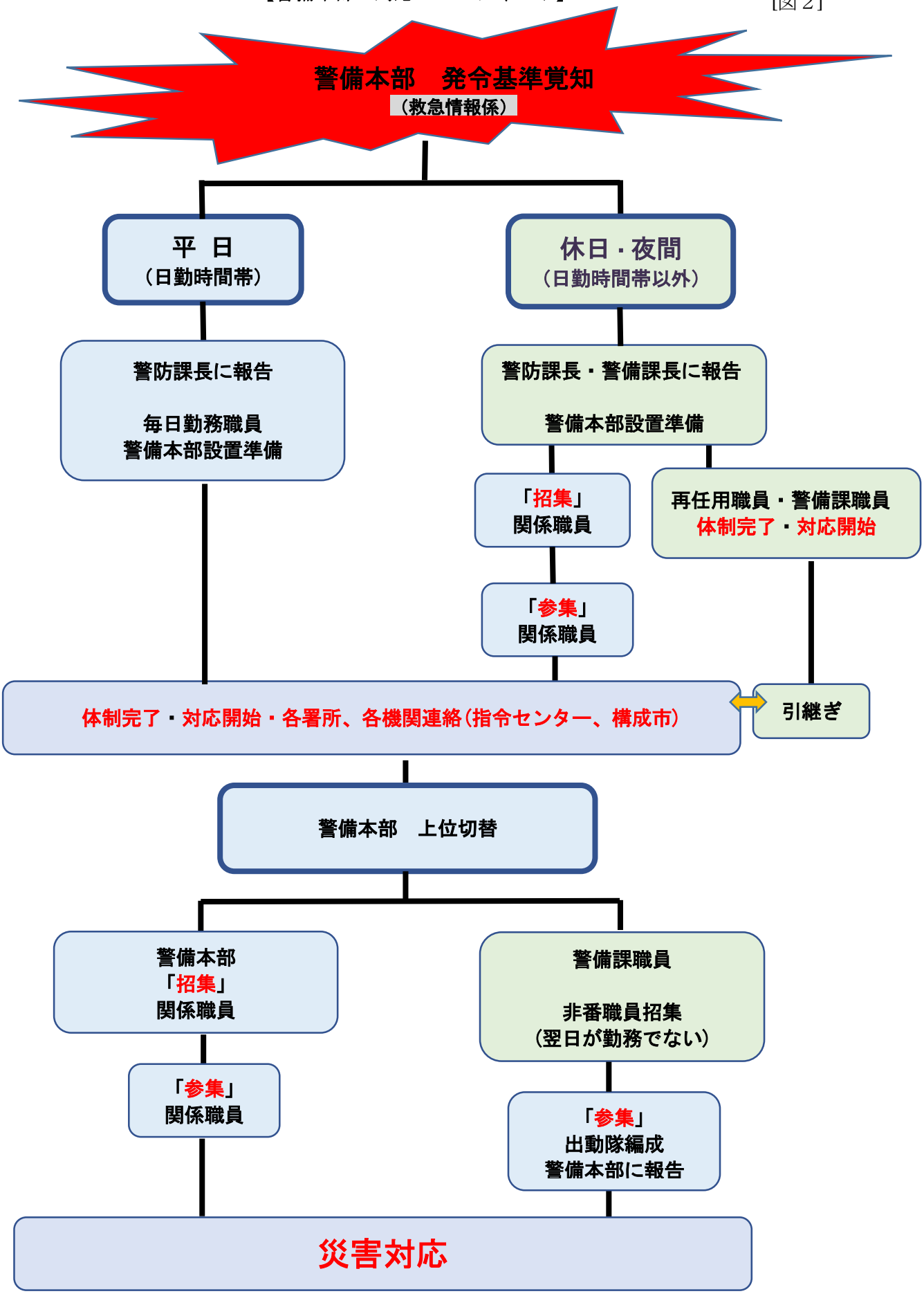

4　自然災害システムの運用（※資料編「システムの使用方法・地図出力」参照）

⑴　管轄区域に大雨警報又は洪水警報が発表された場合に、自然災害システムの運用を開始する。ただし、気象状況の変化に伴い警報発令が予測されるなど、警防課長が必要と判断する場合は、共同指令センターと調整を行い、自然災害システムの運用を開始することができる。

⑵　自然災害システムの運用を開始したならば、直ちに警備本部を設置するものとする。

⑶　自然災害システムにおける対応

①　警備本部の設置及び情報処理端末を立上げ、自然災害システムを稼働させたならば、警備本部要員並びに指揮隊にて事案及び出動隊の管理を行う。出動隊の管理は出動隊管理表（様式集 No. 2）にて行う。

②　共同指令センターから引き渡される事案

ア　共同指令センターから、119 番通報で要救助者の有無により、要救助者がなく、緊急性が低い事案(以下「自然災害事案」という。)が自然災害システム内に引き渡される。

イ　警備本部は自然災害事案を把握したならば、情報処理端末を使用し、消防情報共有システムの災害事案表示から災害情報を確認し、出動隊を決定する。決定後、出動隊へ内線電話にて出向指示を行う。

ウ　指示された出動隊は災害地点を確認し、地図を印刷して出向する。

エ　自然災害事案の出向時はＡＶＭにて、原則「出向」登録を行い、緊急走行で出動する。なお、迅速な措置が必要な場合は、現場最高指揮者の判断により「出動」登録を行い、その旨を警備本部へ連絡する。活動終了後、速やかに「出向」登録を行う。

ＡＶＭがない車両については、無線や電話での連絡を徹底すること。

③　加入電話等による覚知

ア　警備本部は、加入電話により自然災害事案を覚知したならば、受信した内容を自然災害システムに入力し、事案及び出動隊の管理を行う。消防署又は出張所で加入電話により事案を覚知した場合は、直ちに警備本部(内線 25、26、27)へ電話を転送すること。

イ　消防署又は出張所に駆けつけ通報があった場合は、状況を聴取し、聴取した内容を警備本部に連絡すること。なお、緊急性が高い場合は、電話にて 119 番通報すること。

ウ　加入電話等において受信した自然災害事案は消防情報共有システムにより災害地点を確認できないことから、警備本部は、聞き取った住所とゼンリン地図で災害地点を確定させ、出動隊に伝達する。出動隊は、消防情報共有システムから地図を印刷又はゼンリン地図をコピーし、出向する。

エ　火災や救助事案等の緊急性が高い事案を加入電話から受信したときには、通報者に 119 番通報(共同指令センターへの通報)を依頼する。

④　警備本部での各担当及び役割

警備本部の配備人員を次のとおり割り当て、自然災害システムを運用する。

ア　加入受付

・代表電話受付

・自然災害事案を覚知した場合、事案情報等を加入電話速記簿(様式集 No. 3)に記録する。

イ　事案管理

・情報処理端末にて事案の入力及び把握後、災害地点を確定させる。その後、災害情報

受信票及び地図を印刷して、事案の進捗状況の管理を行う。

ウ　出動隊管理

・事案を覚知後、災害地点の直近の車両を選別し、当該消防隊等へ連絡を行う。
なお、自然災害事案の車両選別については、当務隊は通常の災害に対応するため、非番隊から優先的に選別すること。

・「出動隊管理票」で、出動隊の自然災害事案や通常災害等の事案対応状況を把握する。

・管内地図やホワイトボード等を活用して、対応状況を一覧で閲覧できるよう磁石や付箋等で示す。

・消防隊等が半数を超えて出動した場合は、構成市に自然災害事案の対応依頼を行い、その調整は災害対策本部に派遣する職員と調整を行うこと。

エ　無線交信・記録

・出動隊との無線交信を行い、必要に応じて内線電話（署所）・携帯電話（現場）等を活用して情報共有に努める。

・警備本部対応状況の記録(時系列等)を作成する。

⑤　自然災害事案対応時の無線活用について

ア　警備本部と自然災害事案で出向した隊との連絡はデジタル無線「消防波２(ＣＨ５)」とし、基地局呼出し名称は「春日消防」とする。

イ　自然災害事案で出向の際、無線活用は必要最小限(出動時、引揚時、緊急の事項)にとどめ、その他報告事項は警備本部の直通携帯(090-4777-0678)に連絡すること。

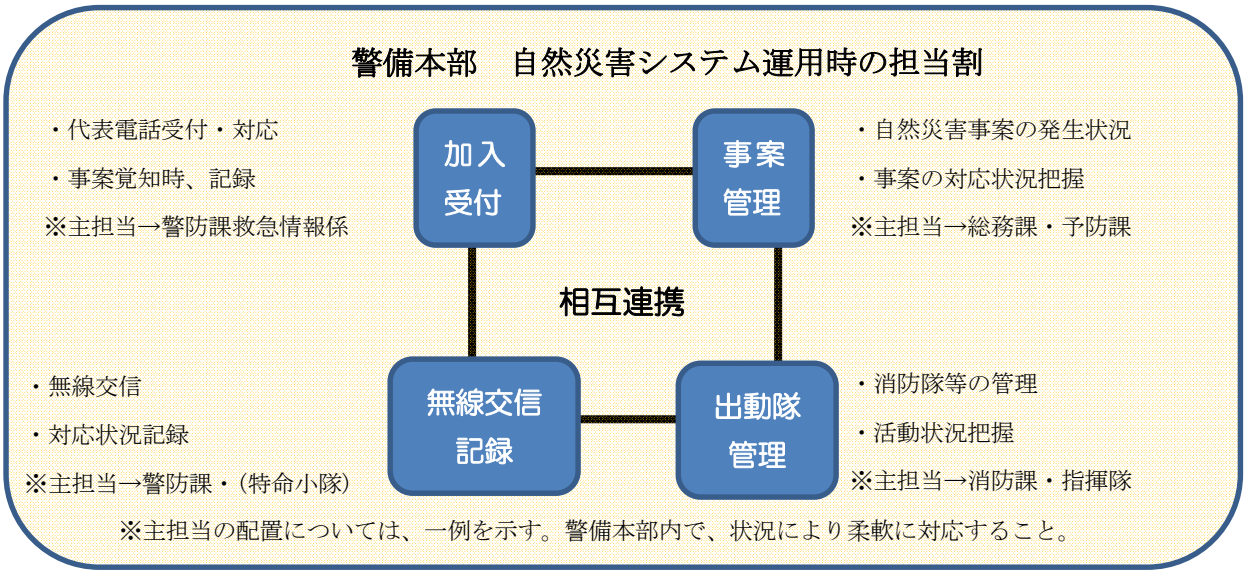

⑷　通常の災害対応(火災・救助事案等)

自然災害システム運用時においても、火災や救助事案については、119 番受信段階で共同指令センターが判断し、通常の出動指令により出動指令を行うため、通常どおりの災害対応を行う。なお、事案が頻発した場合は、資料編「火災・救助事案等の対応について」参照。

【自然災害システム運用時の仕組み】　[図３]

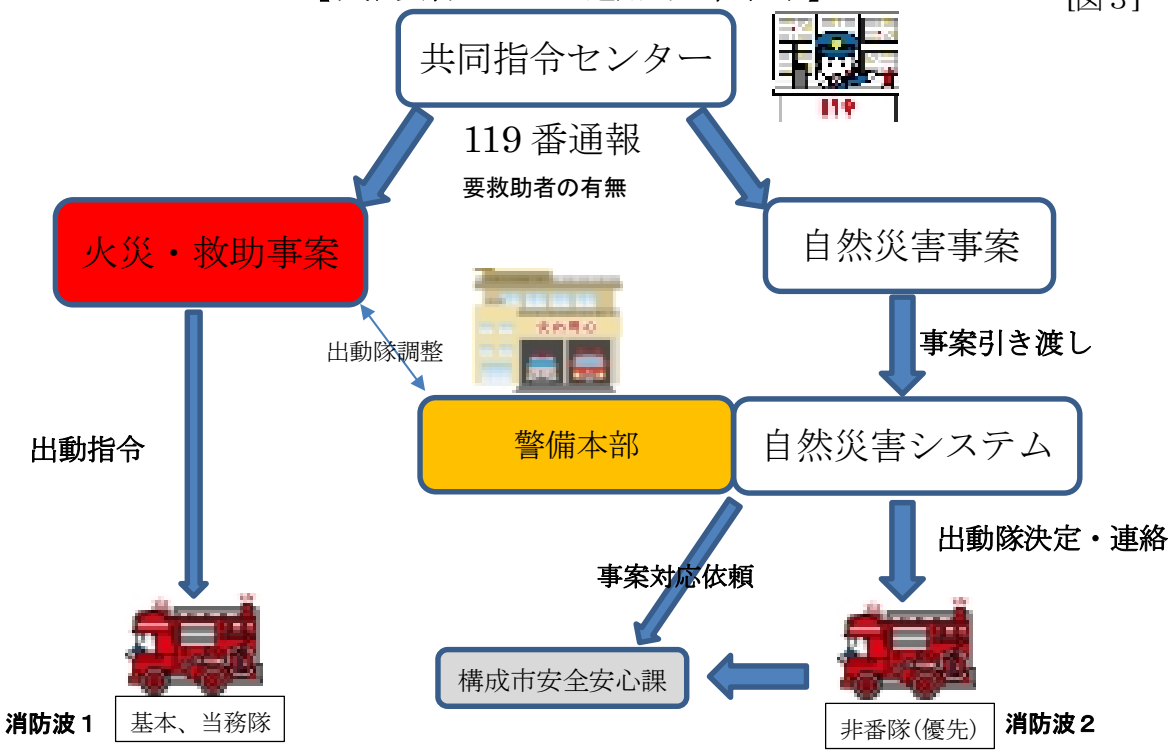

5　119 番通報分散受信(以下「分散受信」という。)の運用

福岡都市圏共同指令センターの指令システムに障害が発生し、各消防本部での分散受信となった場合、次のとおり対応するものとする。(以下の対応フローチャート参照)

⑴　体制構築

分散受信となった場合、同時に２件の 119 番通報に対応する必要があるため、分散受信時は、警備本部第１配備体制にて対応する。警備本部の運用については、３のとおりとする。

⑵　分散受信時は、直ちに職員に庁舎放送にて周知するとともに、警備課は不要不急の出向等は避け、原則庁舎待機を行う。(※災害メールの配信はできない。)

⑶　警防課救急情報係は構成市に指令システム障害発生にともない、「災害メール及び指令ＦＡＸが配信できない」旨の電話連絡を行う。併せて、ホームページ及びＳＮＳを活用して、「119 番受信におけるシステム障害が発生している。代替手段にて対応中である。」などを市民に周知する。

⑷　分散受信時の指令・出動

①　指令については、基本、自然災害システム運用時と同様に庁舎放送又は内線にて行う。出向中の隊に対しては、無線又は有線にて行う。(出動指令時に地図座標や災害状況等を併せて周知)

※車両選別はマニュアルでの判断となるため、自動出動の選別と異なる場合もあるが、指令に従って出動すること。

②　出動については、通常災害と同様とするが、出動隊の動態管理にあっては、各隊で記録し、無線にて警備本部へ動態報告を行うこと。車載端末の操作が可能であれば使用することも可能だが、システムダウンにともない、サーバーにはデータが保存されない。

⑸　役割分担

基本、自然災害システム運用時と同様とする。なお、119 番通報に対応するため、加入担

当要員を増強する。基本的な人員配置は次のとおりとする。

① 加入受付４名：119 番受信及び現場確認担当を回線毎（２回線）に配置
119 番受信記録（様式集 No. ４）を活用し、受信内容を記録

② 事案管理１名：災害事案の対応状況把握

③ 出動隊管理１名：車両への指令、出動隊の管理（※状況により、事案管理と兼務も可）

④ 無線交信・記録１名：出動隊との無線交信及び警備本部の記録

※警備本部は火災発生時、サイレン吹鳴操作後、該当する構成市消防主任に連絡をとり、消防団の招集を依頼（災害発生場所も伝える）する。

【システム障害発生時の対応フローチャート】 [図４]

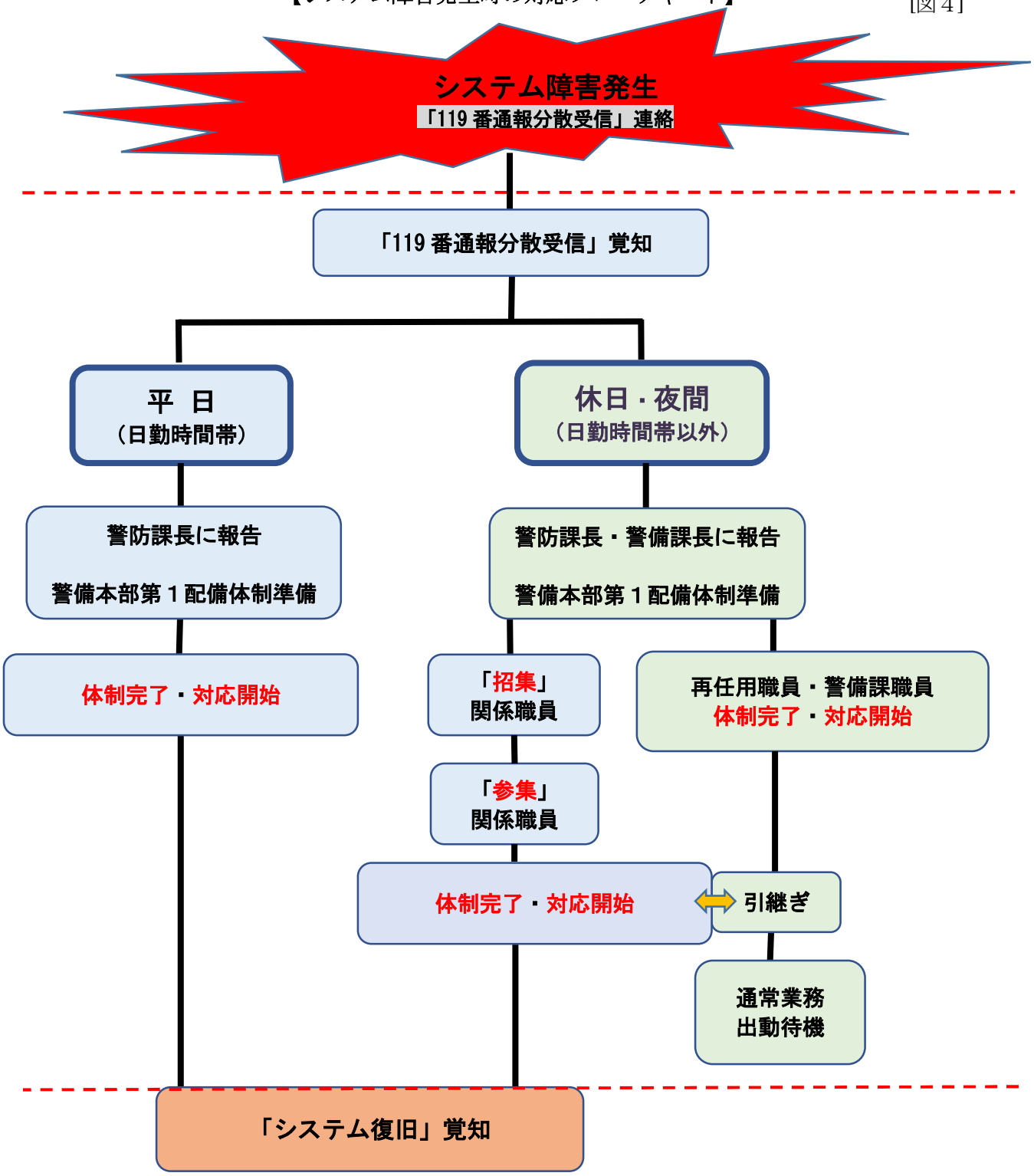

6　連絡体制

⑴　警防課長は、警備本部を設置後、共同指令センターへ設置報告を行うとともに、無線交信に対する統制を行う。

⑵　各署所は、次の内線番号を常時連絡可能な状態しておくこと。番号を変更する場合は、警備本部へ連絡すること。

署所	警備本部	本署	東	北	南	西
内線	２８	５５２	８２１１	８３１６	８４１６	８５１０
外線	584-1191	584-1198	504-7119	589-0119	595-0119	952-6000
直通 090-4777-0678						

⑶　携帯無線機(資料編「無線配備一覧」参照)

招集者が参集し、緊急連絡車等による隊を編成した場合の無線機の配置については「出動隊員編成票」に記載のとおりとする。

7　関係機関（構成市災害対策本部、災害関連機関等）との連携(連絡員の派遣)

⑴　警防課長は警備本部を設置したならば、構成市に状況確認及び設置連絡を行う。

⑵　警備本部は、構成市災害対策本部が設置され、派遣要請されたならば、連携強化のため、原則、職員１名を派遣し、収集した情報について、随時報告を行い、情報共有に努める。また、災害発生時において、関係機関に対策本部が設置された場合についても同様とする。

⑶　関係機関に派遣する職員(以下「リエゾン」という。)、役割等は、次のとおりとする。

派遣候補者 ※各機関に１名派遣	役割	派遣期間	携行品	派遣職員調整担当
○係長 本部係長から選定 ※状況に応じて、司令補以上での派遣も可能とする。	・災害対応状況の共有 ・警備本部との連絡調整 ・関係機関との調整	対策本部設置後 ～活動終了 （２４時間体制）	・携帯電話 ・デジタル無線 【必要時】 ・管内地図 ・ＰＣ（又は iPad）	【総務課】 ・派遣時に調整担当を警備本部内から指名 ※リエゾンは担当と連絡調整実施

※リエゾン派遣が長期に及ぶ場合は適宜、ローテーションを組み職員の負担軽減を図る。

8　報告

警防課長は警備本部が設置されてから廃止まで(設置前や廃止後も含む)の気象情報、災害の発生に伴う情報、その措置、消防隊等の活動状況等に係る記録を次に掲げる資料を添えて消防長に報告しなければならない。

⑴　被害状況総括表

⑵　被害状況一覧表

⑶　出動管理表、出動隊員編成表

⑷　災害情報受信票

⑸　警備本部の対応状況（設置から廃止までの時系列等）

⑹　福岡県から発せられる気象情報(雨量、風速、風向、気温、台風に関する情報等)

～　非常招集編　～

1　非常時の招集

⑴　基本規程第55条の規定に基づき、消防活動上必要な人員を確保する場合は、消防長が招集命令を行う。ただし、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で事態が急迫している場合は、消防署長(以下「署長」という。)が職員を招集することができる。

⑵　署長が、職員を招集した場合は、直ちに消防長に報告をしなければならない。

⑶　招集は、次のいずれかに該当する職員には適用しない。

①　休職又は停職中の職員

②　出張、私事旅行等中の職員（参集可能なものを除く）

③　傷病等により、招集に応じられない職員

④　再任用職員

2　招集の命令

⑴　招集の命令は、消防長又は署長が警防課長又は警備課長に招集の日時、場所、種別、招集人員その他必要な事項を示達して行うものとする。

⑵　各課の課長(以下「所属長」という。)は、所属職員の連絡先等を事前に把握しておくとともに、非常連絡系統により、関係職員に対し、迅速に招集の伝達を行えるようにしておくこと。

⑶　招集の伝達は、次のいずれかの方法で行う。

①　警防課救急情報係から全職員に対して、災害情報配信メールによる一斉連絡を行い、必要に応じて所属長に対し、電話連絡を行う。

　なお、指令システムに障害が発生し、メールが配信できない場合は、所属長に対し、電話連絡を行い、所属長は関係職員に連絡を行う。

②　警備本部設置時については、別途共同指令センターから関係職員に対し、電話連絡(自動音声)を行う。その際、警防課長が共同指令センターへ順次指令の依頼を行う。

3　参集

⑴　職員は、招集命令を受けたときは、特に指定がある場合を除き、速やかに所属署所(本部職員は本部、その他は勤務地、以下「所属署所等」という。)に参集しなければならない。ただし、交通機関等が途絶し、所属署所等に参集することが困難な場合は、直近の署所に参集することができる。また、参集が著しく遅延する場合は、必ず上席者に随時報告すること。

⑵　職員は、参集時に有効な手段(自動車・バイク・自転車、徒歩・公共交通機関等)を選択して、参集すること。なお、第３配備体制の配備人員については、敷地内の駐車場所等を考慮すること。

⑶　職員は、参集途上において、消防活動に影響を及ぼす道路状況、災害状況等の情報を注視するとともに、情報を得たときは所属長に報告しなければならない。

⑷　所属署所等や直近の署所に参集したときは、直ちに氏名及び到着時刻を上席者に報告しなければならない。また、報告を受けた所属長は、職員の招集状況の結果を非常招集結果報告書(様式編No.５)に記録し、消防長に報告しなければならない。

⑸　私事で届出居住地外に外泊しようとするとき(招集に応じられない場合)は、事前に所属長に届出なければならない。

4　非常招集における職員の心得

⑴　職員は、基本規程第56条に規定された心得を順守すること。また、同第56条第２項の規定に基づく場合は、招集を待つことなく自主参集しなければならない。

⑵　警備本部の設置後は、最新の気象状況を把握するとともに、連絡手段を確保し、すぐに招集に応じられる態勢を整えておくこと。

5　招集の解除

⑴　招集の解除は、災害の程度又は事態の推移その他警備上の情勢に応じ、次のとおり行う。

①　全面解除

②　一部解除

⑵　招集解除の命令は、消防長が所属長に招集の日時、場所、種別、解除人員その他必要な事項を示達して行うものとする。

⑶　所属長は、招集解除の命令を受けた時は、直ちに関係職員に伝達しなければならない。

～　応援等の要請編　～

1　隣接応援協定（福岡都市圏、福岡佐賀県境）の要請

⑴　消防長は、隣接する関係消防本部との協定（福岡都市圏市町消防相互応援協定(以下「都市圏協定」という。)・福岡佐賀県境隣接常備消防相互応援協定(以下「県境協定」という。)）の対象とする災害等(県応援協定第３条に規定する災害以外の災害等)が発生した場合、各協定の規定に基づき、応援要請をするものとする。

⑵　応援要請は、警防課長又は警備課長が、各消防本部に必要消防隊等の要請連絡を行う。この場合の要請手順は、各協定に基づく手順とする。

2　高速自動車道における消防相互応援協定の要請

⑴　消防長は、高速自動車道における消防相互応援協定(以下「高速協定」という。)の対象とする災害等が発生した場合、高速協定の規定に基づき、応援要請をするものとする。

⑵　応援要請は、管轄消防長が担当消防長へ行うものとする。この場合の要請手順は、高速協定覚書に基づくものとする。

3　県応援、緊援隊等の応援等要請基準（資料編「応援要請チェックリスト」参照）

⑴　消防長は、都市圏協定及び高速協定では対応できない災害により次に掲げる被害等が発生した場合、県応援又は緊援隊の応援等の必要性について判断するものとする。

①　地震

ア　中高層建物の倒壊又は層破壊が発生している場合

イ　地震の揺れによる直接的な被害で３棟以上の民家の倒壊又は倒壊が見込まれる場合

ウ　地震に伴う土砂災害により、３棟以上の民家の倒壊又は倒壊が見込まれる場合

エ　火災、救助及び救急の未対応事案が発生している場合若しくは未対応事案の発生が見込まれる場合又は既に出動している事案のうち十分に対応できていない事案がある場合

②　風水害

ア　御笠川、那珂川又はそれらの支流の堤防が決壊した場合

イ　市街地又は準市街地において、浸水深 1.5mを超えている場合又は超えると見込まれる場合

ウ　土砂災害により、３棟以上の民家の倒壊又は倒壊が見込まれる場合

エ　（119 番通報時にトリアージを実施し、）人的被害のおそれがある事案のみに対応してもなお、未対応事案が発生している場合若しくは未対応事案の発生が見込まれる場合又は既に出動している事案のうち十分に対応できていない事案がある場合

③　火災

ア　３件以上の炎上火災が同時に発生している場合

イ　危険物施設、特定防火対象物、住宅密集地等において大規模な火災が発生し、十分な対応が困難と見込まれる場合又は当該火災出動により他の災害出動の対応が十分にできないと見込まれる場合

④　救助・救急

ア　ＮＢＣ、毒劇物等に起因する事案で、対応が困難と見込まれる場合

イ　武力攻撃災害及び緊急対処事態における場合

ウ　救急事故又は救助事故により、多数の要救助者(20 名程度)が発生し、長時間の活動が見込まれる場合

⑤　その他

ア　上記以外の災害で、管轄区域全域にわたる災害被害又は甚大な被害が見込まれる場合

イ　災害対応を行える全消防車両の約８割(15 台以上)が出動

4　県応援の要請(資料編「県応援　応援要請手順」参照)

⑴　消防長は、上記３⑴の判断基準により応援等が必要であると判断した場合には、直ちに県応援協定の規定に基づき、福岡県内応援隊(以下「県応援隊」という。)の応援要請をするものとする。その後、被害が発生した市長(以下「被災地市長」という。)に応援要請した旨の報告を行う。(組合長委任規則参照)

①　第一要請　福岡地域内の市町等に対して行う応援要請

②　第二要請　第一要請に加えて、他の地域の市町村等に対して行う応援要請

⑵　警防課長は、応援要請に必要な情報収集を行うとともに、代表消防機関(福岡市消防局)と随時連絡を行い、必要な情報提供を実施する。

⑶　消防長は、必要な連絡を行う場合、県応援実施計画様式 1-1 災害速報(様式集 No. ６)及び県応援実施計画様式 2-1 応援要請(様式集 No. ７)により必要な情報を付するものとする。この場合の要請手順は、県応援協定覚書及び実施計画に基づくものとする。

⑷　福岡県広域航空消防応援

消防長は、航空応援が必要な場合は、福岡県広域航空消防応援実施要綱に基づき、応援要請をするものとする。

⑸　福岡県消防相互応援協定に係る消防団広域応援

消防長は福岡県消防相互応援協定に係る消防団広域応援実施要綱(以下「消防団応援要綱」という。)に基づき、被災地市長及び消防団長と協議を行い、福岡県へ応援要請をするものとする。この場合の要請手順は、消防団応援要綱に基づくものとする。

5　緊援隊の要請(資料編「緊援隊　応援要請系統図」参照)

⑴　消防長は、県応援隊の出動が困難な場合又は県応援隊のみでは十分な対応が困難と判断した場合（被害の詳細が把握できず対応の可否を判断できない場合を含む。）は、被災地市長の承認を得て、福岡県知事(以下「知事」という。)に対して、緊援隊の応援等が必要である旨を直ちに電話により連絡するものとする。当該要請に係る連絡は、要請要綱別記様式１－２（様式集 No. ８）のとおり行うものとする。

なお、この判断に当たって、必要に応じて代表消防機関の意見を聴くものとする。

⑵　消防長は、要請要綱別記様式１－２に掲げる事項が明らかになり次第、知事に対し電話で連絡するものとする。詳細な災害の状況、応援等に必要な隊の種別・規模等に関する書面による連絡は、これらを把握した段階でファクシミリ（これと併せて電子メールや福岡県防災・行政情報ネットワーク等によっても可能とする。以下同じ。)により速やかに行うものとする。また、特に必要があると認めるときは、消防庁長官(以下「長官」という。)に直ちに電話連絡するものとする。

⑶　消防長は、知事に対して上記５⑴の連絡ができない場合には、その旨を長官に直ちに電話連絡するものとし、⑵に掲げる事項が明らかになり次第、電話連絡するものとする。詳細な災害の状況、応援等に必要な隊の種別・規模等に関する書面による連絡は、これらを把握した段階でファクシミリにより速やかに行うものとする。

６　迅速出動等適用時の対応

消防長は、緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱(以下「要請要綱」という。)第５条に規定する緊援隊の出動準備又は要請要綱第 29 条に規定する緊援隊の迅速出動が適用となる事象や次に掲げる事象が管轄区域で発生した場合は、直ちに警備本部を設置(第３配備体制)し、被害状況の収集、緊援隊の応援が必要な地域等の確認を行い、当該区域の市長及び知事に対して報告を行い、受援対応にかかる準備行う。

⑴　最大震度６弱以上の地震が発生した場合

⑵　大雨特別警報又は暴風特別警報が発表された場合

⑶　前記３⑴に規定する災害が発生し、応援要請した場合

～　受援体制編　～

1　受援体制（資料編「受援体制イメージ図・受援体制警備本部（指揮本部）活動イメージ」参照）

⑴　受援対応

県応援又は緊援隊を応援要請後、警備本部総括班を中心に必要な人員を選定し、被害状況の集約、地図及び貸出し資機材の準備、派遣職員の調整を行うなど受入れ体制を整える。

なお、初動１～３日間（最大 72 時間）は原則、警備本部第３配備体制とし、受援体制を早期に構築するとともに、体制構築後は速やかに職員の労務管理に努める。

⑵　消防長は応援要請後、職員に対して、「受援体制への移行」を宣言する。

⑶　受援時において、警備本部の機能を消防本部３階屋内訓練場に移設して運用するとともに、警備本部は緊援隊運用要綱に規定する指揮本部を兼ねるものとする。（資料編「警備本部　屋内訓練場移行レイアウト・ＷＢ記載例」参照）

⑷　受援時においては、警備本部の組織編制を図５のとおり変更し、各班の任務に表３を追加する。

⑸　受援時における警備本部の運用は、資料編「運営に係るチェックリスト・受援体制時のタイムライン」を活用し、運用する。

【警備本部(受援時)　組織図】　［図５］

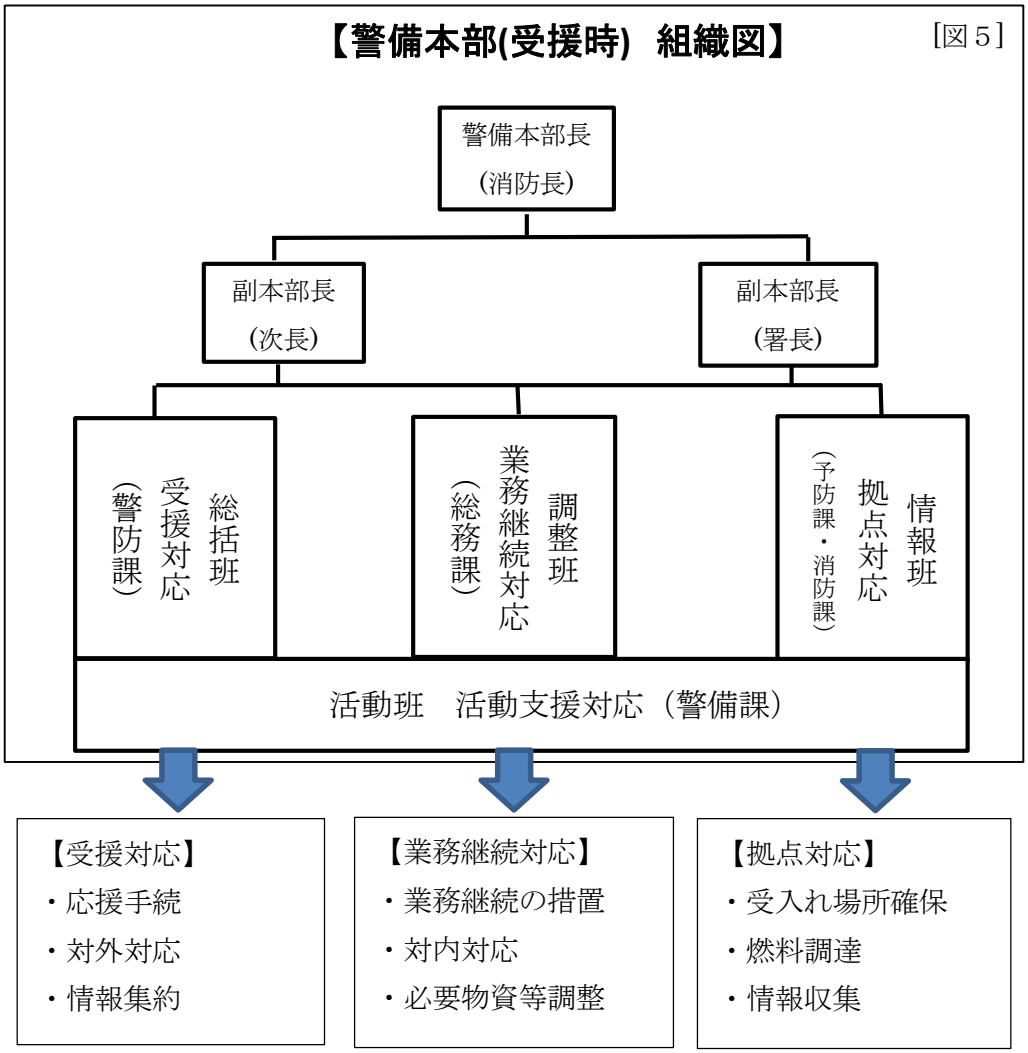

【任務分担表（受援時）】

[表３]

班	責任者	担当	担当業務
総括班（受援対応）	警防課長	警防課	・応援要請等の手続きに関すること
			・応援部隊受入れに伴う必要場所の調整
			・関係機関との連絡調整
			・県応援福岡地域受援サポート要員への指示
調整班（業務継続対応）	総務課長	総務課	・業務継続に関すること
			・必要物資等の調整・調達
情報班（拠点対応）	予防課長 消防課長	予防課 消防課	・進出拠点及び宿営地等に関すること
			・燃料補給等に関すること
			・必要情報等の共有
			・県応援福岡地域受援サポート要員との連携
活動班（活動支援対応）	副署長 警備課長	消防署 警備課	・通常の災害対応(当務隊)
			・自然災害事案対応、応援部隊への職員帯同等(非番隊)
			・各班の支援に関すること(週休者)
			・必要資機材の準備・調達等

２　指揮支援本部の設置

⑴　警備本部(総括班)は、指揮支援部隊長から指揮支援本部を設置するとの連絡を受けた場合、指揮支援本部を設置する候補場所（消防本部３階「屋内訓練場」）を報告し、指揮支援本部の設置場所が決定した際は、調整本部（調整本部が設置されない場合は都道府県災害対策本部。以下同じ。）と調整の上、指揮支援隊を受入れるヘリコプター離着陸場所や当該離着陸場から指揮支援本部までの移動手段の確保等を行うものとする。なお、その際、活動班に安全管理及び迎え等の対応を指示する。

⑵　警備本部(総括班)は、指揮支援本部長が指揮支援本部に到着後、速やかに被害状況、自消防本部及び消防団の活動状況、県応援隊の編成状況、活動状況等を報告するものとする。

⑶　警備本部(総括班)は、緊援隊の受入れ体制が整わないと判断した場合は、福岡県及び代表消防機関に速やかにその任務に係る調整を求めるものとする。

３　指揮体制等(資料編「派遣決定後の流れ」参照)

⑴　消防長又は消防長から委任を受けた者は、県応援隊の指揮を行うとともに、緊援隊指揮支援本部長の補佐を受け、緊援隊の都道府県大隊及び各部隊（指揮支援部隊及び航空部隊を除く。）の指揮を行うものとする。指揮命令系統については図６のとおりとする。

なお、警備本部(総括班)は、各応援部隊の受入れ後、早期に緊援隊受入れ管理表(様式集No. ９)及び都道府県大隊・各部隊隊種別管理表(様式集No.10)を作成し、応援部隊の把握に努めることとする。

⑵　消防長又は消防長から委任を受けた者は、ヘリベース指揮者又は都道府県災害対策本部に航空運用調整班が設置されている場合には同班に対し、航空に係る活動要請を行うものとする。

⑶　県応援受援サポート要員の活用

県応援の第二要請以降、福岡地域から受援サポート要員の支援活動を受けることができるため、警備本部（情報班）に編入し、必要な活動指示を行う。なお、当消防本部受援時については、受援サポート要員の取りまとめは福岡地域代表補助消防機関である粕屋南部消防組合消防本部が行うため、警備本部（総括班）が活動内容について調整を依頼する。

【緊援隊受援時　指揮命令系統図】　［図６］

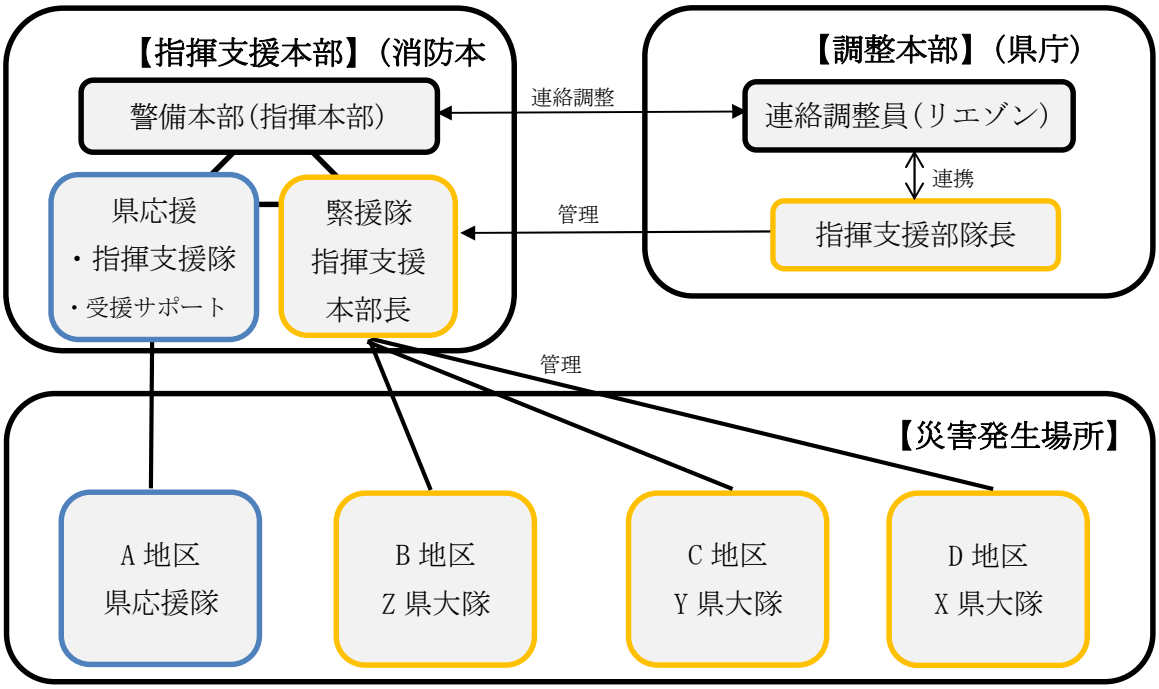

4　応援部隊の進出拠点及び宿営場所の決定

⑴　警備本部（情報班）は、災害の状況、道路の状況、応援部隊の規模等を考慮し、進出拠点及び宿営場所について、代表消防機関及び調整本部と協議し、選定するものとする。

⑵　応援部隊の進出拠点及び宿営場所の候補地は、表４又は資料編「県受援計画別表第４、第８」のとおりとする。

⑶　管轄区域外の候補地については、県応援受援サポート要員へ調整を依頼する。

⑷　場所が決定したならば、当該場所に職員（基本、活動班）を派遣する。なお、派遣する職員については、６⑵のとおりとする。

【進出拠点候補地】　［表４］

方面	名称	住所	進入可能大型車両台数	管轄
北	粕屋南部消防組合 中部消防署	粕屋町大字大隈 55-1	50 台	粕屋南部消防
南	太宰府インター	太宰府市水城 2-25-1	20 台	筑紫野太宰府消防
その他	福岡県消防学校	嘉麻市牛隈 1794	500 台	福岡県

【宿営場所候補地（管内）】

市別	名称	住所	面積(㎡)	施設連絡先
春日	九大筑紫キャンパス	春日公園６-1	20,000	092-802-2123
春日	福岡県営春日公園	原町３-1-4	9,000	092-592-0544
大野城	大野城市総合公園	乙金 618-12	13,500	092-503-0021
那珂川	梶原運動広場	上梶原 1-1-1	4,200	092-953-2211

※九大・春日公園については使用許可あり(資料編「許可書、使用承諾書」参照)

【宿営場所候補地（管外）】

方面	名称	住所	面積(㎡)	管轄
東	粕屋南部消防組合 南部消防署	志免町大字田富 170	4,200	粕屋南部消防
西	福岡市消防学校	早良区西入部 1-15-10	17,400	福岡市消防
南	諸田多目的グランド	筑紫野市大字諸田 6-1	23,200	筑紫野太宰府消防
北	福岡市消防局中央消防署 (競艇場駐車場含)	中央区那の津 2-5-1	―	福岡市消防
その他	福岡県消防学校	嘉麻市牛隈 1794	―	福岡県

5　無線通信運用体制(資料編「無線運用イメージ図」参照)

無線通信運用体制、使用無線波及び消防救急デジタル無線の共通波の設備整備状況は、資料編「県受援計画別表第３」のとおりとする。

6　職員の派遣及び帯同

警備本部(総括班)は、受援体制における必要な職員を以下のとおり派遣及び帯同させることとする。なお、派遣職員については、派遣職員一覧表(様式集 No.11)で管理する。派遣職員の負担軽減のため、適宜、ローテーションを組んで労務管理に努める。

⑴　連絡調整員(リエゾン)

①　役割

関係機関(国、県、指揮支援部隊長等)との活動調整、受入れ調整、情報収集等

②　人員

ア　調整本部(福岡県庁)：原則２名(課長以上含む)

イ　構成市災害対策本部：１名以上(司令又は司令補)

⑵　進出拠点及び宿営場所への派遣

①　役割

応援部隊の受入れ、情報提供、任務付与

②　人員

警備本部から指定された場所：原則２名（活動班の非常招集職員）

⑶　応援部隊への帯同

①　役割

災害現場までの誘導や、応援部隊へ必要な情報共有

②人員

ア　警備本部から指定された応援部隊：原則２名（活動班の非常招集職員）

イ　応援救急隊(県応援隊・緊援隊)：１名以上(士長以上)

（活動班の非常招集職員※指令内容に応じて、救急救命士の帯同を考慮する。）

【派遣先候補者一覧者】

[表５]

派遣先	派遣候補者※１	派遣期間	携行品	派遣職員調整担当
調整本部 (福岡県庁)	●課長１名 (警防課長を除く) ○司令補以上１名 計２名	応援等要請 ～調整本部廃止 (24 時間体制)	・携帯電話 ・デジタル無線 【必要時】 ・ＰＣ（又は iPad） ・管内地図	【総務課】 ・派遣時に調整担当を警備本部内から指名 ※リエゾンは担当と連絡調整実施
構成市 災害対策本部	○司令又は司令補 １名以上 (本部職員優先)	市災害対策本部設置後～活動終了 (24 時間体制)	・携帯電話 ・デジタル無線 ・ＰＣ（又は iPad）	
進出拠点	○司令補以上を含む　２名以上 (活動班非常招集職員)	受入れ時	・携帯電話 ・デジタル無線 ・地図 ・必要様式 ・活動資機材等	【予防課・消防課】 ・派遣時に調整担当を警備本部内から指名
宿営場所				
都道府県大隊		活動開始～終了		
応援救急隊	○１名以上 (士長以上)			

※　携帯電話及びデジタル無線については警防課救急情報係にてその都度貸与する。

７　消防応援活動の調整等

⑴　応援部隊の受入れ及び任務付与

警備本部(情報班)は、進出拠点及び宿営場所に前記６⑵のとおり職員を派遣し、受付表（様式集 No.12）を活用して、応援部隊を受入れ及び情報提供を行うとともに、活動指示書（様式集 No.13）により任務付与するものとする。

⑵　応援救急隊との活動調整

①　応援救急隊については、基本応援部隊として被災場所での活動を任務とするが、被災状況や活動内容、当本部の救急需要等を考慮し、必要がある場合は警備本部と指揮支援隊で協議を実施し、当本部管轄内の通常救急要請に対応することとする。その際、前記６⑶のとおり応援救急隊に職員を帯同させる。

②　帯同職員については、救急現場までの誘導や病院選定、必要に応じて、特定行為の指示要請等、救急活動の補助を行うこと。

なお、応援救急隊の救急救命士が行う特定行為の指示要請先は、警備本部(総括班)が連

絡調整を行う。

③　応援救急隊への出動指令は指令システムで行えないため、共同指令センターで受信した救急事案は、自然災害システムで事案作成を行い、出動隊の管理等を行う。

⑶　関係機関との活動調整

①　消防長は、指揮支援本部において、自衛隊、警察、海上保安庁、ＤＭＡＴ等関係機関間における情報共有、活動調整等を行うため、基本定期的(９時、17 時)に活動調整会議を開催するものとする。

②　警備本部(総括班)は、災害現場において、自衛隊、警察、海上保安庁、ＤＭＡＴ等関係機関間における情報共有及び活動調整等を行うため、必要に応じて、現地合同調整所を設置するものとする。現地合同調整所の指揮は、原則、消防署長(代行：副署長)が行う。

③　現地合同調整所の指揮者は、必要に応じて会議を開催し、次に掲げる事項について調整することとする。

なお、警備本部は指揮支援本部長と調整し、都道府県大隊長、統合機動部隊長、エネルギー・産業基盤災害即応部隊長、ＮＢＣ災害即応部隊長、土砂・風水害機動支援部隊長、都道府県大隊等の中の代表消防機関又は代表消防機関代行に属する中隊長、県内応援隊の代表者の中から必要な者を現地合同調整所の会議に参画させるものとする。

ア　役割分担

イ　活動エリア

ウ　活動時間

エ　活動の中止基準（雛型あり：様式集 No.14）

オ　検索救助活動におけるマーキングの手法

カ　緊急避難等の合図

キ　連絡手段

ク　その他活動上、必要な事項

8　資機材の貸出し及び地図の配布

⑴　警備本部(活動班)は、応援部隊に対してスピンドルドライバー及びその他活動上必要な資機材を可能な範囲で貸し出すものとする。

⑵　スピンドルドライバーの口径及び形状は、「43㎜×43㎜ 四角形」である。

⑶　警備本部は、応援部隊に対して、必要に応じて次の事項の地図を準備するものとする。

①　広域地図（通行障害の情報等を付記したもの）

②　住宅地図(ゼンリン)

③　ヘリコプターの離着陸場所・燃料補給場所位置

④　消防水利位置

⑤　救急搬送医療機関位置

⑥　その他必要な場所(物資等の調達可能場所など)

9　ヘリコプターの離着陸場等

⑴　ヘリコプターの離着陸場は、資料編「県受援計画別表第７」のとおりとする。

⑵　警備本部(総括班)は、ヘリベース指揮者と調整の上、必要がある場合は、フォワードベー

ス及びランディングポイントに安全管理員を派遣するものとする。なお、安全管理員は、原則、当該フォワードベース、ランディングポイントの直近警防隊とする。

10　燃料補給場所

⑴　応援部隊の燃料補給場所は、資料編「県受援計画別表第９」のとおりとする。なお、警備本部(情報班)は燃料補給体制を確保するため、資料編「災害発生時における燃料の優先供給に関する覚書」に基づき、速やかに福岡ライフエナジー株式会社と調整しておくものとする。

連絡先	福岡ライフエナジー株式会社　石油営業部　℡：092-923-1204		
担当	エリアマネージャー		
給油場所	ＪＡ筑紫　春日給油所	春)大谷 2-67	℡：092-581-8137
	ＪＡ筑紫　安徳給油所	那)松木 1-138-1	℡：092-953-0821

※燃料補給場所として、調整がつけば、本部２階第３会議室内の看板「緊急消防援助隊車両等指定給油場所」を搬送し、設置する。

⑵　予防課は、陸上隊及び航空隊の燃料補給を行うことを目的として、消防法第 10 条第 1 項ただし書の規定に基づく「危険物の仮貯蔵・仮取扱」の申請があったとき、速やかに手続を行うものとする。

11　物資等の調達

警備本部(調整班)は、食糧、仮設トイレ等の調達が必要と判断した場合は、物資等の確保に努め、必要に応じて、構成市に協力を要請するものとする。

12　緊急消防援助隊の部隊移動

⑴　緊急消防援助隊の部隊移動に関する手続は、資料編「部隊移動系統図」のとおり行うものとする。

⑵　消防長は、長官又は知事から緊急消防援助隊の部隊移動について意見を求められた場合は、知事に対して要請要綱別記様式６－２(様式集 No.15)により回答するものとする。

13　緊急消防援助隊の増隊要請

消防長は、緊急消防援助隊の活動状況を踏まえ、人員、装備等の観点から緊急消防援助隊を増隊する必要があると判断した場合には、調整本部と調整を行い、増隊の要請を行うものとする。

14　応援部隊等の活動終了

⑴　警備本部は応援部隊から活動終了の報告があった場合、次の事項を確認する。

①　活動概要(場所、時間、隊数等)
②　活動中の異常の有無
③　隊員の負傷の有無
④　車掌、資機材の損傷の有無
⑤　その他必要事項

⑵　応援部隊の引揚げについては、被災地市長が最終的に判断をすることとなっているが、消防長は災害状況の推移により、応援部隊の活動状況や現地合同調整所における調整結果等を総合的に勘案し、応援部隊の必要がなくなったと判断する場合は、その旨を被災地市長へ報告すること。

①　県応援隊の活動終了に関する連絡

消防長は、県内応援隊の活動終了を判断する場合は、代表消防機関(福岡市消防局)にその旨を報告するものとする。

②　緊急消防援助隊の活動終了に関する連絡

消防長は、指揮支援本部長と協議のうえ、緊急消防援助隊の活動終了を判断する場合は、知事へ直ちに電話によりその旨を連絡するものとする。

⑶　警備本部はすべての応援部隊等が引揚げた後、災害概要等の情報を集約し、必要な報告(県応援実施計画様式 4-1(様式集 No. 16)、活動記録誌など)を行うこと。

15　情報共有

⑴　警備本部(総括班・情報班)は、緊急消防援助隊動態情報システム、支援情報共有ツール、ヘリコプター動態管理システム等を積極的に活用し、応援部隊との情報共有に努めるものとする。特に、緊急消防援助隊動態情報システム及び支援情報共有ツールを活用し、被害状況や活動状況を撮影した動画及び静止画の共有に努めるものとする。

・支援情報共有ツール

ＩＤ：408956、ＰＡＳＳ：07441569

・緊急消防援助隊動態情報システム

警防課にてＩＤ所有(※ログイン台数に制限があるため、総括班にて管理)

⑵　被害状況は、地上からの情報収集のほか、福岡市消防ヘリコプター、ドローン等を依頼し、上空からも積極的に情報収集を行い、情報共有に努めるものとする。

⑶　必要な連絡先は資料編「県受援計画別表第 2-1、2-2、2-3」を参照すること。

16　訓練

消防長は、原則年１回以上、本計画における訓練を消防本部内で実施するものとする。

（資料０４）

春日・大野城・那珂川消防組合組織機構図

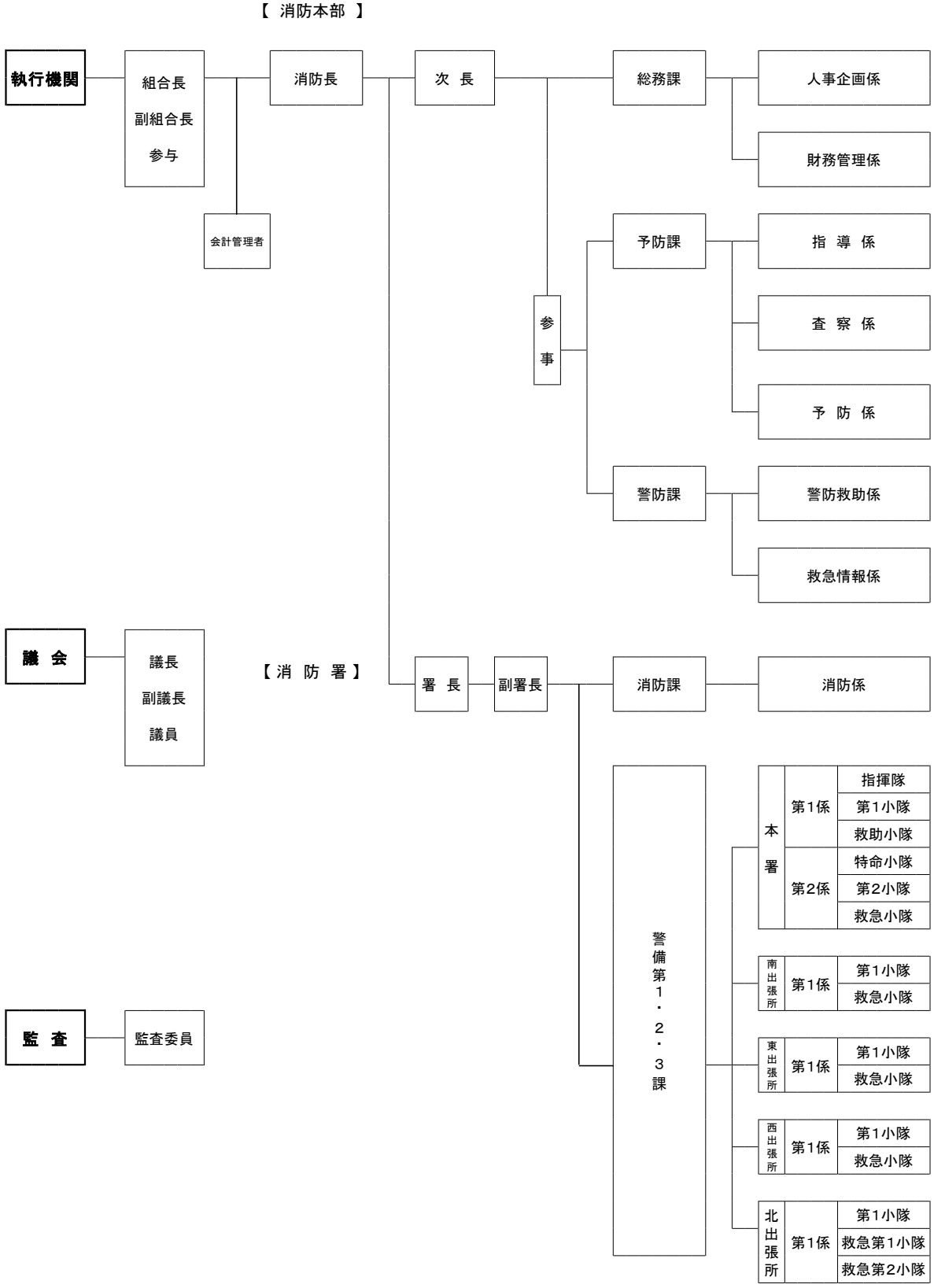

（資料０５）

春日市の概要

（自然的条件）

1　位置

春日市は、東西 4 ㎞、南北 5.3 ㎞、行政区域面積は 14.15 ㎢で、北は福岡市、東は大野城市、西は那珂川市に接し、福岡都市圏の中央部に位置している。

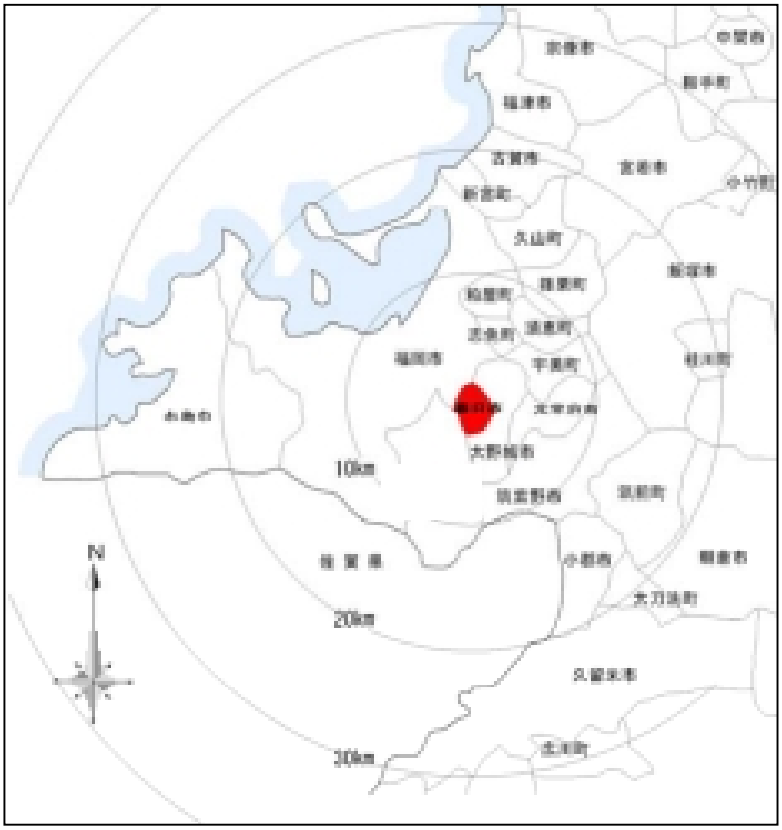

2　地形

春日市は、背振山地と宝満山系を源として玄界灘に注ぐ那珂川・御笠川に介在する肥沃な微高地である。

標高は 20～150ｍで、南部のゴルフ場周辺が 60～150ｍ、市街地は 20～60ｍと南から北へ緩やかに傾斜している。

春日市には、御笠川水系の諸岡川と牛頸川の二つの小河川があり、諸岡川は南北に市を縦断するように流れ、牛頸川は市の東域を南北に流れている。農業用水が不足するため、市には多くのため池が点在している。

地形

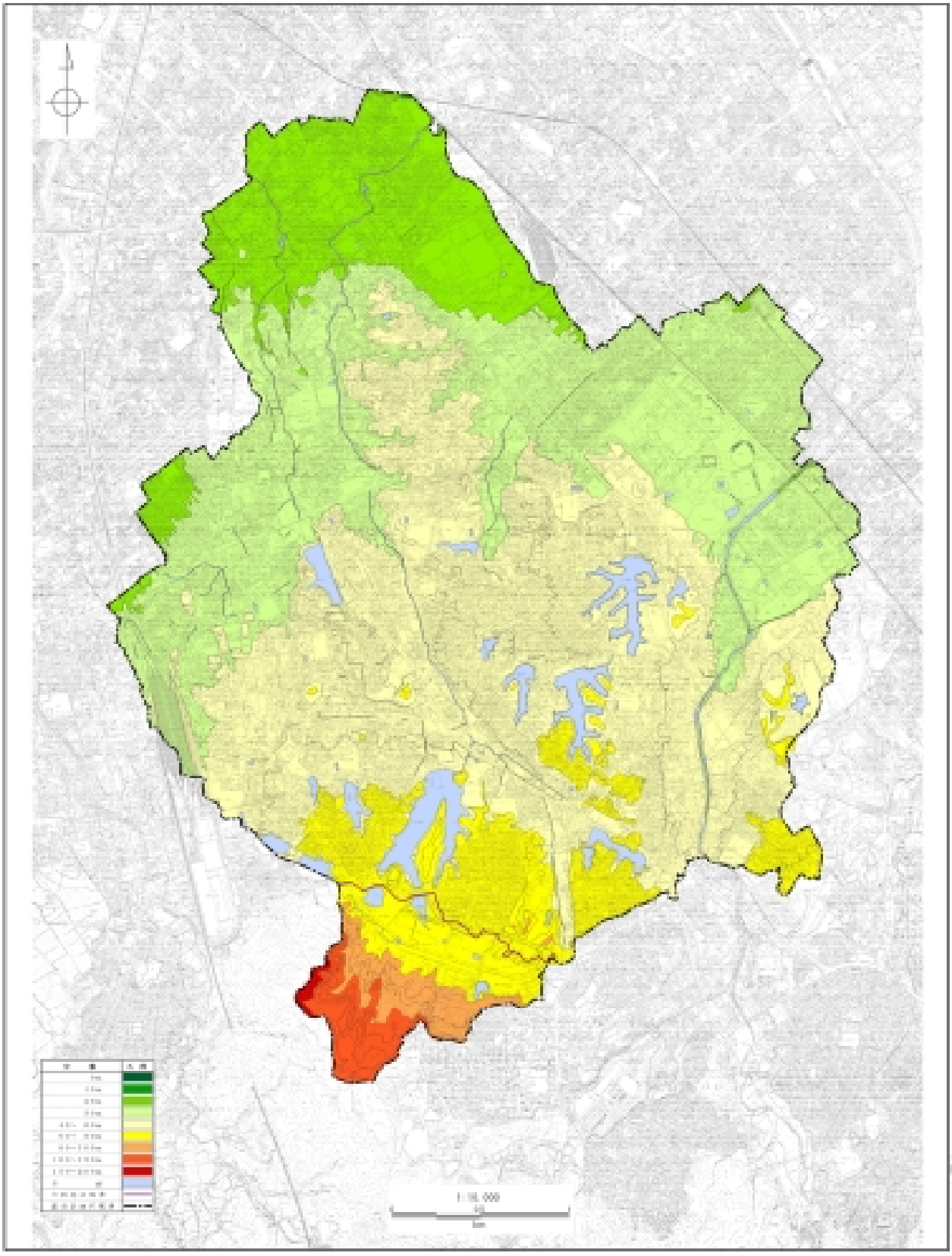

資料：春日市都市計画基礎調査 H24

3　気象

(1) 気温

春日市は、筑紫山地の北側に位置した日本海気候区に属しており、年平均気温は16.6℃と温暖な地域である。

月平均気温は、１月が5.3℃と最も低く、最も高くなる８月には28.2℃まで上昇する。

気温の推移

（単位：℃）

年＼月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	平均
2010　H22	6.1	8.5	10.3	13.4	18.9	23.5	27.4	29.5	25.5	19.1	11.9	7.5	16.8
2011　H23	2.6	7.2	7.6	13.7	19.5	23.6	27.4	27.7	24.4	18.7	15.2	7.2	16.2
2012　H24	4.9	4.8	9.8	15.4	19.7	22.8	27.4	28.5	23.9	18.0	11.6	6.2	16.1
2013　H25	5.0	6.7	11.4	13.8	20.0	23.6	28.8	29.1	24.5	19.8	12.0	6.6	16.8
2014　H26	6.0	6.7	10.4	14.7	19.8	22.3	26.6	26.0	23.5	18.6	13.2	6.0	16.2
2015　H27	6.6	6.3	10.1	15.6	20.3	22.4	25.9	26.9	22.6	17.6	15.1	9.0	16.5
2016　H28	5.5	6.5	10.6	16.4	20.6	23.4	27.7	28.6	24.6	20.6	13.2	9.0	17.2
2017　H29	5.8	6.7	9.2	15.8	20.3	22.8	28.6	28.7	23.4	19.0	12.0	5.7	16.5
2018　H30	4.2	4.7	11.2	16.4	20.3	23.4	28.5	29.5	23.9	17.8	12.7	8.8	16.8
2019　H31	6.3	8.2	10.7	14.8	20.5	23.2	26.0	27.5	25.4	19.8	13.3	8.8	17.0
平　均	5.3	6.6	10.1	15.0	20.0	23.1	27.4	28.2	24.2	18.9	13.0	7.5	16.6

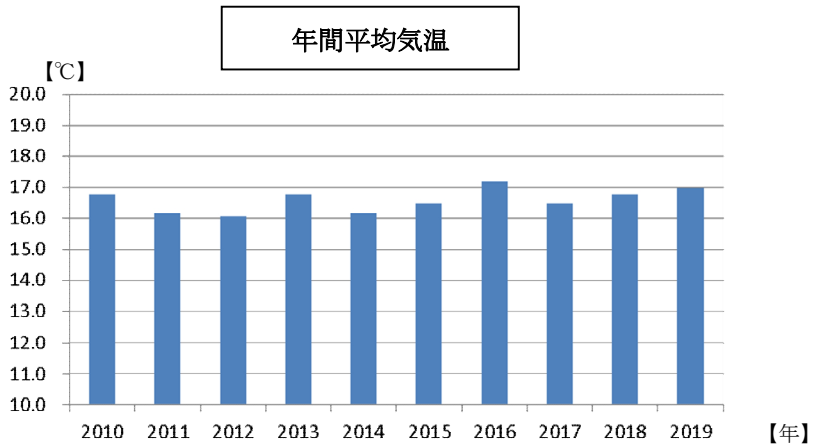

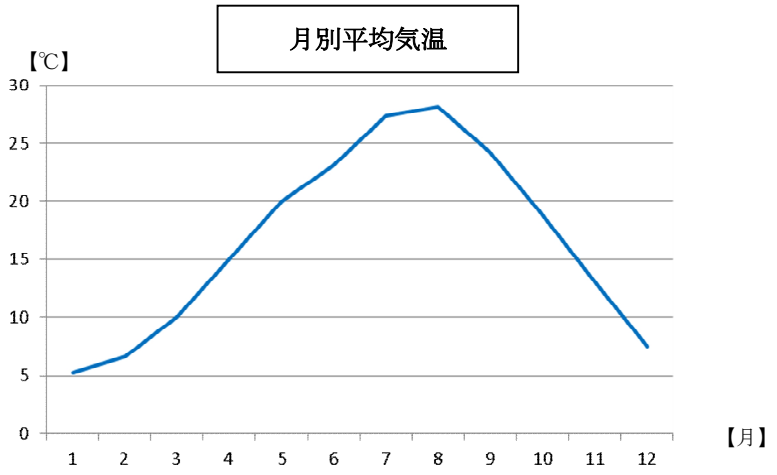

資料：福岡管区気象台

(2) 降水量

春日市の年平均降水量は 2,004.6mm で、全国平均の 1,822mm（総務省統計局調べ）より多い。

6 月～9 月の 4 ヶ月間で年間の約 6 割の降水量があり、水害による被害はこの時期に起こっている。特に 7 月は年間の約 2 割の降水量がある。

降水量の推移

（単位：mm）

月／年	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	年間	平均
2010 H22	40.0	77.5	168.5	225.5	123.5	288.5	566.5	128.5	211.0	65.5	43.0	165.0	2103.0	175.3
2011 H23	95.0	51.0	56.0	49.5	307.0	383.5	141.5	264.0	110.5	162.0	139.0	39.0	1798.0	149.8
2012 H24	32.5	152.0	143.0	119.0	41.0	363.5	583.0	198.0	151.5	52.5	120.0	115.5	2071.5	172.6
2013 H25	40.5	106.5	92.0	112.0	46.0	309.5	114.5	654.5	155.5	252.5	107.5	101.0	2092.0	174.3
2014 H26	59.5	81.5	131.5	75.0	118.0	104.0	330.5	639.0	127.5	130.0	122.0	58.5	1977.0	164.8
2015 H27	95.5	43.0	105.0	281.0	125.5	227.0	269.5	329.5	186.5	88.5	106.5	120.5	1978.0	164.8
2016 H28	102.5	119.5	84.0	267.5	231.5	446.0	324.5	98.5	631.5	152.0	135.0	109.5	2702.0	225.2
2017 H29	54.5	51.5	44.0	200.5	94.0	154.5	199.5	153.0	180.0	271.5	32.5	17.0	1452.5	121.0
2018 H30	80.0	67.5	181.5	125.0	105.0	282.5	673.5	96.5	203.5	60.0	44.5	62.0	1981.5	165.1
2019 H31	40.5	56.0	112.0	104.5	43.0	160.0	449.0	559.0	129.5	110.5	25.5	100.5	1890.0	157.5
平 均	64.1	80.6	111.8	156.0	123.5	271.9	365.2	312.1	208.7	134.5	87.6	88.9	2004.6	167.0

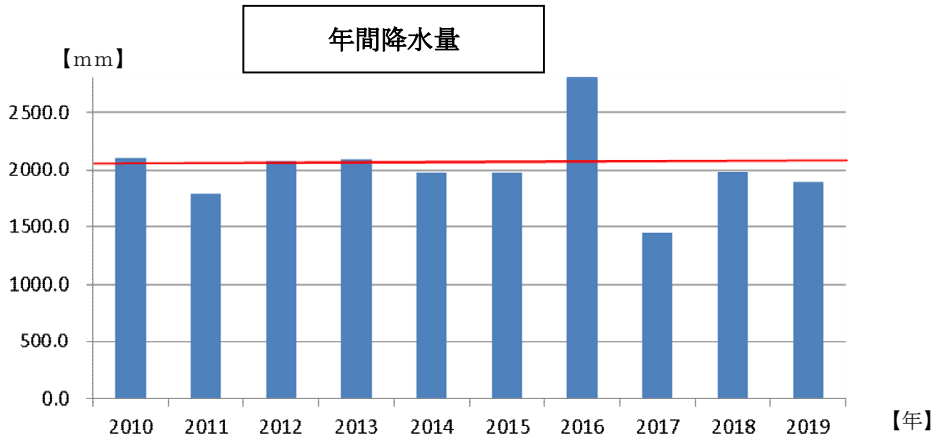

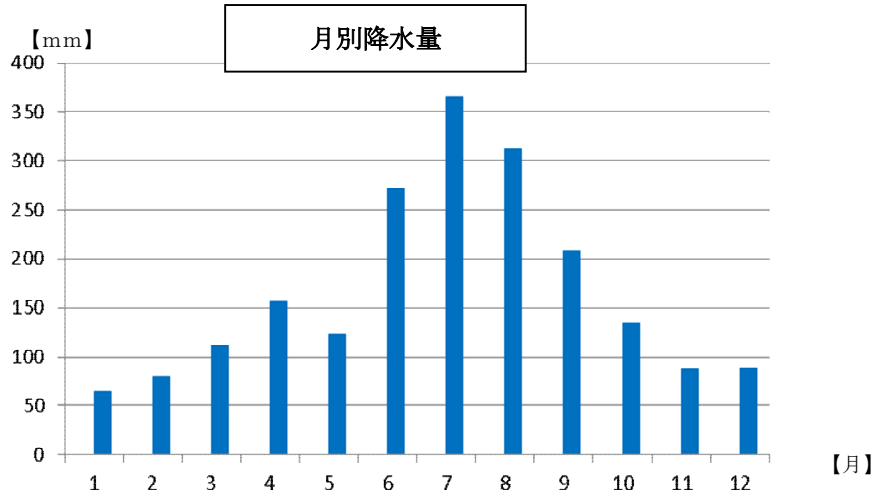

資料：福岡管区気象台

(3) 風速・風向

春日市の風速は、年平均風速は 2.2m/s である。月別風速を見ると、1 月～5 月が 2.3～2.5m/s と強く、9 月～11 月が 1.8～1.9m/s と弱い。

風向きは、年間を通して東南東の風が最も多く、次いで東が多い。

風速の推移

（単位：m/s）

月／年	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	平均
2010 H22	2.9	2.7	3.2	2.8	2.8	2.6	2.5	2.6	2.1	2.0	2.3	3.0	2.6
2011 H23	2.9	2.4	3.1	3.1	2.8	2.5	2.9	2.4	2.6	1.9	2.2	2.5	2.6
2012 H24	2.4	2.5	2.9	3.1	2.7	2.3	2.6	2.6	2.2	2.1	2.5	2.7	2.6
2013 H25	2.7	2.4	2.8	3.1	2.6	2.2	2.9	2.6	2.1	2.2	2.6	2.6	2.6
2014 H26	2.4	2.3	2.6	2.0	2.1	1.8	1.8	1.9	1.5	1.8	1.8	2.3	2.0
2015 H27	2.1	2.0	2.1	2.3	2.0	1.7	1.9	1.7	1.7	1.6	1.5	1.6	1.9
2016 H28	1.8	2.1	2.0	1.9	2.0	1.7	1.9	1.8	1.6	1.5	1.8	2.0	1.8
2017 H29	2.0	2.3	1.9	2.3	2.0	1.8	1.9	2.0	1.6	1.8	1.7	2.1	2.0
2018 H30	2.1	2.0	2.3	2.2	2.2	2.0	1.9	2.0	1.6	1.6	1.3	1.8	1.9
2019 H31	1.7	1.8	2.1	2.1	2.0	2.0	1.8	1.8	1.8	1.7	1.4	1.7	1.8
平 均	2.3	2.3	2.5	2.5	2.3	2.1	2.2	2.1	1.9	1.8	1.9	2.2	2.2

風向の推移

月／年	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
2010 H22	東南東	東南東	東南東	北西	東南東	東南東	東南東	東南東	東南東	北西	東南東	東南東
2011 H23	西北西	東南東	東南東	東南東	東南東	東南東	東南東	東南東	北西	東南東	東南東	東南東
2012 H24	東南東	北西	北西	東南東	東南東	東南東	東南東	東南東	東南東	東南東	東南東	東南東
2013 H25	東南東	北西	東南東	東南東	東南東	東南東	東南東	東南東	東南東	北北西	東南東	東南東
2014 H26	東南東	東南東	北西	東北東	東	西北西	南東	南東	南南西	東北東	東北東	西
2015 H27	西北西	西	西北西	西北西	東	東	南東	東	北西	北西	東	東北東
2016 H28	西	西	東北東	北西	西北西	東	南南東	西北西	西	南東	東北東	東
2017 H29	東北東	東北東	東	東	東	西北西	東	東	東	東	東北東	東北東
2018 H30	東	西	東北東	東	東	東	北西	東	南南西	南南西	東北東	東北東
2019 H31	東北東	西北西	西	西北西	東北東	西北西	東南東	東	東	西北西	東北東	東

年間平均風速

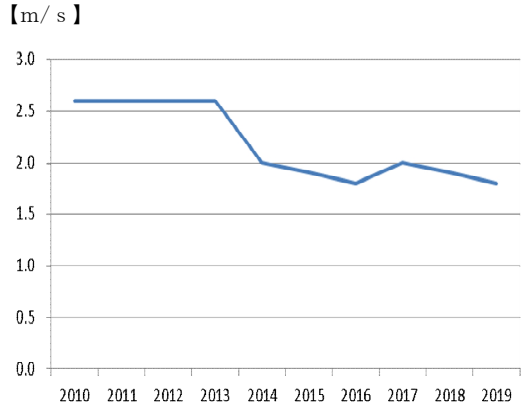

過去 10 年間における風向き（回数）

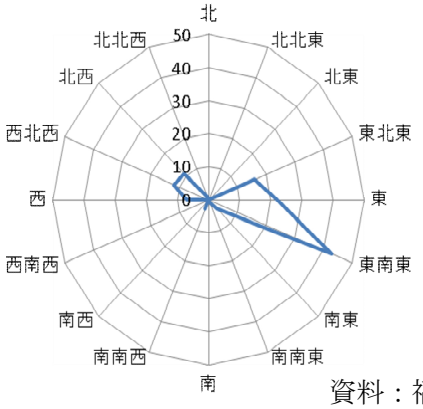

資料：福岡管区気象台

（社会的条件）

1　人口・世帯数等

春日市の平成 31 年 3 月末の人口は 113,157 人、世帯数は 48,970 世帯、平均世帯人数は、2.3 人である。人口密度は 7,997 人/k ㎡で、市全域が人口集中地区※である。

春日市には小学校が 12 校あり、校区別に人口を見ると、春日南、春日東、春日西校区が多く、人口密度は、日の出、春日原が突出して高い。

※　人口集中地区は、人口密度の高い地域で、広い意味での市街地を指す。原則人口密度 4,000 人/k ㎡以上の地区。

人口・世帯数等

番号	小学校区	校区面積 ㎢	人口	世帯数	世帯人員 人／世帯	人口密度 人／㎢
1	春　日	1.23	10,067	4,265	2.4	8,185
2	春日東	1.62	12,634	5,785	2.2	7,799
3	春日北	1.06	10,124	5,118	2.0	9,551
4	春日原	0.48	8,092	3,751	2.2	16,858
5	春日西	1.21	12,058	4,970	2.4	9,965
6	須　玖	0.76	8,419	3,691	2.3	11,078
7	春日南	2.71	14,726	6,012	2.4	5,434
8	大　谷	0.67	6,577	2,818	2.3	9,816
9	天神山	1.77	9,257	3,708	2.5	5,230
10	春日野	1.52	8,962	3,503	2.6	5,896
11	日の出	0.29	5,335	2,478	2.2	18,397
12	白　水	0.84	6,906	2,871	2.4	8,221
合計		14.15	113,157	48,970	2.3	7,997

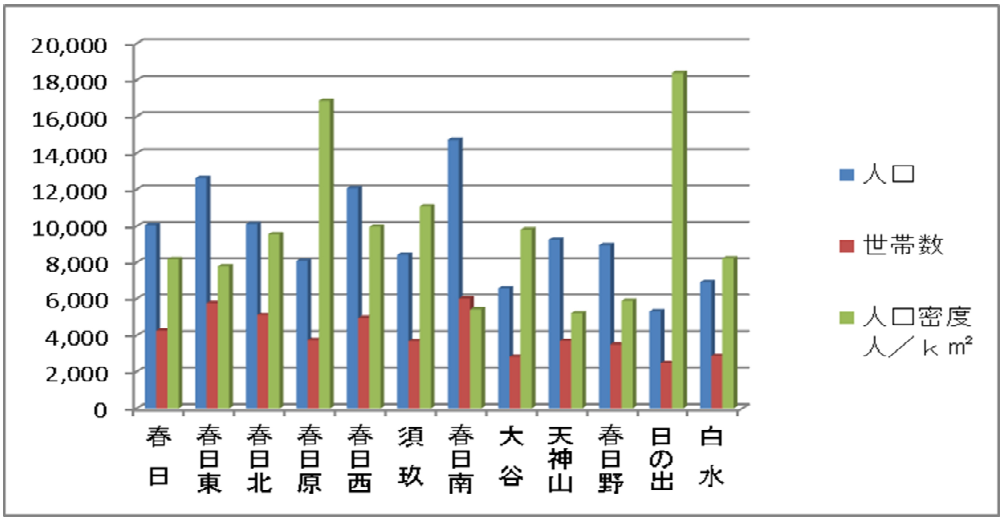

資料：住民基本台帳（H31.3）

人口密度

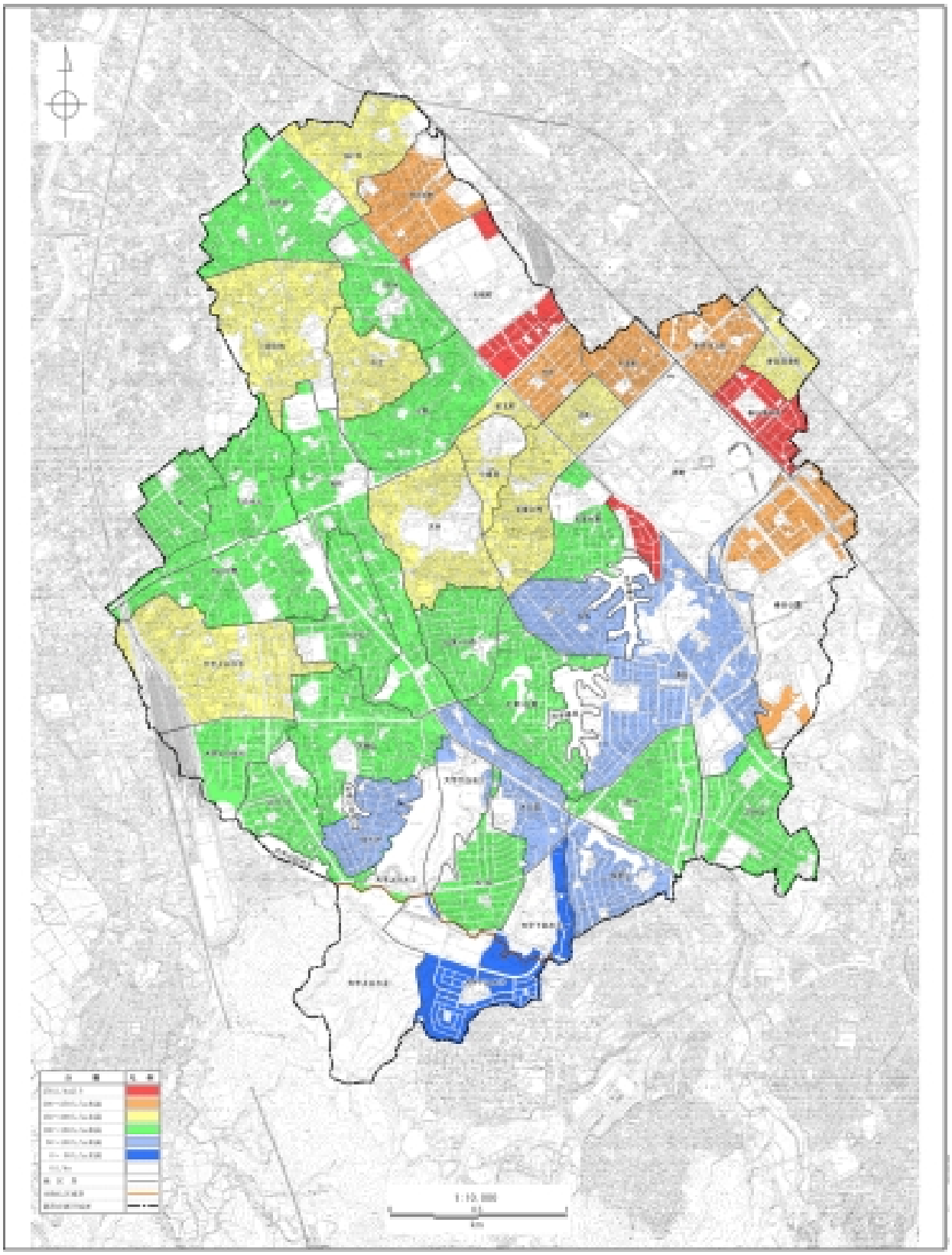

資料：春日市都市計画基礎調査 H24

2　土地利用

春日市は、福岡都市圏の住宅都市として昭和30年代から急激に宅地化が進んだ。その結果、市東部の鉄道駅周辺や幹線道路沿道に商業施設が、北部や東部に自衛隊や工業施設が点在し、南部に山林とゴルフ場があるほかは、市域の大部分が住宅地で形成されている。

市域全域が都市計画区域で、うち市街化区域が1,333haで94.2%を占め、その全域が用途地域となっている。残りは市街化調整区域で82ha、5.8%である。

都市的土地利用は1,300ha、91.9%を占め、自然的土地利用は114.9ha、8.1%である。

土地利用区分で最も多いのは、住宅用地で全体の39.5%、次いで道路用地の15%、公益施設用地の9.1%と続く。農地はわずか1.8%で、市街化区域内に点在している。

土地利用現況

土地利用区分	自然的土地利用								都市的土地利用																	合計
	農地			山林	水面	その他の自然地1	その他の自然地2	小計	宅地						公益施設用地	公共空地1	公共空地2	道路用地	交通施設用地	その他の公共施設用地	その他の空地	未利用宅地	農林漁業施設用地	小計	
									住宅用地	商業用地		小計	工業用地	小計												
	田	畑	小計							小売業用地	その他															
	(ha)	(ha)	(ha)	(ha)	(ha)	(ha)	(ha)	(ha)	(ha)	(ha)	(ha)	(ha)	(ha)	(ha)	(ha)	(ha)	(ha)	(ha)	(ha)	(ha)	(ha)	(ha)	(ha)	(ha)	(ha)
市街化区域	13.4	15.3	28.7	20.9	49.1	1.3	9.0	109.0	555.0	34.6	47.5	82.1	9.1	646.2	129.0	85.3	5.6	202.8	18.1	70.8	2.7	63.3	0.2	1,224.0	1,333.0
市街化調整区域	0.0	0.0	0.0	0.9	2.0	0.0	0.0	2.9	4.3	9.2	2.2	11.4	0.2	15.9	0.1	1.3	0.0	6.5	0.0	0.0	44.0	11.3	0.0	79.1	82.0
合計	13.4	15.3	28.7	21.8	51.1	1.3	9.0	111.9	559.3	43.8	49.7	93.5	9.3	662.1	129.1	86.6	5.6	209.3	18.1	70.8	46.7	74.6	0.2	1,303.1	1,415.0

資料：春日市都市計画基礎調査H24

土地利用現況

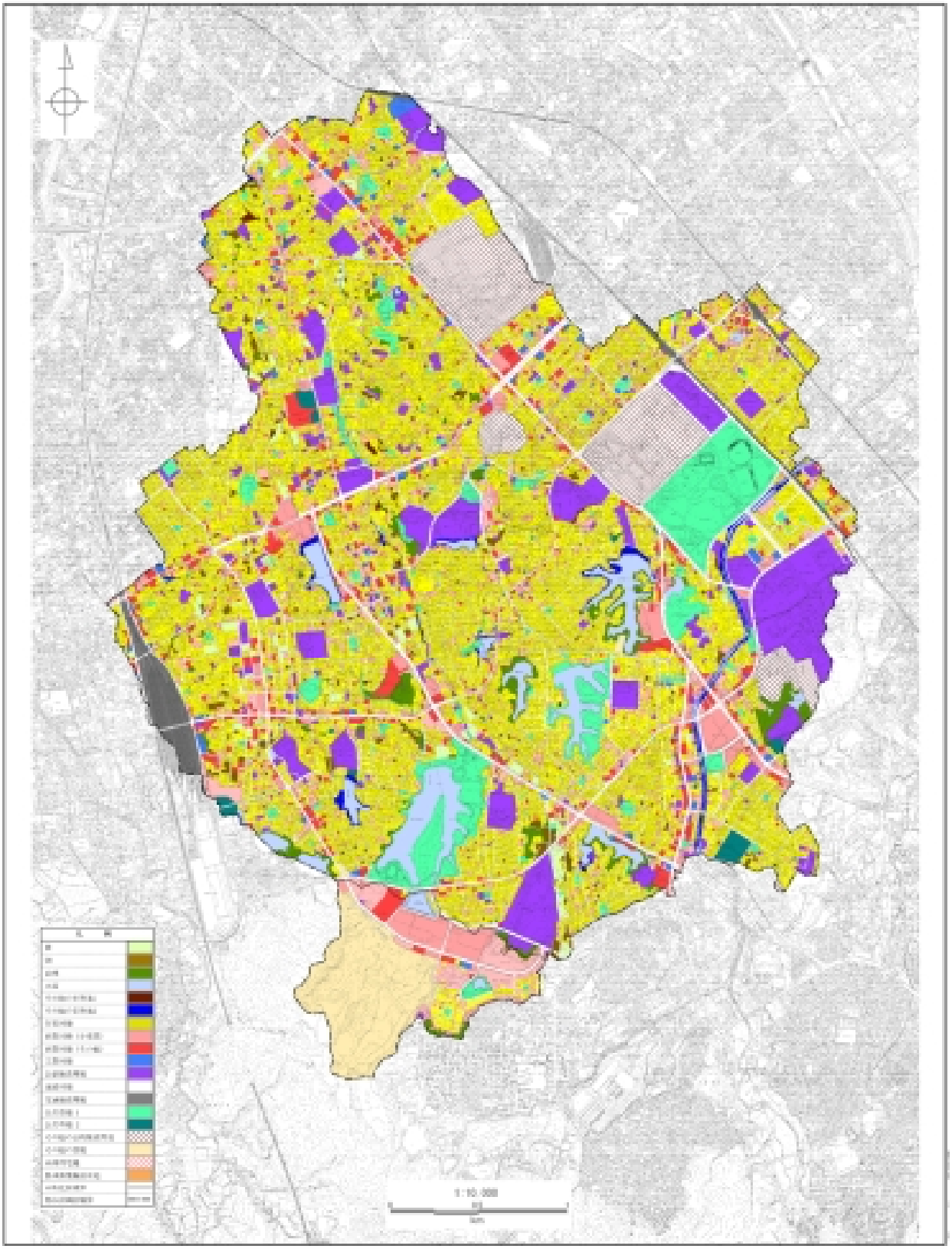

資料：春日市都市計画基礎調査 H24

（資料０６）

災害履歴

昭和 30 年代後半からの治山治水事業対策の進展、災害対策基本法による防災体制の充実、気象観測施設の整備、情報伝達手段の発達や普及等により、昭和 28 年の大水害以後は全般的に大規模な被害は減少している。しかし、平成 15 年 7 月の福岡県内の災害をはじめ、平成 21 年 7 月の豪雨、平成 22 年 7 月の大雨、平成 24 年 7 月の豪雨等による中小河川の損壊、溢水、住家の床上及び床下浸水や崖崩れ等、大雨が降れば何らかの災害が発生している。

（風水害）

「福岡県災害年報」及び「福岡管区気象台資料」によると、過去 10 年間に県内で発生した主な災害における気象概況は、以下のような履歴が記録されている。

過去の風水害は、ほとんどが 7 月から 9 月にかけての大雨と台風によるものである。特に近年、梅雨時期の集中豪雨による水害が続いており、最も注意すべき災害の一つである。

個別気象概況

1	平成 13 年 7 月 11 日～7 月 13 日	梅雨前線
2	平成 15 年 7 月 18 日～7 月 21 日	梅雨前線
3	平成 16 年 9 月 6 日～9 月 7 日	台風第 18 号
4	平成 18 年 9 月 17 日～9 月 18 日	台風第 13 号
5	平成 20 年 8 月 4 日～8 月 17 日	大雨
6	平成 21 年 7 月 24 日～8 月 6 日	豪雨
7	平成 22 年 7 月 11 日～7 月 16 日	大雨
8	平成 24 年 7 月 13 日～8 月 6 日	豪雨

1　平成 13 年 7 月 11 日～7 月 13 日（梅雨前線による大雨）

《気象概況》

【天気図 7 月 13 日】

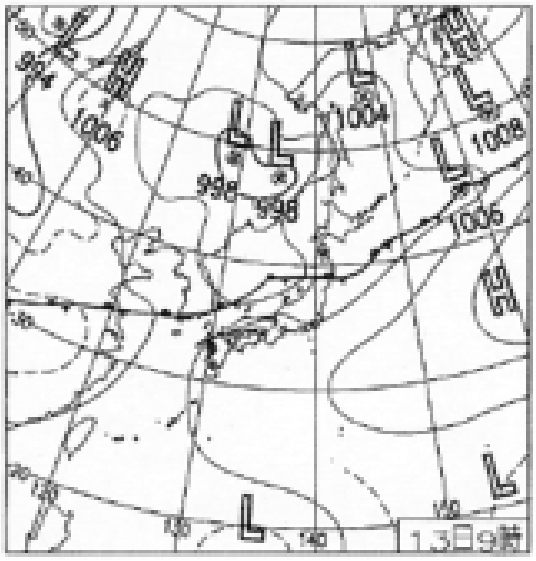

この期間、梅雨前線が日本海に停滞し、西日本に暖湿な気流が流れ込んだため、7 月 12 日を中心に九州北部などで大雨となった。

7 月 12 日の日降水量は、大牟田（福岡県大牟田市）で 271mm（期間降水量 391mm）、諫早（長崎県諫早市）で 190mm（同 293mm）などとなった。

《被害状況》

福岡県における被害状況は次の通りである。

住家被害	全壊 1 棟・一部損壊 2 棟 床上浸水 61 棟・床下浸水 567 棟
非住家被害	その他 5 棟
その他	田冠水 864.23ha 畑流出・埋没 0.05ha・畑冠水 42.00ha 道路損壊 145 箇所・河川被害 85 箇所 崖崩れ 46 箇所 鉄道不通 1 箇所・被害船舶 1 隻

また、春日市における被害状況は次の通りである。

その他	崖崩れ 1 箇所

２　平成 15 年 7 月 18 日～7 月 21 日（梅雨前線による大雨）

《気象概況》

【天気図 7 月 21 日】

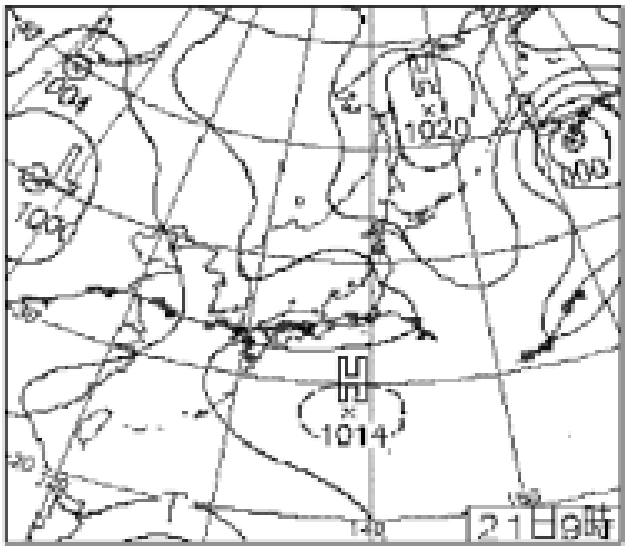

7 月 18 日から 21 日にかけて、九州北部付近に停滞していた梅雨前線に向かって南から暖かく湿った空気が流れ込み、梅雨前線の活動が活発化した。このため、九州地方を中心に局地的に 1 時間に 80mm 以上の猛烈な雨を含む豪雨となった。

この期間の総降水量は、所々で 300mm を超えるなど、広い範囲で 200mm 以上の大雨となった。特に、福岡県の太宰府(アメダス観測所)では 19 日 4 時 50 分までの 1 時間に 104mm（歴代 1 位）の猛烈な雨を含めて、3 時以降 1 時間 60mm 以上の激しい雨が 3 時間続いた。

また、熊本県の水俣市深川では、熊本県が設置した雨量計で、20 日 4 時までの 1 時間に 87mm、5 時までの 1 時間に 91mm の猛烈な雨を観測し、5 時までの 3 時間降水量は 220mm に達した。さらに、鹿児島県の菱刈町では、鹿児島県が設置した雨量計で、20 日 3 時から 10 時にかけて 60 mm前後の非常に激しい雨を断続的に観測し、20 日の日降水量は 555mm に達した。

《被害状況》

福岡県における被害状況は次の通りである。

人的被害	死亡 1 人・重傷者 10 人・軽傷者 4 人
住家被害	全壊 26 棟・半壊 56 棟・一部損壊 74 棟 床上浸水 3,472 棟・床下浸水 3,489 棟
非住家被害	公共建物 6 棟・その他 1,714 棟
その他	田流出・埋没 54.77ha・田冠水 1,001.00ha 畑流出・埋没 18.30ha・畑冠水 52.03ha 道路損壊 1,057 箇所・橋梁 15 箇所 河川被害 699 箇所・崖崩れ 1,271 箇所 鉄道不通 5 箇所・水道（断水）9,232 戸 電話 18 回線・電気（停電）627 戸

また、春日市における被害状況は次の通りである。

住家被害	床上浸水 4 棟・床下浸水 29 棟
その他	田冠水 3ha 道路損壊 7 箇所・崖崩れ 3 箇所

３　平成 16 年 9 月 6 日～9 月 7 日（台風第 18 号による強風・大雨）

《気象概況》

8 月 28 日 9 時にマーシャル諸島近海で発生した台風第 18 号は、日本の南海上を北西に進み、9 月 5 日に大型で非常に強い勢力で沖縄本島北部を通過した。その後、東シナ海を北上し進路を北東に変え、7 日 9 時半頃、長崎市付近に上陸して九州北部を横断した。

7 日午後には山陰沖に達し、日本海を加速しながら北東に進んだ台風は、暴風域を伴ったまま 8 日朝には北海道西海上を北上し、9 時に温帯低気圧となった。温帯低気圧になった後、発達しながら宗谷海峡に達した。

沖縄地方、九州地方、中国地方、北海道地方では、これまでの記録を更新する最大瞬間風速 50m/s 以上の猛烈な風を観測した。

また、九州地方の一部で 900mm を越える大雨を観測した所があった。さらに、瀬戸内海沿岸、西日本から北日本にかけての日本海側沿岸などで高潮となった。

この台風により、建物の損壊や倒木被害が各地で発生し、転倒や飛散物の落下により多くの人が負傷した。また、西日本で船舶の乗揚げ事故が相次いで発生した。

【経路図 台風 18 号 9 月 7 日】

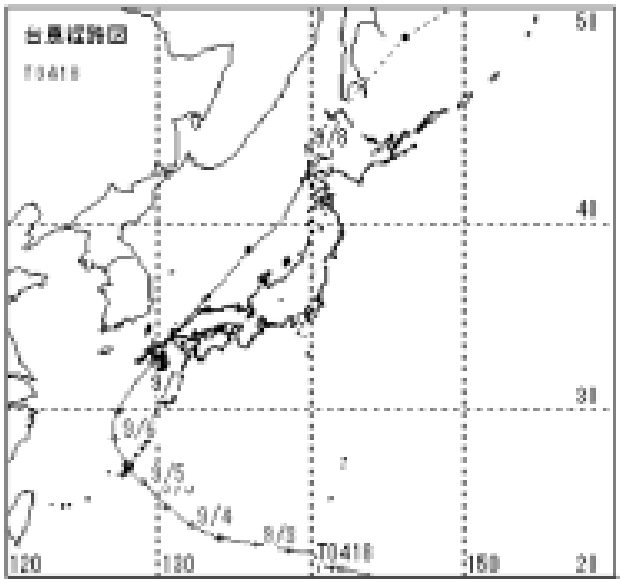

【天気図 9 月 7 日】

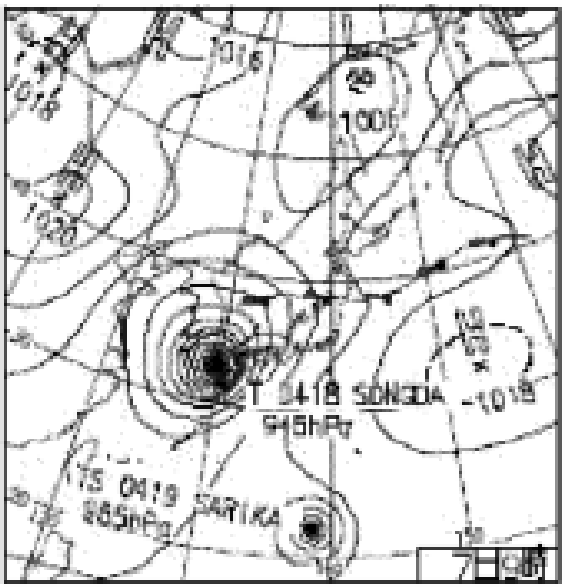

《被害状況》

福岡県における被害状況は次の通りである。

人的被害	重傷者 19 人・軽傷者 75 人
住家被害	全壊 8 棟・半壊 105 棟・一部損壊 5,617 棟 床上浸水 1 棟・床下浸水 50 棟
非住家被害	公共建物 103 棟・その他 253 棟
その他	田流出・埋没 0.89ha・田冠水 12.10ha 畑冠水 1ha

	道路損壊 308 箇所・橋梁 1 箇所 河川被害 27 箇所・崖崩れ 70 箇所 鉄道不通 3 箇所・被害船舶 116 隻 水道（断水）5,740 戸 電話 590 回線・電気（停電）73,028 戸

また、春日市における被害状況は次の通りである。

住家被害	一部損壊 1 棟

４　平成 18 年 9 月 17 日～9 月 18 日（台風第 13 号による強風、大雨）

《気象概況》

台風第 13 号は、東シナ海を北東へ進み、強い勢力を保ったまま 17 日 18 時過ぎ、長崎県佐世保市付近に上陸した。その後、佐賀県、福岡県を通過して 17 日 20 時頃玄界灘へ抜け、18 日 21 時に日本海で温帯低気圧に変わった。

台風の通過に伴い福岡では、9 月としては観測開始以来第 1 位（通年では、観測開始以来第 2 位）となる南の風 49.0m/s（17 日 19 時 38 分）、飯塚では南南東の風 40.0m/s（17 日 20 時 04 分）の最大瞬間風速を観測した。

2 日間の総降水量の多い地点は、前原 140mm、福岡 86mm、篠栗 76mm、八幡 75mm などであった。

【経路図 台風 13 号 9 月 17 日～9 月 18 日】

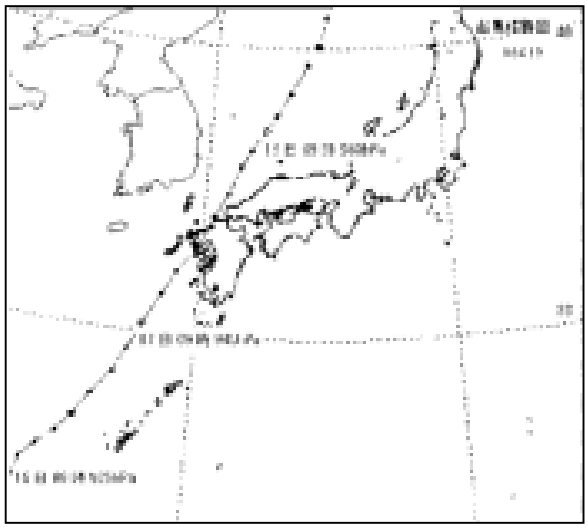

【天気図 9 月 17 日～9 月 18 日】

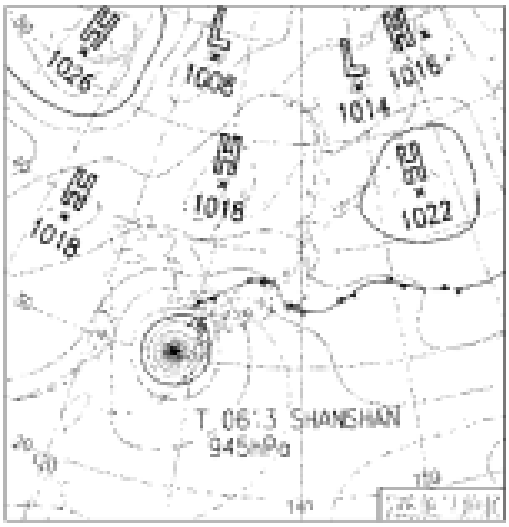

《被害状況》

福岡県における被害状況は次の通りである。

人的被害	死者 1 名・重傷者 2 名・軽傷者 69 名
住家被害	全壊2棟・半壊18棟・一部損壊1,658棟 床下浸水5棟
非住家被害	公共建物 7 棟・その他 100 棟
その他	畑冠水 2.50ha 道路損壊 40 箇所・河川被害 8 箇所 崖崩れ 12 箇所・被害船舶 21 隻 水道（断水）150 戸・電気（停電）83,434 戸

また、春日市における被害状況は次の通りである。

人的被害	軽傷者 4 名
住家被害	一部損壊 1 棟

５　平成 20 年 8 月 4 日～8 月 17 日（大雨）

《気象概況》

8 月 4 日は対馬海峡付近に停滞する前線の影響で、大雨となるところがあった。8～11 日は湿った空気と強い日射の影響で大気の状態が不安定となり、県内各地で雷を伴った雨となった。

13 日は日本海の低気圧の影響で県の北部を中心に雨となった。

15～17 日にかけては、熱帯低気圧や前線の影響で大気の状態が不安定となり、県内各地で雷を伴った雨となった。

14 日間の総降水量の多い地点は、博多 342.5mm、太宰府 329.5mm、九千部山 319.5mm、福岡 289.5mm、添田 227.0mm などであった。

【天気図 8 月 16 日】

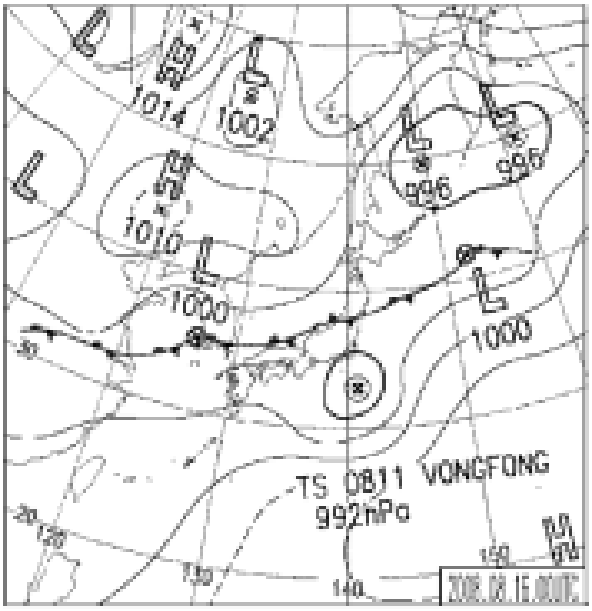

《被害状況》

福岡県における被害状況は次の通りである。

住家被害	床上浸水 10 棟・床下浸水 18 棟
その他	田流出・埋没 0.10ha 道路被害 50 箇所・河川被害 5 箇所 崖崩れ 3 箇所

また、春日市における被害状況は次の通りである。

住家被害	床上浸水 1 棟・床下浸水 3 棟
その他	道路被害 17 箇所

６　平成 21 年 7 月 24 日～8 月 6 日（豪雨）

《気象概況》

【天気図　7 月 26 日】

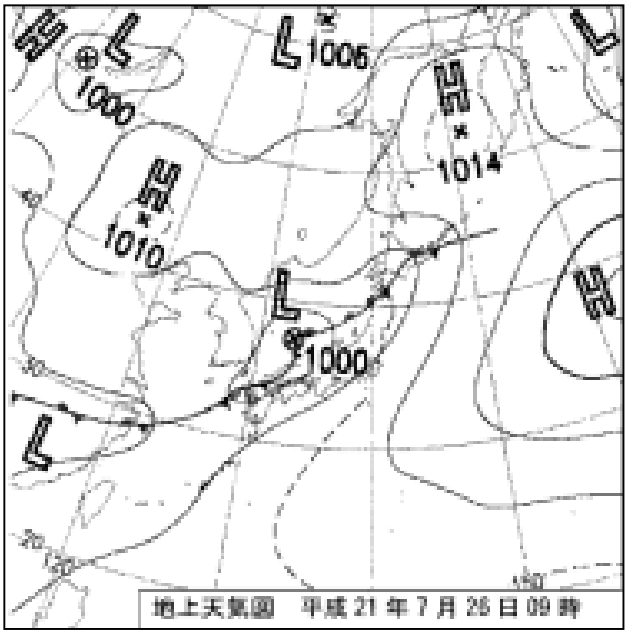

7 月 24 日は､対馬海峡に停滞する梅雨前線に向かって､暖かく湿った空気が流れ込み、前線の活動が非常に活発化した。

25 日には、梅雨前線の活動がやや弱まったが、26 日には九州北部地方に停滞する前線上に低気圧が発生し､再び活動が活発化した。

福岡県では、24 日の夕方から夜のはじめ頃を中心に大雨となり、19 時 25 分までの 1 時間に博多（福岡空港）で 116.0mm の記録的な雨が降るなど､19 時頃から 21 時頃にかけて福岡地方、筑豊地方の各地で 1 時間 110mm 以上の記録的短時間大雨が発生した。

また､17 時から 21 時までの 4 時間に飯塚で 243.5 mm、小倉南区頂吉で 220.0mm、篠栗で 213.5mm、博多（福岡空港）で 205.0mm など、200mm を超える大雨となった。

25 日の昼前には一旦雨も弱まったが、26 日朝から昼過ぎにかけて再び非常に激しい雨が降り、1 時間に 80mm を超える猛烈な雨となった所もあった。

24 日から 26 日までの総雨量は、太宰府で 618.0mm、飯塚で 568.0mm、那珂川町九千部山で 562.0mm、篠栗で 517.5mm、博多（福岡空港）で 517.0mm となっており、7 月の平年の月降水量の 2 倍近く降った所もあった。

《被害状況》

福岡県における被害状況は次の通りである。

人的被害	死者 10 名・重傷者 9 名・軽傷者 9 名
住家被害	全壊13棟・半壊11棟・一部損壊70棟 床上浸水1,319棟・床下浸水4,157棟
非住家被害	公共建物15棟・その他543棟
その他	田流出・埋没 84.00ha・田冠水 1,522.60ha 畑流出・埋没 9.11ha・畑冠水 240.90ha 道路損壊 2,155 箇所・橋梁 7 箇所 河川被害 721 箇所 崖崩れ 1,355 箇所・鉄道不通 3 箇所 水道（断水）25,302 戸

また、春日市における被害状況は次の通りである。

住家被害	床上浸水 14 棟・床下浸水 96 棟
非住家被害	公共建物3棟・その他38棟
その他	道路被害74箇所 崖崩れ13箇所

7　平成 22 年 7 月 11 日～7 月 16 日（大雨）

《気象概況》

7 月 11 日に朝鮮半島南岸にあった梅雨前線は、その後、15 日にかけて九州北部から対馬海峡付近に停滞した。

この梅雨前線に向かって、南から湿った気流が流れこむ状態が続いたため、県内各地で断続的に激しい雨を観測し、特に 14 日明け方から朝にかけては非常に激しい雨となったところがあった。

11 日 17 時から 16 日 6 時までの降水量は 206.5mm～523.0mm となり、13 日に行橋では 208.5mm の日降水量を観測し 7 月の極値を更新した。

【 天気図　7 月 14 日】

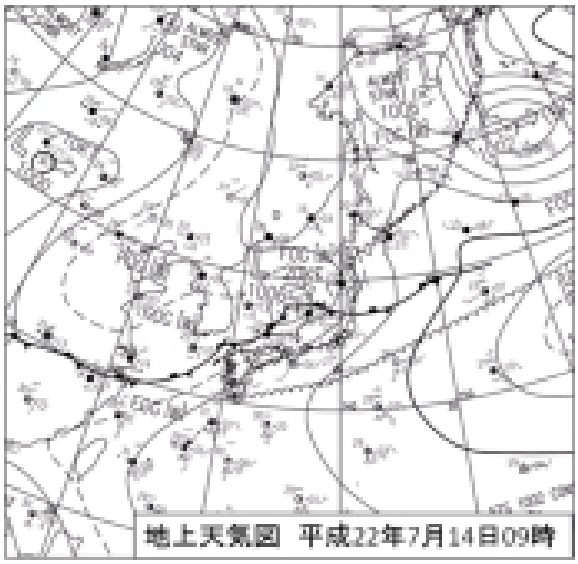

《被害状況》

福岡県における被害状況は次の通りである。

人的被害	軽傷者 2 名
住家被害	全壊5棟・半壊7棟・一部損壊34棟 床上浸水211棟・床下浸水811棟
非住家被害	公共建物17棟・その他298棟
その他	田流出・埋没 11.9ha・田冠水 344ha 畑流出・埋没 1.6ha・畑冠水 305ha 道路被害 1,823 箇所・橋梁 5 箇所 河川被害 606 箇所・崖崩れ 691 箇所 鉄道不通 6 箇所 水道（断水）1 戸・電気（停電）62 戸

また、春日市における被害状況は次の通りである。

住家被害	床上浸水 5 棟・床下浸水 24 棟
その他	道路被害 23 箇所 崖崩れ 4 箇所

８　平成 24 年 7 月 13 日～8 月 6 日（豪雨）

《気象概況》

【 天気図　7 月 14 日】

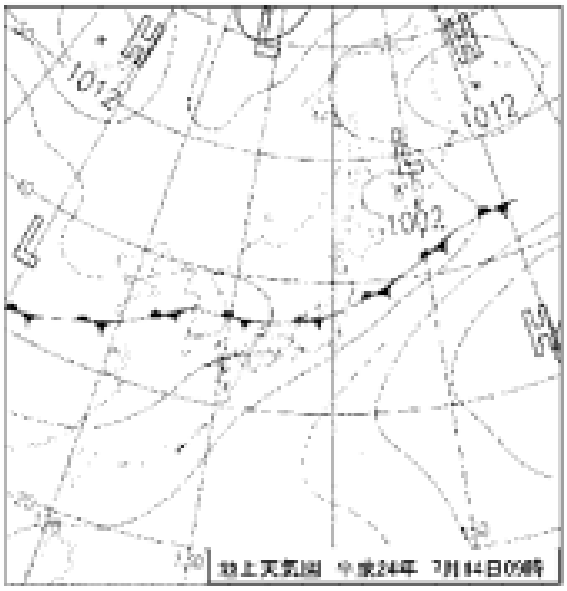

7 月 13 日朝に対馬海峡にあった梅雨前線は、午後には朝鮮半島付近まで北上し、その後前線は対馬海峡に南下し、15 日から 16 日にかけて停滞した。

この前線に向かって東シナ海から暖かく湿った空気が流れ込み、大気の状態が非常に不安定となった。

このため、13 日は県内各地で昼過ぎを中心に局地的に非常に激しい大雨となった。また、14 日未明から夕方にかけて局地的に非常に激しい雨が降り、特に、筑後地方を中心に明け方から昼前にかけて猛烈な雨が降った。

16 日は昼過ぎから夜遅くにかけて断続的に激しい雨が降り、特に夜のはじめ頃は筑後地方で猛烈な雨となった。

20 日は気圧の谷の影響で大気の状態が不安定となり、未明から夜のはじめ頃にかけて断続的に激しい雨が降り、特に昼前から昼過ぎにかけて福岡地方と筑後地方で非常に激しい雨となった。

23 日の梅雨明け以降、高気圧に覆われて晴れる日が多くなったが、8 月 6 日にかけて、強い日射や高気圧の周辺部を回る暖かい湿った空気の影響で、局地的に激しい雨の降る日もあった。

《被害状況》

福岡県における被害状況は次の通りである。

人的被害	死者 4 名・重傷者 8 名・軽傷者 9 名
住家被害	全壊70棟・半壊432棟・一部損壊117棟 床上浸水1,085棟・床下浸水4,678棟
その他	田流出・埋没 160.0ha・田冠水 2,663ha 畑流出・埋没 285.0ha・畑冠水 684ha 道路被害 2,533 箇所・橋梁 41 箇所 河川被害 1,383 箇所・崖崩れ 999 箇所 鉄道不通 2 箇所・被害船舶 41 隻 水道（断水）3,946 戸 電話 8,761 回線・電気（停電）6,324 戸

また、春日市における被害はなかった。

（火災）

春日市において過去 10 年間（平成 22 年～平成 31 年）の火災件数は 165 件で、その 7 割を建物火災が占めている。

年平均件数は 16.5 件であるが、全体としては減少傾向である。

火災件数

単位：件

項　目	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	合計	平均
建物火災	16	15	17	6	8	16	4	16	13	6	117	11.7
林野火災	1	－	－	1	－	－	－	－	－	－	2	0.2
車両火災	4	－	2	1	3	－	－	1	－	1	12	1.2
その他の火災※	7	7	2	3	4	1	5	1	1	3	34	3.4
合　計	28	22	21	11	15	17	9	18	14	10	165	16.5

※　その他の火災とは、建物火災、林野火災、車両火災に該当しない火災で、例としては空地、ごみ集積所、電柱などの火災をいう

※

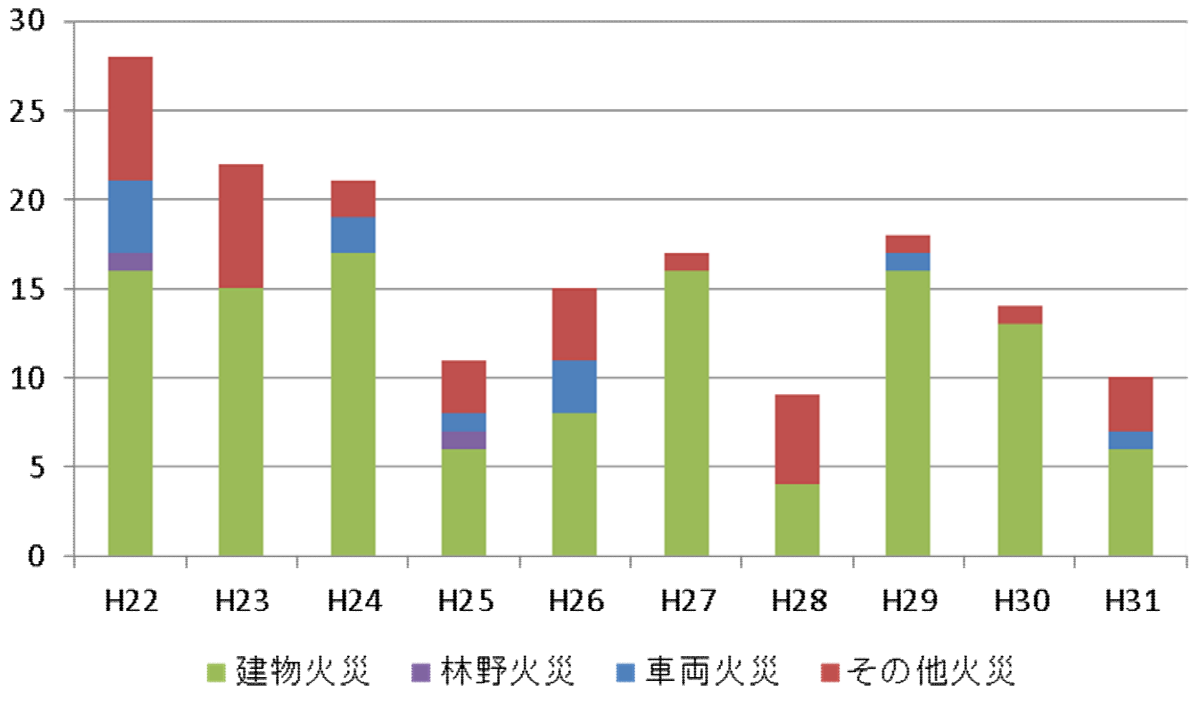

提供　春日・大野城・那珂川消防本部

（地震災害）

日本海側に位置する福岡県下で発生する地震は、活断層等の断層帯の直下で起きている。歴史をさかのぼってみると、福岡県ではいくつかの大きな地震が発生しているが、日本のほかの地域と比べると地震の少ない地域であると言われてきた。

福岡県で福岡県西方沖地震以前に起きたマグニチュード 6.0 を超えた地震は、1898 年の糸島地震で 100 年以上大規模な地震は起きていなかった。また、福岡県西方沖地震以降も大規模な地震は起きていない。

福岡県及び近辺地域においては過去、以下のような被害地震の履歴が記録されている。

福岡県及び周辺地域の大規模地震発生の概要

年代	名称・地域	震源規模	県及び周辺地域の主な被害等
679 年 12 月	筑紫	M 6.5-7.5	家屋崩壊多数
1700 年 4 月 15 日	壱岐・対馬地震	M 7.0	壱岐において家屋全壊 89
1706 年 11 月 26 日	筑後	不明	
1730 年 3 月 12 日	対馬	不明	
1831 年 11 月 14 日	肥前	M 6.1	
1848 年 1 月 10 日	筑後	M 5.9	柳川で家屋倒壊
1872（明治 5）年 3 月 14 日	浜田地震	M 7.1	久留米付近で液状化
1898（明治 31）年 8 月 10 日	糸島地震	M 6.0	負傷者 3、家屋全壊 7
1898（明治 31）年 8 月 12 日	糸島地震	M 5.8	
1929（昭和 4）年 8 月 8 日	福岡県南部	M 5.1	家屋半壊 1
1930（昭和 5）年 2 月 5 日	福岡市西部	M 5.0	小崖崩れ
1941（昭和 16）年 11 月 19 日	日向灘	M 7.2	
1968（昭和 43）年 8 月 6 日	豊後水道	M 6.6	
1991（平成 3）年 10 月 28 日	周防灘	M 6.0	
1996（平成 8）年 10 月 19 日	日向灘	M 6.9	
1997（平成 9）年 6 月 25 日	山口県北部	M 6.6	
2005（平成 17）年 3 月 20 日	福岡県西方沖	M 7.0	死者 1、負傷者 1,186 家屋全壊 143、半壊 352 一部損壊 9,190
2005（平成 17）年 4 月 20 日	福岡県西方沖	M 5.8	負傷者 58 家屋一部破損 5
2014（平成 26）年 3 月 14 日	伊予灘	M 6.2	負傷者 21 家屋一部破損 26

資料：地震に関する防災アセスメント調査報告書（福岡県 平成 24 年 3 月）

最近 20 年におけるマグニチュード 1.0 以上の地震をみても福岡県周辺は地震の発生が少ない地域であると言える。

九州地方ならびに福岡県周辺で発生している地震の震源分布を図に示す。

福岡県近傍で発生した地震の分布状況

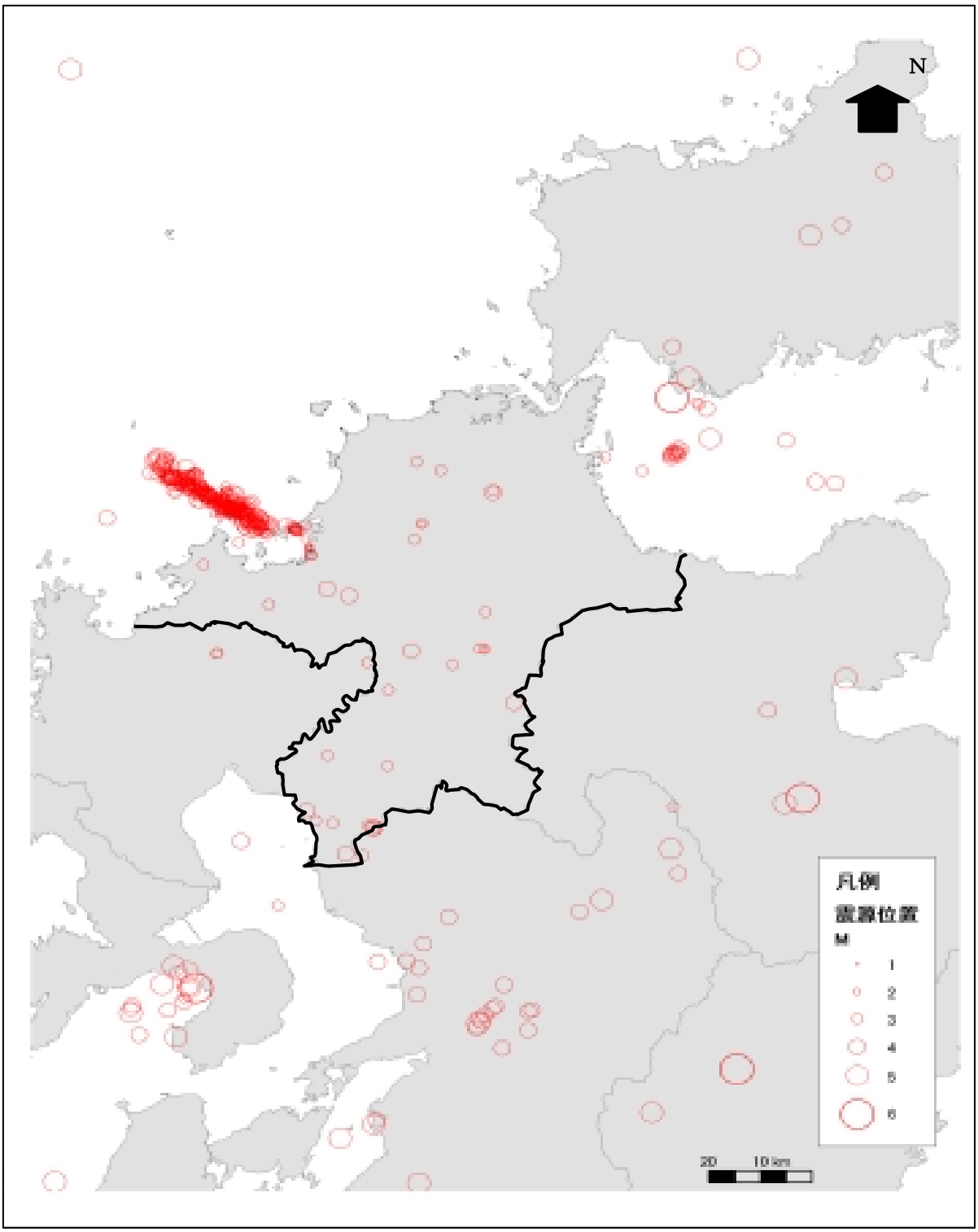

※過去 20 年間に福岡県内で震度 1 以上を観測した地震

資料：気象庁「震度データベース」より作成

（資料０７）

気象庁震度階級関連解説表

気象庁は、平成21年3月31日より改定した「気象庁震度階級関連解説表」の運用を開始しました。

（使用にあたっての留意事項）

1. 気象庁が発表している震度は、原則として地表や低層建物の一階に設置した震度計による観測値です。この資料は、ある震度が観測された場合、その周辺で実際にどのような現象や被害が発生するかを示すもので、それぞれの震度に記述される現象から震度が決定されるものではありません。
2. 地震動は、地盤や地形に大きく影響されます。震度は震度計が置かれている地点での観測値であり、同じ市町村であっても場所によって震度が異なることがあります。また、中高層建物の上層階では一般に地表より揺れが強くなるなど、同じ建物の中でも、階や場所によって揺れの強さが異なります。
3. 震度が同じであっても、地震動の振幅（揺れの大きさ）、周期（揺れが繰り返す時の1回あたりの時間の長さ）及び継続時間などの違いや、対象となる建物や構造物の状態、地盤の状況により被害は異なります。
4. この資料では、ある震度が観測された際に発生する被害の中で、比較的多く見られるものを記述しており、これより大きな被害が発生したり、逆に小さな被害にとどまる場合もあります。また、それぞれの震度階級で示されている全ての現象が発生するわけではありません。
5. この資料は、主に近年発生した被害地震の事例から作成したものです。今後、5年程度で定期的に内容を点検し、新たな事例が得られたり、建物・構造物の耐震性の向上等によって実状と合わなくなった場合には変更します。
6. この資料では、被害などの量を概数で表せない場合に、一応の目安として、次の副詞・形容詞を用いています。

用語	意味
まれに	極めて少ない。めったにない。
わずか	数量・程度が非常に少ない。ほんの少し。
大半	半分以上。ほとんどよりは少ない。
ほとんど	全部ではないが、全部に近い。
が（も）ある、 が（も）いる	当該震度階級に特徴的に現れ始めることを表し、量的には多くはないがその数量・程度の概数を表現できかねる場合に使用。
多くなる	量的に表現できかねるが、下位の階級より多くなることを表す。
さらに多くなる	上記の「多くなる」と同じ意味。下位の階級で上記の「多くなる」が使われている場合に使用。

※ 気象庁では、アンケート調査などにより得られた震度を公表することがありますが、これらは「震度○相当」と表現して、震度計の観測から得られる震度と区別しています。

人の体感・行動、屋内の状況、屋外の状況

震度階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況
0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。	－	－
1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。	－	－
2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もいる。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。	－
3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もいる。眠っている人の大半が、目を覚ます。	棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少し揺れる。
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。
5弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じることがある。
5強	大半の人が、物につかまらないと歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが多くなる。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。
6弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。
6強	立っていることができず、はわないと動くことができない。揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが多くなる。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が多くなる。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。
7		固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに多くなる。補強されているブロック塀も破損するものがある。

木造建物（住宅）の状況

震度階級	木造建物（住宅）	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5弱	－	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。
5強	－	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。
6弱	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。 壁などに大きなひび割れ・亀裂が入ることがある。 瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。倒れるものもある。
6強	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などに大きなひび割れ・亀裂が入るものが多くなる。 傾くものや、倒れるものが多くなる。
7	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。 まれに傾くことがある。	傾くものや、倒れるものがさらに多くなる。

（注1）木造建物（住宅）の耐震性により２つに区分けした。耐震性は、建築年代の新しいものほど高い傾向があり、概ね昭和56年（1981年）以前は耐震性が低く、昭和57年（1982年）以降には耐震性が高い傾向がある。しかし、構法の違いや壁の配置などにより耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

（注2）この表における木造の壁のひび割れ、亀裂、損壊は、土壁（割り竹下地）、モルタル仕上壁（ラス、金網下地を含む）を想定している。下地の弱い壁は、建物の変形が少ない状況でも、モルタル等が剥離し、落下しやすくなる。

（注3）木造建物の被害は、地震の際の地震動の周期や継続時間によって異なる。平成20 年（2008年）岩手・宮城内陸地震のように、震度に比べ建物被害が少ない事例もある。

鉄筋コンクリート造建物の状況

震度階級	鉄筋コンクリート造建物	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5弱	－	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。
5強	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。
6弱	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めや X 状のひび割れ・亀裂がみられることがある。 １階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものがある。
6強	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂がさらに多くなる。 1階あるいは中間階が変形し、まれに傾くものがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めや X 状のひび割れ・亀裂が多くなる。 １階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものが多くなる。
7	－	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。

（注1） 鉄筋コンクリート造建物では、建築年代の新しいものほど耐震性が高い傾向があり、概ね昭和56年（1981年）以前は耐震性が低く、昭和57年（1982年）以降は耐震性が高い傾向がある。しかし、構造形式や平面的、立面的な耐震壁の配置により耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

（注2） 鉄筋コンクリート造建物は、建物の主体構造に影響を受けていない場合でも、軽微なひび割れがみられることがある。

地盤・斜面等の状況

震度階級	鉄筋コンクリート造建物	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5弱	亀裂※1や液状化※2が生じることがある。	落石やがけ崩れが発生することがある。
5強		
6弱	地割れが生じることがある。	がけ崩れや地すべりが発生することがある。
6強	大きな地割れが生じることがある。	がけ崩れが多発し、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある※3。
7		

※1 亀裂は、地割れと同じ現象であるが、ここでは規模の小さい地割れを亀裂として表記している。
※2 地下水位が高い、ゆるい砂地盤では、液状化が発生することがある。液状化が進行すると、地面からの泥水の噴出や地盤沈下が起こり、堤防や岸壁が壊れる、下水管やマンホールが浮き上がる、建物の土台が傾いたり壊れたりするなどの被害が発生することがある。
※3 大規模な地すべりや山体の崩壊等が発生した場合、地形等によっては天然ダムが形成されることがある。また、大量の崩壊土砂が土石流化することもある。

ライフライン・インフラ等への影響

ガス供給の停止	安全装置のあるガスメーター（マイコンメーター）では震度5弱程度以上の揺れで遮断装置が作動し、ガスの供給を停止する。 さらに揺れが強い場合には、安全のため地域ブロック単位でガス供給が止まることがある※。
断水、停電の発生	震度5弱程度以上の揺れがあった地域では、断水、停電が発生することがある※。
鉄道の停止、 高速道路の規制等	震度4程度以上の揺れがあった場合には、鉄道、高速道路などで、安全確認のため、運転見合わせ、速度規制、通行規制が、各事業者の判断によって行われる。(安全確認のための基準は、事業者や地域によって異なる。)
電話等通信の障害	地震災害の発生時、揺れの強い地域やその周辺の地域において、電話・インターネット等による安否確認、見舞い、問合せが増加し、電話等がつながりにくい状況（ふくそう）が起こることがある。そのための対策として、震度6弱程度以上の揺れがあった地震などの災害の発生時に、通信事業者により災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板などの提供が行われる。
エレベーターの停止	地震管制装置付きのエレベーターは、震度5弱程度以上の揺れがあった場合、安全のため自動停止する。運転再開には、安全確認などのため、時間がかかることがある。

※震度6強程度以上の揺れとなる地震があった場合には、広い地域で、ガス、水道、電気の供給が停止することがある。

大規模構造物への影響

長周期地震動※による超高層ビルの揺れ	超高層ビルは固有周期が長いため、固有周期が短い一般の鉄筋コンクリート造建物に比べて地震時に作用する力が相対的に小さくなる性質を持っている。しかし、長周期地震動に対しては、ゆっくりとした揺れが長く続き、揺れが大きい場合には、固定の弱いＯＡ機器などが大きく移動し、人も固定しているものにつかまらないと、同じ場所にいられない状況となる可能性がある。
石油タンクのスロッシング	長周期地震動により石油タンクのスロッシング（タンク内溶液の液面が大きく揺れる現象）が発生し、石油がタンクから溢れ出たり、火災などが発生したりすることがある。
大規模空間を有する施設の天井等の破損、脱落	体育館、屋内プールなど大規模空間を有する施設では、建物の柱、壁など構造自体に大きな被害を生じない程度の地震動でも、天井等が大きく揺れたりして、破損、脱落することがある。
長周期地震動※による超高層ビルの揺れ	超高層ビルは固有周期が長いため、固有周期が短い一般の鉄筋コンクリート造建物に比べて地震時に作用する力が相対的に小さくなる性質を持っている。しかし、長周期地震動に対しては、ゆっくりとした揺れが長く続き、揺れが大きい場合には、固定の弱いＯＡ機器などが大きく移動し、人も固定しているものにつかまらないと、同じ場所にいられない状況となる可能性がある。
石油タンクのスロッシング	長周期地震動により石油タンクのスロッシング（タンク内溶液の液面が大きく揺れる現象）が発生し、石油がタンクから溢れ出たり、火災などが発生したりすることがある。

※規模の大きな地震が発生した場合、長周期の地震波が発生し、震源から離れた遠方まで到達して、平野部では地盤の固有周期に応じて長周期の地震波が増幅され、継続時間も長くなることがある。

（資料０８－１）

災害時における福岡県内市町村間の相互応援に関する基本協定

（目的）

第１条　この協定は、福岡県内の地域に災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号。以下「災対法」という。）第２条第１号に規定する災害（以下「災害」という。）が発生し、被災市町村のみでは十分な応急対策及び復旧対策を実施することができない場合において、災対法第６７条第１項による市町村相互の応援が迅速かつ円滑に実施されるよう、福岡県内のすべての市町村が相互に協力することを確認し、相互応援に関する基本的な事項を定めるものとする。

（応援の種類）

第２条　この協定による応援の種類は次の各号に掲げるとおりとする。

(1)　食料、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供
(2)　被災者の救出、医療、防疫、施設及び応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
(3)　救援及び救助活動に必要な車両、舟艇等の提供
(4)　救助及び応急復旧に必要な医療職、技術職、技能職等の職員の派遣
(5)　被災者の一時収容のための施設の提供
(6)　被災傷病者の受入れ
(7)　遺体の火葬のための施設の提供
(8)　ゴミ・し尿等の処理のための施設の提供
(9)　ボランティアの受付及び活動調整
(10)　前各号に定めるもののほか、特に要請のあった事項

（応援要請の手続き）

第３条　被災市町村の長は、個別に他の市町村の長に応援を要請しようとする場合には、次の各号に掲げる事項を明らかにして電話等により応援を要請するものとする。

(1)　被害の状況
(2)　応援の種類
(3)　応援の具体的な内容及び必要量
(4)　応援を希望する期間
(5)　応援場所及び応援場所への経路
(6)　前各号に掲げるもののほか必要な事項

２　被災市町村の長は、複数の市町村の長に同時に応援を要請しようとする場合には、前　項に掲げる事項を明らかにして電話等により福岡県知事（以下「知事」という。）に対し応援要請の依頼を行うものとし、知事は、他の市町村の長に対して速やかに要請内容を伝達するものとする。

３　応援を受けた被災市町村の長は、応援を実施した市町村の長に対し、後日速やかに要　請文書を提出するものとする。

（応援の実施）

第４条　前条第１項の規定により応援要請を受けた市町村の長は、応援の内容を電話等により要請した被災市町村の長に連絡し、その後直ちに応援を実施するものとする。ただし、特別な事情により応援できない場合は、その旨を直ちに電話等により連絡するものとする。

２　前条第２項の規定により要請内容の伝達を受けた市町村の長は、受諾の可否を速やか　に決定し、応援の可否及び応援を実施する場合は、その内容を知事に対し電話等により連絡するとともに応援を実施するものとする。

（自主応援）

第５条　被災市町村の長からの応援要請又は知事からの応援要請の依頼がない場合においても、被害の状況に応じ緊急に応援することを必要と認めた市町村の長は、自主的に応援を行うものとする。

２　前項の場合において、応援を行おうとする市町村の長は、応援の内容をあらかじめ電話等により被災市町村の長に連絡するとともに、応援を実施する旨及びその内容を知事に連絡するものとする。

（応援の調整）

第６条　知事は、前２条に定める相互応援が迅速かつ円滑に実施されるよう応援の調整を行うことができるものとする。

（応援経費の負担）

第７条　応援に要した費用は、応援を受けた市町村で負担するものとする。

２　応援を受けた市町村において前項の規定により負担する費用を支弁するいとまがないときは、応援を受けた市町村の求めにより応援した市町村は、当該費用を一時繰替支弁するものとする。

３　前２項の規定によりがたいときは、その都度、関係市町村間で協議して定める。

（情報の交換等）

第８条　市町村は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、必要な情報等を相互に交換するとともに、平常時から応援の受入れ態勢の整備に努めるものとする。

（その他）

第９条　この協定の実施に関し必要な事項については、その都度協議して定めるものとする。

附　則

１　この協定は、平成１７年４月２６日から施行する。

２　この協定の成立は、県内全市町村長の同意書をもって証する。

（資料０８－２）

災害時における福岡県内市町村間の相互応援に関する実施要領

1.　目的

この要領は、災害時における福岡県内市町村間の相互応援に関する基本協定（以下「協定」という。）第９条の規定に基づき、災害時における県内市町村間の相互応援が円滑に実施されるため必要な事項を定めるものとする。

２．定義

この要領において「災害」とは、災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）第２　項第１号に定める災害であり、地震、津波、暴風、豪雨等の異常な自然現象のみでなく、航空機の墜落、列車の衝突転覆等の大規模事故による被害も含む。

３．県、市町村の連絡先

災害時の市町村間の相互応援が迅速かつ円滑に実施されるよう、県は、年度当初に「県及び市町村の勤務時間内及び勤務時間外の連絡先一覧」を作成し、市町村に配布する。

４．応援要請の手続き及び応援の実施（協定第３条、第４条）

（１）個別に他の市町村に応援要請する場合（協定第３条第１項、第４条第１項）の手続き等は、以下のとおりとする。

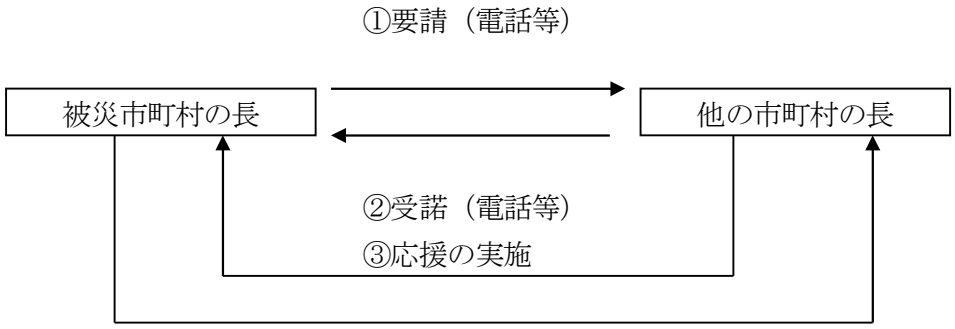

①　要　　請　　被災市町村は、災害時相互応援連絡表（様式1、以下「応援連絡表」という。）に必要事項を記入の上、その要旨を電話（県防災行政無線電話又はＮＴＴ電話）で連絡するとともにファクシミリ（県防災行政無線又はＮＴＴ）送信する。

応援連絡表の記入例 記入例１・単独―要請

②　受　　諾　　要請を受けた市町村は、受諾の可否を電話（県防災行政無線電話又はＮＴＴ電話）で連絡するとともに、受諾した応援連絡表の写しに加除訂正を行い、ファクシミリ（県防災行政無線又はＮＴＴ）送信する。

応援連絡表の記入例
記入例２・単独―受諾

③　応援の実施　　応援を受諾した市町村は､応援連絡表に記載した応援受諾内容を実施する。

④　要請文書の提出　　応援実施後、応援を受けた市町村は、応援を実施した市町村に対し、速やかに要請文書（様式３）を提出する。要請文書施行の日付は、実際に要請を行った日とする。

（２）複数市町村に同時に応援を要請する場合（協定第３条第２項、第４条第２項）の手続きは以下のとおりとする。

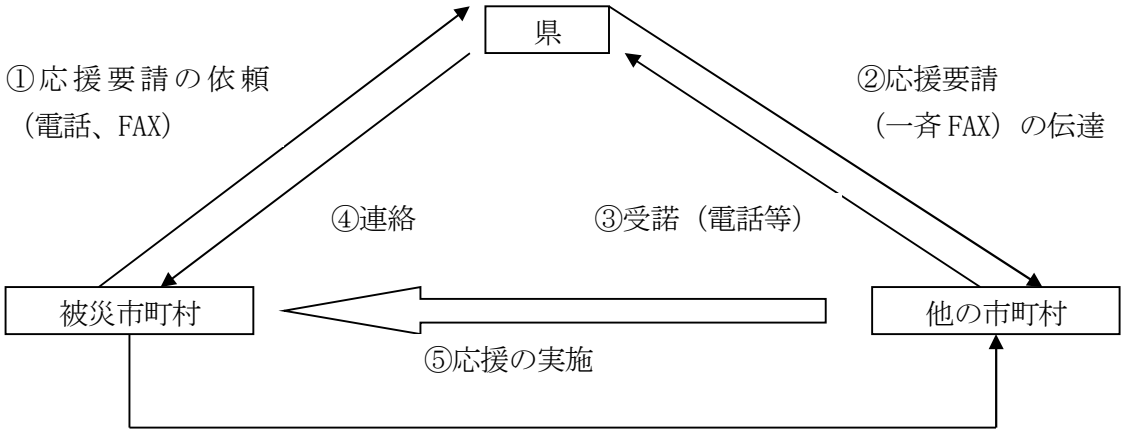

①　要請の依頼　　被災市町村は、応援連絡表（様式1）に必要事項を記入の上、その要旨を県（県災害対策本部又は消防防災指導課）に電話（県防災行政無線又はＮＴＴ電話）で連絡するとともに、ファクシミリ（県防災行政無線又はＮＴＴ）送信する。

応援連絡表の記入例
記入例３・広域―要請１

②　応援要請の伝達　　県はファクシミリ受信した応援連絡表を県防災行政無線により一斉送信する。

原則として、音声一斉とファクシミリ一斉送信を行うこととする。

応援連絡表の記入例
記入例４・広域－要請２

③　受諾の連絡　　応援できる市町村は、受信した応援連絡表に加除訂正を行い、その要旨を県（県災害対策本部又は県消防防災指導課）に電話（県防災行政無線又はＮＴＴ電話）で連絡するとともに、ファクシミリ（県防災行政無線又はＮＴＴ）送信する。

（市町村 ↓ 県）

応援連絡表の記入例
記入例５・広域―受諾

④　受諾の連絡　　県は、応援の内容を取りまとめ、必要に応じ調整を行った上、応援を要請した市町村に応援の内容を電話（県防災行政無線又はＮＴＴ）で連絡するとともに、応援連絡表をファクシミリ（県防災行政無線又はＮＴＴ）送信する。

（県 ↓ 要請市町村）

⑤　応援の実施　　県からの応援を実施するよう連絡を受けた市町村は、速やかに応援連絡表に記載した応援受諾内容を実施する。

⑥　要請文書の提出　　応援実施後、応援を受けた市町村は、応援を実施した市町村に対し、速やかに要請文書（様式３）を提出する。要請文書施行の日付けは、実際に応援要請を県に伝達した日とする。

５．自主応援（協定第５条）

自主応援を行う場合の手続き等は以下のとおりとする。

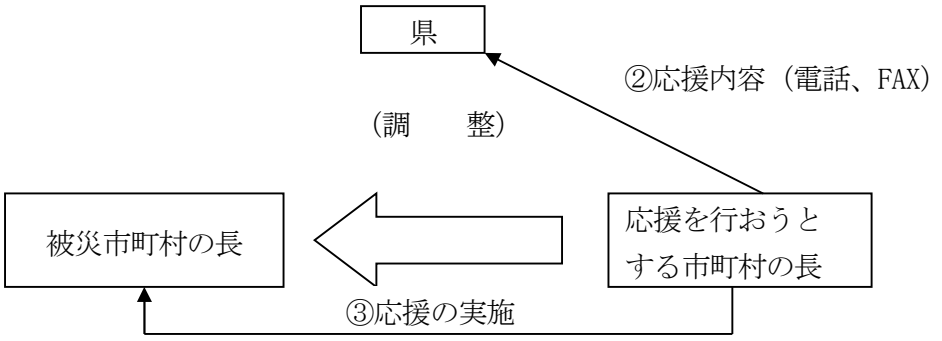

①応援内容（電話、FAX）

①　応援内容の連絡　　自主応援をしようとする市町村は、応援連絡表（様式２）に必要事項記入の上、その要旨を被災市町村に電話（県防災行政無線又はＮＴＴ）連絡するとともに、ファクシミリ（県防災行政無線又はＮＴＴ）送信する。

（応援市町村 ↓ 被災市町村）

応援連絡表の記入例
記入例６・自主応援

② 応援内容の連絡　　自主応援を行うこととなった市町村は、県に応援を行う旨及び応援内容を電話（県防災行政無線又はＮＴＴ）で連絡するとともに、応援連絡表（様式２）をファクシミリ（県防災行政無線又はＮＴＴ）送信する。

応援市町村
↓
県

(県による調整)　県は、救援物資の余剰の発生や緊急輸送路の渋滞などを勘案して必要に応じ調整を行う。

③ 応援の実施　　応援連絡表に記載した応援内容を実施する。

様式　1（応援要請）

災 害 時 相 互 応 援 連 絡 表

要請側市町村 連　絡　者	福　岡　県 連　絡　者	応援側市町村 連　絡　者

下記のとおり要請（受諾）します。

記

①　要請先（応援側） 市 町 村 名 等	単独　の場合：対象市町村	市（町・村）
	広域　の場合：対象地区	全県・（　　）地区
②　要請者職・氏名	市 町 村 長	
③　要　請　日　時	平成　年　月　日　時　分	
④　被　害　状　況		
⑤　応　援　の　種　類	（協定第２条　第　号）	
⑥ 応援の具体的内容 及 び 所 要 量 等		
⑦ 応援希望（可能） 時 期 ・ 期 間		
⑧　応援場所及び経路		
⑨　その他必要事項		

様式　２（自主応援）

災害時相互応援連絡表

応援側市町村 連絡者

下記のとおり応援します。

記

①　応援者織・氏名	市町村長
②　応援日時	平成　年　月　日　時　分
③　応援の種類	（協定第２条第　号）
④ 応援の具体的内容 及び所要量等	
⑤　応援可能時期・時間	
⑥　応援場所及び経路	
⑦　その他必要事項	

様式３

文　書　番　号
平成　年　月　日

○　○　○　市（町・村）長　様

○○○市（町・村）長　　公印

災害時における相互応援の要請について（依頼）

災害時における福岡県内市町村間の相互応援に関する基本協定第３条第１項（複数の市町村の長に同時に要請する場合は第３条第２項）に基づき、別紙のとおり応援を要請します。

※別紙　災害時相互応援連絡表

記　入　例　１（単独－要請）

様式　１（応援要請）

災　害　時　相　互　応　援　連　絡　表

要請側市町村 連　絡　者	福　岡　県 連　絡　者	応援側市町村 連　絡　者
A市　　防災課 ○ ○ ○ ○ ○ ℡　0000-00-0000		

下記のとおり　要請　(受諾) します。

記

①　要請先（応援側） 市　町　村　名　等	(単独の)場合：対象市町村	B　市（町・村）
	広域の場合：対象地区	全県・（　　）地区
②　要請者職・氏名	A　市　~~町　村~~長　　□　□　□　□	
③　要　請　日　時	平成９９年９９月９９日９９時９９分	
④　被　害　状　況	○月×日に、a 地域に発生した地震により、a 地区(に)土砂崩れが発生し、現在地区住民が避難所生活を送っている。	
⑤　応　援　の　種　類	食料及び生活必需品の提供（協定第２条第１号）	
⑥　応援の具体的内容 及び所要量等	ｘ　ｘ　ｘ　ｘ　１，０００セット ｙ　ｙ　ｙ　ｙ　　５００食 ｚ　ｚ　ｚ　ｚ　　若　干	
⑦　応援希望（可能） 時　期　・　期　間	要請から２以内	
⑧　応援場所及び経路	場所：市立◇◇中学校（A市 ssss０００番地）℡0000-00-0000 経路：国道◎◎号経由（別途地図送付）	
⑨　その他必要事項		

記　入　例　２（単独―受諾）

様式　１（応援要請）

災　害　時　相　互　応　援　連　絡　表

要請側市町村 連　絡　者	福　岡　県 連　絡　者	応援側市町村 連　絡　者
A市　　防災課 ○ ○ ○ ○ ○ ℡　0000-00-0000		B市　　防災課 ○ ○ ○ ○ ○ ℡　8888-88-8888

下記のとおり　~~要請~~―受諾）します。

記

①　要請先（応援側） 市　町　村　名　等	単独　の場合：対象市町村	B　市（町・村）
	広域　の場合：対象地区	全県・（　　）地区
②　要請者職・氏名	A　市　町　村　長	
③　要　請　日　時	平成９９年９９月９９日９９時９９分	
④　被　害　状　況	○月×日に、a地域に発生した地震により、a地区に土砂崩れが発生し、現在地区住民が避難所生活を送っている。	
⑤　応　援　の　種　類	食料及び生活必需品の提供（協定第２条第１号）	
⑥　応援の具体的内容及び所要量等	x　x　x　x　　1,~~０００セット~~８００セット y　y　y　y　　５００食 z　z　z　z　　~~若干~~　３００個	
⑦　応援希望（可能）時期・期間	要請から２以内	
⑧　応援場所及び経路	場所：市立◇◇中学校（A市ｓｓ0000番地）℡　0000-00-0000 経路：国道◎◎号経由（別途地図送付）	
⑨　その他必要事項	出荷日時は、後刻報告します。	

記　入　例　３（広域－要請１<要請市町村⇒県>）

様式　１（広域要請）

災 害 時 相 互 応 援 連 絡 表

要請側市町村 連　絡　者	福　岡　県 連　絡　者	応援側市町村 連　絡　者
C町　総務課 ○ ○ ○ ○ ○ ℡　0000-00-0000		

下記のとおり要請（受諾）します。

記

①　要請先（応援側） 市 町 村 名 等	単独の場合：対象市町村 広域の場合：対象地区	市（町・村） 全県・（　　）地区
②　要請者職・氏名	C　~~市~~町　村~~長~~　□　□　□　□	
③　要　請　日　時	平成８８年８８月８８日８８時８８分	
④　被　害　状　況	○月×日、ｃ地域に発生した地震により、町内全域で被害が発生し、現在町内○箇所の避難所において、約０，０００人の町民が避難生活を送っている。	
⑤　応　援　の　種　類	食料及び生活必需品の提供（協定第２条第１号）	
⑥　応援の具体的内容及び所要量等	ｘ　ｘ　ｘ　ｘ　　１，０００セット ｙ　ｙ　ｙ　ｙ　　３，０００食 ｚ　ｚ　ｚ　ｚ　　２，０００個	
⑦　応援希望（可能）時期・期間	要請から３日以内	
⑧　応援場所及び経路	場所：◇◇◇センター（O町ｓｓ０００番地）℡0000-00-0000 経路：国道◎◎号経由（別途地図送付）	
⑨　その他必要事項	ヘリコプターによる空輸可能（緊急離着陸場▽▽▽▽）	

記　入　例　４（広域－要請２＜県⇒他の市町村＞）

様式　１（応援要請）

災 害 時 相 互 応 援 連 絡 表

要請側市町村 連　絡　者	福　岡　県 連　絡　者	応援側市町村 連　絡　者
C町　総務課 ○ ○ ○ ○ ○ ℡　0000-00-0000	消防防災指導課 ○ ○ ○ ○ ○ ℡　0000-00-0000	

下記のとおり要請（受諾）します。

記

①　要請先（応援側） 市 町 村 名 等	単独の場合：対象市町村 広域の場合：対象地区	市（町・村） 全県・（　　）地区
②　要請者職・氏名	C　~~市~~町　村~~長~~　□　□　□　□	
③　要　請　日　時	平成８８年８８月８８日８８時８８分	
④　被　害　状　況	○月×日、ｃ地域に発生した地震により、町内全域で被害が発生し、現在町内○箇所の避難所において、約０，０００人の町民が避難生活を送っている。	
⑤　応　援　の　種　類	食料及び生活必需品の提供（協定第２条第１号）	
⑥　応援の具体的内容 及び所要量等	ｘ　ｘ　ｘ　ｘ　　１，０００セット ｙ　ｙ　ｙ　ｙ　　３，０００食 ｚ　ｚ　ｚ　ｚ　　２，０００個	
⑦　応援希望（可能） 時　期　・　期　間	要請から３日以内	
⑧　応援場所及び経路	場所：◇◇◇センター（O町ｓｓ０００番地）℡0000-00-0000 経路：国道◎◎号経由（別途地図送付）	
⑨　その他必要事項	ヘリコプターによる空輸可能（緊急離着陸場▽▽▽▽）	

記　入　例　５（広域－受諾）

様式　１

災　害　時　相　互　応　援　連　絡　表

要請側市町村 連　絡　者	福　岡　県 連　絡　者	応援側市町村 連　絡　者
C町　総務課 ○　○　○　○　○ ℡　0000-00-0000		

下記のとおり~~要請~~（受諾）します。

記

①　要請先（応援側） 市　町　村　名　等	単独の場合：対象市町村	市（町・村）
	広域の場合：対象地区	全県・（　　）地区
②　要請者職・氏名	C　~~市~~町　村~~長~~　□　□　□　□	
③　要　請　日　時	平成８８年８８月８８日８８時８８分	
④　被　害　状　況	○月×日、ｃ地域に発生した地震により、町内全域で被害が発生し、現在町内○箇所の避難所において、約０，０００人の町民が避難生活を送っている。	
⑤　応　援　の　種　類	食料及び生活必需品の提供（協定第２条第１号）	
⑥　応援の具体的内容 及び所要量等	ｘ　ｘ　ｘ　ｘ　　１，０００セット ｙ　ｙ　ｙ　ｙ　　３，０００食 ｚ　ｚ　ｚ　ｚ　　２，０００個	
⑦　応援希望（可能） 時　期　・　期　間	要請から３日以内	可能時期 ×月××日××時 までに搬出可能
⑧　応援場所及び経路	場所：◇◇◇センター（O町ｓｓ０００番地）℡0000-00-0000 経路：国道◎◎号経由（別途地図送付）	
⑨　その他必要事項	~~ヘリコプターによる空輸可能（緊急離着陸場▽▽▽▽）~~ 陸上輸送によりたい。	

記　入　例　６（自主応援）

様式　２（自主応援）

災害時相互応援連絡表

応援側市町村 連絡者
B町　総務課 ○○○○○ TEL　0000-00-0000

下記のとおり応援します。

記

②　応援者織・氏名	B　~~市~~ 町　~~村~~長
②　応援日時	平成９９年９９月９９日９９時９９分
③　応援の種類	食料及び飲料水の提供（協定第２条第１号） 避難所の提供　（協定第２条第５号）
④ 応援の具体的内容 及び所要量等	食料、飲料水 ｘ　ｘ　ｘ　ｘ　５００セット ｙ　ｙ　ｙ　ｙ　３００食 ｚ　ｚ　ｚ　ｚ　３００個 避難所 住　所　B町○○９９－９９ 施設名　○　○　公民館 収容可能人員　５０人
⑧ 応援可能時期・時間	食料・飲料水　即時可能 避難所　○○月○○日から１か月
⑨ 応援場所及び経路	貴市の希望する場所 貴市の指定する場所
⑩ その他必要事項	希望数量、希望場所、希望経路を指定されたい。

（資料０９）

市備蓄資機材一覧

「備品・消耗品－1」　　令和4年9月30日 現在

NO	品　　名	保管場所	数量	備　　考
1	発電機EU24i（ホンダ）【備品】1	防災倉庫	1	
2	発電機IEG1600M-Y（シ）【備品】1		1	2013/6/20納入
3	ハンドマイク【備品】赤5		5	
4	チェーンソー【備品】1		1	シンダイワSSE3000S-350PX（2018納入）
5	簡易テント（3m×3m）【備品】1		1	2018納入
6	パトライト【備品】8		8	災害時巡回車両用
7	小型緊急用浄水器【備品】1		1	テキパキJr(メリハリ寄贈品）
8	脚立		3	小2、中1
9	懐中電灯		12	
10	コードリール		4	
11	道具ケース		1	ペンチ10、小バール3、コード1、ハッカー1、小鋸2、テープ3、カッター2
12	工具箱		1	金槌2、のこ2、ｸﾘｯﾊﾟｰ1、ネジ・釘等、ドライバー3、ニッパー2、折畳のこ1、六角ﾚﾝﾁ2
13	折畳リヤカー		2	大1、小1　ノーパンク
14	燃料携行缶		3	ガソリン用2、軽油用1
15	燃料タンク		9	軽油用5、灯油用4
16	イベントテント		3	セット（骨組み、覆い幕、横幕） 3.6*7.2
17	簡易ベッド		6	職員宿泊用
18	ロープ止棒杭		16	
19	カラーコーン		25	
20	コーンウエイト		24	
21	コーンバー		19	1.5m×3、2m×16
22	ヘルメット		64	
23	毛布		92	新品92（含まず：使用済18）
24	防水シート（白）		3	崩落防止用
25	トラロープ		500	m　100m×1、50×1、他バラ数本
26	PPﾛｰﾌﾟ		2	巻
27	吸水土のう		5	
28	土のう袋		685	厚373、薄312
29	ブルーシート		40	サイズバラバラ（5.4＊5.4　8枚　5.4＊3.6薄　10枚　室内用）
30	バケツ（ポリ製）		6	
31	ベスト(反射ワッペン付）		11	ケース内
32	災害緊急車両(幕体）		19	ケース内
33	ヘッドライト		21	ケース内
34	安全帯		5	ケース内
35	おんぶ隊プラス		1	ケース内
36	綿ロープ		1	ケース内
37	皮手袋		8	双　ケース内
38	軍手		250	双　ケース内
39	ゴム付軍手		6	双　ケース内
40	雨合羽		24	サイズ　L or LL　ケース内
41	トリアージタグ		80	ケース内
42	三角巾		10	ケース内
43	レサコR		21	ケース内（防災訓練等で使用する）
44	大釘		4	箱　1箱45本 ケース内
45	防草シート		1	2m×20m（倒壊建物用）2018購入：再利用
46	防草シート		1	1m×5m（倒壊建物用）2017購入：残り再利用
47	タルキ（垂木）		14	本　40mm角8本、45mm角6本
48	台車		2	大1、小1
49	かまど		1	個　（福祉支援課保有分）
50	被災住家調査物品		1	式　（税務課保有分）

市備蓄資機材一覧

「備品・消耗品－2」　　令和4年9月30日　現在

NO	品　　名	保管場所	数量	備　　考
51	マスク(3枚入り)	バス車庫横倉庫	780	個　女・子用590個、大人用190個
52	マスク(ﾊﾞﾗ)		350	枚
53	担架 【備品】2		2	3F安全安心課（301倉庫）×１
54	脚立 【備品】大1		1	
55	金てこ		4	
56	大ハンマー		2	
57	バール		1	
58	クリッパー（大）		1	
59	スコップ(剣先・角型)		14	剣先8、角型4、防災倉庫(剣先2)
60	ツルハシ		14	
61	カケヤ		14	
62	とび口		3	
63	大斧		1	
64	鎌		7	
65	長鋸・両刃鋸		3・1	
66	かきぼう（鍬）		7	
67	ハロゲンライト		1	
68	投光器		3	
69	角材		10	本
70	木杭(丸太)		10	本
71	荒縄		8	巻
72	長靴		44	26cm×34、27cm×10
73	ベニヤ板（薄）		11	
73	ベニヤ板（厚）		7	
74	ベニヤ板（厚：半分）		4	
75	水中ポンプ（PSK-65010） 【備品】2	防災倉庫（小ﾌﾟﾚﾊﾌﾞ）	2	30mホース含む
76	ザル(ポリ製)		9	
77	ポリバケツ（大）		2	
78	ライン引き（4輪）		1	
79	トラロープ		1	200m
80	発電機EU16i（ホンダ） 【備品】1	3F安全安心課	1	（PCバックアップ用　2011/8/30納入）
81	デジタルカメラ 【備品】3		3	
82	災対本部用ベスト		25	
83	誘導棒（赤ライト）		16	3F 10、防災倉庫 3、赤車横 3
84	災害対応車両表示板（マグネット）		30	貼付2、箱入り28
85	立て看板（総合訓練用）	岡本倉庫		各種
86	通行止標識等 【備品】7	赤車横	7	個 「車両通行止」災害防止法
87	道路情報提供看板 【備品】30			浸水「全面通行止」「協力依頼」2種　委託業者保管
88	道路情報提供看板 【備品】37			「矢印」左右　委託業者保管

（資料１０）

自主防災組織資器材一覧

令和4年9月30日 現在

大土居地区

名称	数量
ハンドマイク（拡声器）	2
ヘルメット	20
ヘルラック	0
強力 ライト（懐中電灯）	4
丸型スコップ	3
角型スコップ	3
パール	1
大ハンマー	1
トラロープ	5
綿ロープ（救助ロープ）	2
消火用バケツ	8
脚立（はしご）	1
担架	2
土嚢袋	90
防水シート（ブルーシート）	20
クリッパー（番線切）	1
バリケード（通行止め板）	6
ノコギリ	1
とび口	0
リヤカー	0
折り畳み式リヤカー 【備品】1	2
チェーンソー 【備品】1	1
長靴	7
毛布（新品、袋入り）	30
手袋（皮手袋・軍手）	30
カラーコーン	20
コーンウェイト	20
コーンバー	12
鉈（なた）	1
斧（おの）	1
一輪車	2
発電機 【備品】1	1
燃料携行缶	1
おんぶ帯	0
ワンタッチ式ベルト担架 【備品】1	1
トランシーバーDJ-P22 【備品】5	5
トランシーバー用充電器 【備品】5	5
小型緊急用浄水装置 【備品】1	1
多機能懐中電灯	2
コードリール	3
懐中電灯（LED）	5
ダンボールベッド	5
ダンボール間仕切り	5
ジョイントマット	5
簡易トイレ	5
便袋（20枚入り）	10
防災倉庫 【備品】2005.11	1

塚原台地区

名称	数量
ハンドマイク（拡声器）	2
ヘルメット	20
ヘルラック	1
強力 ライト（懐中電灯）	3
丸型スコップ	3
角型スコップ	3
パール	2
大ハンマー	1
トラロープ	1
綿ロープ（救助ロープ）	1
消火用バケツ	5
脚立（はしご）	1
担架 【備品】1	1
土嚢袋	20
防水シート（ブルーシート）	1
クリッパー（番線切）	1
バリケード（通行止め板）	3
ノコギリ	1
とび口	0
リヤカー	0
折り畳み式リヤカー 【備品】1	2
チェーンソー	1
長靴	5
毛布（新品、袋入り）	36
手袋（皮手袋・軍手）	10
カラーコーン	5
コーンウェイト	25
コーンバー	8
鉈（なた）	0
斧（おの）	0
一輪車	2
発電機 【備品】1	1
燃料携行缶	2
おんぶ帯	1
ワンタッチ式ベルト担架 【備品】1	1
トランシーバーDJ-P22 【備品】5	5
トランシーバー用充電器 【備品】5	5
小型緊急用浄水装置 【備品】1	1
多機能懐中電灯	2
ヘッドライト	2
緊急用給水袋	0
車イス 【備品】1	1
ダンボールベッド	6
エアーベッド	2
間仕切り（パーテントン） 【備品】4	4
簡易トイレ	2
便袋（20枚入り）	5
防災倉庫 【備品】2003.03	1

惣利地区

名称	数量
ハンドマイク（拡声器） 【備品】1	2
ヘルメット	14
ヘルラック	6
強力 ライト（懐中電灯）	2
丸型スコップ	6
角型スコップ	2
パール	2
大ハンマー	3
トラロープ	1
綿ロープ（救助ロープ）	1
消火用バケツ	10
脚立（はしご）	2
担架	1
土嚢袋	50
防水シート（ブルーシート）	6
クリッパー（番線切）	3
バリケード（通行止め板）	1
ノコギリ	2
とび口	1
リヤカー	1
折り畳み式リヤカー 【備品】2	2
チェーンソー 【備品】1	1
長靴	6
毛布（新品、袋入り）	15
手袋（皮手袋・軍手）	50
カラーコーン	4
コーンウェイト	4
コーンバー	1
鉈（なた）	1
斧（おの）	2
一輪車	1
発電機 【備品】1	1
燃料携行缶	1
おんぶ帯	1
ワンタッチ式ベルト担架 【備品】1	1
トランシーバーDJ-P22 【備品】5	5
トランシーバー用充電器 【備品】5	3
小型緊急用浄水装置 【備品】1	0
ゴム手袋	4
LEDランタン	0
ダンボールベッド	5
ダンボール間仕切り	5
簡易トイレ	3
便袋（20枚入り）	1
防災倉庫 【備品】2001.11	1

平田台地区

名称	数量
ハンドマイク（拡声器） 【備品】1	1
ヘルメット	20
ヘルラック	0
強力 ライト（懐中電灯）	4
丸型スコップ	11
角型スコップ	0
パール	0
大ハンマー	1
トラロープ	1
綿ロープ（救助ロープ）	1
消火用バケツ	10
脚立（はしご）	2
担架 【備品】1	1
土嚢袋	50
防水シート（ブルーシート）	8
クリッパー（番線切）	1
バリケード（通行止め板）	5
ノコギリ	0
とび口	0
リヤカー	0
折り畳み式リヤカー 【備品】1	1
チェーンソー	0
長靴	5
毛布（新品、袋入り）	15
手袋（皮手袋・軍手）	0
カラーコーン	3
コーンウェイト	8
コーンバー	0
鉈（なた）	0
斧（おの）	1
一輪車	1
発電機 【備品】1	1
燃料携行缶	0
おんぶ帯	0
ワンタッチ式ベルト担架 【備品】1	1
トランシーバーDJ-P22 【備品】5	5
トランシーバー用充電器 【備品】5	5
小型緊急用浄水装置 【備品】1	1
消火用ホース	1
消火栓用キーハンドル	1
消火栓用管鎗	1
防災倉庫 【備品】2001.11	1

春日地区

名称	数量
ハンドマイク（拡声器）	1
ヘルメット	6
ヘルラック	3
強力 ライト（懐中電灯）	12
丸型スコップ	4
角型スコップ	2
パール	1
大ハンマー	1
トラロープ	1
綿ロープ（救助ロープ）	1
消火用バケツ	10
脚立（はしご）	2
担架	1
土嚢袋	170
防水シート（ブルーシート）	14
クリッパー（番線切）	1
バリケード（通行止め板）	0
ノコギリ	2
とび口	3
リヤカー	0
折り畳み式リヤカー 【備品】1	1
チェーンソー	1
長靴	6
毛布（新品、袋入り）	5
手袋（皮手袋・軍手）	10
カラーコーン	6
コーンウェイト	6
コーンバー	3
鉈（なた）	0
斧（おの）	1
一輪車	1
発電機 【備品】1	1
燃料携行缶	1
おんぶ帯	1
ワンタッチ式ベルト担架 【備品】1	1
トランシーバーDJ-P22 【備品】5	5
トランシーバー用充電器 【備品】5	5
小型緊急用浄水装置 【備品】1	1
ダンボールベッド	2
間仕切り（パーテントン） 【備品】4	4
ジョイントマット	10
簡易トイレ	10
防災倉庫 【備品】2001.11	1

春日公園地区

名称	数量
ハンドマイク（拡声器）	5
ヘルメット	20
ヘルラック	3
強力 ライト（懐中電灯）	5
丸型スコップ	5
角型スコップ	5
パール	2
大ハンマー	2
トラロープ	1
綿ロープ（救助ロープ）	0
消火用バケツ	20
脚立（はしご）	1
担架	1
土嚢袋	10
防水シート（ブルーシート）	10
クリッパー（番線切）	2
バリケード（通行止め板）	2
ノコギリ	2
とび口	1
リヤカー	0
折り畳み式リヤカー 【備品】1	1
チェーンソー 【備品】1	1
長靴	4
毛布（新品、袋入り）	15
手袋（皮手袋・軍手）	20
カラーコーン	3
コーンウェイト	0
コーンバー	2
鉈（なた）	0
斧（おの）	2
一輪車	2
発電機 【備品】1	1
燃料携行缶	1
おんぶ帯	1
ワンタッチ式ベルト担架 【備品】1	1
トランシーバーDJ-P22 【備品】5	5
トランシーバー用充電器 【備品】5	5
小型緊急用浄水装置 【備品】1	1
LEDランタン	6
小スコップ	1
非常袋	0
大ローソク	1
多機能ラジオ・ライト	1
簡易畳	40
防災倉庫 【備品】2001.11	1

春日原南地区

名称	数量
ハンドマイク(拡声器)【備品】1	1
ヘルメット	20
ヘルラック	1
強力 ライト(懐中電灯)	3
丸型スコップ	5
角型スコップ	3
バール	1
大ハンマー	1
トラロープ	1
綿ロープ(救助ロープ)	1
消火用バケツ	6
脚立(はしご)	3
担架	1
土嚢袋	0
防水シート(ブルーシート)	10
クリッパー(番線切)	0
バリケード(通行止め板)	0
ノコギリ	2
とび口	0
リヤカー	1
折り畳み式リヤカー〈自〉3 【備品】1	2
チェーンソー	1
長靴	4
毛布(新品、袋入り)	15
手袋(皮手袋・軍手)	10
カラーコーン	5
コーンウェイト	2
コーンバー	4
鉈(なた)	0
斧(おの)	0
一輪車	0
発電機 【備品】1	1
燃料携行缶	1
おんぶ帯	1
ワンタッチ式ベルト担架 【備品】1	1
トランシーバーDJ-P22 【備品】5	5
トランシーバー用充電器 【備品】5	5
小型緊急用浄水装置 【備品】1	1
ジョイントマット	20
防災倉庫 【備品】2003.03	1

春日原地区

名称	数量
ハンドマイク(拡声器)	1
ヘルメット	14
ヘルラック	8
強力 ライト(懐中電灯)	0
丸型スコップ	4
角型スコップ	4
バール	1
大ハンマー	1
トラロープ	1
綿ロープ(救助ロープ)	1
消火用バケツ	5
脚立(はしご)	1
担架	1
土嚢袋	10
防水シート(ブルーシート)	5
クリッパー(番線切)	2
バリケード(通行止め板)	2
ノコギリ	1
とび口	1
リヤカー	1
折り畳み式リヤカー 【備品】1	1
チェーンソー	1
長靴	2
毛布(新品、袋入り)	4
手袋(皮手袋・軍手)	0
カラーコーン	0
コーンウェイト	0
コーンバー	0
鉈(なた)	0
斧(おの)	0
一輪車	0
発電機 【備品】1	1
燃料携行缶	1
おんぶ帯	1
ワンタッチ式ベルト担架 【備品】1	1
トランシーバーDJ-P22 【備品】5	5
トランシーバー用充電器 【備品】5	5
小型緊急用浄水装置 【備品】1	1
間仕切り(パーテントン) 【備品】5	5
簡易畳	50
防災倉庫 【備品】2001.11	1

千歳町地区

名称	数量
ハンドマイク(拡声器)	1
ヘルメット	10
ヘルラック	3
強力 ライト(懐中電灯)	4
丸型スコップ	3
角型スコップ	2
バール	3
大ハンマー	1
トラロープ	1
綿ロープ(救助ロープ)	1
消火用バケツ	11
脚立(はしご)	1
担架	1
土嚢袋	170
防水シート(ブルーシート)	15
クリッパー(番線切)	2
バリケード(通行止め板)	4
ノコギリ	2
とび口	1
リヤカー	1
折り畳み式リヤカー 【備品】1	2
チェーンソー 【備品】1	1
長靴	8
毛布(新品、袋入り)	16
手袋(皮手袋・軍手)	0
カラーコーン	22
コーンウェイト	8
コーンバー	7
鉈(なた)	4
斧(おの)	4
一輪車	3
発電機 【備品】1	1
燃料携行缶	1
おんぶ帯	1
ワンタッチ式ベルト担架 【備品】1	1
トランシーバーDJ-P22 【備品】5	5
トランシーバー用充電器 【備品】5	5
小型緊急用浄水装置 【備品】1	1
ディスポストレッチャー	1
コードリール	1
ダンボールベッド	1
エアーベッド	5
電動エアーポンプ	1
便袋(20枚入り)	5
仕切りフェンス	5
多機能懐中電灯	2
防災倉庫 【備品】2001.11	1

光町地区

名称	数量
ハンドマイク(拡声器)	1
ヘルメット	10
ヘルラック	6
強力 ライト(懐中電灯)	0
丸型スコップ	12
角型スコップ	4
バール	4
大ハンマー	1
トラロープ	2
綿ロープ(救助ロープ)	1
消火用バケツ	10
脚立(はしご)	1
担架 【備品】1	1
土嚢袋	150
防水シート(ブルーシート)	6
クリッパー(番線切)	2
バリケード(通行止め板)	1
ノコギリ	2
とび口	3
リヤカー	0
折り畳み式リヤカー 【備品】1	1
チェーンソー	1
長靴	10
毛布(新品、袋入り)	50
手袋(皮手袋・軍手)	0
カラーコーン	9
コーンウェイト	14
コーンバー	18
鉈(なた)	1
斧(おの)	1
一輪車	2
発電機 【備品】1	1
燃料携行缶	0
おんぶ帯	1
ワンタッチ式ベルト担架 【備品】1	1
トランシーバーDJ-P22 【備品】5	5
トランシーバー用充電器 【備品】5	5
小型緊急用浄水装置 【備品】1	1
水中ポンプ 【備品】1	1
水中ポンプ用ホース	1
救急セット	1
クワ	1
防災倉庫 【備品】2005.01	1

宝町地区

名称	数量
ハンドマイク(拡声器)	1
ヘルメット	10
ヘルラック	3
強力ライト(懐中電灯)	13
丸型スコップ	2
角型スコップ	2
バール	1
大ハンマー	1
トラロープ	1
綿ロープ(救助ロープ)	0
消火用バケツ	10
脚立(はしご)	2
担架	1
土嚢袋	100
防水シート(ブルーシート)	5
クリッパー(番線切)	1
バリケード(通行止め板)	0
ノコギリ	5
とび口	1
リヤカー	0
折り畳み式リヤカー	1
チェーンソー	1
長靴	10
毛布(新品、袋入り)	10
手袋(皮手袋・軍手)	10
カラーコーン	4
コーンウェイト	3
コーンバー	2
鉈(なた)	1
斧(おの)	2
一輪車	2
発電機 【備品】1	1
燃料携行缶	1
おんぶ帯	1
ワンタッチ式ベルト担架 【備品】1	1
トランシーバーDJ-P22 【備品】5	5
トランシーバー用充電器 【備品】5	5
小型緊急用浄水装置 【備品】1	1
カナテコ	1
簡易畳	50
簡易トイレ	2
防災倉庫 【備品】2004.03	1

大和町地区

名称	数量
ハンドマイク(拡声器) 【備品】1	2
ヘルメット	18
ヘルラック	9
強力 ライト(懐中電灯)	3
丸型スコップ	5
角型スコップ	5
バール	2
大ハンマー	3
トラロープ	1
綿ロープ(救助ロープ)	1
消火用バケツ	10
脚立(はしご)大2、中1	3
担架	1
土嚢袋	145
防水シート(ブルーシート)	10
クリッパー(番線切)	2
バリケード(通行止め板)	2
ノコギリ	1
とび口	1
リヤカー	0
折り畳み式リヤカー 【備品】1	1
チェーンソー(電動)	1
長靴	3
毛布(新品、袋入り)	10
手袋(皮手袋・軍手)	6
カラーコーン	4
コーンウェイト	5
コーンバー	4
鉈(なた)	0
斧(おの)	1
一輪車	1
発電機 【備品】1	1
燃料携行缶	1
おんぶ帯	1
ワンタッチ式ベルト担架 【備品】1	1
トランシーバーDJ-P22 【備品】5	5
トランシーバー用充電器 【備品】5	5
小型緊急用浄水装置 【備品】1	1
LEDランタン	4
レインウエアー	10
クワ	1
ハイテク土嚢(吸水式)	20
誘導棒(LED)	4
LED照明	2
ダンボールベッド	2
間仕切り(パーテントン) 【備品】2	2
簡易畳	8
簡易トイレ	2
便袋(20枚入り)	3
防災倉庫 【備品】2001.11	1

サン・ビオ地区

名称	数量
ハンドマイク（拡声器）【備品】1	2
ヘルメット	10
ヘルラック	0
強力 ライト（懐中電灯）	0
丸型スコップ	4
角型スコップ	4
バール	1
大ハンマー	1
トラロープ	1
綿ロープ（救助ロープ）	1
消火用バケツ	10
脚立（はしご）	3
担架	1
土嚢袋	84
防水シート（ブルーシート）	10
クリッパー（番線切）	1
バリケード（通行止め板）	3
ノコギリ	2
とび口	0
リヤカー	0
折り畳み式リヤカー【備品】3	3
チェーンソー	0
長靴	5
毛布（新品、袋入り）	10
手袋（皮手袋・軍手）	7
カラーコーン	10
コーンウェイト	10
コーンバー	5
鉈（なた）	0
斧（おの）	0
一輪車	1
発電機【備品】1	1
燃料携行缶	1
おんぶ帯	1
ワンタッチ式ベルト担架【備品】1	1
トランシーバーDJ-P22【備品】5	5
トランシーバー用充電器【備品】5	5
小型緊急用浄水装置【備品】1	1
防災倉庫【備品】2005.11	1

日の出町地区

名称	数量
ハンドマイク（拡声器）【備品】1	2
ヘルメット	20
ヘルラック	0
強力 ライト（懐中電灯）	3
丸型スコップ	5
角型スコップ	2
バール	2
大ハンマー	1
トラロープ 5m	1
綿ロープ（救助ロープ）	0
消火用バケツ	0
脚立（はしご）	0
担架【備品】1	1
土嚢袋	194
防水シート（ブルーシート）	6
クリッパー（番線切）	1
バリケード（通行止め板）	8
ノコギリ	1
とび口	0
リヤカー	0
折り畳み式リヤカー【備品】1	1
チェーンソー【備品】1	1
長靴	15
毛布（新品、袋入り）〈自〉20	25
手袋（皮手袋・軍手）	20
カラーコーン	2
コーンウェイト	13
コーンバー	6
鉈（なた）	1
斧（おの）	1
一輪車	1
発電機【備品】1	1
燃料携行缶	1
おんぶ帯	1
ワンタッチ式ベルト担架【備品】1	1
トランシーバーDJ-P22【備品】5	5
トランシーバー用充電器【備品】5	5
小型緊急用浄水装置【備品】1	1
ウォーターゲル	168
水中ポンプ	1
くぎ抜き	1
雨衣	2
電動のこぎり	0
エアーベッド	10
ダンボール間仕切り	5
便袋（20枚入り）	5
防災倉庫【備品】2011.06	1

桜ヶ丘地区

名称	数量
ハンドマイク（拡声器）〈自〉2	3
ヘルメット	30
ヘルラック	0
強力 ライト（懐中電灯）	5
丸型スコップ	8
角型スコップ	4
バール	2
大ハンマー	3
トラロープ	4
綿ロープ（救助ロープ）	0
消火用バケツ	25
脚立（はしご）	2
担架【備品】1	2
土嚢袋	200
防水シート（ブルーシート）	20
クリッパー（番線切）	1
バリケード（通行止め板）	2
ノコギリ	2
とび口	2
リヤカー〈自〉2	2
折り畳み式リヤカー	3
チェーンソー【備品】1	1
長靴	10
毛布（新品、袋入り）	20
手袋（皮手袋・軍手）	0
カラーコーン	4
コーンウェイト〈自〉4	4
コーンバー〈自〉7	7
鉈（なた）	2
斧（おの）	1
一輪車	3
発電機【備品】1	1
燃料携行缶	1
おんぶ帯	1
ワンタッチ式ベルト担架【備品】1	1
トランシーバーDJ-P22【備品】5	5
トランシーバー用充電器【備品】5	5
小型緊急用浄水装置【備品】1	1
雨具	15
水中ポンプ（ホース含む）【備品】2	2
信号灯	1
つるはし	2
ジョイントマット	20
間仕切り（パーテントン）【備品】5	5
防災倉庫【備品】1991.12	1

若葉台東地区

名称	数量
ハンドマイク（拡声器）【備品】3	8
ヘルメット	10
ヘルラック	0
強力 ライト（懐中電灯）	10
丸型スコップ	3
角型スコップ	3
バール	2
大ハンマー	1
トラロープ	1
綿ロープ（救助ロープ）	1
消火用バケツ	10
脚立（はしご）	5
担架	1
土嚢袋	98
防水シート（ブルーシート）	12
クリッパー（番線切）	2
バリケード（通行止め板）	2
ノコギリ	1
とび口	1
リヤカー	0
折り畳み式リヤカー【備品】1	1
チェーンソー	0
長靴	6
毛布（新品、袋入り）	27
手袋（皮手袋・軍手）	0
カラーコーン	4
コーンウェイト	4
コーンバー	4
鉈（なた）	0
斧（おの）	0
一輪車	1
発電機【備品】1	1
燃料携行缶	0
おんぶ帯	1
ワンタッチ式ベルト担架【備品】1	1
トランシーバーDJ-P22【備品】5	5
トランシーバー用充電器【備品】5	5
小型緊急用浄水装置【備品】1	1
薪	6
タオルケット	5
アルミロールマット	10
誘導棒（赤色）	6
簡易畳	9
ダンボールベッド	4
間仕切り（パーテントン）【備品】4	4
避難ハシゴ【備品】2	2
防災倉庫【備品】2001.11	1

ちくし台地区

名称	数量
ハンドマイク（拡声器）【備品】1	2
ヘルメット	7
ヘルラック	3
強力 ライト（懐中電灯）	8
丸型スコップ	3
角型スコップ	1
バール	2
大ハンマー	3
トラロープ	2
綿ロープ（救助ロープ）	0
消火用バケツ	20
脚立（はしご）【備品】1	5
担架	1
土嚢袋	66
防水シート（ブルーシート）	8
クリッパー（番線切）	2
バリケード（通行止め板）	0
ノコギリ	0
とび口	0
リヤカー	0
折り畳み式リヤカー【備品】1	2
チェーンソー	1
長靴	5
毛布（新品、袋入り）	10
手袋（皮手袋・軍手）	40
カラーコーン	8
コーンウェイト	6
コーンバー	2
鉈（なた）	2
斧（おの）	1
一輪車	3
発電機【備品】1	1
燃料携行缶	1
おんぶ帯	1
ワンタッチ式ベルト担架【備品】1	1
トランシーバーDJ-P22【備品】5	5
トランシーバー用充電器【備品】5	5
小型緊急用浄水装置【備品】1	1
エンジン式草刈機	1
伸縮ハシゴ【備品】1	1
クワ	2
間仕切り（パーテントン）【備品】6	6
エアーベッド	6
ジョイントマット	6
簡易トイレ	5
防災倉庫【備品】2001.11	1

松ヶ丘地区

名称	数量
ハンドマイク（拡声器）	2
ヘルメット	18
ヘルラック	6
強力 ライト（懐中電灯）	3
丸型スコップ	4
角型スコップ	2
バール	2
大ハンマー	2
トラロープ	2
綿ロープ（救助ロープ）	1
消火用バケツ	12
脚立（はしご）	1
担架	1
土嚢袋	1200
防水シート（ブルーシート）	3
クリッパー（番線切）	2
バリケード（通行止め板）	7
ノコギリ	1
とび口	1
リヤカー	0
折り畳み式リヤカー【備品】1	1
チェーンソー【備品】1	1
長靴	10
毛布（新品、袋入り）	9
手袋（皮手袋・軍手）	2
カラーコーン	21
コーンウェイト	28
コーンバー	25
鉈（なた）	0
斧（おの）	0
一輪車	2
発電機【備品】1	1
燃料携行缶	1
おんぶ帯	0
ワンタッチ式ベルト担架【備品】1	1
トランシーバーDJ-P22【備品】5	0
トランシーバー用充電器【備品】5	0
小型緊急用浄水装置【備品】1	1
消火用ホース	8
筒先	7
消火栓用キーハンドル	1
消火栓用管鎗	1
オイルパン	3
ストレート型金切鋸	5
強力金切鋸	5
レスキューツール	1
大型消火器	1
プライヤー	6
緊急用給水袋	500
パーソナルテントL【備品】2	2
避難はしご【備品】1	1
LED投光器（三脚付）	4
ダンボールベッド	8
ダンボール間仕切り	8
簡易畳	8
簡易トイレ	4
便袋（20枚入り）	5
防災倉庫【備品】2001.11	1

白水池地区

名称	数量
ハンドマイク（拡声器）	2
ヘルメット	10
ヘルラック	0
強力　ライト（懐中電灯）	1
丸型スコップ	8
角型スコップ	0
バール	2
大ハンマー	1
トラロープ	1
綿ロープ（救助ロープ）	0
消火用バケツ	0
脚立（はしご）	2
担架	1
土嚢袋	0
防水シート（ブルーシート）	2
クリッパー（番線切）	1
バリケード（通行止め板）	1
ノコギリ	1
とび口	1
リヤカー（軽トラ）	1
折り畳み式リヤカー【備品】1	1
チェーンソー 【備品】1	2
長靴	1
毛布（新品、袋入り）〈自〉10	6
手袋（皮手袋・軍手）	5
カラーコーン	2
コーンウェイト	1
コーンバー	2
鉈（なた）	0
斧（おの）	1
一輪車	1
発電機 【備品】1	1
燃料携行缶	0
おんぶ帯	0
ワンタッチ式ベルト担架 【備品】1	1
トランシーバーDJ-P22 【備品】5	4
トランシーバー用充電器 【備品】5	4
小型緊急用浄水装置 【備品】1	1
防災ラジオ	1
油圧ジャッキ（2t）	1
ダンボールベッド	1
ダンボール間仕切り	4
ジョイントマット	2
簡易畳	2
間仕切（パーテントン） 【備品】3	3
エアーベッド	2
電動エアーポンプ	1
簡易トイレ	1
便袋（20枚入り）	3
刈払機	3
防災倉庫 【備品】2001.11	1

天神山地区

名称	数量
ハンドマイク（拡声器）	1
ヘルメット	20
ヘルラック	0
強力　ライト（懐中電灯）	7
丸型スコップ	3
角型スコップ	3
バール	1
大ハンマー	2
トラロープ	1
綿ロープ（救助ロープ）	0
消火用バケツ	10
脚立（はしご）	2
担架	1
土嚢袋	7
防水シート（ブルーシート）	11
クリッパー（番線切）	1
バリケード（通行止め板）	0
ノコギリ	2
とび口	1
リヤカー	0
折り畳み式リヤカー	1
チェーンソー	1
長靴	3
毛布（新品、袋入り）	15
手袋（皮手袋・軍手）	14
カラーコーン	20
コーンウェイト	20
コーンバー	20
鉈（なた）	2
斧（おの）	1
一輪車	2
発電機	1
燃料携行缶	1
おんぶ帯	1
ワンタッチ式ベルト担架 【備品】1	1
トランシーバーDJ-P22 【備品】5	5
トランシーバー用充電器 【備品】5	5
小型緊急用浄水装置 【備品】1	1
三角巾	25
消火用ホース	2
多機能ラジオライト	1
トラック用ロープ　12mm×30m	2
簡易トイレ	1
信号灯（LED）青、単二	3
信号灯（LED）赤、単一	5
車椅子　【備品】1	1
ダンボールベッド	10
仕切りフェンス	3
LED投光器サンダービーム【備品】1	1
LEDチャージライト【備品】2	2
LEDランタン	5
防災倉庫 【備品】2003.03	1

白水ヶ丘地区

名称	数量
ハンドマイク（拡声器） 【備品】1	2
ヘルメット	10
ヘルラック（1個用）	1
強力　ライト（懐中電灯）	4
丸型スコップ	5
角型スコップ	2
バール	1
大ハンマー	1
トラロープ	1
綿ロープ（救助ロープ）	0
消火用バケツ	10
脚立（はしご）	2
担架 【備品】1	1
土嚢袋	200
防水シート（ブルーシート）	7
クリッパー（番線切）	1
バリケード（通行止め板）	4
ノコギリ	2
とび口	0
リヤカー	0
折り畳み式リヤカー	1
チェーンソー	1
長靴	6
毛布（新品、袋入り）	18
手袋（皮手袋・軍手）	9
カラーコーン 〈自〉15	30
コーンウェイト	15
コーンバー 〈自〉15	15
鉈（なた）	0
斧（おの）	0
一輪車	1
発電機	2
燃料携行缶	2
おんぶ帯	1
ワンタッチ式ベルト担架 【備品】1	1
トランシーバーDJ-P22 【備品】5	5
トランシーバー用充電器 【備品】5	5
小型緊急用浄水装置 【備品】1	1
ダンボールベッド	2
ダンボール間仕切	2
ジョイントマット	6
エアーベッド	2
電動エアーポンプ	2
簡易トイレ	2
便袋（20枚入り）	2
防災倉庫 【備品】2004.03	1

上白水地区

名称	数量
ハンドマイク（拡声器）	0
ヘルメット	10
ヘルラック	5
強力　ライト（懐中電灯）	6
丸型スコップ	2
角型スコップ	2
バール	1
大ハンマー	1
トラロープ	1
綿ロープ（救助ロープ）	1
消火用バケツ	5
脚立（はしご）	0
担架	1
土嚢袋	110
防水シート（ブルーシート）	10
クリッパー（番線切）	1
バリケード（通行止め板）	0
ノコギリ	1
とび口	1
リヤカー	0
折り畳み式リヤカー	1
チェーンソー	0
長靴	5
毛布（新品、袋入り）	10
手袋（皮手袋・軍手）	0
カラーコーン	5
コーンウェイト	5
コーンバー	0
鉈（なた）	0
斧（おの）	0
一輪車	1
発電機 【備品】1	1
燃料携行缶	1
おんぶ帯	1
ワンタッチ式ベルト担架 【備品】1	1
トランシーバーDJ-P22 【備品】5	5
トランシーバー用充電器 【備品】5	5
小型緊急用浄水装置 【備品】1	1
懐中電灯（LED）	0
ウォーターバッグ	5
ダンボール間仕切	2
間仕切（パーテントン） 【備品】3	3
防災ラジオ	2
2WAYランタンライト	5
防災倉庫 【備品】2003.03	1

下白水南地区

名称	数量
ハンドマイク（拡声器）	1
ヘルメット	11
ヘルラック	2
強力　ライト（懐中電灯）	3
丸型スコップ	3
角型スコップ	2
バール	2
大ハンマー	1
トラロープ	1
綿ロープ（救助ロープ）	1
消火用バケツ	14
脚立（はしご）	1
担架	1
土嚢袋	50
防水シート（ブルーシート）	3
クリッパー（番線切）	1
バリケード（通行止め板）	0
ノコギリ	2
とび口	1
リヤカー	1
折り畳み式リヤカー	2
チェーンソー	1
長靴	5
毛布（新品、袋入り）	20
手袋（皮手袋・軍手）	90
カラーコーン	16
コーンウェイト	19
コーンバー	15
鉈（なた）	0
斧（おの）	1
一輪車	1
発電機 【備品】1	1
燃料携行缶	1
おんぶ帯	1
ワンタッチ式ベルト担架 【備品】1	1
トランシーバーDJ-P22 【備品】5	5
トランシーバー用充電器 【備品】5	5
小型緊急用浄水装置 【備品】1	1
エアーベッド	10
電動エアーポンプ	2
ジョイントマット	20
間仕切り（パーテントン） 【備品】10	10
簡易トイレ	2
便袋（20枚入り）	2
防災倉庫 【備品】2003.03	1

下白水北地区

名称	数量
ハンドマイク（拡声器） 【備品】1	3
ヘルメット	17
ヘルラック	0
強力　ライト（懐中電灯）	3
丸型スコップ	3
角型スコップ	3
バール	1
大ハンマー	1
トラロープ	1
綿ロープ（救助ロープ）	1
消火用バケツ	10
脚立（はしご）	1
担架 【備品】2	2
土嚢袋	118
防水シート（ブルーシート）	13
クリッパー（番線切）	1
バリケード（通行止め板）	0
ノコギリ	1
とび口	0
リヤカー	0
折り畳み式リヤカー	1
チェーンソー 【備品】1	2
長靴	16
毛布（新品、袋入り）	18
手袋（皮手袋・軍手）	12
カラーコーン	10
コーンウェイト	10
コーンバー	8
鉈（なた）	0
斧（おの）	0
一輪車	0
発電機 【備品】1	1
燃料携行缶	2
おんぶ帯	1
ワンタッチ式ベルト担架 【備品】1	1
トランシーバーDJ-P22 【備品】5	5
トランシーバー用充電器 【備品】5	5
小型緊急用浄水装置 【備品】1	1
食器セット（4人分）	1
バスケットテント	1
ホイッスル	15
吸水土のう	40
二連はしご	1
ジョイントマット	30
防雨型クリップライト	2
防災倉庫 【備品】2003.03	1

泉地区

名称	数量
ハンドマイク（拡声器）	1
ヘルメット	10
ヘルラック（2個入れ）	6
強力 ライト（懐中電灯）	2
丸型スコップ	2
角型スコップ	2
バール	3
大ハンマー	1
トラロープ	2
綿ロープ（救助ロープ）	1
消火用バケツ	5
脚立（はしご）	2
担架	1
土嚢袋	100
防水シート（ブルーシート）	5
クリッパー（番線切）	2
バリケード（通行止め板）	2
ノコギリ	2
とび口	1
リヤカー	1
折り畳み式リヤカー	1
チェーンソー	1
長靴	5
毛布（新品、袋入り）	10
手袋（皮手袋・軍手）	4
カラーコーン	15
コーンウェイト	15
コーンバー	6
鉈（なた）	1
斧（おの）	1
一輪車	1
発電機 【備品】1	1
燃料携行缶	1
おんぶ帯	1
ワンタッチ式ベルト担架 【備品】1	1
トランシーバーDJ-P22 【備品】5	5
トランシーバー用充電器 【備品】5	5
小型緊急用浄水装置 【備品】1	1
土嚢（土入り）	10
誘導棒	5
伸縮はしご 【備品】1	1
台車	1
車椅子 【備品】1	1
ダンボールベッド	5
ダンボール間仕切り	3
ジョイントマット	6

須玖南地区

名称	数量
ハンドマイク（拡声器） 【備品】2	2
ヘルメット	10
ヘルラック	3
強力 ライト（懐中電灯）	2
丸型スコップ	3
角型スコップ	3
バール	1
大ハンマー	1
トラロープ	2
綿ロープ（救助ロープ）	8
消火用バケツ	13
脚立（はしご）	1
担架	1
土嚢袋	80
防水シート（ブルーシート）	8
クリッパー（番線切）	1
バリケード（通行止め板）	2
ノコギリ	2
とび口	2
リヤカー	1
折り畳み式リヤカー	1
チェーンソー 【備品】1	1
長靴	5
毛布（新品、袋入り）	10
手袋（皮手袋・軍手）	6
カラーコーン	8
コーンウェイト	20
コーンバー	23
鉈（なた）	1
斧（おの）	1
一輪車	1
発電機 【備品】1	1
燃料携行缶（20l、10l）	1
おんぶ帯	1
ワンタッチ式ベルト担架 【備品】1	1
トランシーバーDJ-P22 【備品】5	5
トランシーバー用充電器 【備品】5	5
小型緊急用浄水装置 【備品】1	1
折畳式水タンク（15L）	2
エアーベッド	4
電動エアーポンプ	1
簡易畳	20
間仕切り（パーテントン） 【備品】2	2
簡易トイレ	2
便袋（20枚入り）	2
防災倉庫 【備品】2004.03	1

須玖北地区

名称	数量
ハンドマイク（拡声器）	2
ヘルメット	10
ヘルラック	19
強力 ライト（懐中電灯）	3
丸型スコップ	2
角型スコップ	2
バール	2
大ハンマー	1
トラロープ	1
綿ロープ（救助ロープ）	1
消火用バケツ	10
脚立（はしご）	1
担架	1
土嚢袋	300
防水シート（ブルーシート）	14
クリッパー（番線切）	2
バリケード（通行止め板）	2
ノコギリ	2
とび口	1
リヤカー	0
折り畳み式リヤカー 【備品】1	1
チェーンソー 【備品】1	1
長靴	8
毛布（新品、袋入り）	5
手袋（皮手袋・軍手）	10
カラーコーン	14
コーンウェイト	15
コーンバー	11
鉈（なた）	1
斧（おの）	1
一輪車	0
発電機 【備品】1	1
燃料携行缶	2
おんぶ帯	1
ワンタッチ式ベルト担架 【備品】1	1
トランシーバーDJ-P22 【備品】5	5
トランシーバー用充電器 【備品】5	5
小型緊急用浄水装置 【備品】1	1
エアーベッド	4
ジョイントマット	20
間仕切り（防災ルーム180） 【備品】1	1
間仕切り（パーテントン） 【備品】1	1
仕切りフェンス	4
防災倉庫 【備品】2001.11	1

岡本地区

名称	数量
ハンドマイク（拡声器）	2
ヘルメット	10
ヘルラック	0
強力 ライト（懐中電灯）	2
丸型スコップ	3
角型スコップ	0
バール	1
大ハンマー	1
トラロープ	0
綿ロープ（救助ロープ）	0
消火用バケツ	3
脚立（はしご）	0
担架 【備品】1	1
土嚢袋	40
防水シート（ブルーシート）	2
クリッパー（番線切）	0
バリケード（通行止め板）	0
ノコギリ	1
とび口	0
リヤカー	0
折り畳み式リヤカー 【備品】1	2
チェーンソー 【備品】1	1
長靴	0
毛布（新品、袋入り）	10
手袋（皮手袋・軍手）	10
カラーコーン	10
コーンウェイト	10
コーンバー	0
鉈（なた）	0
斧（おの）	1
一輪車	0
発電機 【備品】1	1
燃料携行缶	1
おんぶ帯	1
ワンタッチ式ベルト担架 【備品】1	1
トランシーバーDJ-P22 【備品】5	5
トランシーバー用充電器 【備品】5	5
小型緊急用浄水装置 【備品】1	1
ジョイントマット	25
防災倉庫 【備品】2004.03	1

弥生地区

名称	数量
ハンドマイク（拡声器）	1
ヘルメット	10
ヘルラック	0
強力 ライト（懐中電灯）	9
丸型スコップ	5
角型スコップ	3
バール	1
大ハンマー	1
トラロープ	2
綿ロープ（救助ロープ）	0
消火用バケツ	10
脚立（はしご）	1
担架	1
土嚢袋	110
防水シート（ブルーシート）	10
クリッパー（番線切）	1
バリケード（通行止め板）	0
ノコギリ	1
とび口	1
リヤカー	0
折り畳み式リヤカー 【備品】2	3
チェーンソー	0
長靴	5
毛布（新品、袋入り）	15
手袋（皮手袋・軍手）	0
カラーコーン	10
コーンウェイト	5
コーンバー	10
鉈（なた）	0
斧（おの）	0
一輪車	2
発電機 【備品】1	1
燃料携行缶	0
おんぶ帯	1
ワンタッチ式ベルト担架 【備品】1	1
トランシーバーDJ-P22 【備品】5	0
トランシーバー用充電器 【備品】5	0
小型緊急用浄水装置 【備品】1	1
台車	1
エアーベッド	10
電動エアーポンプ	2
簡易畳	10
簡易トイレ	1
便袋（20枚入り）	1
防災倉庫 【備品】2005.11	1

小倉地区

名称	数量
ハンドマイク（拡声器） 【備品】4	4
ヘルメット	10
ヘルラック	0
強力 ライト（懐中電灯）	9
丸型スコップ	3
角型スコップ	2
バール	2
大ハンマー	1
トラロープ	1
綿ロープ（救助ロープ）	1
消火用バケツ	10
脚立（はしご）	1
担架	1
土嚢袋	40
防水シート（ブルーシート）	10
クリッパー（番線切）	1
バリケード（通行止め板）	3
ノコギリ	0
とび口	2
リヤカー	0
折り畳み式リヤカー 【備品】1	2
チェーンソー 【備品】1	1
長靴	10
毛布（新品、袋入り）	24
手袋（皮手袋・軍手）	6
カラーコーン	2
コーンウェイト	7
コーンバー	1
鉈（なた）	0
斧（おの）	1
一輪車	4
発電機 【備品】1	1
燃料携行缶	1
おんぶ帯	1
ワンタッチ式ベルト担架 【備品】1	1
トランシーバーDJ-P22 【備品】5	5
トランシーバー用充電器 【備品】5	5
小型緊急用浄水装置 【備品】1	1
台車	1
ダンボールベッド	2
ダンボール間仕切り	4
ジョイントマット	12
間仕切り（パーテントン） 【備品】1	1
防災倉庫 【備品】2005.01	1

小倉東地区

名称	数量
ハンドマイク（拡声器）	2
ヘルメット	10
ヘルラック	6
強力 ライト（懐中電灯）	3
丸型スコップ	3
角型スコップ	2
バール	1
大ハンマー	1
トラロープ	2
綿ロープ（救助ロープ）	1
消火用バケツ	10
脚立（はしご）	2
担架	1
土嚢袋	100
防水シート（ブルーシート）	5
クリッパー（番線切）	1
バリケード（通行止め板）	2
ノコギリ	1
とびロ	1
リヤカー	0
折り畳み式リヤカー	1
チェーンソー	0
長靴	5
毛布（新品、袋入り）	10
手袋（皮手袋・軍手）	0
カラーコーン	4
コーンウェイト	2
コーンバー	2
鉈（なた）	0
斧（おの）	1
一輪車	1
発電機 【備品】1	1
燃料携行缶	1
おんぶ帯	1
ワンタッチ式ベルト担架 【備品】1	1
トランシーバーDJ-P22 【備品】5	5
トランシーバー用充電器 【備品】5	5
小型緊急用浄水装置 【備品】1	1
エアーベッド	10
電動エアーポンプ	1
ダンボール間仕切り	5
防災倉庫 【備品】2003.03	1

若葉台西地区

名称	数量
ハンドマイク（拡声器）	3
ヘルメット	15
ヘルラック	6
強力 ライト（懐中電灯）	3
丸型スコップ	5
角型スコップ	3
バール	2
大ハンマー	1
トラロープ	1
綿ロープ（救助ロープ）	1
消火用バケツ	10
脚立（はしご）	2
担架	1
土嚢袋	20
防水シート（ブルーシート）	1
クリッパー（番線切）	2
バリケード（通行止め板）	2
ノコギリ	1
とびロ	1
リヤカー（寄贈分）	1
折り畳み式リヤカー 【備品】1	1
チェーンソー 【備品】1	1
長靴	5
毛布（新品、袋入り）	30
手袋（皮手袋・軍手）	10
カラーコーン	5
コーンウェイト	5
コーンバー 〈自〉4	7
鉈（なた）	1
斧（おの）	1
一輪車	1
発電機 【備品】1	1
燃料携行缶	1
おんぶ帯	1
ワンタッチ式ベルト担架 【備品】1	1
トランシーバーDJ-P22 【備品】5	5
トランシーバー用充電器 【備品】5	5
小型緊急用浄水装置 【備品】1	1
タオルケット	20
つるはし	1
ディスポストレッチャー	2
アルミ鋳物はがま（蓋含む）	2
3LEDヘッドランプ	6
蓄電池（ソーラパネル付） 【備品】1	1
ダンボールベッド	5
ダンボール間仕切り	5
間仕切り（防災ルーム180） 【備品】2	2
間仕切り（パーテントン） 【備品】5	5
ジョイントマット	10
防災倉庫 【備品】2001.11	1

大谷地区

名称	数量
ハンドマイク（拡声器）	2
ヘルメット	30
ヘルラック	0
強力 ライト（懐中電灯）	3
丸型スコップ	6
角型スコップ	0
バール	4
大ハンマー	1
トラロープ	8
綿ロープ（救助ロープ）	0
消火用バケツ	15
脚立（はしご）	2
担架 【備品】1	1
土嚢袋	150
防水シート（ブルーシート）	22
クリッパー（番線切）	0
バリケード（通行止め板）	5
ノコギリ	2
とびロ	0
リヤカー	1
折り畳み式リヤカー 【備品】1	1
チェーンソー 【備品】1	1
長靴	4
毛布（新品、袋入り）	13
手袋（皮手袋・軍手）	17
カラーコーン	23
コーンウェイト	27
コーンバー	7
鉈（なた）	0
斧（おの）	0
一輪車	2
発電機 【備品】1	1
燃料携行缶	0
おんぶ帯	1
ワンタッチ式ベルト担架 【備品】1	1
トランシーバーDJ-P22 【備品】5	5
トランシーバー用充電器 【備品】5	1
小型緊急用浄水装置 【備品】1	0
折りたたみ式キャリー	2
レスキューボード 【備品】2	2
多機能懐中電灯	3
コードリール（30m）	2
カセットコンロ（カセットボンベ6）	2
充電器（携帯電話用）	2
簡易組立トイレ【備品】2	2
簡易エアーマット	15
ダンボール仕切り	20
サバイバルシート	20
ダンボールベッド（ミウラ折り）	5
災害用投光器	1
ジョイントマット	15
ダンボール間仕切り	5
間仕切り（パーテントン） 【備品】2	2
簡易トイレ	1
便袋（20枚入り）	1
電動エアーポンプ	1
防災倉庫 【備品】2005.01	1

昇町地区

名称	数量
ハンドマイク（拡声器）	4
ヘルメット	16
ヘルラック	0
強力 ライト（懐中電灯）	1
丸型スコップ	3
角型スコップ	1
バール	2
大ハンマー	1
トラロープ	3
綿ロープ（救助ロープ）	1
消火用バケツ	6
脚立（はしご）	1
担架	1
土嚢袋	30
防水シート（ブルーシート）	20
クリッパー（番線切）	1
バリケード（通行止め板）	2
ノコギリ	2
とびロ	1
リヤカー	0
折り畳み式リヤカー	1
チェーンソー	1
長靴	10
毛布（新品、袋入り）	15
手袋（皮手袋・軍手）	10
カラーコーン	8
コーンウェイト	8
コーンバー	4
鉈（なた）	1
斧（おの）	1
一輪車	1
発電機 【備品】1	1
燃料携行缶	2
おんぶ帯	1
ワンタッチ式ベルト担架 【備品】1	1
トランシーバーDJ-P22 【備品】5	5
トランシーバー用充電器 【備品】5	5
小型緊急用浄水装置 【備品】1	1
ランタン	6
ディスポストレッチャー	2
間仕切り（パーテントン） 【備品】6	6
エアーベッド	12
電動エアーポンプ	3
簡易トイレ	8
便袋（20枚入り）	2
アルミブランケット	30
簡易寝袋	20
ポンチョ	2
防災倉庫 【備品】2005.01	1

紅葉ヶ丘地区

名称	数量
ハンドマイク（拡声器）	5
ヘルメット	24
ヘルラック	6
強力 ライト（懐中電灯）	6
丸型スコップ	7
角型スコップ	5
バール	2
大ハンマー	1
トラロープ	1
綿ロープ（救助ロープ）	1
消火用バケツ	10
脚立（はしご）	2
担架 【備品】2	3
土嚢袋	50
防水シート（ブルーシート）	4
クリッパー（番線切）	2
バリケード（通行止め板）	0
ノコギリ	4
とびロ	1
リヤカー	0
折り畳み式リヤカー 【備品】1	1
チェーンソー（電動ノコギリ）	1
長靴	5
毛布（新品、袋入り）	60
手袋（皮手袋・軍手）	40
カラーコーン	20
コーンウェイト	6
コーンバー	4
鉈（なた）	1
斧（おの）	1
一輪車	0
発電機 【備品】1	1
燃料携行缶	1
おんぶ帯	1
ワンタッチ式ベルト担架 【備品】1	1
トランシーバーDJ-P22 【備品】5	5
トランシーバー用充電器 【備品】5	5
小型緊急用浄水装置 【備品】1	1
寝袋	10
車イス 【備品】2	2
充電器（携帯電話用）	5
ビニール袋（120ℓ）	30
ダンボールベッド	2
エアーベッド	20
簡易トイレ	5
便袋（20枚入り）	11
防災倉庫 【備品】2001.11	1

各地区合計

名称	数量
ハンドマイク（拡声器）	76
ヘルメット	510
ヘルラック	106
強力 ライト（懐中電灯）	149
丸型スコップ	156
角型スコップ	86
バール	60
大ハンマー	46
トラロープ	57
綿ロープ（救助ロープ）	32
消火用バケツ	343
脚立（はしご）	59
担架	40
土嚢袋	431
防水シート（ブルーシート）	316
クリッパー（番線切）	46
バリケード（通行止め板）	73
ノコギリ	55
とびロ	31
リヤカー	12
折り畳み式リヤカー	50
チェーンソー（電動ノコギリ）	31
長靴	219
毛布（新品、袋入り）	611
手袋（皮手袋・軍手）	458
カラーコーン	336
コーンウェイト	350
コーンバー	245
鉈（なた）	21
斧（おの）	30
一輪車	47
発電機	36
燃料携行缶	34
おんぶ帯	31
ワンタッチ式ベルト担架	35
トランシーバーDJ-P22	164
トランシーバー用充電器	158
小型緊急用浄水装置	33
— 以上共通品目 —	
防災倉庫【備品】	34

（資料１１）

ボランティア活動マニュアル

１　ボランティア活動マニュアルの目的

災害発生時における被災者の生活支援には、迅速性、即応性、柔軟性、個別性等が必要とされ、これらの原理で活動するボランティア活動の有効性及び有益性が阪神・淡路大震災で改めて確認された。

２１世紀の市民福祉社会の構築を目指すためには、市、社会福祉協議会（社協）及びボランテイアはそれぞれの行動原理に基づき、また、独自の役割を明確にすると共に、相互に補い合う対等なパートナーとして認識し、お互いに連携し、協力することが必要である。

阪神・淡路大震災の教訓を生かし、災害発生時にボランティアが活動しやすい環境を整備すると共に、非常時に機能的なボランティア活動が展開されるよう「ボランティア活動支援マニュアル」を策定する。

２　活動支援フロー

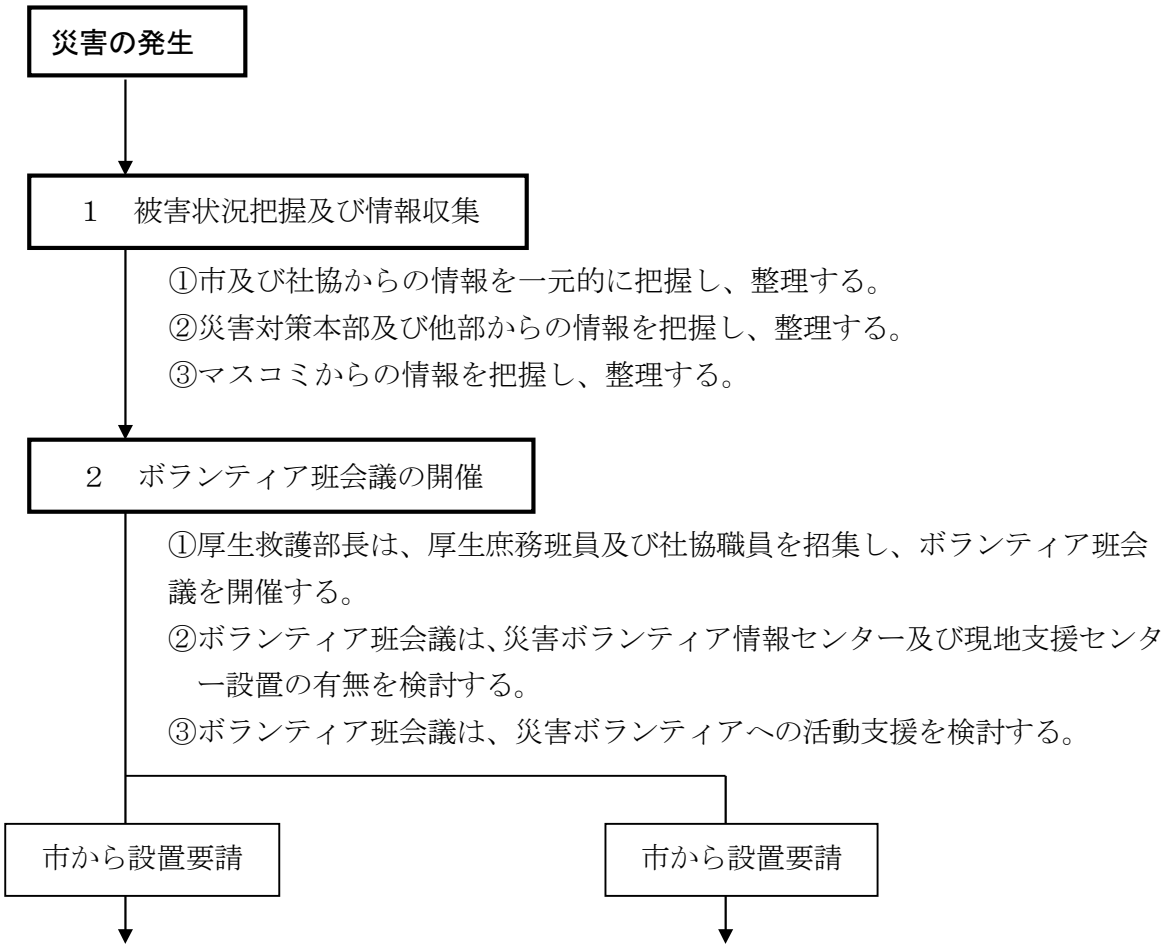

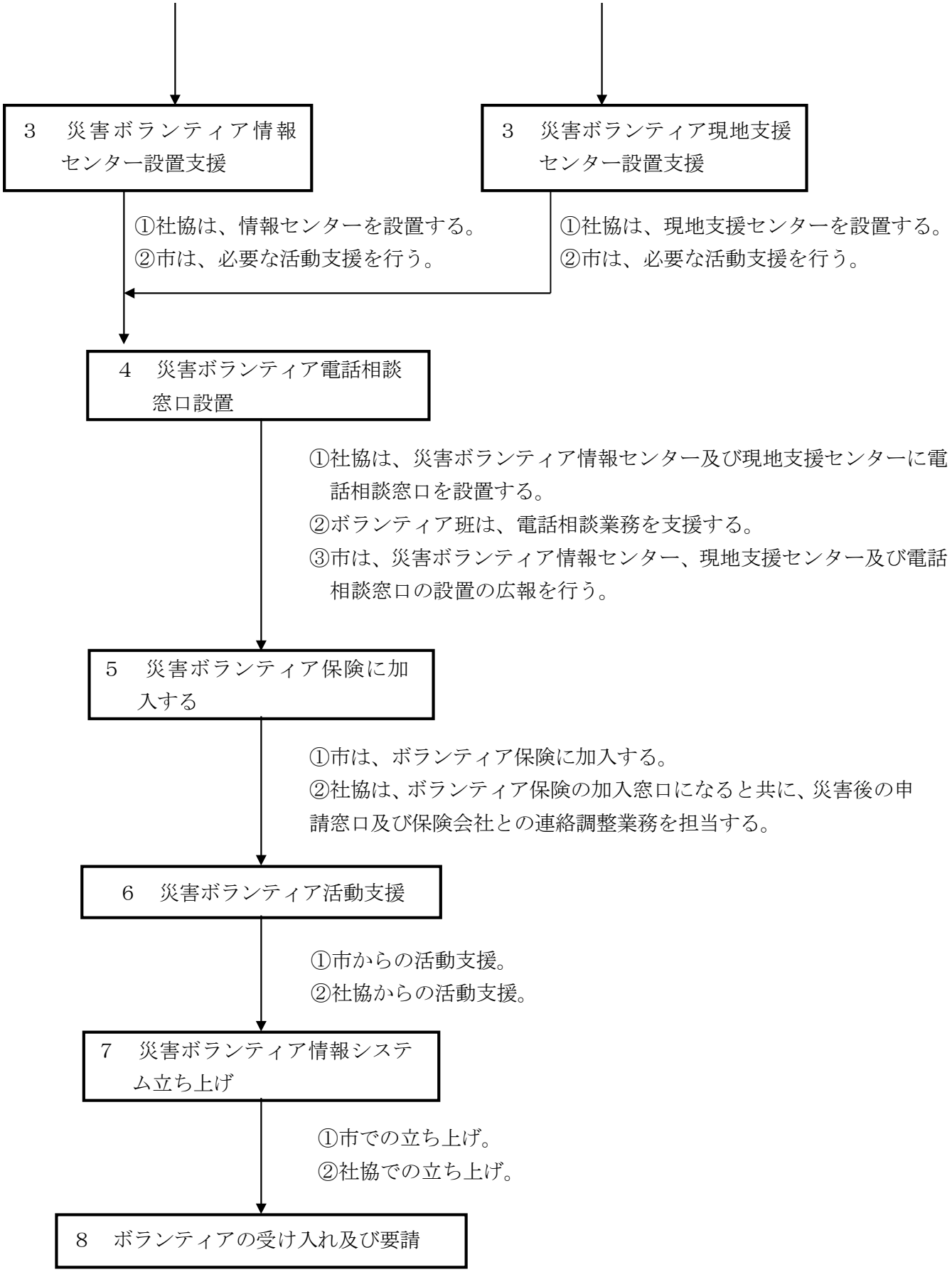
3　災害ボランティア情報センター設置支援
3　災害ボランティア現地支援センター設置支援
①社協は、情報センターを設置する。
②市は、必要な活動支援を行う。
①社協は、現地支援センターを設置する。
②市は、必要な活動支援を行う。
4　災害ボランティア電話相談窓口設置
①社協は、災害ボランティア情報センター及び現地支援センターに電話相談窓口を設置する。
②ボランティア班は、電話相談業務を支援する。
③市は、災害ボランティア情報センター、現地支援センター及び電話相談窓口の設置の広報を行う。
5　災害ボランティア保険に加入する
①市は、ボランティア保険に加入する。
②社協は、ボランティア保険の加入窓口になると共に、災害後の申請窓口及び保険会社との連絡調整業務を担当する。
6　災害ボランティア活動支援
①市からの活動支援。
②社協からの活動支援。
7　災害ボランティア情報システム立ち上げ
①市での立ち上げ。
②社協での立ち上げ。
8　ボランティアの受け入れ及び要請

（資料１２）

地区防災ブロック一覧表

［○：配備予定場所］

春日北ブロック	対象地区	桜ヶ丘、日の出町、須玖北、岡本、サン・ビオ					
	施設名		救護所	水源	ﾍﾘﾎﾟｰﾄ	遺体安置所	広さ（m^2）
	避難所	春日北中学校		○		○	1,670
		春日北小学校		○			1,161
		日の出小学校	○	○（浄水装置）	○		1,080
		桜ヶ丘地区公民館					530
		日の出町ｺﾐｭﾆﾃｨ供用施設					493
		岡本ｺﾐｭﾆﾃｨ供用施設					340
		須玖北ｺﾐｭﾆﾃｨ供用施設					532
		サン・ビオ地区公民館					500
	施設名		位置				広さ（m^2）
	一時避難場所	桜ヶ丘広場公園	桜ヶ丘7丁目1番地1				4,439
		桜ヶ丘公園	桜ヶ丘5丁目10番地				2,375
		日の出第１公園	日の出町5丁目11番地				568
		日の出第２公園	日の出町2丁目73番地5				1,340
		須玖北公園	須玖北2丁目38番地				1,628
		須玖中の宮公園	須玖北5丁目166番地				1,482
		大下公園	須玖北9丁目115番地				1,658
		岡本公園	岡本2丁目96番地				2,744

春日西ブロック	対象地区	下白水北、下白水南、泉、上白水、白水ヶ丘					
	施設名		救護所	水源	ﾍﾘﾎﾟｰﾄ	遺体安置所	広さ（m^2）
	避難所	春日西中学校		○		○	1,854
		春日西小学校	○	○	○		1,171
		白水小学校		○（井戸）			1,257
		泉地区公民館					340
		下白水北ｺﾐｭﾆﾃｨ供用施設					531
		下白水南ｺﾐｭﾆﾃｨｾﾝﾀｰ					499
		上白水地区公民館					535
		白水ヶ丘地区公民館					500
	施設名		位置				広さ（m^2）
	一時避難場所	泉公園	泉2丁目1番地				5,293
		柏田公園	上白水10丁目148番地				1,139
		上白水公園	上白水6丁目31番地				2,097
		天神の木公園	白水ヶ丘4丁目148番地				1,173
		白水ヶ丘中央公園	白水ヶ丘2丁目63番地				2,740

春日野ブロック	対象地区	春日原、春日原南、春日、春日公園、平田台					
		施設名	救護所	水源	ﾍﾘﾎﾟｰﾄ	遺体安置所	広さ(m²)
	避難所	春日野中学校		○		○	1,443
		春日原小学校		○（井戸）			1,033
		春日野小学校	○	○	○		1,174
		春日原共同利用施設					530
		春日原南共同利用施設					341
		春日地区若水会館（公民館）					439
		春日公園共同利用施設					530
		平田台ｺﾐｭﾆﾃｨ供用施設					351
		施設名	位置				広さ(m²)
	一時避難場所	平田台第１公園	平田台1丁目90番地				848
		平田台第２公園	平田台4丁目31番地				1,999
		下ノ川公園	春日3丁目107番地				1,915
		金口池公園	春日6丁目110番地				4,002
		元宮公園	春日3丁目50番地				4,354
		原町公園	春日1丁目58番地				2,506
		天田公園	春日公園1丁目46番地				2,713
		御供田公園	春日公園3丁目23番地				2,001
		春日原南公園	春日原南町4丁目37番地115				1,543

春日東ブロック	対象地区	ちくし台、大和町、大谷、小倉東、千歳町、光町、宝町、若葉台西、若葉台東					
		施設名	救護所	水源	ﾍﾘﾎﾟｰﾄ	遺体安置所	広さ(m²)
	避難所	春日東中学校		○		○	1,200
		春日東小学校	○	○	○		1,045
		大谷小学校		○			885
		ちくし台共同利用施設					340
		大和町共同利用施設					340
		大谷共同利用施設					530
		小倉東共同利用施設					348
		千歳町共同利用施設					530
		光町共同利用施設					529
		宝町共同利用施設					341
		若葉台西共同利用施設					530
		若葉台東共同利用施設					341
		施設名	位置				広さ(m²)
	一時避難場所	大和公園	大和町3丁目22番地2				1,207
		大谷ふれあい公園	大谷6丁目11番地1				8,246
		小倉東公園	小倉東2丁目22番地				1,529
		宝公園	宝町4丁目15番地1				1,061
		光公園	光町2丁目180番地2				2,221
		千歳公園	千歳町3丁目32番地2				4,267
		若葉台中央公園	若葉台西3丁目4番地1				8,375
		ちくし台第１公園	ちくし台3丁目92番地1				1,332
		ちくし台第２公園	ちくし台2丁目69番地				1,108

春日南ブロック	対象地区	松ヶ丘、天神山、白水池、紅葉ヶ丘、塚原台、惣利、大土居					
	施設名		救護所	水源	ﾍﾘﾎﾟｰﾄ	遺体安置所	広さ（m^2）
	避難所	春日南中学校		○		○	1,449
		春日南小学校	○	○	○		968
		天神山小学校		○			879
		松ヶ丘地区公民館					414
		天神山ｺﾐｭﾆﾃｨ供用施設					532
		白水池ｺﾐｭﾆﾃｨｾﾝﾀｰ					310
		紅葉ヶ丘共同利用施設					530
		塚原台公民館					310
		惣利地区公民館					340
		大土居地区公民館					629
	施設名		位置				広さ（m^2）
	一時避難場所	毛勝公園	大土居1丁目39番地				1,819
		天神山公園	天神山4丁目32番地				2,212
		松ヶ丘北公園	松ヶ丘3丁目190番地				1,440
		松ヶ丘南公園	松ヶ丘5丁目36番地				1,499
		紅葉ヶ丘第１公園	紅葉ヶ丘西2丁目42番地				1,474
		紅葉ヶ丘第２公園	紅葉ヶ丘西4丁目7番地				4,114
		紅葉ヶ丘第３公園	紅葉ヶ丘東7丁目2番地				1,444
		紅葉ヶ丘第４公園	紅葉ヶ丘東9丁目178番地1				1,538
		惣利公園	惣利3丁目133番地5				5,622
		円入公園	惣利2丁目16番地				1,500
		塚原台第１公園	塚原台2丁目92番地				2,508
		塚原台第２公園	塚原台2丁目63番地				1,519
		大土居公園	大土居3丁目148番地4				2,386
		星見ヶ丘第１公園	星見ヶ丘2丁目142番地				872
		星見ヶ丘第２公園	星見ヶ丘3丁目152番地				1,459

春日ブロック	対象地区	須玖南、弥生、小倉、昇町					
	施設名		救護所	水源	ﾍﾘﾎﾟｰﾄ	遺体安置所	広さ(m²)
	避難所	春日中学校		○		○	1,778
		春日小学校	○	○(浄水装	○		1,237
		須玖小学校		○			840
		須玖南地区公民館					500
		弥生ｺﾐｭﾆﾃｨ供用施設					500
		小倉ｺﾐｭﾆﾃｨ供用施設					592
		昇町共同利用施設					529
	施設名		位置				広さ(m²)
	一時避難場所	須玖南親水公園	須玖南2丁目126番地1				3,244
		須玖南公園	須玖南4丁目130番地				2,432
		弥生公園	弥生2丁目63番地				1,679
		井ノ尻公園	小倉7丁目33番地				1,459
		小倉中央公園	小倉2丁目93番地1				1,813
		藤波池公園	小倉3丁目55番地				1,325
		昇町親水公園	昇町1丁目42番地				8,982
		一の谷第１公園	一の谷4丁目80番地				2,860
		一の谷第２公園	一の谷6丁目41番地				2,174
		一の谷第３公園	一の谷1丁目94番地				2,501
		金塚池公園	昇町4丁目82番地				4,170

※ 小、中学校の広さは、体育館のアリーナに多目的ホール・多目的教室・柔剣道場がある場合はそれらを合計した面積

※ 公民館の広さは、延床面積

※ 公園の広さは、敷地面積

広域避難場所（公園、ｸﾞﾗｳﾝﾄﾞ等１１箇所）

施設名	位置	広さ(m²)
日の出ふれあい公園	日の出町6丁目1番地	7,603
奴国の丘歴史公園	岡本3丁目57番地	13,618
総合スポーツセンター	大谷6丁目28番地	39,909
県営春日公園	原町3丁目1番地4	300,000
白水大池公園	大字下白水209番地	333,572
西野球場	白水ヶ丘2丁目104番地	9,330
位瀬公園	春日5丁目67番地	10,179
春日運動広場	平田台5丁目1番地	9,163
下白水第２公園	下白水北5丁目44番地	12,766
大丸池公園	星見ヶ丘2丁目61番地	14,399
クリーン・エネ・パーク南部	大字下白水104番地5	1,000

※ 避難所については、公民館を一時避難所、その他の避難所を収容避難所とする。

（福祉避難所については資料１３に明記）

（資料１３）

避難所（場所）一覧表

１　指定緊急避難場所

番号	施設名	所在地（番地）	電話番号	災害別適否			指定避難所との重複	想定収容人数（2㎡／人）（人）
				浸水	土砂	地震		
1	桜ケ丘広場公園	桜ヶ丘７丁目１番地１	584-1111		○	○		2,219
2	桜ケ丘公園	桜ヶ丘５丁目１０番地	584-1111		○	○		1,187
3	日の出第１公園	日の出町５丁目１１番地	584-1111	○	○	○		284
4	日の出第２公園	日の出町２丁目７３番地５	584-1111	○	○	○		670
5	須玖北公園	須玖北２丁目３８番地	584-1111	○	○	○		814
6	岡本公園	岡本２丁目９６番地	584-1111	○	○	○		1,372
7	大下公園	須玖北9丁目１１５番地	584-1111	○	○	○		829
8	須玖中の宮公園	須玖北５丁目１６６番地	584-1111		○	○		741
9	須玖南公園	須玖南４丁目１３０番地	584-1111	○	○	○		1,216
10	須玖南親水公園	須玖南２丁目１２６番地１	584-1111		○	○		1,622
11	弥生公園	弥生２丁目６３番地	584-1111	○	○	○		839
12	井ノ尻公園	小倉７丁目３３番地	584-1111	○	○	○		729
13	藤波池公園	小倉３丁目５５番地	584-1111	○	○	○		676
14	小倉中央公園	小倉２丁目９３番地１	584-1111	○	○	○		906
15	昇町親水公園	昇町１丁目４２番地	584-1111		○	○		4,491
16	泉公園	泉２丁目１番地	584-1111	○	○	○		2,646
17	一の谷第１公園	一の谷４丁目８０番地	584-1111	○	○	○		1,430
18	一の谷第２公園	一の谷６丁目４１番地	584-1111	○	○	○		1,087
19	金塚池公園	昇町４丁目８２番地	584-1111	○	○	○		2,085
20	一の谷第３公園	一の谷１丁目９４番地	584-1111	○	○	○		1,250
21	柏田公園	上白水１０丁目１４８番地	584-1111	○	○	○		569
22	上白水公園	上白水６丁目３１番地	584-1111	○	○	○		1,048
23	白水ヶ丘中央公園	白水ヶ丘２丁目６３番地	584-1111	○	○	○		1,370
24	天神の木公園	白水ヶ丘４丁目１４８番地	584-1111	○	○	○		586
25	小倉東公園	小倉東２丁目２２番地	584-1111		○	○		764
26	宝公園	宝町４丁目１５番地１	584-1111		○	○		530
27	光公園	光町２丁目１８０番地２	584-1111		○	○		1,110
28	千歳公園	千歳町３丁目３２番地２	584-1111		○	○		2,133
29	若葉台中央公園	若葉台西３丁目４番地１	584-1111	○	○	○		4,187
30	ちくし台第１公園	ちくし台３丁目９２番地１	584-1111	○	○	○		666
31	ちくし台第２公園	ちくし台２丁目６９番地	584-1111	○	○	○		554
32	大和公園	大和町３丁目２２番地２	584-1111		○	○		603
33	元宮公園	春日３丁目５０番地	584-1111	○	○	○		2,177
34	下ノ川公園	春日３丁目１０７番地	584-1111	○	○	○		957
35	金口池公園	春日６丁目１１０番地	584-1111	○	○	○		2,001
36	円入公園	惣利２丁目１６番地	584-1111	○	○	○		750
37	平田台第１公園	平田台１丁目９０番地	584-1111	○	○	○		424
38	平田台第２公園	平田台４丁目３１番地	584-1111	○	○	○		999
39	春日原南公園	春日原南町４丁目３７番地１１５	584-1111	○	○	○		771
40	天田公園	春日公園１丁目４６番地	584-1111	○	○	○		1,356
41	御供田公園	春日公園３丁目２３番地	584-1111	○	○	○		1,000
42	原町公園	春日１丁目５８番地	584-1111	○	○	○		1,253
43	紅葉ケ丘第１公園	紅葉ヶ丘西２丁目４２番地	584-1111	○	○	○		737
44	紅葉ケ丘第２公園	紅葉ヶ丘西４丁目７番地	584-1111	○	○	○		2,057
45	紅葉ケ丘第３公園	紅葉ヶ丘東７丁目２番地	584-1111	○	○	○		722
46	紅葉ケ丘第４公園	紅葉ヶ丘東９丁目１７８番地１	584-1111	○	○	○		769

番号	施設名	所在地（番地）	電話番号	災害別適否			指定避難所との重複	想定収容人数（2㎡／人）（人）
				浸水	土砂	地震		
47	天神山公園	天神山４丁目３２番地	584-1111	○	○	○		1,106
48	松ケ丘南公園	松ヶ丘５丁目３６番地	584-1111	○	○	○		749
49	松ケ丘北公園	松ヶ丘３丁目１９０番地	584-1111	○	○	○		720
50	惣利公園	惣利３丁目１３３番地５	584-1111	○	○	○		2,811
51	塚原台第１公園	塚原台２丁目９２番地	584-1111	○	○	○		1,254
52	塚原台第２公園	塚原台２丁目６３番地	584-1111	○	○	○		759
53	毛勝公園	大土居１丁目３９番地	584-1111	○	○	○		909
54	星見ヶ丘第１公園	星見ヶ丘２丁目１４２番地	584-1111	○	○	○		435
55	星見ヶ丘第２公園	星見ヶ丘３丁目１５２番地	584-1111	○	○	○		729
56	大谷小学校（ｸﾞﾗｳﾝﾄﾞ）	大谷４丁目１番地	573-2912	○	○	○		6,044
57	春日小学校（ｸﾞﾗｳﾝﾄﾞ）	昇町１丁目１４２番地	581-1369		○	○		5,435
58	春日北小学校（ｸﾞﾗｳﾝﾄﾞ）	岡本１丁目３５番地	581-1512		○	○		3,151
59	春日西小学校（ｸﾞﾗｳﾝﾄﾞ）	下白水南４丁目１３４	581-4190		○	○		6,184
60	春日野小学校（ｸﾞﾗｳﾝﾄﾞ）	春日公園４丁目１番地１	593-2002	○	○	○		4,349
61	春日原小学校（ｸﾞﾗｳﾝﾄﾞ）	春日原南町４丁目３７番地１	581-2093	○	○	○		4,460
62	春日東小学校（ｸﾞﾗｳﾝﾄﾞ）	若葉台東１丁目５１番地	501-1059	○	○	○		6,100
63	春日南小学校（ｸﾞﾗｳﾝﾄﾞ）	春日８丁目１００番地	501-4156	○	○	○		4,801
64	須玖小学校（ｸﾞﾗｳﾝﾄﾞ）	須玖南２丁目７１番地	501-3103	○	○	○		4,267
65	天神山小学校（ｸﾞﾗｳﾝﾄﾞ）	天神山６丁目３９番地	501-4301	○	○	○		4,520
66	日の出小学校（ｸﾞﾗｳﾝﾄﾞ）	日の出町３丁目１番地１０	572-4456		○	○		4,832
67	白水小学校（ｸﾞﾗｳﾝﾄﾞ）	白水ヶ丘１丁目１００番地	915-2525			○		5,138
68	春日中学校（ｸﾞﾗｳﾝﾄﾞ）	須玖南２丁目１７２番地	581-0479		○	○		4,678
69	春日北中学校（ｸﾞﾗｳﾝﾄﾞ）	桜ケ丘７丁目２０番地	502-0107		○	○		4,246
70	春日西中学校（ｸﾞﾗｳﾝﾄﾞ）	一の谷５丁目４９番地	572-7356	○	○	○		6,130
71	春日野中学校（ｸﾞﾗｳﾝﾄﾞ）	春日公園５丁目１９番地	574-8111	○	○	○		7,925
72	春日東中学校（ｸﾞﾗｳﾝﾄﾞ）	若葉台東１丁目４１番地	581-1109	○	○	○		10,071
73	春日南中学校（ｸﾞﾗｳﾝﾄﾞ）	大土居３丁目１１番地	595-0905	○	○	○		6,581
74	日の出ふれあい公園	日の出町６丁目１番地	584-1111	○	○	○		3,801
75	奴国の丘歴史公園	岡本３丁目５７番地	501-1144	○	○	○		6,809
76	総合スポーツセンター	大谷６丁目２８番地	571-3234	○	○	○	○	19,954
77	県営春日公園	原町３丁目１番地４	592-0544	○	○	○		150,000
78	白水大池公園	下白水２０９番地	584-1111	○	○	○		166,786
79	西野球場	白水ヶ丘２丁目１０４番地	571-3234	○	○	○		4,665
80	位瀬公園	春日５丁目６７番地	584-1111	○	○	○		5,089
81	春日運動広場	平田台５丁目１番地	571-3234	○	○	○		4,568
82	下白水第２公園	下白水北５丁目４４番地	584-1111	○	○	○		6,383
83	大丸池公園	星見ヶ丘２丁目６１番地	584-1111	○	○	○		7,198
84	大谷ふれあい公園	大谷６丁目１１番地１	584-1111		○	○		4,123
85	大土居公園	大土居３丁目１４８番地４	584-1111		○	○		1,193
86	ｸﾘｰﾝ・ｴﾈ・ﾊﾟｰｸ南部	大字下白水１０４番地５	589-8585	○	○	○	○	330

２ 指定避難所

番号	施設名	所在地（番地）	電話番号	災害別適否			福祉避難所	受入対象者	想定収容人数（4㎡／人）（人）
				浸水	土砂	地震			
1	春日原共同利用施設	春日原南町４丁目３７番地８	591-6000	○	○	○			67
2	春日原南共同利用施設	春日原南町４丁目５２番地２	582-9169	○	○	○			37
3	春日公園共同利用施設	春日公園１丁目４７番地	582-8782	○	○	○			64
4	春日地区公民館	春日１丁目１１１番地	571-4149	○	○	○			88
5	若葉台東共同利用施設	若葉台東２丁目８６番地２	591-8979	○	○	○			33
6	千歳町共同利用施設	千歳町３丁目３２番地１	581-3559	△	○	○			62
7	光町共同利用施設	光町２丁目１８０番地１	581-9288	△	○	○			89
8	宝町共同利用施設	宝町４丁目１５番地３	582-9995	△	○	○			56
9	大和町共同利用施設	大和町２丁目１６番地２	582-1140	△	○	○			33
10	サン・ビオ地区公民館	大和町５丁目1番地４	592-5554		○	○			61
11	桜ヶ丘地区公民館	桜ケ丘７丁目１番地２	592-5567	△	○	○			57
12	日の出町コミュニティ供用施設	日の出町２丁目６１番地１２	582-9998	△	○	○			60
13	岡本コミュニティ供用施設	岡本３丁目６５番地	571-4161	○	○	○			31
14	須玖北コミュニティ供用施設	須玖北５丁目１５１番地	581-6624	△	○	○			68
15	須玖南地区公民館	須玖南４丁目１２８番地	582-8730	△	○	○			72
16	弥生コミュニティ供用施設	弥生７丁目５０番地	582-8412	○	○	○			58
17	小倉コミュニティ供用施設	小倉２丁目９３番地３	573-8787	△	○	○			54
18	若葉台西共同利用施設	若葉台西３丁目４番地１	571-4360	○	○	○			57
19	小倉東共同利用施設	小倉東２丁目２２番地	571-0901		○	○			38
20	大谷共同利用施設	大谷４丁目７番地１	574-5656	○	○	○			48
21	昇町共同利用施設	昇町５丁目１２２番地	591-7221	○	○	○			73
22	下白水北コミュニティ供用施設	下白水北４丁目１９番地	571-4146	○	○	○			65
23	下白水南コミュニティセンター	下白水南３丁目４４番地	593-2311	○	○	○			58
24	泉地区公民館	泉２丁目４番地	571-4415	○	○	○			42
25	上白水地区公民館	上白水６丁目７７番地	582-6879	○	○	○			71
26	白水ヶ丘地区公民館	白水ヶ丘３丁目４６番地	582-6885	○	○	○			75
27	天神山コミュニティ供用施設	天神山１丁目５３番地	572-7323	○	○	○			54
28	白水池コミュニティセンター	白水池２丁目４８番地	502-9200	○	○	○			37
29	松ヶ丘地区公民館	松ケ丘５丁目３５番地	595-0686	○	○	○			70
30	塚原台公民館	塚原台１丁目７６番地２	595-0340	○	○	○			33
31	惣利地区公民館	惣利３丁目１３３番地１	595-1705	○	○	○			44
32	平田台コミュニティ供用施設	平田台４丁目３２番地	595-0100	○	○	○			43
33	ちくし台共同利用施設	ちくし台３丁目９２番地２	582-7254	○	○	○			43
34	紅葉ヶ丘共同利用施設	紅葉ケ丘西４丁目１番地１	581-9621	○	○	○			62
35	大土居地区公民館	大土居３丁目１４８番地３	596-4743	○	○	○			34
36	大谷小学校	大谷４丁目１番地	573-2912	○	○	○			221
37	春日小学校	昇町１丁目１４２番地	581-1369	○	○	○			309
38	春日北小学校	岡本１丁目３５番地	581-1512	△	○	○			290
39	春日西小学校	下白水南４丁目１３４	581-4190	△	○	○			292
40	春日野小学校	春日公園４丁目１番地１	593-2002	○	○	○			293

番号	施設名	所在地（番地）	電話番号	災害別適否			福祉避難所	受入対象者	想定収容人数（4㎡／人）（人）
				浸水	土砂	地震			
41	春日原小学校	春日原南町４丁目３７番地１	581-2093	○	○	○			258
42	春日東小学校	若葉台東１丁目５１番地	501-1059	○	○	○			261
43	春日南小学校	春日８丁目１００番地	501-4156	○	○	○			242
44	須玖小学校	須玖南２丁目７１番地	501-3103	○	○	○			210
45	天神山小学校	天神山６丁目３９番地	501-4301	○	○	○			219
46	日の出小学校	日の出町３丁目１番地１０	572-4456	△	○	○			270
47	白水小学校	白水ヶ丘１丁目１００番地	915-2525	○	○	○			314
48	春日中学校	須玖南２丁目１７２番地	581-0479	△	○	○			444
49	春日北中学校	桜ケ丘７丁目２０番地	502-0107	△	○	○			417
50	春日西中学校	一の谷５丁目４９番地	572-7356	○	○	○			463
51	春日野中学校	春日公園５丁目１９番地	574-8111	○	○	○			360
52	春日東中学校	若葉台東１丁目４１番地	581-1109	○	○	○			300
53	春日南中学校	大土居３丁目１１番地	595-0905	○	○	○			362
54	クローバープラザ	原町３丁目１番７	584-1212	○	○	○	○	要配慮者	512（一般462・福祉50）
55	いきいきプラザ	昇町１丁目１２０番地	501-1134	○	○	○	○	要配慮者	福祉30
56	福祉ぱれっと館	小倉３丁目２４２番地１	575-2223	○	○	○	○	要配慮者	福祉20
57	総合スポーツセンター	大谷６丁目２８番地	571-3234	○	○	○	○	要配慮者	976（一般886・福祉90）
58	ふれあい文化センター	大谷６丁目２４番地	584-3366	○	○	○			1,973
59	奴国の丘歴史資料館	岡本３丁目５７番地	501-1144	○	○	○			163
60	すくすくプラザ	須久南２丁目１２０番地	573-2431	△	○	○			82
61	毛勝児童センター	大土居１丁目３８番地	581-5614	△	○	○			72
62	光町児童センター	光町２丁目１８０番地４	501-7014	△	○	○			66
63	ナギの木苑	星見ヶ丘１丁目７番地	595-0513	○	○	○			137
64	白水児童センター	天神山１丁目２１３番地	593-2777	○	○	○			70
65	男女共同参画・消費生活センター	光町１丁目７３番地	584-1201	○	○	○			29
66	ｸﾘｰﾝ・ｴﾈ・ﾊﾟｰｸ南部	大字下白水１０４番地５	589-8585	○	○	○			90
67	福岡県立春日高等学校	春日公園５丁目１７番地	574-1511	○	○	○			300

○：適
△：避難経路の浸水に注意

（資料１４）

災害関係協定等一覧

	協定名	協定先	締結年月日
1	災害時における応急対策業務に関する協定書	春日市電設協力会	平成12年6月8日
2	災害時における応急対策業務に関する協定書	春日市建設業協力会	平成12年6月8日
3	災害時における応急対策業務に関する協定書	筑紫舗装協力会	平成12年6月8日
4	災害時における応急対策業務に関する協定書	南福岡管工事共同組合	平成12年6月8日
5	災害時における応急対策業務に関する協定書	春日市緑樹共同組合	平成12年6月8日
6	災害時における応急対策業務に関する協定書	春日市土木協力会	平成12年6月8日
7	災害時における応急対策業務に関する協定書	春日市設備協力会	平成25年4月1日
8	避難所施設利用に関する協定書 福祉避難所施設利用に関する協定書	クローバープラザ指定管理者 クローバープラザ管理運営共同事業体	令和3年5月20日 （平成25年4月1日）
9	春日市における大規模な災害時の応援に関する協定書	国土交通省九州地方整備局	平成25年11月1日
10	災害時における地図製品等の供給等に関する協定書	株式会社　ゼンリン	平成26年8月5日
11	災害時における応急測量設計業務に関する協定書	一般社団法人　筑紫地区建設コンサルタンツ協会	平成27年8月27日
12	災害時における春日市ため池等の使用に関する覚書	春日市内6水利組合	平成27年11月11日
13	災害時における避難所等としての使用及び 災害対応型物資の提供に関する協定	福岡都市圏南部環境事業組合 株式会社　創造の森	平成28年3月31日
14	特設公衆電話の設置及び利用・管理等に関する協定書	西日本電信電話株式会社　福岡支店	平成29年1月31日
15	災害時における避難所施設利用に関する協定書	福岡県立春日高等学校	平成30年2月14日
16	災害時における情報伝達等に関する基本協定書	九州テレ・コミュニケーションズ株式会社	平成30年3月7日
17	災害時における支援物資の受入及び配達等に関する協定書	佐川急便株式会社　九州支店	平成30年3月27日
18	災害時における支援物資の受入及び配達等に関する協定書	ヤマト運輸株式会社　久留米主管支店	平成30年4月19日
19	防災パートナーシップに関する協定書	九州朝日放送株式会社	平成30年8月8日
20	春日市地域防災計画に基づく 災害時の医療救護活動に関する協定書	一般社団法人　筑紫医師会	平成30年11月28日
21	緊急時解放備蓄型自販機に関する覚書	コカ・コーラボトラーズジャパン株式会社	令和5年6月1日
22	災害時における物資供給に関する協定書	株式会社グッデイ	令和元年7月4日
23	災害復旧に関する覚書	九州電力株式会社　福岡南配電事業所	令和2年1月22日
24	災害時における物資の供給に関する協定書	株式会社新生堂薬局	令和2年12月3日
25	災害時における物資供給に関する協定書	株式会社ナフコ	令和3年4月13日
26	災害時における物資の供給等に関する協定書	グリーンコープ生活協同組合ふくおか	令和3年8月2日
27	緊急時解放備蓄型自販機に関する覚書	ダイドードリンコ株式会社	令和3年12月2日

相互応援協定一覧

	協定名	協定先	締結年月日
1	災害時における博多南郵便局及び春日市内郵便局と春日市との相互協力に関する覚書	春日市、博多南郵便局及び春日市内郵便局	平成12年9月1日
2	福岡空港及びその周辺における消火救難活動に関する協定	春日市、福岡国際空港株式会社	平成31年3月14日 （平成12年10月27日）
3	災害時における福岡県内市町村間の相互応援に関する基本協定	福岡県内全市町村	平成17年4月1日
4	福岡都市圏市町消防相互応援協定書	福岡都市圏市町、消防の一部事務組合及び消防を含む一部事務組合	平成18年10月10日
5	災害時における相互応援協定	春日市、愛知県春日井市	平成24年8月7日
6	福岡県消防相互応援協定書	福岡県内市町村、消防の一部事務組合及び消防を含む一部事務組合	平成25年3月28日
7	福岡都市圏消防通信指令業務の共同運用に関する基本協定書	福岡都市圏の市町及び消防の一部事務組合	平成25年11月8日

（資料１５－１）

災害時における応急対策業務に関する協定書

春日市（以下「甲」という。）と春日市〇〇組合（以下「乙」という。）は、地震、風水害その他の災害が発生した場合において、災害応急対策業務の応援に関し、次のとおり協定を締結する。

（要請）

第１条　甲は、災害応急対策業務（以下「業務」という。）のため、乙の所属会員が所有する資機材及び労力（以下「資機材等」という。）の提供による応援が必要と認めるときは、乙に対して、次に掲げる事項を明らかにした要請書により、応援を要請するものとする。ただし、要請書を交付する暇がないときは、口頭で要請し、その後、速やかに要請書を交付するものとする。

（１）災害の状況及び業務内容

（２）応援を必要とする資機材等の種類、数及び人員

（３）応援を必要とする日時、場所及び期間

（４）現場責任者

（５）その他必要な事項

（業務の内容）

第２条　前条の要請に基づき、乙が資機材等を提供して応援する業務は、次のとおりとする。

（１）　災害時における建築物、その他工作物等の崩壊、倒壊及び損壊等に伴う緊急人命救助のための障害物の除却作業

（２）　災害時における建築物その他工作物等の崩壊、倒壊及び損壊等に伴う道路交通確保のための障害物の除却作業

（３）　その他甲が認める緊急応急作業

（協力）

第３条　乙は、甲から第１条の規定により応援要請があったときは、特別の理由がない限り、資機材等を提供して応援するものとする。

（報告）

第４条　乙は、前条の規定に基づき応援を行ったときは、次に掲げる事項を明らかにした報告書を、速やかに甲に提出するものとする。ただし、報告書を提出する暇がないときは、口頭で報告し、その後、速やかに報告書を提出するものとする。

（１）応援に従事した事業者名並びに資機材等の種類、数及び人員

（２）業務内容及び場所
（３）応援に従事した期間
（４）その他必要な事項

（経費の負担）
第５条　甲の応援要請に基づき、乙が提供した資機材等に要する費用は、甲が負担する。
２　前項の費用の算出方法については、災害発生時における通常の実費用を基準として、甲乙協議して定めるものとする。

（損害の負担）
第６条　第２条に規定する業務により生じた損害の負担は、甲乙協議して定めるものとする。

（補償）
第７条　第２条に規定する業務に従事した者が、当該業務において負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の災害補償については、業務に従事した者の使用者の責任において行うものとする。

（災害発生時の情報提供）
第８条　乙及び乙の所属会員は、諸活動中に覚知した災害等による被害情報を、積極的に甲に提供するものとする。

（連絡責任者）
第９条　この協定に関する連絡責任者は、甲においては春日市総務部長、乙においては、春日市〇〇組合の〇〇長とする。

（有効期間）
第10条　この協定の有効期間は、この協定を締結した日から平成〇〇年〇〇月〇〇日までとする。ただし、期間満了の日までに、甲乙いずれからも解除の申出がない場合は、更に１年間有効期間を延長するものとし、以後この例による。

（協議）
第11条　この協定に定めのない事項及び疑義を生じた事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

（資料１５－２）

災害時における応急対策業務に関する協定（運営要領）

今回、災害時における春日市（以下「市」という。）と春日市〇〇協力会（以下「協力会」という。）との関係を明らかにするため別紙のとおり協定を締結したことにより、この運用について下記の事項を定めるものとする。

１　趣旨

災害時における市と協力会との関係については、従来からの市の各々所管が各々の立場から、協力会に応援要請をし、協力会が受諾をしてきたところであるが、この協定により市と協力会との各応急対策業務の運用関係を明確にするためのものである。

２　運用の確認

災害現場で組合員に対し、市が協力要請する場合の手順については、平常時から市の各々所管と協力会との間で、事前に協議してこれを定めておき、この手順従い発注を行う。

第５条の経費の負担については、市が無条件に、全ての災害応急措置に要した経費を負担するという事ではなく、被害の拡大防止、人命救助等、緊急措置として行う場合に必要となる災害発生時における応急措置に要する経費については、因者（災害現場の所有者、管理者）が負担する事が原則とする。

防災活動を行う場所が、民有地の場合は、協定第５条の経費の負担については、所有者若しくは管理者の負担となる事が有り得る事を、市は組合員に発注する前所有者若しくは管理者に確認し、経費の負担割合等を明らかにする。

応急復旧措置の経費を春日市が負担した場合でも、負担すべき者が明確になった場合は、その者に対し請求権を行使することが出来るので、その内容について協議のうえ決定する。

（資料１６－１）

災害時における応急対策業務応援体制（春日市土木組合）

会社名	電話番号 ＦＡＸ	所在地	車両・資機材	台数	人員
㈱龍建設工業	571-5624 571-5642	春日市白水ヶ丘3-22	4ｔダンプ 2ｔダンプ 0.1BH 軽トラック	1 4 1 2	8
㈱小田建設	501-9907 501-9908	春日市下白水南7-3	4ｔダンプ 2ｔダンプ 0.1BH 軽ﾜﾝｯﾎﾞｯｸｽ 軽トラック	1 2 1 1 1	6
山近工業㈱	581-7911 921-1290	春日市天神山3-119	4ｔダンプ 2ｔダンプ 0.1BH 軽ﾜﾝｯﾎﾞｯｸｽ 軽トラック	1 2 1 1 1	6
㈱石場建設	581-9632 593-2084	春日市紅葉ヶ丘東3-26	4ｔダンプ 2ｔダンプ 0.1BH 軽ﾜﾝｯﾎﾞｯｸｽ 軽トラック	1 2 1 1 1	6
アビル工業㈱	595-1185 595-0270	春日市塚原台1-68	4ｔダンプ 2ｔダンプ 0.1BH 軽ﾜﾝｯﾎﾞｯｸｽ 軽トラック	1 2 1 1 1	6
㈱吉山建設	571-1837 571-1858	春日市大谷9-18	4ｔダンプ 2ｔダンプ 0.1BH 軽ﾜﾝｯﾎﾞｯｸｽ 軽トラック	1 2 1 1 1	6
小倉建設㈱	581-9157 581-9159	春日市若葉台西7-38	4ｔダンプ 2ｔダンプ 0.1BH 軽ﾜﾝｯﾎﾞｯｸｽ 軽トラック	1 2 1 1 1	6

災害時における応急対策業務応援体制（春日市土木組合）

会社名	電話番号 ＦＡＸ	所在地	車両・資機材	台数	人員
㈱竹本建設	572-3882 572-1094	春日市昇町6-10	4ｔダンプ	1	6
			2ｔダンプ	4	
			0.1BH	1	
			軽トラック	2	
㈲宮原商店	591-3351 585-9063	春日市須玖北5-116	4ｔダンプ	1	6
			2ｔダンプ	2	
			0.1BH	1	
			軽ﾜﾝｯﾎﾞｯｸｽ	1	
			軽トラック	1	
㈲橋口建設	595-7915 595-7903	春日市上白水9-111	4ｔダンプ	1	6
			2ｔダンプ	2	
			0.1BH	1	
			軽ﾜﾝｯﾎﾞｯｸｽ	1	
			軽トラック	1	

（資料１６－２）

災害時における応急対策業務応援体制（春日市建設業協力会）

会社名	電話番号 ＦＡＸ	所在地	車両・資機材	台数	人員
㈱池田建設	591-6752 571-2277	春日市千歳町2-67	３ｔダンプ 軽トラック	1 1	2
㈱キムラ建設	573-0123 592-7111	春日市岡本4-15	2ｔトラック 軽トラック	1 1	3
㈲熊谷工務店	501-2481 501-0455	春日市天神山7-84	2ｔダンプ 2ｔユニック 0.1BH 軽トラック	1 1 1 3	3
㈱大名建設	501-7000 585-2898	春日市大土居1-100	2ｔダンプ 0.05BH 軽トラック	1 1 2	4
㈱永田建設	581-1366 585-2562	春日市一の谷1-46	2ｔダンプ 1ｔトラック 軽バン	1 1 2	6
㈱西村組 春日支店	581-4911 581-0800	春日市須玖北2-96	2ｔダンプ 軽トラック	1 2	4
㈲丸野工務店	591-3010 591-3004	春日市天神山2-37	2ｔトラック 軽バン 軽トラック	1 1 1	2
㈲吉弘工務店	589-2412 589-2424	春日市松ヶ丘3-195-3	軽ワゴン 軽トラック 貨物ワゴン	1 1 1	3
よしむら工務店	581-0706 581-0756	春日市春日原南町3-4-2	1.5ｔトラック 軽トラック	1 1	2

（資料１６－３）

災害時における応急対策業務応援体制（春日市電設協力会）

会社名	電話番号 ＦＡＸ	所在地	車両・資機材	台数	人員
第一電建㈱ 春日営業所	573-1088 574-5663	春日市大谷9-59	4ｔユニック 2ｔダンプ 4ｔ建柱車 高所作業車 ワゴン車 軽トラック	1 1 2 1 5 1	8
㈱木村電気工事店	581-1815 581-4328	春日市岡本3-6	2ｔﾕﾆｯｸﾄﾗｯｸ ライトバン	1 5	6
アユミ電業㈱ 春日支店	582-0220 582-0224	春日市平田台3-58	4ｔユニック 3ｔダンプ BH	1 1 1	5
アルプス工業 ㈱	591-6531 591-6538	春日市下白水北6-55	1ｔトラック ライトバン	2 1	5
九栄電機㈱ 筑紫営業所	574-2692 574-2692	春日市昇町3-67	1.5ｔトラック ライトバン	1 1	2
㈲佐藤電気	596-2828 596-2830	春日市塚原台1-96	ライトバン	2	2
㈲秀栄電業	571-2702 591-3182	春日市白水池3-153	ライトバン ワゴン車	1 1	2
大洋電気㈱ 春日出張所	582-6467 582-6467	春日市大谷3-86	4ｔ建柱車 高所作業車 ライトバン	1 1 4	5

災害時における応急対策業務応援体制（春日市電設協力会）

会社名	電話番号 ＦＡＸ	所在地	車両・資機材	台数	人員
㈲浜田電業	583-0373 574-7221	春日市一の谷4-10	バン	3	3
			軽トラック	1	
明光電設	581-8616 581-8616	春日市弥生4-6	ライトバン	2	3

（資料１６－４）

災害時における応急対策業務応援体制（春日市緑樹協同組合）

会社名	電話番号 ＦＡＸ	所在地	車両・資機材	台数	人員
㈱愛香園 春日営業所	571-5740 501-9870	春日市昇町6-71	2ｔユニック 3ｔダンプ 1.5ｔトラック 軽トラック	1 1 2 2	4
㈱飛鳥緑化建設　春日営業所	574-5352 0942 82-8760	春日市弥生4-38	2tダンプ 2ｔユニック 4ｔユニック ライトバン 軽トラック	3 1 1 2 2	3
㈱筑紫庭園	591-2215 591-4918	春日市下白水北1-92	4ｔユニック 3ｔユニック 2ｔユニック 2ｔダンプ ライトバン 軽トラック	1 1 2 1 2 1	6
㈱那乃津園芸	582-6700 582-7009	春日市紅葉ヶ丘西3-17	3.5ｔユニック 2.5ｔダンプ ダブルキャブ パッカー車 軽トラック	1 1 1 1 1	4
㈱福田造園 春日営業所	591-6154 591-6249	春日市白水ヶ丘1-49	2.9ｔクレーン 2ｔダンプ 0.1BH 軽自動車	1 2 1 2	4
都造園㈱ 春日営業所	595-0249 592-4903	春日市平田台1-119	2.9ｔクレーン 2ｔダンプ 軽トラック	1 2 2	5
㈲森造園	571-0658 582-3401	春日市上白水8-116	2.5ｔユニック 2ｔダンプ 軽トラック	1 1 1	2
吉原園芸	581-1321 581-1321	春日市下白水南５－３２			

災害時における応急対策業務応援体制（春日市緑樹協同組合）

会社名	電話番号 ＦＡＸ	所在地	車両・資機材	台数	人員
㈱神代植物園	581-6385 581-1121	春日市下白水北5-189	3ｔユニック	1	3
			軽トラック	1	
芳野造園土木	571-5869 571-6259	春日市上白水8-190	4tダンプ	1	7
			2ｔダンプ	1	
			軽トラック	3	

（資料１６－５）

災害時における応急対策業務応援体制（筑紫舗装協力会）

会社名	電話番号 ＦＡＸ	所在地	車両・資機材	台数	人員
進誠工業㈱	571-3847 571-3856	春日市白水ヶ丘2-108	3.5ｔダンプ	1	7
			2ｔダンプ	1	
			Wﾋﾟｯｸ	4	
			0.25BH	1	
			0.25ﾀｲﾔｼｮﾍﾞﾙ	1	
㈱那珂舗装	581-9021 581-9022	福岡市博多区昭南3-4-13	2ｔダンプ	2	6
			Wﾋﾟｯｸ	2	
			0.2BH	2	
㈱山協道路	501-4031 501-4067	福岡市博多区諸岡3-26-35	2ｔダンプ	2	5
			4ｔダンプ	1	
			0.25BH	1	
㈱南協	501-1151 501-1658	福岡市南区井尻5-13-20	3ｔダンプ	1	6
			0.15BH	1	
			振動ﾛｰﾗｰ	1	
			ｺﾝﾊﾞｲﾝﾄﾞﾛｰﾗ	1	
			Wキャブ	1	
			軽トラック	1	

（資料１６－６）

災害時における応急対策業務応援体制（南福岡管工事協同組合）

会社名	電話番号 ＦＡＸ	所在地	車両・資機材	台数	人員
㈲開衛設備	952-2310 954-1490	那珂川町山田1082	2ｔダンプ 3ｔダンプ 小型ダンプ 0.1BH 0.2BH	2 1 3 2 1	4
㈱三機産業	923-1414 929-3847	筑紫野市杉塚1-8-5	1.5ｔダンプ 軽トラック 3ｔダンプ 軽作業車 0.1BH	1 1 1 3 1	2
㈲高野商会	581-3169 573-5301	大野城市山田4-18-43	2ｔダンプ 軽トラック 0.03BH	1 1 1	2
㈱筑紫商会	581-0386 593-0030	大野城市白木原4-5-11	2ｔダンプ	1	2
中央設備㈱	923-1144 923-5144	筑紫野市杉塚6-10-7	3.5ｔダンプ 2ｔダンプ 軽トラック ﾊﾟﾜｰｹﾞｰﾄﾄﾗｯｸ 0.08BH	1 1 1 1 1	6
㈱中原工務店	591-1400 591-6651	福岡市南区柳瀬2-8-23	2ｔダンプ 小型作業車 軽自動車 0.1BH	2 1 3 1	8
南信設備㈱	581-0393 581-1302	大野城市栄町1-2-21	2ｔダンプ	1	1
㈱藤野組	952-2107 952-2876	那珂川町道善5-62-1	2ｔダンプ 3ｔダンプ 4ｔダンプ ライトバン 工作車 ユンボ	1 2 2 1 2 3	10

災害時における応急対策業務応援体制（南福岡管工事協同組合）

会社名	電話番号 ＦＡＸ	所在地	車両・資機材	台数	人員
㈱丸藤産業	503-2911 503-0901	大野城市乙金東1-6-27	2ｔダンプ	2	3
			3ｔダンプ	1	
			ライトバン	1	
			1.25ｔﾄﾗｯｸ	1	
㈱吉竹設備工業	501-0188 574-2817	春日市春日原東町3-28	2ｔダンプ	1	3
			ライトバン	1	
			0.05BH	1	

（資料１７）

年　　月　　日

災害時における応急対策業務応援要請書

春日市〇〇協力会
代表者　〇　〇　〇　様

春日市長

被害箇所及び 災害の状況	春日市　　番地地先		
建設資機材の 車種、台数、人員	年　　月　　日	車種 台数 人員	台 人
	年　　月　　日	車種 台数 人員	台 人
応援を必要とする 日時及び業務内容			

（資料１８）

年　　月　　日

災害時における応急対策業務報告書

春日市長　　様

春日市○○○組合　○○○㈱
○　　○　　○　　○　印

年　　月　　日の応援要請に基づき、次のとおり応急対策を行いましたので報告します。

建設資機材の車種、台数、人員	年　月　日	車種 台数 人員	台 人
	年　月　日	車種 台数 人員	台 人
応援に従事した時間帯及び日にち	年　月　日　時　分から 年　月　日　時　分まで		
災害現場の復旧状況報告書（詳しく記述すること。）			
そ　の　他			
現場指示担当職員	印		
危機管理担当係長	印		
安全安心課長	印		

（資料１９）

災害時用臨時ヘリポート

1　市内の臨時ヘリポート

臨時離着陸場名	所在地	施設管理者	広さ(m)	備考
総合スポーツセンター グラウンド	大谷６丁目２８番地	文化スポーツ課	110×65	大型 不可
白水大池公園 多目的広場	大字下白水２０９番地	都市計画課	120×90	
西野球場	白水ヶ丘 ２丁目１０４番地	文化スポーツ課	104×104	
県営春日公園球技場	原町３丁目１番地４	那珂県土整備事務所	150×60	大型 不可
日の出小学校 グラウンド	日の出町 ３丁目１番地１０	日の出小学校	110×60	大型 不可

2　臨時ヘリポートの適地選定

臨時ヘリポートの選定場所として、学校の校庭、公共の運動場、河川敷等から、次の事項に留意して選定するものとする。

（1）臨時ヘリポートの基準

ア　中型（ＡＳ３６５、ベル４１２等以下）のヘリコプターの場合

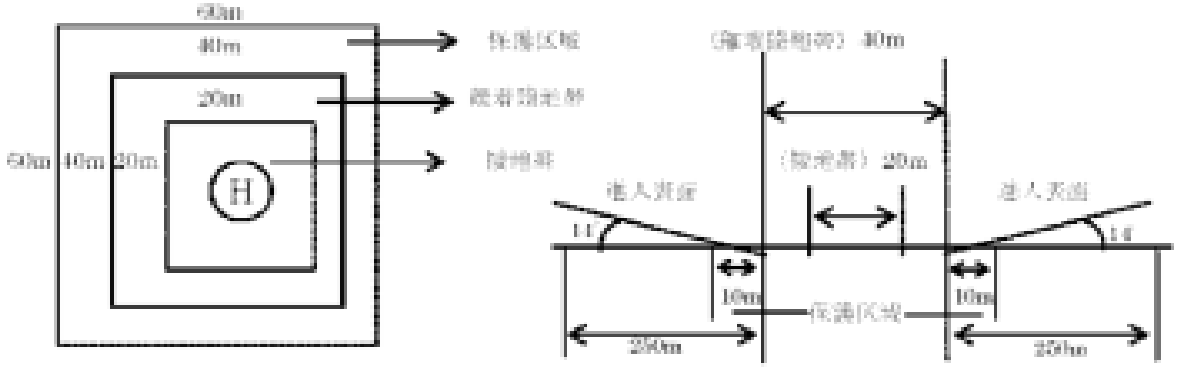

イ　大型（Ｖ－１０７、ＡＳ３３２等以下）のヘリコプターの場合

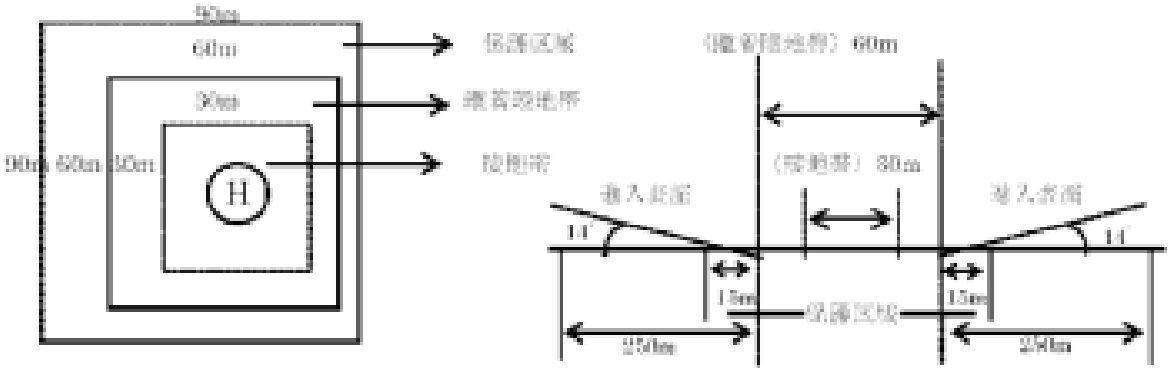

（注）１　離着陸とは、ヘリコプターの離着陸のために設けられた設置帯を含む短形部分をいう。

２　接地帯とは、離着陸の一部であって、ヘリコプターが離着浮揚では着陸接地に使用する短形部分をいい、使用機の全長以上を一辺とする図に示す広さを目安とする。

３　保護区域とは、ヘリコプターが離着陸する際の吹き下げ流等を考慮し、安全を確保するため、離着陸地帯の外側に設けるスペースであり、図に示す幅を目安とする。

（２）臨時ヘリポートの標示

ア　石灰等を用い、接地帯の中央に直径５ｍ程度の円を書き、中にＨの字を標示する。なお、積雪時は墨汁、絵具等明瞭なもので行うものとする。

イ　旗又は発煙筒等で風の方向を表示する。

（３）危険防止上の留意事項

ア　ヘリコプターの離着陸は、風圧等による危険を伴うため、警戒員を配置し、関係者以外の者及び車両等の進入を規制する。

イ　離着陸帯及びその周辺には、飛散物等を放置しない。

ウ　砂塵の発生が著しい場所では、散水等の事前措置を講ずる。

エ　航空機を中心として半径２０ｍ以内は、火気厳禁とする。

３　県への報告

新たに臨時ヘリポートを選定した場合、県に次の事項を報告（略図添付）する。

（１）臨時ヘリポート番号

（２）所在地及び名称

（３）施設等の管理者及び電話番号

（４）発着場面積
（５）附近の障害物等の状況
（６）離着陸可能な機種

４　臨時ヘリポートの管理

選定した臨時ヘリポートの管理について、平素から当該臨時ヘリポートの管理者と連絡を保つなど現状の把握に努めるとともに、常に使用できるよう配慮しなければならない。

５　機種に応ずる発着付近の基準

（１）ＯＨ－６Ｄ　（小型ヘリ）

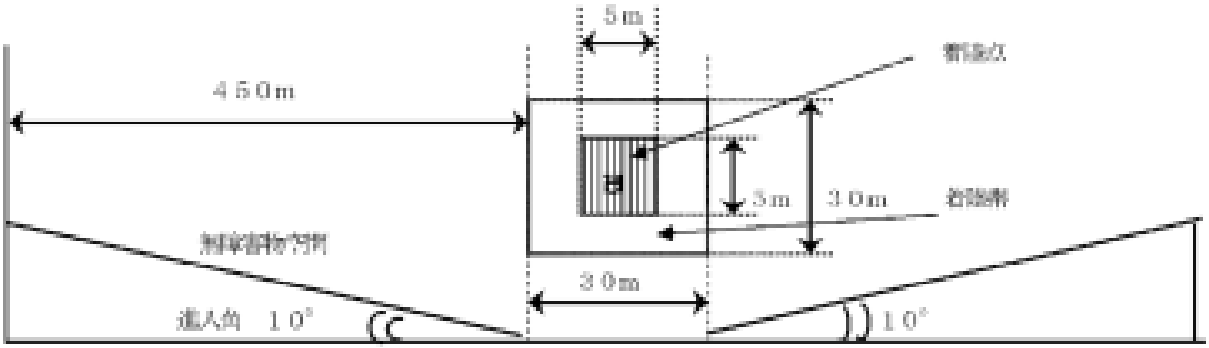

（２）ＵＨ－１Ｊ（中型ヘリ）

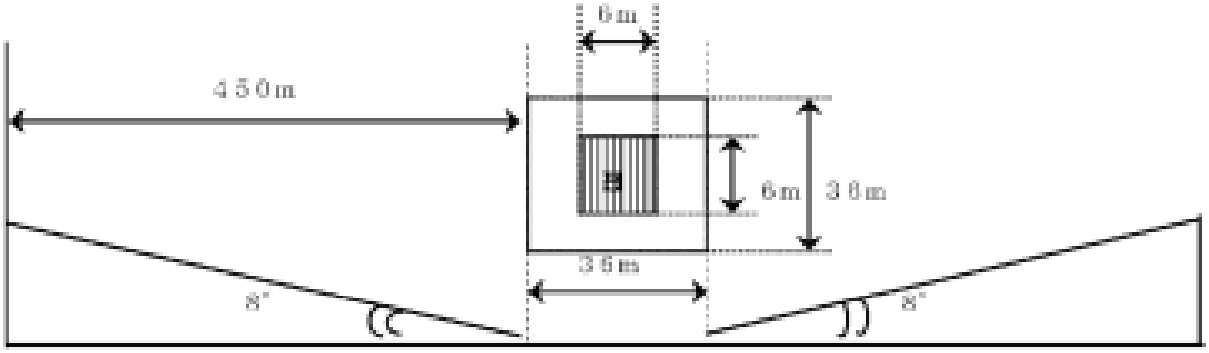

（３）ＵＨ－６０ＪＡ（中型ヘリ）

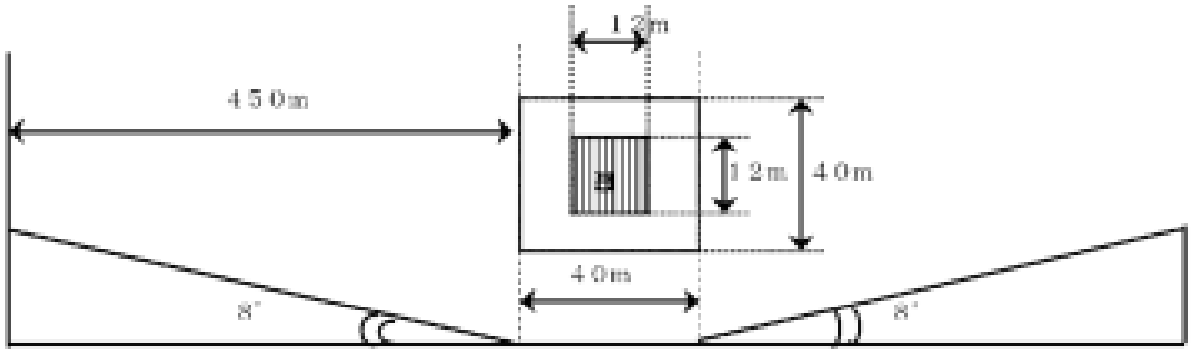

（４）ＣＨ－４７Ｊ（超大型ヘリ）

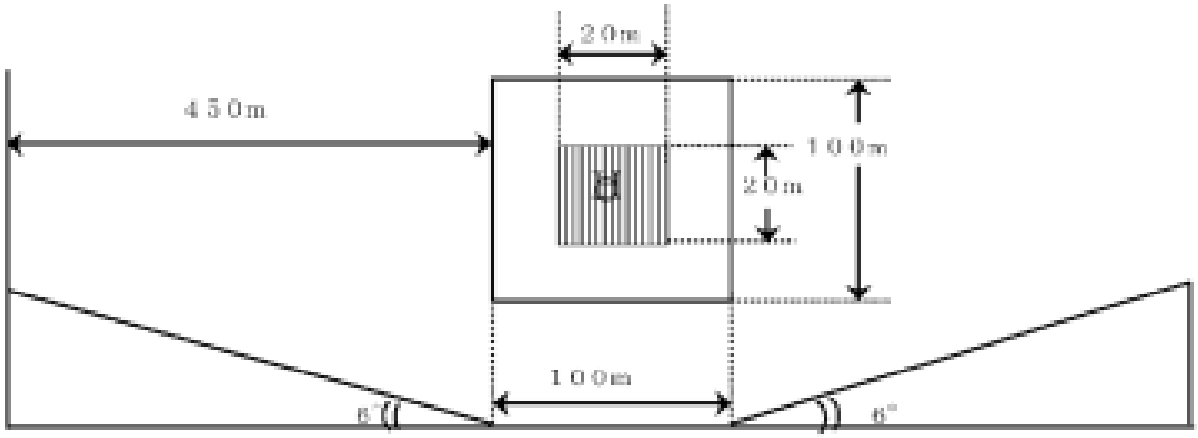

（注）１　発着点とは、安全、安易に設置できるように準備された地点をいう。
２　無障害地帯とは、発着に障害とならない地帯をいう。
３　この基準は、気候、湿度、気圧、風向、高度等天候の条件により変動する。

6　標示

（１）上空から確認しうる風の方向を表示する旗。又は、発煙筒を離着陸地点から約 50m離れた位置に設置する。
（２）着陸時点には、石灰等を用いて直径７ｍ以上の「H」の記号を標示する。

7　危険防止

（１）離着陸時は、風圧等により危険であるので場内にいる者を排除する等の立入禁止措置をとる。

（２）離着陸地点付近は、平坦で回転翼の回転によって砂塵等があがらない場所を選定し、物品等異物を放置しない。また、砂塵が舞い上がる場合は散水する。
（３）安全上の監視員を配置する。
（４）着陸したヘリコプターから隊員が降りて合図するまでは、絶対に近づかないこと。

（資料２０）

職員参集基準

【風水害】

組織		配備基準	設置の判定	参集者	事務局
注意体制		大雨警報が発表された時 暴風警報が発表され、かつ、市域が暴風域に入る見込みがある時	安全安心課長が設置	安全安心課　　全職員 都市整備部当番職員２人	安全安心課
第１配備	災害初動対策室	１時間雨量 40ｍｍ ３時間雨量 70ｍｍ を記録したとき	総務部長が設置	総務部長 都市整備部係長以上及び現地派遣要員　８名 安全安心課　全職員 秘書広報課　　１名 地域づくり課　２名 総務部、市民部、地域共生部、こども支援部 各１名	安全安心課
第２配備	災害警戒本部	１時間雨量 60ｍｍ ３時間雨量 110ｍｍ 総雨量 100ｍｍ を記録したとき 避難指示等に基づき避難所を開設する必要があるとき	副市長が設置	総務部長 都市整備部　全職員 安全安心課　全職員 その他の管理職全員 秘書広報課　　１名 地域づくり課　２名 総務部、市民部、地域共生部、こども支援部 各１名	安全安心課
第３配備	災害対策本部	市域内で災害が発生し、又は発生するおそれのあるとき	市長が設置	全職員	総合対策部事務局（安全安心課、秘書広報課秘書担当）

【地震】

地震の揺れと被害の想定		配備体制
震度４	眠っている人のほとんどが目を覚ます。吊り下げ物は大きく揺れる。歩行中の人も揺れを感じる。	第１配備（災害初動対策室） 総務部長 都市整備部課長以上 安全安心課全職員
震度５弱	棚にある食器類、本が落ちることがある。道路や耐震性の低い建物に被害が生じることがある。	第２配備（災害警戒本部） 都市整備部全職員 各部係長以上 安全安心課全職員
震度５強	非常な恐怖を感じる。重い家具や自動販売機が倒れることがある。自動車の運転は困難となる。	第３配備（災害対策本部） 全職員
震度６弱	立っていることが困難になる。固定していない家具の多くが移動、転倒する。倒壊する木造建物がある。	
震度６強	立っていることができず、はわないと動くことができない。多くの建物に被害が生じ、非木造でも倒壊するものがある。	
震度７	揺れにほんろうされ自分の意思で行動できない。ほとんどの建物で被害が生じ、大きな地割れ、地滑りが発生する。	

※ 「震度」は、地表の揺れの程度を表す。

※ 「マグニチュード」は、地震の規模を表す。

※ 鉄道事故や航空機事故などの突発性重大事故が発生したときも招集される場合がある。

（資料２１）

春日市防災会議条例

昭和49年12月25日
条　例　第 41 号
改正 平成 12 年 3 月 27 日条例第 5 号平成 24 年 12 月 18 日条例第 28 号

（目的）
第 1 条　この条例は、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 16 条第 6 項の規定に基づき、春日市防災会議(以下「防災会議」という。)の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。
（所掌事務）
第 2 条　防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。
(1)　春日市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
(2)　市長の諮問に応じて春日市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
(3)　前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
(4)　前 3 号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務
（会長及び委員）
第 3 条　防災会議は、会長及び委員をもつて組織する。
2　会長は、市長をもつて充てる。
3　会長は、会務を総理する。
4　会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
5　委員は、次に掲げる者をもつて充てる。
(1)　指定地方行政機関の職員のうちから市長が任命する者
(2)　陸上自衛隊の部隊又は機関の職員のうちから市長が任命する者
(3)　福岡県知事の部内の職員のうちから市長が任命する者
(4)　福岡県警察の警察官のうちから市長が任命する者
(5)　市長がその部内の職員のうちから指名する者
(6)　教育長
(7)　春日・大野城・那珂川消防組合消防本部消防長及び消防団長
(8)　指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから市長が任命する者
(9)　自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が任命する者
(10)　前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めて任命する者
6　前項の委員の定数は、20 人以内とする。
7　第 5 項第 8 号、第 9 号及び第 10 号の委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。
8　前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)
第4条　防災会議に、専門の事項を調査させるため専門委員を置くことができる。
2　専門委員は、関係地方行政機関の職員、県の職員、市の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者の内から市長が任命する。
3　専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。
(幹事)
第5条　防災会議に幹事を置くことができる。
2　幹事は、委員の属する機関の職員のうちから市長が任命する。
3　幹事は、防災会議の所掌事務について、委員及び専門委員を補佐する。
(部会)
第6条　防災会議は、その定めるところにより部会を置くことができる。
2　部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。
3　部会に部会長を置き、会長の指名する委員をもって充てる。
4　部会長は、部会の事務を掌理する。
5　部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。
(議事等)
第7条　この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議にはかつて定める。
附　則
この条例は、公布の日から施行する。
附　則(平成12年3月27日条例第5号)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。
附　則(平成24年12月18日条例第28号)

この条例は、公布の日から施行する。

（資料２２－１）

風水害等対策における配備要員

部課名	配備／部	注意体制	第１配備	第２配備	第３配備
			災害初動対策室	災害警戒本部	災害対策本部
議会事務局	調整部			1	1
議事課	調整部			1	5
経営企画部	調整部			1	1
秘書広報課	総合対策部		1	2	8
経営企画課	総合対策部			1	8
（公共施設マネジメント担当）	復旧対策部				2
財政課	調整部			1	7
デジタル政策課	調整部			1	7
総務部	総合対策部		1	1	1
安全安心課	総合対策部	10	10	10	10
総務課	調整部			1	8
人事課	調整部			1	8
管財課	調整部			1	11
会計課	調整部			1	4
監査事務局	調整部			1	2
市民部	避難所管理部			1	1
税務課	厚生救護部			1	20
収納課	厚生救護部			1	14
市民課	衛生部			1	15
国保医療課	避難所管理部			1	19
地域共生部	厚生救護部			1	1
福祉支援課	厚生救護部			1	15
人権男女共同参画課	避難所管理部			1	5
高齢課	厚生救護部			1	25
健康課	避難所管理部			1	13
保護課	厚生救護部			1	15
協働推進部	衛生部			1	1
地域づくり課	総合対策部		2	3	8
環境課	衛生部			1	9
文化スポーツ課	避難所管理部			1	10
文化財課	避難所管理部			1	10
都市整備部	復旧対策部	2	1	1	1
都市計画課	復旧対策部		5	9	9
用地課	復旧対策部		7	9	9
道路管理課	復旧対策部		6	11	11
下水道課	復旧対策部		5	10	10
こども支援部	厚生救護部			1	1
子育て支援課	厚生救護部			1	19
こども未来課	厚生救護部			1	15
昇町保育所	厚生救護部			1	22
教育部	避難所管理部			1	1
教育総務課	避難所管理部			1	9
学校教育課	避難所管理部			1	11
地域教育課	避難所管理部			1	7
災害時応援グループ			4	4	
合　　計		12	42	94	389

※派遣職員、再任用職員、会計年度任用職員、指導主事を除く。
※総務課は選挙管理委員会事務局、地域づくり課は農業委員会事務局を含む。

（資料２２－２）

地震災害対策における配備要員

部課名	配備／部	第１配備	第２配備	第３配備
		災害初動対策室	災害警戒本部	災害対策本部
議会事務局	調整部		1	1
議事課	調整部		2	5
経営企画部	調整部		1	1
秘書広報課	総合対策部	1	4	8
経営企画課	総合対策部		2	8
（公共施設マネジメント担当）	復旧対策部		1	2
財政課	調整部		3	7
デジタル政策課	調整部		2	7
総務部	総合対策部	1	1	1
安全安心課	総合対策部	10	10	10
総務課	調整部		3	8
人事課	調整部		2	8
管財課	調整部		3	11
会計課	調整部		2	4
監査事務局	調整部		2	2
市民部	避難所管理部		1	1
税務課	厚生救護部		3	20
収納課	厚生救護部		4	14
市民課	衛生部		6	15
国保医療課	避難所管理部		3	19
地域共生部	厚生救護部		1	1
福祉支援課	厚生救護部		4	15
人権男女共同参画課	避難所管理部		2	5
高齢課	厚生救護部		5	25
健康課	避難所管理部		3	13
保護課	厚生救護部		3	15
協働推進部	衛生部		1	1
地域づくり課	総合対策部	2	5	8
環境課	衛生部		4	9
文化スポーツ課	避難所管理部		3	10
文化財課	避難所管理部		3	10
都市整備部	復旧対策部	1	1	1
都市計画課	復旧対策部	1	9	9
用地課	復旧対策部	1	9	9
道路管理課	復旧対策部	1	11	11
下水道課	復旧対策部	1	10	10
こども支援部	厚生救護部		1	1
子育て支援課	厚生救護部		6	19
こども未来課	厚生救護部		3	15
昇町保育所	厚生救護部		3	22
教育部	避難所管理部		1	1
教育総務課	避難所管理部		3	9
学校教育課	避難所管理部		3	11
地域教育課	避難所管理部		4	7
災害時応援グループ		4	4	
合　　計		23	158	389

※派遣職員、再任用職員、会計年度任用職員、指導主事を除く。
※総務課は選挙管理委員会事務局、地域づくり課は農業委員会事務局を含む。

（資料２３）

職員の災害に対する心構え

１　職員の日頃からの備え

（１）職員は、事前に定められた配備体制及び自己の任務を、十分習熟しておかなければならない。

（２）一般の非常用持ち出し品（携帯ラジオ、懐中電灯、応急薬品、乾電池、非常携帯食等）に加え、災害時の各自の業務に必要な用具（災害用マニュアル、地図、筆記道具、身分証明書、デジタルカメラ、軍手等）は、あらかじめ用意しておく。

（３）災害により交通機関が途絶した場合に備えて、単車、自転車、徒歩等により参集するための経路を普段から検討し、訓練時などに確認する。

（４）家族及び親戚との連絡方法（遠方の連絡中継点）並びに集合場所（避難所等）をあらかじめ決めておく。

２　勤務時間外に災害が発生した場合

（１）家族、自宅及び周辺の状況を確認し、安全を確保する。

（２）大規模地震が発生したときは、ラジオ又はテレビの視聴により、自ら工夫して災害状況及び配備体制を知るよう努める。

（３）あらかじめ定められた部署に参集する。震度５弱以下の場合で、第１配備体制又は第２配備体制に属さない職員も、状況から参集の必要があると判断する場合は、自主的に参集する。

（４）職員は、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがあるときは、配備命令がない場合であっても、自らの判断で定められた部署へ自主参集する。

（５）参集する際は、応急活動に便利で安全な服装とし、タオル、水筒、食料、携帯ラジオ、懐中電灯、着替え等の必要な用具等をできる限り携行する。

３　参集途上の注意事項

（１）居住地の周辺で大規模な災害が発生し、住民、自主防災組織等による人命救助活動が実施されているときは、その旨を所属長に連絡しこれに参加する。

（２）自主参集に際しては、居住地の周辺及び登庁する途上の地域の被害状況に注視し、これを所属長又は災害対策本部事務局に連絡する。

（３）参集途上において、火災、人身事故等に遭遇したときは、消防機関又は警察に通報するとともに、直ちに可能な限りの適切な措置をとる。

（４）余震による家屋の倒壊、火災等の危険を避けるよう安全に十分に留意する。（道の端を歩かない、夜間は必ず懐中電灯を使用する等。）

４　参集直後にすること

（１）参集途上で知り得た被災状況等は、地図等に記入し、上司又は班長（統括）に提出する。

（資料２４）

災害対策本部配備報告

年　　月　　日
午前・午後　　時　　分現在

（災害対策本部各部）長（氏名）

班名	課名	配備要員定数	配備人員	配備完了時分	備　　考
班	課			時　　分	
	課			時　　分	
	課			時　　分	
	課			時　　分	
班	課			時　　分	
	課			時　　分	
	課			時　　分	
	課			時　　分	
班	課			時　　分	
	課			時　　分	
	課			時　　分	
	課			時　　分	
合　　計					

（資料２５）

災害対策本部配備状況報告

配　備　日　時	月　日 時　分	月　日 時　分	月　日 時　分	月　日 時　分	月　日 時　分	備　考
総合対策部 配備要員定数　人	人	人	人	人	人	
調整部 配備要員定数　人	人	人	人	人	人	
衛生部 配備要員定数　人	人	人	人	人	人	
厚生救護部 配備要員定数　人	人	人	人	人	人	
復旧対策部 配備要員定数　人	人	人	人	人	人	
避難所管理部 配備要員定数　人	人	人	人	人	人	
合計 配備要員定数　人	人	人	人	人	人	

（資料２６）

春日市災害対策本部条例

（昭和49年12月25日条例第42号）
改正　平成12年3月27日条例第6号　　平成24年12月18日条例第29号

（目的）
第１条　この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の２第８項の規定に基づき、春日市災害対策本部に関し必要な事項を定めることを目的とする。
（組織）
第２条　災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、職員を指揮監督する。
２　災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。
３　災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。
（部）
第３条　災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。
２　部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。
３　部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。
４　部長は、部の事務を掌理する。
（現地災害対策本部）
第４条　市長は、必要と認めるときは、災害対策本部に、災害地にあって当該災害対策本部の事務の一部を行う組織として、現地災害対策本部を置くことができる。
２　前項の現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもって充てる。
３　現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。
（雑則）
第５条　この条例に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（平成12年３月27日条例第６号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（平成24年12月18日条例第９号）

この条例は、公布の日から施行する。

（資料２７）

春日市災害対策本部組織一覧

◎災害対策本部長　市長　○災害対策副本部長　副市長、教育長

部名	部長 副部長	班名	班長 副班長	配備職員	主な業務
総合対策部	総務部長	事務局	安全安心課長 危機管理係長	秘書広報課 （秘書担当） 安全安心課	・本部長及び副本部長の安否確認に関すること ・災害対策本部の開設及び廃止に関すること ・避難指示等の発令及び解除に関すること ・災害対策全般の統括及び総合調整に関すること ・その他各部に属さない事務に関すること
		自治会対応班	地域づくり課長	地域づくり課	・自治会との連絡調整に関すること
	経営企画課長	広報班	秘書広報課長 広報広聴係長	経営企画課 （企画担当） 秘書広報課 （広報広聴担当）	・市民の安否情報に関すること ・災害情報、避難指示等市民への広報に関すること ・各種報道機関との連絡調整その他発表に関すること ・各部の災害対策の実施状況、復旧状況の市民への広報に関すること
調整部	経営企画部長	後方支援班	管財課長 デジタル政策課長	管財課 デジタル政策課	・庁舎の応急復旧に関すること ・通信の確保及び統制運用に関すること ・公用車の被害状況調査及び管理に関すること ・職員への食料、水、生活必需品等の見積及び調達要求に関すること
	議会事務局長	総務・受援班	人事課長 財政課長	総務課 人事課 財政課 会計課 監査委員事務局 議会事務局	・職員の出勤状況の把握に関すること ・議会との連絡その他の渉外連絡に関すること ・職員の応援配置及び調整に関すること ・各部からの調達要求への応答に関すること ・他の地方公共団体からの応援の受付及び配置に関すること ・災害対策に係る資金計画及び財政措置に関すること
厚生救護部	地域共生部長	厚生庶務班	福祉支援課長 高齢課長	福祉支援課 高齢課 保護課	・福祉避難所の開設、運営に関すること ・要配慮者の避難及び避難所への受入に関すること ・避難所外避難者の把握及び食料、水、生活必需品等の見積及び調達要求に関すること ・ボランティアセンターの設置要請及び指導並びに連絡調整に関すること
		被害調査班	税務課長 収納課長	税務課 収納課	・市域の被害状況図の作成に関すること ・住家の被害調査に関すること ・罹災台帳の作成に関すること ・罹災証明の発行に関すること
		避難救護班	健康課長 こども未来課長	健康課 こども未来課	・災害医療情報の収集及び提供に関すること ・被災者の応急手当及び医師の派遣に関すること ・避難誘導に関すること ・医療品及び衛生材料の調達及び補給に関すること
	こども支援部長	保健師班	高齢課主幹 子育て支援課主幹	各所管の保健師	・厚生救護部及び避難所管理部の業務のうち、救護、看護等に専門知識を必要とする業務に関すること ・筑紫保健福祉環境事務所との連絡調整に関すること ・感染症対応避難所の開設及び運営に関すること ・被災者の公衆衛生に関する指導
		保育所班	昇町保育所長	昇町保育所	・施設利用者の避難及び救護に関すること ・被災した乳幼児の保育に関すること ・厚生救護部業務の補助

衛生部	協働推進部長 環境課長	衛生・防疫班	市民課長 ごみ減量係長	環境課 市民課	・災害廃棄物の収集、運搬、受入及び処理に関すること ・し尿の収集、運搬及び処分に関すること ・行方不明者及び遺体の捜査及び収容活動に関すること（消防署と協力して行う。） ・被災地の消毒及び防疫に関すること
復旧対策部	都市整備部長	応急対策班	道路管理課長 下水道課長	都市計画課 用地課 道路管理課 下水道課	・被災者の救出に関すること ・公共土木施設等の被害調査、災害防止及び応急復旧対策に関すること ・ライフライン事業者、公共土木施設関連業者等との連絡調整に関すること ・災害時の交通情報収集及び規制に関すること
	都市計画課長	危険度判定班	公共施設マネジメント係長	経営企画課（公共施設マネジメント担当） 各所管の応急危険度判定士（宅地・建築物）	・本庁舎の応急危険度判定に関すること ・避難所の応急危険度判定に関すること ・その他の応急危険度判定（建築物及び宅地）に関すること
避難所管理部	教育部長	学校施設管理班	教育総務課長 学校教育課長	教育総務課 学校教育課 地域教育課	・児童生徒の避難及び救護に関すること ・児童生徒及び教職員の安否確認等安全対策に関すること ・避難所としての学校施設の開放及び管理運営に関すること ・避難者への食料、水、生活必需品等の見積及び調達要求に関すること ・避難所の自主運営の支援に関すること
	市民部長	公共施設管理班	文化スポーツ課長 子育て支援課長	国保医療課 人権男女共同参画課 子育て支援課 文化スポーツ課 文化財課	・公共施設の利用者の避難及び救護に関すること ・公共施設の被害調査、災害防止及び応急復旧に関すること ・避難所としての公共施設の開放及び管理運営に関すること ・避難者への食料、水、生活必需品等の見積及び調達要求に関すること ・避難所の自主運営の支援に関すること

部共通事務分掌	各所属職員の安否確認に関すること
	職員参集時に確認した被害状況の把握及び伝達に関すること
	部の職員の参集及び総務・受援班への報告に関すること
	各部間の連絡調整に関すること
	部の職員の配置及び労働時間の管理に関すること
	部の職員の安全管理に関すること（副部長業務）
	部所管業務に関する情報収集、調査及び災害対策本部への報告に関すること
	部内各課に係わる施設等の被害調査に関すること
	各部が所有する車両等資機材点検・確保に関すること
	受援担当者の設置 （人的・物的資源ニーズの取りまとめ、管理・支援の受入れのための必要な情報共有、活動環境の整備等の実務担当者）

※　この分担一覧表（抜粋）は、各部の業務全てを網羅している訳ではないので本文記載内容をよく確認すること。

（資料２９）

防災関係機関通信窓口

（国）

			電話番号	FAX番号	防災・行政無線
総務省	消防庁	時間内	03-5253-7527	03-5253-7537	78-840-7527
		時間外	03-5253-7777	03-5253-7553	78-840-7782
厚生労働省	社会援護局	保護課	03-3595-2613	03-3592-5934	

（県）

福岡県災害対策本部			092-643-3986 ～3989	092-643-3990	78-700-7500 ～7504
総務部	防災危機管理局 消防防災指導課	消防係	092-643-3111	092-643-3117	78-700-7023
		防災指導係	092-643-3113		78-700-7022
	防災危機管理局 防災企画課	防災情報係	092-643-3114		78-700-7024
企画振興部	総合政策課	総務係	092-643-3156	092-643-3160	78-700-7032
保健医療介護部	保健医療介護総務課	総務係	092-643-3237	092-643-3241	78-700-7042
環境部	環境政策課	総務係	092-643-3354	092-643-3357	78-700-7052
商工部	商工政策課	総務係	092-643-3413	092-643-3417	78-700-7062
農林水産部	農林水産政策課	総務係	092-643-3464	092-643-3470	78-700-7072
新社会推進部	社会活動推進課	総務係	092-643-3379	092-643-3384	78-700-7092
県土整備部	県土整備総務課	総務係	092-643-3636	092-643-3641	78-700-7102
	道路維持課	管理係	092-643-3653	092-643-3658	78-700-7572
	河川課	防災事務係	092-643-3666	092-643-3669	78-700-7103
建築都市部	建築都市総務課	総務係	092-643-3704	092-643-3708	78-700-7112
教育庁	総務課	秘書広報班	092-643-3857	092-632-5064	78-700-7132

福岡農林事務所	総務課	庶務係	092-735-6121	092-712-3485	78-801-701
筑紫保健福祉環境事務所	総務企画課	総務係	092-513-5581	092-513-5598	78-821-751
那珂県土整備事務所	用地課	管理係	092-513-5563	092-513-5606	78-821-712
	総務課	総務係	092-513-5561		78-821-711
	河川砂防課	河川係	092-513-5568		78-821-240
	道路課	維持係	092-513-5565		78-821-713
	河川砂防課	災害事業係	092-513-5569		78-821-240

（自衛隊）

自衛隊福岡地方協力本部		092-584-1881	092-584-1881	
陸上自衛隊	第４師団第３部防衛班	092-591-1020	内線5233	78-983-70
	第４後方支援連隊		内線(昼)5503 (夜)5549	
航空自衛隊春日基地西部航空方面隊		092-581-4031	内2373FAX6928	
航空自衛隊春日基地西部航空警戒管制団			内3310FAX6933	78-984-70
自衛隊福岡病院		092-581-0431	092-581-4828	

（警察）

福岡県警察本部		警備課	092-641-4141	(内線5729)	78-700-72
春日警察署		警備課	092-580-0110		
	下白水交番		092-501-1873		
	春日南交番		092-596-0380		
	春日原交番		092-581-0342		

（消防）

春日・大野城・那珂川消防署			092-584-1191	092-584-1194	78-651-72
筑紫野太宰府消防署			092-924-5034	092-924-3397	78-650-72
福岡市消防局	総務部	総務課	092-725-6600		78-130-6512

（近隣市町）

福岡市	防災・危機管理課	危機管理担当	092-711-4056	092-733-5861	78-201-70
大野城市	危機管理課	消防・防災担当	092-580-1899	092-572-8432	78-219-70
那珂川市	安全安心課	防災防犯担当	092-953-2211	092-953-0688	78-305-70
筑紫野市	危機管理課	危機管理担当	092-923-1111	092-923-5391	78-217-70
太宰府市	防災安全課	防災対策係	092-921-2121	092-921-1601	78-221-71

（指定地方行政機関）

		電話番号	FAX番号
九州管区警察局	広域調整第２課	092-622-5000	092-631-1343
		内線5531	
福岡財務支局	総務課	092-411-7281	092-477-2255
九州厚生局	総務課	092-707-1115	092-707-1116
九州農政局	農産課	096-353-3561	096-324-1439
福岡農政事務所		092-281-8261	092-281-3202
九州森林管理局	企画調整課	096-328-3511	096-328-3643
福岡森林管理署	総務課	092-843-2100	092-851-5904
九州経済産業局	総務課	092-482-5405	092-482-5960
九州産業保安監督部	管理課	092-482-5923	092-471-7496
福岡管区気象台	予報課	092-725-3604	092-771-2822
		78-981-70	(防災)
九州総合通信局	総務課	096-326-7819	096-356-3523
福岡労働局	監督課	092-411-4862	092-475-0183
九州地方整備局	防災課	092-476-3544	092-476-3467
	災害対策本部	092-414-7301	092-476-3463
	博多港湾・空港整備事務所	092-752-8600	092-726-2860
九州運輸局	総務課	092-472-2312	092-471-7192
福岡運輸支局	総務課	092-673-1190	092-681-8090
大阪航空局	福岡航空交通管制部総務課	092-621-2221	092-621-3063
第七管区海上保安本部	警備救難部環境防災課	093-321-2931	093-321-6038
		78-985-70	(防災)
福岡海上保安部	管理課	092-281-5866	092-281-5866

（指定公共機関）

		電話番号	FAX番号
日本赤十字社 福岡県支部	事業推進課	092-523-1171	092-521-2552
		78-982-70	(防災)
日本放送協会 福岡放送局		092-741-7557	092-781-4270
		092-741-4029	092-771-8579
		78-980-70	(防災)
郵政事業㈱ 博多南支店	総務課	092-581-0151	092-582-4880
西日本高速道路㈱ 九州支社		092-762-1111	092-717-1775
九州電力㈱ 福岡南営業所	コールセンター	0120-986-207	092-928-6900
西日本電信電話㈱ 福岡支店	設備部災害対策室	092-474-6161	092-477-3940
日本銀行 福岡支店	文書課	092-725-5511	092-732-1170
九州旅客鉄道㈱	総務課	092-474-2501	092-474-9745
	ＪＲ春日駅	092-571-6516	092-571-6516
日本通運㈱ 福岡支店	総務課	092-291-7112	092-272-2773
福山通運㈱ 福岡支店		092-411-3098	
佐川急便㈱ 南福岡営業所		092-561-2311	092-561-2321
ヤマト運輸㈱ 九州支社		092-931-3310	
西濃運輸㈱		092-591-1650	092-591-1652
西部ガス㈱ 福岡支社	供給管理センター	092-633-2327	092-633-3795
	供給司令センター (24時間対応可)	092-631-0919	

（指定地方公共機関）

		電話番号	FAX番号
吉村アクティブ産業㈱		092-621-1144	092-622-5555
高松産業		092-452-6730	092-452-6734
㈱西日本新聞社		092-711-5555	092-711-5421
㈱朝日新聞 福岡本部		092-411-1131	092-441-1776
㈱読売新聞 西部本社		092-715-4311	092-715-4916
㈱毎日新聞 西部本社		093-541-3131	093-511-1118
時事通信社 福岡支社		092-741-2536	
共同通信社 福岡支社		092-781-4241	
熊本日日新聞社 福岡支社		092-771-7374	
日刊工業新聞 西部支社		092-271-5711	092-271-5751
㈱ﾃｨｰ･ｳﾞｨｰ･ｷｭｰ九州放送(TVQ)		092-262-0077	092-272-5905
㈱テレビ西日本 (TNC)		092-852-5555	092-852-5655
㈱福岡放送 (FBS)		092-532-1111	092-532-3102
ＲＫＢ毎日放送㈱		092-852-6666	092-852-6673
九州朝日放送㈱(KBC)		092-721-1234	092-761-7613
㈱エフエム福岡		092-791-7290	092-533-0801
㈱クロスエフエム		093-551-9120	093-533-0009
ラブエフエム国際放送㈱		092-734-5462	092-734-1982
西日本鉄道㈱	庶務課	092-734-1552	092-722-1405
	雑餉隈自動車営業所	092-581-2336	092-583-6332
福岡県トラック協会	総務課	092-451-7841	092-472-6439
福岡県水難救済会		092-631-1416	092-643-3117
福岡県消防協会		092-271-1275	092-271-1277
福岡県ＬＰガス協会		092-476-3838	092-476-0220
福岡県社会福祉協議会		092-584-3377	092-584-3369

（水道）

		電話番号	FAX番号
春日那珂川水道企業団		092-571-7001	092-574-4960
原町浄水場		092-581-1138	092-574-4960
東隈浄水場		092-952-2342	092-951-1228

（市長会等）

		電話番号	FAX番号
福岡県市長会(事務局)	(久留米市)	0942-30-9105	0942-30-9701
福岡県町村会(事務局)		092-651-1121	092-651-4287
福岡県消防長会(事務局)		092-725-6600	092-725-6605

（医療）

		電話番号	FAX番号
福岡県医師会		092-431-4564	092-411-6858
福岡県薬剤師会		092-271-3791	092-281-4104
福岡県歯科医師会		092-771-3531	092-771-2988
筑紫医師会		092-923-1331	092-929-4308
筑紫薬剤師会		092-571-8116	092-571-8146
筑紫歯科医師会		092-572-8211	092-572-6242
福岡県看護協会		092-631-1141	092-631-1142

（公民館等）

	電話番号	FAX番号
泉地区公民館	092-571-4415	FAX兼用
大谷共同利用施設	092-574-5656	FAX兼用
大土居地区公民館	092-596-4743	FAX兼用
岡本ｺﾐｭﾆﾃｨ供用施設	092-571-4161	FAX兼用
春日地区若水会館（公民館）	092-571-4149	092-571-7921
春日公園共同利用施設	092-582-8782	092-592-5888
春日原共同利用施設	092-591-6000	FAX兼用
春日原南共同利用施設	092-582-9169	FAX兼用
上白水地区公民館	092-582-6879	FAX兼用
小倉ｺﾐｭﾆﾃｨ供用施設	092-573-8787	FAX兼用
小倉東共同利用施設	092-571-0901	FAX兼用
桜ケ丘地区公民館	092-592-5567	FAX兼用
サン・ビオ地区公民館	092-592-5554	FAX兼用
下白水北ｺﾐｭﾆﾃｨ供用施設	092-571-4146	FAX兼用
下白水南ｺﾐｭﾆﾃｨｾﾝﾀｰ	092-593-2311	FAX兼用
白水ヶ丘地区公民館	092-582-6885	FAX兼用
白水池ｺﾐｭﾆﾃｨｾﾝﾀｰ	092-502-9200	FAX兼用
須玖北ｺﾐｭﾆﾃｨ供用施設	092-581-6624	092-581-6819
須玖南地区公民館	092-582-8730	FAX兼用
惣利地区公民館	092-595-1705	FAX兼用
宝町共同利用施設	092-582-9995	FAX兼用
ちくし台共同利用施設	092-582-7254	FAX兼用
千歳町共同利用施設	092-581-3559	FAX兼用
塚原台公民館	092-595-0340	FAX兼用
天神山ｺﾐｭﾆﾃｨ供用施設	092-572-7323	FAX兼用
昇町共同利用施設	092-591-7221	FAX兼用
光町共同利用施設	092-581-9288	FAX兼用
日の出ｺﾐｭﾆﾃｨ供用施設	092-582-9998	FAX兼用
平田台ｺﾐｭﾆﾃｨ供用施設	092-595-0100	FAX兼用
松ケ丘地区公民館	092-595-0686	FAX兼用
紅葉ケ丘共同利用施設	092-581-9621	FAX兼用
大和町共同利用施設	092-582-1140	FAX兼用
弥生ｺﾐｭﾆﾃｨ供用施設	092-582-8412	FAX兼用
若葉台西共同利用施設	092-571-4360	FAX兼用
若葉台東共同利用施設	092-591-8979	FAX兼用

（保育所）

昇町保育所	092-571-1915	092-571-1935
須玖保育所	092-501-3090	092-501-3090
春日原保育所	092-571-0153	092-571-0154
岡本保育所	092-591-3617	092-591-3629
青葉やまと保育園	092-571-3267	092-571-3339
春日白水保育園	092-582-2657	092-586-0660
若竹保育園	092-591-6023	092-582-7966
春日中央保育園	092-581-8640	092-584-0304
あいあい保育園	092-915-7555	092-915-7557
まみぃ保育園	092-588-7300	092-581-1688
春日やよい保育園	092-502-8500	092-558-0075
春日どろんこ保育園	092-710-0275	092-710-0276

（幼稚園）

泉ヶ丘幼稚園	092-574-4154	092-574-4157
春日幼稚園	092-501-3425	092-501-3433
春日小鳩幼稚園	092-581-5905	092-581-5771
くすの木幼稚園	092-571-0254	092-582-9568
恵星幼稚園	092-501-7635	092-501-7645
須玖幼稚園	092-582-9830	092-582-9831
宝幼稚園	092-591-2414	092-591-2415
もみの木幼稚園	092-582-4292	092-573-2146
森の木幼稚園	092-592-3977	092-573-2562

（小学校）

春日小学校	092-581-1369	092-581-1786
春日野小学校	092-593-2002	092-593-3042
春日東小学校	092-501-1059	092-501-1794
春日西小学校	092-581-4190	092-581-4229
春日南小学校	092-501-4156	092-501-4284
春日北小学校	092-581-1512	092-581-1743
春日原小学校	092-581-2093	092-581-2492
須玖小学校	092-501-3103	092-501-3109
大谷小学校	092-573-2912	092-573-3422
天神山小学校	092-501-4301	092-501-4318
日の出小学校	092-572-4456	092-572-4445
白水小学校	092-915-2525	092-915-2511

（放課後児童クラブ）

ポケットクラブ（春日小）	092-573-4692
つくしんぼクラブ（春日野小）	092-501-7302
なかよしクラブ（春日東小）	092-574-2650
つばめクラブ（春日西小）	092-572-6522
さくらクラブ（春日南小）	092-595-3377
あおぞらクラブ（春日北小）	092-592-2692
たいようクラブ（春日原小）	092-574-2348
チャイルドクラブ（須玖小）	092-582-6444
ひまわりクラブ（大谷小）	092-591-1355
ひかりクラブ（天神山小）	092-574-0316
コスモクラブ（日の出小）	092-585-2883
すまいるクラブ（白水小）	092-581-2450

（中学校）

春日中学校	092-581-0479	092-581-0547
春日東中学校	092-581-1109	092-581-1296
春日西中学校	092-572-7356	092-572-8134
春日南中学校	092-595-0905	092-595-0919
春日野中学校	092-574-8111	092-574-8495
春日北中学校	092-502-0107	092-502-0108

（公共施設等）

春日市役所	092-584-1111	092-584-1143
春日市役所　西出張所	092-501-1133	092-501-0051
いきいきプラザ	092-501-1134	
福祉ぱれっと館	092-575-2223	092-575-2224
くれよんクラブ	092-575-1202	092-575-1204
ナギの木苑	092-595-0513	092-595-6800
ふれあい文化ｾﾝﾀｰ	092-584-3366	092-501-1669
総合スポーツセンター	092-571-3247	092-571-3305
ｸﾘｰﾝ･ｴﾈ･ﾊﾟｰｸ南部工場	092-589-8585	092-589-8586

（その他の施設）

春日市社会福祉協議会	092-581-7225	092-581-7258
春日市ﾎﾞﾗﾝﾃｨｱｾﾝﾀｰ	092-501-1136	092-501-1136
春日市商工会	092-581-1407	092-575-0702
県立 春日高等学校	092-574-1511	092-593-1162
春日市ｼﾙﾊﾞｰ人材ｾﾝﾀｰ	092-596-1826	092-596-1827
白水大池公園管理棟	092-584-1135	092-584-1143
奴国の丘歴史資料館	092-501-1144	092-573-1077
リサイクルプラザ	092-596-7066	092-595-4140
須玖児童センター	092-573-2431	092-584-7739
毛勝児童センター	092-581-5614	092-581-5616
光町児童センター	092-501-7014	092-501-7033
白水児童センター	092-593-2777	092-593-2801
男女共同参画・消費生活ｾﾝﾀｰ	092-584-1201	092-584-1181

（資料３０）

自衛隊の活動内容

１　災害発生前の活動

（１）連絡班及び偵察班の派遣

ア　連絡班

状況悪化に伴い県災害対策本部、その他必要な機関へ連絡班を派遣し、情報の収集及び部隊派遣等に関する連絡調整を行う。

また、状況によっては通信班を派遣し、通信の確保を図る。

イ　偵察班

災害発生予想地域に対しては、数組の偵察班を派遣し、現地の状況を偵察するとともに連絡にあたらせる。

（２）出動準備態勢への移行

ア　司令部の態勢

災害発生が予想される場合は、情報所を開設して情報業務を統一するとともに、事態の緊迫に伴い指揮所を開設して、災害派遣のための部隊の運用に備える。

イ　部隊の体制

部隊独自の情報収集を強化するとともに、部隊の編成、資器材の準備、管理支援態勢等初動体制を整える。

２　災害発生後の活動

（１）被害状況の把握

知事等から要請があったとき、又は指定部隊等の長が必要と認めるときは、車両、船舶、航空機等により偵察を行う。

（２）避難の援助

避難の命令等が発令され、避難、立ち退き等が行われる場合で必要があるときは、避難者の誘導、輸送を行う。

（３）被災者の捜索救助

死者、行方不明者、傷者等が発生した場合は、通常他の救助作業に優先して捜索活動を行う。

（４）水防活動

堤防、護岸等の決壊に対しては、所要の水防作業を行う。

（５）消火活動

利用可能な消火及び防火用具をもって消防機関に協力して消火にあたるが、消火薬剤等は通常、市町村等の提供するものを使用する。

（６）道路又は水路の応急啓開

道路又は水路が損壊し、若しくは障害物がある場合、これらの啓開除去にあたる。

（７）応急医療、救護及び防疫

特に要請があった場合には、被災者に対し応急医療、救護及び防疫の支援を行う。ただし、薬剤等は通常地方公共団体の提供を受け使用する。

（８）人員及び物資の緊急輸送

特に要請があった場合又は指定部隊等の長が必要と認める場合は、緊急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。

この場合、航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。

（９）炊飯又は給水の支援

特に要請があった場合又は指定部隊等の長が必要と認める場合は、炊飯又は給水の支援を行う。

（１０）危険物の保安及び除去

特に要請があった場合において必要と認められるときは、能力上可能なものについて、危険物又は障害物の保安及び除去を実施する。

（１１）その他

その他臨機の必要に応じ、自衛隊の能力上可能なものについては、所要の措置をとる。

３　陸・海・空自衛隊の連携

災害派遣において、陸・海・空自衛隊のうち、いずれか２以上の部隊等が活動する場合は、相互の連携を密にし、効率的かつ効果的な実施を図る。

（資料３１）

災害派遣被要請部隊名

	駐屯地等	所在地	電話番号	指定部隊の長	担当市町村	
陸上	福岡駐屯地	春日市大和町	092-591-1020	第４師団長	福岡・筑紫野・春日・大野城・那珂川・太宰府・宗像・古賀・福津・糸島市、粕屋郡	＊
	小倉駐屯地	北九州小倉南区北方	093-962-7681	第40普通科連隊長	北九州・中間・行橋・豊前市、遠賀・築上・京都郡	
	久留米駐屯地	久留米市国分町	0942-43-5391	西部方面混成団長	大牟田・久留米・柳川・八女・筑後・大川・うきは・みやま市、三潴・八女郡	
	飯塚駐屯地	飯塚市大字津島	0948-22-7651	第２高射特科団長	飯塚・田川・嘉麻・宮若・直方市、鞍手・嘉穂・田川郡	
	小郡駐屯地	小郡市大字小郡	0942-72-3161	第５施設団長	朝倉・小郡市、朝倉・三井郡	
航空	春日基地	春日市原町	092-581-4031	西部航空方面隊司令官		＊
	芦屋基地	遠賀郡芦屋町	093-223-0981	芦屋基地司令		＊
	築城基地	築上郡築上町	0930-56-1150	築城基地司令		
海上	佐世保地方総監部	長崎県佐世保市	0966-23-7111	佐世保地方総監		＊
	下関基地隊	山口県下関市	083-286-2323	下関基地隊司令		＊
	大村航空隊	長崎県大村市	0957-52-3131	大村航空隊司令		

（注）＊は、県知事の派遣要請窓口を示す。

（資料３２）

文書番号

年　　月　　日

福岡県知事　様

春日市長　　印

自衛隊の災害派遣について（要請）

自衛隊法第８３条に基づき、下記のとおり災害派遣を要請します。

記

１．災害の状況及び派遣を要請する事由

２．派遣を希望する期間

３．派遣を希望する区域及び活動内容

４．その他参考となるべき事項

文書番号

年　　月　　日

福岡県知事　様

春日市長　　印

自衛隊の災害派遣部隊の撤収要請について

年　　月　　日付第　　号により自衛隊の災害派遣を要請しましたが、災害応急対策作業が一応完了しましたので、下記のとおり撤収方お願いいたします。

記

１．派遣要請日時

２．派遣された部隊

３．派遣人員及び従事作業の内容

４．その他参考となるべき事項

（資料３３－１）

災 害 時　受 付 票

No.

受付	受付日時	年　月　日　時　分	
	受付者氏名		
受付内容	相手方氏名	電話番号	
	相手方住所		
	被害箇所	地図ページ（　p　－　）	
	被害状況等		
	□ 死傷者	有（ 死亡 ・ 重傷 ・ 軽傷 ）　・　無	
	□ 浸水	住居（ 敷地内 ・ 床下 ・ 床上（　cm））・店舗（　cm）	
	□ 道路冠水	深さ（　cm）、歩行（ 可 ・ 否 ）、車両通行（ 可 ・ 否 ）	
	□ 道路損壊	長さ・幅・深さ（　m）　歩行（ 可 ・ 否 ）、車両通行（ 可 ・ 否 ）	
	□ 家屋損壊	全壊・半壊・一部損壊（ 工作物 ・ 屋根 ・ 塀 ・ 窓 ・ 壁 ・ 天井 ・その他 ）	
	□ ガケ崩れ	家屋被害（ 有 ・ 無 ）、道路閉塞（ 有 ・ 無 ）	
	□ その他		

指示内容	□ 現地調査（ 職員 ・ 業者 ・ 消防団 ・ 自主防 ） □ 応急対応（ 職員 ・ 業者 ・ 消防団 ・ 自主防 ） 【 土嚢積 ・ 通行止 ・ 救助 ・ その他 】	指示者	
		被指示者	
		連絡先	
		無線	有　・　無

（メモ）

	課長チェック欄	□	
	担当チェック欄	□	

（資料３３－２）

災 害 時　指 示 ・ 報 告 書

No.

受付	日　　時	年　月　日　時　分	
	氏　　名		
受付内容	相手方氏名	電話番号	
	相手方住所		
	被害箇所	地図ページ（　p　－　）	
	被害状況等		
	□ 死傷者	有（ 死亡 ・ 重傷 ・ 軽傷 ）　・　無	
	□ 浸水	住居（ 敷地内 ・ 床下 ・ 床上（　cm））・店舗（　cm）	
	□ 道路冠水	深さ（　cm）、歩行（ 可 ・ 否 ）、車両通行（ 可 ・ 否 ）	
	□ 道路損壊	長さ・幅・深さ（　m　）　歩行（ 可 ・ 否 ）、車両通行（ 可 ・ 否 ）	
	□ 家屋損壊	全壊・半壊・一部損壊（ 工作物 ・ 屋根 ・ 塀 ・ 窓 ・ 壁 ・ 天井 ・その他 ）	
	□ ガケ崩れ	家屋被害（ 有 ・ 無 ）、道路閉塞（ 有 ・ 無 ）	
	□ その他		
指示内容	□ 現地調査（ 職員 ・ 業者 ・ 消防団 ・ 自主防 ） □ 応急対応（ 職員 ・ 業者 ・ 消防団 ・ 自主防 ） 【 土嚢積 ・ 通行止 ・ 救助 ・ その他 】	指示者	
		被指示者	
		連絡先	
		無線	有　・　無
現場	現場担当者		
	状況・措置報告書（枠内に記入しきれない場合は、裏面または別紙を利用）		
事務局	完結確認（ 完結・継続（担当所管：　課　担当））		
	総務部長	印	（部長・課長指示事項等）
	安全安心課長	印	
	担　当	印	

（資料３４）

被害状況収集報告

○○部　報告者名　○○

（各対策部→総合対策部）

報告日時				月 日 時 分	月 日 時 分	月 日 時 分	月 日 時 分
人的被害	死者		人				
	行方不明者		人				
	負傷者	重症	人				
		軽傷	人				
住家被害	全壊		棟				
			世帯	（　人）	（　人）	（　人）	（　人）
	半壊		棟				
			世帯				
	一部破損		棟				
			世帯	（　人）	（　人）	（　人）	（　人）
	床上浸水		棟				
			世帯	（　人）	（　人）	（　人）	（　人）
	床下浸水		棟				
			世帯	（　人）	（　人）	（　人）	（　人）
非住家	公共建物		棟				
	その他		棟				
その他	田畑	流失・埋没	ｈａ				
		冠水	ｈａ				
		流失・埋没	ｈａ				
		冠水	ｈａ				
	文教施設		箇所				
	医療施設		箇所				
	道路		箇所				
	橋りょう		箇所				
	河川		箇所				
	溜池		箇所				
	清掃施設		箇所				
	崖くずれ		箇所				
	鉄道不通		箇所				
	航空機被害		機				
	水道		戸				
	電話		回線				
	電気		戸				
	ガス		戸				
	ブロック塀		箇所				
り災世帯数			世帯				
り災者数			人				
火災発生	建物		件				
	危険物		件				
	その他		件				
公立文教施設			千円				
農林水産業施設			千円				
公共土木施設			千円				
その他の公共施設			千円				
その他	畜産被害		千円				
	商工被害		千円				
	その他		千円				
被害総額			千円				
災害救助法適用				月 日 時 分	月 日 時 分	月 日 時 分	月 日 時 分
消防職員出動延人数			人				
消防団員出動延人数			人				

（資料３５）

災害概況即報

報告日時	年　月　日　時　分
市町村名	春　日　市
報告者名	

災害名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿（第　報）

（市→地方本部→県本部）

<table>
<tr><td rowspan="2">災害の概況</td><td>発生場所</td><td colspan="3"></td><td>発生日時</td><td colspan="2">月　日　時　分</td></tr>
<tr><td colspan="7"></td></tr>
<tr><td rowspan="3">被害の状況</td><td rowspan="2">死傷者</td><td>死　者</td><td>人</td><td>不明　人</td><td rowspan="2">住家</td><td>全壊　棟</td><td>一部損壊　棟</td></tr>
<tr><td>負傷者</td><td>人</td><td>計　人</td><td>半壊　棟</td><td>床上浸水　棟</td></tr>
<tr><td colspan="7"></td></tr>
<tr><td rowspan="3">応急対策の状況</td><td colspan="4" rowspan="3"></td><td colspan="4">避　難　状　況</td></tr>
<tr><td>勧告・指示
自主の別</td><td>日時</td><td>地区名</td><td>避難先</td><td>人員</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
</table>

（資料３６）

直接即報基準

市が直接消防庁に対して報告する火災、災害等は次のとおり。

１　火災等即報

（１）交通機関の火災

船舶、航空機、列車、自動車の火災で、次に掲げるもの。

ア　航空機火災（火災発生のおそれのあるものを含む。）

イ　大型タンカー火災､港湾内のタンカー火災（火災発生のおそれのあるものを含む。）

ウ　トンネル内車両火災

エ　列車火災

（２）石油コンビナート等特別防災区域内の事故

ア　危険物施設、高圧ガス施設等の火災又は爆発事故

（例示）危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物等を貯蔵し､又は取扱う施設の火災又は爆発事故

イ　危険物、高圧ガス、毒性ガス等の漏えいで応急措置を必要とするもの。

（３）危険物等に係る事故（イの石油コンビナート等特別防災区域内の事故を除く。）

ア　危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物、火薬等（以下「危険物等」という。）を貯蔵し、又は取扱う施設の火災又は爆発事故で、当該工場等の施設内又は周辺で、５００㎡程度以上の区域に影響を与えたもの、又は与えるおそれがあるもの。

イ　危険物等を貯蔵し、又は取扱う施設からの危険物等の漏えい事故で、次に該当するもの。

（ア）海上又は河川へ危険物等が流出したもの又は流出するおそれがあるもの。

（イ）大規模タンクからの危険物等の漏えい等

ウ　高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う火災又は危険物等の漏えい事故

（４）原子力災害

ア　原子力施設において、爆発又は火災の発生したもの（火災発生のおそれのあるものを含む。）及び放射性物質の漏えいがあったもの。

イ　放射性物質を輸送する車両において、火災の発生したもの（火災発生のおそれのあるものを含む。）及び核燃料物質等の運搬中に事故が発生した旨､原子力事業者等から通報があったもの。

ウ　原子力災害対策特別措置法第１０条の規定により、原子力業者から基準以上の放射線が検出される等の事象の通報が市長にあったもの。

２　救急・救助事故即報

死者が発生している、又は発生するおそれがあり、かつ、死者及び負傷者が３０人以上発生し、又は発生するおそれのある救急・救助事故で次に掲げるもの。

（１）列車の衝突、転覆等
（２）バスの転落等
（３）ハイジャック及びテロ等

３　災害即報
地震が発生し、市の区域内で地震５強以上を記録したもの（被害の有無を問わない。）。

直接即報基準に該当する場合の消防庁連絡先一覧

直接即報基準項目	消　防　庁　連　絡　先	
（１）火災等即報 ア　交通機関の火災	予防課	(NTT 電話) 03-5574-0123 (ＮＴＴＦＡＸ) 03-5574-0133 (衛星電話) 79-048-500-6341 (衛星 FAX) 79-048-500-6309
（１）火災等即報 イ　石油コンビナート等特別防災区域内の事故	特殊災害室	(NTT 電話)　03-5574-0128 (ＮＴＴＦＡＸ)　03-5574-0138 (衛星電話)　79-048-500-6841 (衛星 FAX)　79-048-500-6809
（１）火災等即報 ウ　危険物等に係る事故（石油コンビナート等特別防災区域内の事故を除く。）	危険物規制課	(NTT 電話)　03-5574-0124 (ＮＴＴＦＡＸ)　03-5574-0134 (衛星電話)　79-048-500-6451 (衛星 FAX)　79-048-500-6409
（１）火災等即報 エ　原子力災害	特殊災害室	(NTT 電話)　03-5574-0128 (ＮＴＴＦＡＸ)　03-5574-0138 (衛星電話)　79-048-500-6841 (衛星 FAX)　79-048-500-6809
（２）救急・救助事故即報	救急救助課	(NTT 電話)　03-5574-0126 (ＮＴＴＦＡＸ)　03-5574-0136 (衛星電話)　79-048-500-6652 (衛星 FAX)　79-048-500-6609
（３）災害即報	震災対策指導室	(NTT 電話)　03-5574-0127 (ＮＴＴＦＡＸ)　03-5574-0137 (衛星電話)　79-048-500-6731 (衛星 FAX)　79-048-500-6709

第１号様式（火災）　　第　　報

報告日時	年　月　日　時　分
都道府県	
市町村	
報告者名	

消防庁受信者氏名

＊爆発を除く。

火災種別	１　建物　２　林野　３車両　４　船舶　５　航空機　６　その他			
出火場所				
出火日時 （覚知日時）	月　日　時　分 （　月　日　時　分）		（鎮圧日時） 鎮火日時	（　月　日　時　分） 月　日　時　分
火元の業態・用途			事業所名 （代表者氏名）	
出火箇所			出火原因	
死傷者	死者（性別・年齢）　人 負傷者　重症　人 中等症　人 軽症　人		死者の生じた理由	
焼損程度	焼損棟数	全焼　棟 半焼　棟 部分焼　棟　計　棟 ぼや　棟	焼損面積	建物焼損床面積　㎡ 建物焼損表面積　㎡ 林野焼損面積　a
り災世帯数			気象状況	
消防活動状況	消防本部（署）　台　人 消防団　台　人		その他　人	
救急・救助活動状況				
災害対策本部等の設置状況				
その他参考事項				

（注）第一報については，原則として覚知後３０分以内で可能な限り早く，分る範囲で記載して報告すること。
（確認がとれない事項については，確認がとれない旨（「未確認」等）を記入して報告すれば足りること。）

第２号様式（特定の事故）　　第　　報

事故名 ｛ 1　石油コンビナート等特別防災区域内の事故
　　2　危険物等に係る事故
　　3　原子力災害
　　4　その他特定の事故

報告日時	年　月　日　時　分
都道府県	
市町村	
報告者名	

消防庁受信者氏名

事故種別	１　火災　２　爆発　３　漏えい　４　その他（　　）			
発生場所				
事業所名		特別防災区域	レイアウト第一種、第一種、第二種、その他	
発生日時 （覚知日時）	月　日　時　分 （　月　日　時　分）	発見日時	月　日　時　分	
		鎮火日時 （処理完了）	月　日　時　分	
消防覚知方法		気象状況		
物質の区分	１．危険物　２．指定可燃物　３．高圧ガス　４．可燃性ガス ５．毒劇物　６．RI等　７．その他（　　）		物質名	
施設の区分	１．危険物施設　２．高危混在施設　３．高圧ガス施設　４．その他（　　）			
施設の概要		危険物施設の区分		
事故の概要				
死傷者	死者（性別・年齢）　　人	負傷者等　　人（　　人） 重　症　　人（　　人） 中等症　　人（　　人） 軽　症　　人（　　人）		
消防防災活動状況及び救急・救助活動状況		出場機関	出場人員	出場資機材
		事業所　自衛防災組織	人	
		事業所　共同防災組織	人	
		事業所　その他	人	
		消防本部（署）	台 人	
		消防団	台 人	
		海上保安庁	人	
		自衛隊	人	
	警戒区域の設定　月　日　時　分 使用停止命令　月　日　時　分	その他	人	
災害対策本部等の設置状況				
その他参考事項				

（注）第一報については，原則として，覚知後３０分以内で可能な限り早く，分る範囲で記載して報告すること。
（確認がとれない事項については，確認がとれない旨（「未確認」等）を記入して報告すれば足りること。）

第３号様式（救急・救助事故）　　第　　報

報告日時	年　月　日　時　分
都道府県	
市町村	
報告者名	

消防庁受信者氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

発生場所			
発生日時 （覚知日時）	月　日　時　分 （　月　日　時　分）	覚知方法	
事故概要			
死傷者等	死者（性別・年齢） 計　人 不明　人	負傷者等　人（　人） 重症　人（　人） 中等症　人（　人） 軽症　人（　人）	
救助活動の要否			
要救護者数（見込）		救助人員	
救急・救助活動の状況			
災害対策本部等の設置状況			
その他参考事項			

（注）負傷者等欄の（　）書きは，救急隊による搬送人員を内書きで記入すること。

（注）第一報については，原則として，覚知後３０分以内で可能な限り早く，分る範囲で記載して報告すること。
（確認がとれてない事項については，確認がとれてない旨（「未確認」等）を記入して報告すれば足りること。）

第４号様式（その１）

【災害概況即報】

報告日時	年　月　日　時　分
都道府県	
市町村	
報告者名	

消防庁受信者氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

災害名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿（第　　報）

災害概況	発生場所				発生日時	月　日　時　分		
被害の状況	死傷者	死　者	人	不明　人	住　家	全壊　棟	一部破損　棟	
		負傷者	人	計　人		半壊　棟	床上浸水　棟	
応急対策の状況	災害対策本部等の設置状況	（都道府県）	（市町村）					

（注）第一報については，原則として，覚知後３０分以内で可能な限り早く，分る範囲で記載して報告すること。
（確認がとれてない事項については、確認がとれてない旨（「未確認」等）を記入して報告すれば足りること。）

第４号様式（その２）

（被害状況即報）

<table>
<tr><td colspan="3">都道府県</td><td colspan="3"></td><td colspan="3">区　　分</td><td>被　　害</td></tr>
<tr><td colspan="3" rowspan="2">災害名
・
報告番号</td><td colspan="3" rowspan="2">災害名
第　　報
（　　月　　日　　時現在）</td><td rowspan="8">その他</td><td rowspan="2">田</td><td>流失・埋没</td><td>ｈａ</td><td></td></tr>
<tr><td>冠　　水</td><td>ｈａ</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="3" rowspan="2">報告者名</td><td colspan="3" rowspan="2"></td><td rowspan="2">畑</td><td>流失・埋没</td><td>ｈａ</td><td></td></tr>
<tr><td>冠　　水</td><td>ｈａ</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">区　　分</td><td colspan="2" rowspan="2">被　　害</td><td colspan="2">文教施設</td><td>箇所</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">病院</td><td>箇所</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="4">人的被害</td><td colspan="2">死　　者</td><td>人</td><td></td><td colspan="2">道路</td><td>箇所</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">行方不明</td><td>人</td><td></td><td colspan="2">橋りょう</td><td>箇所</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">負傷者</td><td>重　傷</td><td>人</td><td></td><td colspan="2">河川</td><td>箇所</td><td></td></tr>
<tr><td>軽　傷</td><td>人</td><td></td><td colspan="2">港湾</td><td>箇所</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="12">住家被害</td><td rowspan="3">全　　壊</td><td>棟</td><td></td><td colspan="2">砂防</td><td>箇所</td><td></td></tr>
<tr><td>世帯</td><td></td><td colspan="2">清掃施設</td><td>箇所</td><td></td></tr>
<tr><td>人</td><td></td><td colspan="2">崖くずれ</td><td>箇所</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="3">半　　壊</td><td>棟</td><td></td><td colspan="2">鉄道不通</td><td>箇所</td><td></td></tr>
<tr><td>世帯</td><td></td><td colspan="2">被害船舶</td><td>隻</td><td></td></tr>
<tr><td>人</td><td></td><td colspan="2">水道</td><td>戸</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="3">一部破損</td><td>棟</td><td></td><td colspan="2">電話</td><td>回線</td><td></td></tr>
<tr><td>世帯</td><td></td><td colspan="2">電気</td><td>戸</td><td></td></tr>
<tr><td>人</td><td></td><td colspan="2">ガス</td><td>戸</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="3">床上浸水</td><td>棟</td><td></td><td colspan="2">ブロック塀</td><td>箇所</td><td></td></tr>
<tr><td>世帯</td><td></td><td colspan="2"></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>人</td><td></td><td colspan="2"></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="3">床下浸水</td><td>棟</td><td></td><td colspan="2">り災世帯数</td><td>世帯</td><td></td></tr>
<tr><td>世帯</td><td></td><td colspan="2">り災者数</td><td>人</td><td></td></tr>
<tr><td>人</td><td></td><td rowspan="3">火災発生</td><td>建物</td><td>件</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">非住家</td><td>公共建物</td><td>棟</td><td></td><td>危険物</td><td>件</td><td></td></tr>
<tr><td>その他</td><td>棟</td><td></td><td>その他</td><td>件</td><td></td></tr>
</table>

区分			被害	災害対策本部等の設置状況	都道府県	
公立文教施設		千円			市町村	
農林水産施設						
公共土木施設						
その他の公共施設						
小計						
公共施設被害市町村数						
その他	農業被害					
	林業被害					
	畜産被害			災害救助法適用市町村名		
	水産被害					
	商工被害					
					計	団体
	その他			消防職員出動延人員	人	
被害総額				消防団員出動延人員	人	

備考

災害発生場所

災害発生年月日

災害の種類概況

応急対策状況

- 消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況
- 避難の勧告・指示の状況
- 避難所の設置状況
- 他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況
- 自衛隊の派遣要請、出動状況

＊被害額は省略することができるものとする。

（資料３７）

広報内容及び実施方法

第１　広報内容（市、県、警察）

１　市は、災害応急対策の第一次的実施機関として、その文案及び優先順位をあらかじめ定め、直ちに地域住民への広報を行うとともに、関係機関への通報を行う。

（１）災害に関する注意報、警報及び指示等に関すること。
（２）避難指示等に関すること。
（３）災害時における住民の心構え。
（４）自主防災組織等に対する活動実施要請に関すること。
（５）災害応急対策実施の状況に関すること。
（６）電気、ガス、水道等の供給に関すること。
（７）安否情報に関すること。
（８）避難所の設置に関すること。
（９）応急仮設住宅の供与に関すること。
(10) 炊き出しその他による食品の供与に関すること。
(11) 飲料水の供給に関すること。
(12) 被服、寝具その他生活必需品の供与又は貸与に関すること。
(13) 被害応急復旧の見直しに関すること。
(14) 物価の安定等に関すること。
(15) その他

２　県は、情報等を総合的に分析し、関係機関に連絡するとともに円滑な広報を行う。

（１）災害に関する注意報、警報及び指示等に関すること。
（２）災害発生の地域、規模等に関すること。
（３）被害の状況及び今後の見込みに関すること。
（４）防災関係機関の防災体制及び措置に関すること。
（５）人心の安定及び被害の拡大防止に関すること。
（６）物価の安定等に関すること。
（７）その他

３　県警察は、市等の防災関係機関と緊密な連携を図り、次の事項について迅速な広報を行う。

（１）災害に対する注意喚起に関する事項
（２）避難場所、経路及び避難時における留意事項
（３）犯罪予防上の留意事項

（４）危険物の保安措置等に関する事項
（５）交通規制状況等の交通の円滑確保に関すること。
（６）災害状況、被害状況等の災害状況に関すること。
（７）警備活動状況等の応急対策に関すること。
（８）その他秩序維持上必要な事項

第２　広報の実施方法

関係機関は、効果的な実施方法を適宜選択し速やかに行う。
（１）報道機関による広域広報
（２）広報車による現場広報
（３）自主防災組織等における個別広報
（４）避難所、避難地等における派遣広報
（５）広報紙の掲示、配布等による広報

（資料３８）

避難所開設マニュアル

１　開設準備と点検

（１）指定された避難所に到着後、施設管理者と開設について協議・調整を行い開設準備に取り掛かる。

（２）学校教職員等と協力し、施設の被害状況等を確認し避難所としての使用可否の判断をし、避難所管理部長若しくは派遣元部長に報告する。

（３）使用可否の判断が困難な場合、避難住民のなかに建築士免許保有者若しくは建築物応急危険度判定士がいる場合は協力を得て判断する。また資格保有者がいない場合は避難所管理部に建築物応急危険度判定士の派遣を依頼する。

（４）建物の安全が確認できるまでは、避難住民の建物への入居を制限する。

（５）建物内に避難住民が入居している場合、本部に報告するとともに学校職員の協力を得て安全確認ができるまで退去などの措置を行う。

２　施設管理者との協議

避難所開設に当たり、施設管理者等と次の事項の協議を行う。ただし事前に自治会等と避難所運営マニュアル等が作成されている場合は必要な項目のみ協議を行う。

（１）避難者が使用する施設について

ア　優先的に避難者を収容するエリア
　　体育館、アリーナ、多目的ホール、柔剣道場

イ　収容人員の増加に伴う使用可能な教室

ウ　女子更衣室・授乳室用の教室

エ　避難所運営組織用事務室（教室又は職員室等電話が設置されている部屋）

オ　救護所等設置まで応急救護場所としての保健室の使用

カ　災害援助用物資などの保管場所（施錠できる倉庫など）

（２）使用禁止及び立入禁止場所

校長室・職員室・事務室・実験室などの特別室・給食室、調理室・放送室・会議室・物資保管場所・保健室

（３）学校給食施設が使用可能であれば給食施設の使用（応急炊き出し）

（４）鍵の授受要領及び保管について

（５）設置場所を決めるべき施設等

ア　仮設トイレ設置場所及び応急トイレ作成場所（保健衛生班と協議若しくは決定後連絡）

イ　ごみ集積場所（保健衛生班と協議若しくは決定後連絡）

ウ　駐車場、宿営用テント設置場所、ペット飼育場所、シャワーなどの設置場所応急炊き出し用炊事場所

3　避難所運営組織の設立

（1）運営組織の設立段階

ア　事前に運営マニュアル等が作成されていない場合は早急に避難所に避難している各地区の自治会長等と協議し避難所運営マニュアルに沿って運営組織を立ち上げる。

イ　事前に運営マニュアル等が作成されている場合マニュアルに沿って運営組織を立ち上げてもらう。

ウ　震災時緊急職員が主務者となり運営組織を立ち上げる。

（2）設立後

ア　状況が落ちついてきたら（設立後２日程度）運営の主体は自主運営組織とし、活動をサポートする。

イ　自主運営組織からの要望などを対策本部関係各部または災害初動対策室若しくは災害警戒本部に連絡する等調整･連絡窓口としての業務を遂行する。

4　報告・請求等

（1）避難施設の現況報告

ア　避難施設に参集後、速やかに避難施設状況の第１報を報告する。

イ　避難施設参集後、概ね３時間ごとに「第２報」「第３報」を報告する。特に「避難者の増加」「受入能力を超えているか否か」「人的被害」について報告する。

ウ　報告はＦａｘ、災害時優先電話、携帯無線等による。全通信手段が普通の場合は自ら徒歩伝令として報告する。

【資料１避難施設状況報告書】

（2）請求等

避難所運営組織が確立するまで震災時緊急職員若しくは学校教職員が取りまとめて避難所管理部に請求する。この際出来る限り避難所周辺の自宅避難者を把握しその人数分を含めて要求する。また災害時要援護者については避難所に派遣される要援護者支援班と調整を行うか派遣されてない時は避難所管理部に報告する。

5　開設報告

（1）震災時緊急対応職員は、避難所の開設が終了次第、直ちに避難所管理部長に報告する。

（2）災害対策本部未設置の場合、災害対策初動室または災害警戒本部に報告する。

6　避難所閉鎖時の措置

（1）ライフラインの復旧等に伴い、収容人員の減少が顕著になった場合は避難所

管理部長に避難所統廃合について上申する。
（２）本部長または市長から、避難所閉鎖の指示があり次第、避難者を帰宅させる。
（３）避難者が帰宅後、ボランティア、運営組織等と協力し直ちに後片付けを実施する。
（４）未交付物品などがある場合、調整部（財政班）・厚生救護部（厚生庶務班）と返納について調整する。
（５）避難所運営組織から名簿・管理簿・必要書類等の書類を確実に引き継ぐ。この際、現物と管理簿の残高とを照合する。不符合があった場合は原因調査と関係各部に連絡する。
（６）片づけが終了後、戸締り等を行い元の状態に復旧させる。

7　閉鎖の報告
（１）震災時緊急対応職員は、避難所の完全閉鎖確認後、直ちに避難所管理部長に報告する。
（２）災害対策本部未設置の場合、災害対策初動室または災害警戒本部に報告する。
（３）施設管理者に閉鎖の報告を行い任務完了とする。

（資料３９）

避難所運営マニュアル

１　避難施設の役割

（１）避難施設は、震災で家が倒壊したり消失したりした場合の避難生活の施設で地域の人々の安全を確保し、生活再建を始めるための地域の拠点として機能する。

（２）避難施設は、地域のライフラインの復旧及び被災者の一定の生活が出来るまでを目途として設置し、復旧後は速やかに閉鎖する。

（３）避難者への最低限の生活支援は公平に行う。「災害時要援護者」とされる人々については、春日市災害時要援護者避難支援プランに基づき対応する。

（４）生活支援内容

ア　生活場所の提供

イ　水・食料・生活必需品等の物資の提供

ウ　トイレなどの衛生的環境の提供

エ　生活情報及び再建情報の提供

（５）男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮する。

（６）避難施設では、避難者による自主運営を中心に生活の自立を原則とする。

（７）避難施設では、プライバシー保護に努める。

２　避難所運営組織の設立

（１）避難所に避難した場合、早急に施設管理者、学校の防災対策委員会（仮称）及び震災時緊急対応職員等の協力のもと避難所運営組織を立ち上げる。

（２）避難所運営組織

ア　震災時学校等が避難施設となった時、本部長、副本部長、総代組長、各班長、施設管理者、震災時緊急対応職員等がお互いに協力して円滑な避難施設運営を行うための組織である。

イ　避難施設の運営は、本部長を中心に各班の行動により行う。

（３）避難所運営組織の構成

ア　本部長、副本部長、各班の班長、各組代表者（総代組長）をもって構成する。必要に応じ震災時緊急対応職員、施設管理者、学校教職員等を参加させる。

イ　本部長及び副本部長は避難所に避難した自治会の代表者をもってあてる等避難所の状況に応じて適切に選出する。

ウ　運営組織として総務班、管理班、情報班、補給班、施設管理班、保健衛生班の６班を編成する。各班の任務は避難所運営組織の例による。ただし各避難所において適宜修正、統廃合等行い避難所に適合した編成とする。

エ　自治会組織ごとの組編成を行い、組長の代表者を組長総代とする。

オ　震災時緊急職員等

震災時に避難所施設に参集するよう災害対策本部より指名されている市職員。

カ　施設管理者

避難施設が開設された学校の学校長又は公共施設の管理者。

【別紙１　避難所運営組織の例】

（４）組長・総代組長

ア　組　長

（ア）自治会ごとに組編成を行う。１組の構成基準は２０人程度とし避難状況に応じて適宜増減する。組員の中からそれぞれ組長・副組長を選出する。

（イ）組長は、組員からの要望・苦情等などを総代組長に申し出る。また避難所運営会議での決定事項等を組員に周知徹底させる。

（ウ）食料・物資の配分責任者として全員に漏れなく交付されるよう受領人数などの確認を行う。

イ　総代組長

（ア）５組を基準に総代組長を１人選出する。避難状況に応じて適宜増減する。

（イ）避難所運営会議に参加し、各組からの意見・要望等を運営会議及び担当班に伝える。また決定事項などを傘下組長に周知徹底する。

３　避難施設の運営

（１）各班共通

対策本部へ連絡すべき内容・ボランティア作業が発生した場合・食料・物資等に不足が生じた場合などについては、総務班を通じ避難所管理部に請求する。

（２）総務班

ア　運営会議の事務局

避難所運営委員会の事務局を担当し、会議の準備や記録の作成を行う。

イ　災害対策本部との連絡・調整

災害対策本部との唯一の窓口として、各班からの要望・請求について協議するとともに、その内容を整理し避難所管理部職員に連絡する。

ウ　相談窓口の設置

避難所に避難した市民の相談全般を行う。

エ　ボランティアの受入

（ア）各班からの要請及び避難所運営状況から判断し、ボランティアの派遣人員数や活動内容について避難所管理部職員に要請する。

（イ）ボランティアの分担する仕事は、避難所生活に関する仕事の支援とし、的確にボランティアの配備を行う。

ａ　災害・安否・生活情報の収集、伝達への協力

ｂ　高齢者介護、看護活動の補助

ｃ　清掃、防疫活動への対応
ｄ　災害応急対策物資、資器材の輸送・配分活動への協力
ｅ　手話・筆談・外国語などの情報伝達への協力
ｆ　その他、危険を伴わない軽易な作業への協力

（ウ）仕事の内容ごとにリーダーを定め、仕事が終了した時にはリーダーが総務班に連絡する

（３）管理班

ア　名簿の作成・管理

（ア）避難所の各種サービスの提供は、避難者数が基礎となるので、現状の避難者の人員を把握する。

（イ）入所時に避難状況調査票を家庭ごとに配布し記入後回収をする。

【別紙２　避難状況調査表】

（ウ）回収した用紙は自治会ごと等に整理し、避難者名簿に転記する。

【別紙３　避難者名簿】

（エ）毎日、名簿の整理・集計を行い集計結果を記入後、避難所管理部が毎日８時及び１３時に巡回する際に提出する。

【別紙４　避難状況集計表】

（オ）作成後の名簿の取扱については十分に注意する。

イ　避難者等の把握

（ア）避難所を退所する者は、管理班に申し出て必ず避難状況調査表に退所日付及び移転先等の記入後退所する。

（イ）避難状況調査表に基づき避難者名簿を整理する。

（ウ）避難者やボランティの協力を得て、周辺の在宅被災者・広場等に避難している被災者等の概数を把握し各班に連絡する。

ウ　避難所区画割り・部屋割り

（ア）体育館での宿泊は町内会ごとにエリアを配分する。教室等に宿泊させる場合は努めて町内会単位で区分する。

（イ）災害時要援護者については柔剣道場など畳がある場所や冷暖房設備がある場所を優先的に割り当てる。体育館のアリーナの場合はトイレに近い入口付近のエリアを確保する。また災害時要援護者支援班との連携を図る。

（ウ）体育館のアリーナなどに収容する場合は、移動用通路を確保する。

【別紙１０　体育館レイアウト例】

（エ）乳児のための授乳室、女性の更衣室を教室に確保する。

（オ）立入禁止場所の明示

学校管理者と協議の上、校長室・職員室・実験室・給食施設・保健室（病人を除く）などを指定し運営会議を通じて避難者に周知徹底を図るとともにロープ等で標示する。

（カ）食料・物資交付所は体育館の入口付近に配置する。屋外に設ける場合は

雨等が当たらずかつ避難者が分かりやすい場所を選定する。

（キ）救護所が設置されるまでは、保健室を応急救護所として使用する。

エ　電話の問い合わせ等

（ア）外部からの電話の問い合わせによる他の避難者への迷惑を最小限に押さえるため、呼び出しなどは時間を定めて行う。（避難所ごとに設定）

（イ）電話で問い合わせがあった場合は、避難者名簿により確認する。

（ウ）呼び出しは校内放送設備等及び掲示板により伝言し、折り返し避難者の方から連絡をとる方法を原則とし、受信状態のまま呼び出しをしない。

（エ）掲示板のメモは相手先に連絡した避難者自身が伝言板から除くこととする。

オ　郵便物

郵便物については、郵便局員が直接手渡すのを原則とする。

（４）情報班

ア　生活情報

（ア）避難者が必要とする情報

ａ　被害・安否情報

ｂ　医療・救護情報

ｃ　余震・天候状況

ｄ　生活物資情報

ｅ　ライフライン・道路等の復旧情報

ｆ　生活再建情報

（イ）　情報の収集方法

ａ　災害対策本部（広報班）から情報収集

ｂ　テレビ・ラジオ・新聞から情報収集

イ　情報の提供

（ア）収集した情報を整理し、時刻を明示して伝言板及び放送設備等あらゆる手段を用いて提供する。

（イ）本部会議での決定事項を掲示板に掲示する。

（ウ）掲示板には、被災者同士が情報交換できる伝言板コーナーを設置する。

（エ）不要となった情報は整理保管する。

ウ　マスコミ対応

（ア）プライバシー保護の観点から、情報管理に十分に注意する。

（イ）マスコミなどからの被災者の安否に関する問い合わせについては、避難者名簿で公開を可とした避難者のみを公開する。

（ウ）取材の申込があった場合、氏名・所属・取材目的・発表日時・発表内容を記録に残す。

（エ）避難者が寝起きする場所への立入については、避難所運営会議の許可又はその部屋全員の同意を得てからとする。

（５）補給班

ア　食料・水・物資等の配給

（ア）食料・物資等の配給は、公平性の確保に最大限配慮し原則として組ごとに行う。

（イ）粉ミルク・柔らかい食事など特別な要望については個別に対処する。

（ウ）避難者以外の近隣の在宅被災者にも等しく食料・水・物資等を配給する。

（エ）在宅被災者に食料・水・物資等を配給する時は、配給場所・時間を避難所内掲示板に掲示する。また受領時に配給場所・時間を記載した用紙を配布する。

（オ）数量が不足する場合、高齢者・要援護者・子供・女性・男性の順に配分する。

イ　不足食料・物資等の把握と要請

（ア）不足食料・物資等の内容及び数量を取りまとめ、総務班に提出する。

【別紙７　食料物資請求票】

（イ）食料・物資等の請求に当たっては、必要な数量を的確に把握し、余剰が発生しないように注意する。

（ウ）物資を受領した場合、受払簿に記入するとともに交付残があれば、管理簿に記入し適切な在庫管理を行う。

【別紙６　受払簿】【別紙５　管理簿】

（６）施設班

ア　防犯・治安の維持

（ア）避難施設内での迷惑行為の防止や協同生活秩序を守るために問題の解決にあたる。

（イ）定期的に腕章等をして施設内の巡回を行う。

（ウ）施設内でトラブルが発生した場合は速やかに対応する。

イ　施設の維持・管理

（ア）消灯時間に電灯を消す。体育館内は照明を暗くする。停電状態時は発電機などの燃料補充・スタート・ストップを行う。

（イ）発電機・照明具などの消耗品、蛍光灯などの部品については取りまとめて総務班に提出する。

【別紙７　食料物資請求票】

（ウ）管理班と協力し、電気・整備・建築関係技術者への協力を得る。

（７）保健衛生班

ア　要援護者の支援

（ア）管理班と協力し、要援護者の人数及び状況を把握する。

（イ）避難施設での生活は一般避難者以上の負担を受けるので、環境の良い場所へ受入れるよう出来るだけの配慮を行い、併せて避難者の協力を得る。

（ウ）避難施設での生活が困難な者については、対策本部から派遣される災害

時要援護者支援班の職員に福祉避難所等への入所について依頼する。
（エ）必要により専門職員の派遣等を、総務班を通じ依頼する。

イ　トイレ対応
（ア）下水道に被害がなく断水の場合
ａ　プール等の雑用水が確保できる場合は、施設管理者と協議の上、トイレは体育館及び校舎１階に限定する。
ｂ　トイレ用貯め置き用水の補充はトイレ清掃当番が実施する。
ｃ　雑用水等が確保できない場合は施設内のトイレを使用禁止
（イ）トイレ使用についての注意事項を、施設内・仮設トイレそれぞれに貼りだし避難者への周知徹底を図る。
（ウ）清掃、手洗い消毒液の交換などを当番制とし組単位に順番を定める。
（エ）トイレ消毒殺菌・汲み取りなどについては、総務班を通じ依頼する。
（オ）室内トイレが使用できずまた仮設トイレの設置までに長時間を要する場合は施設管理者と協議し避難者の協力を得て、施設敷地内に応急トイレを作成する。
（カ）仮設トイレの設置場所は施設管理者と協議する。汲み取り車両が入れる場所を選定する。その結果を総務班へ報告する。
ウ　ゴミ対応
（ア）設管理者と協議の上、ごみ集積場を指定し、放送・貼り紙などにより避難者へ周知徹底を図る。ごみ回収車が入れる場所を選定する。その結果を総務班へ報告する。
（イ）ごみは、避難者各自が分別し、所定の場所へ整然と置くよう指導する。
（ウ）組ごとにごみ袋を準備し避難者が交代で集積場に運ぶよう指導する。
（エ）ごみ集積場の定期的消毒・ごみ回収について総務班へ依頼する。
エ　防疫対応
（ア）食中毒や風邪などの感染症が流行しないように、避難者の協力を得てごみ処理や防疫に注意する。
（イ）手洗い・うがいを励行する。
（ウ）風邪や下痢など体調不良者の有無を把握する。
（エ）消毒液・トイレットペーパー等取りまとめて総務班に提出する。
【別紙７　食料物資請求票】
オ　ペット対応
（ア）ペットは室内に入れない。（介助犬・盲導犬等を除く）
（イ）ペットの管理責任は飼育者にあることを原則とする。
（ウ）ペットの飼育場所を指定し、ペットの飼育ルールと飼育者及び避難者へ周知徹底を図る。
（エ）避難施設にペットを連れてきた避難者に窓口で届け出るよう呼びかけ、

台帳に登録する。

【別紙８　ペット登録台帳】

４　避難所生活のルール作り

（１）避難所運営会議において、避難所生活のルール作りを早急に行う。事前に別途マニュアル等で作成されている場合は、速やかに施設内の見やすい場所に貼りだす。

（２）決めるべきルール

ア　生活の時間

起床時間・消灯時間・食事時間（配分時間）・清掃時間（担任区分）

イ　生活の基本

飲酒・喫煙場所・立入禁止場所・コンセントの使用届け・行き先明示・貴重品の管理・履物の管理（室内土足厳禁）・呼び出し時間帯など

ウ　避難所におけるルールの一例を参照し、具体的かつその収容避難所に適したルールを作成する。

【別紙９　避難所におけるルール】

【別紙　1】

避難所運営組織の例

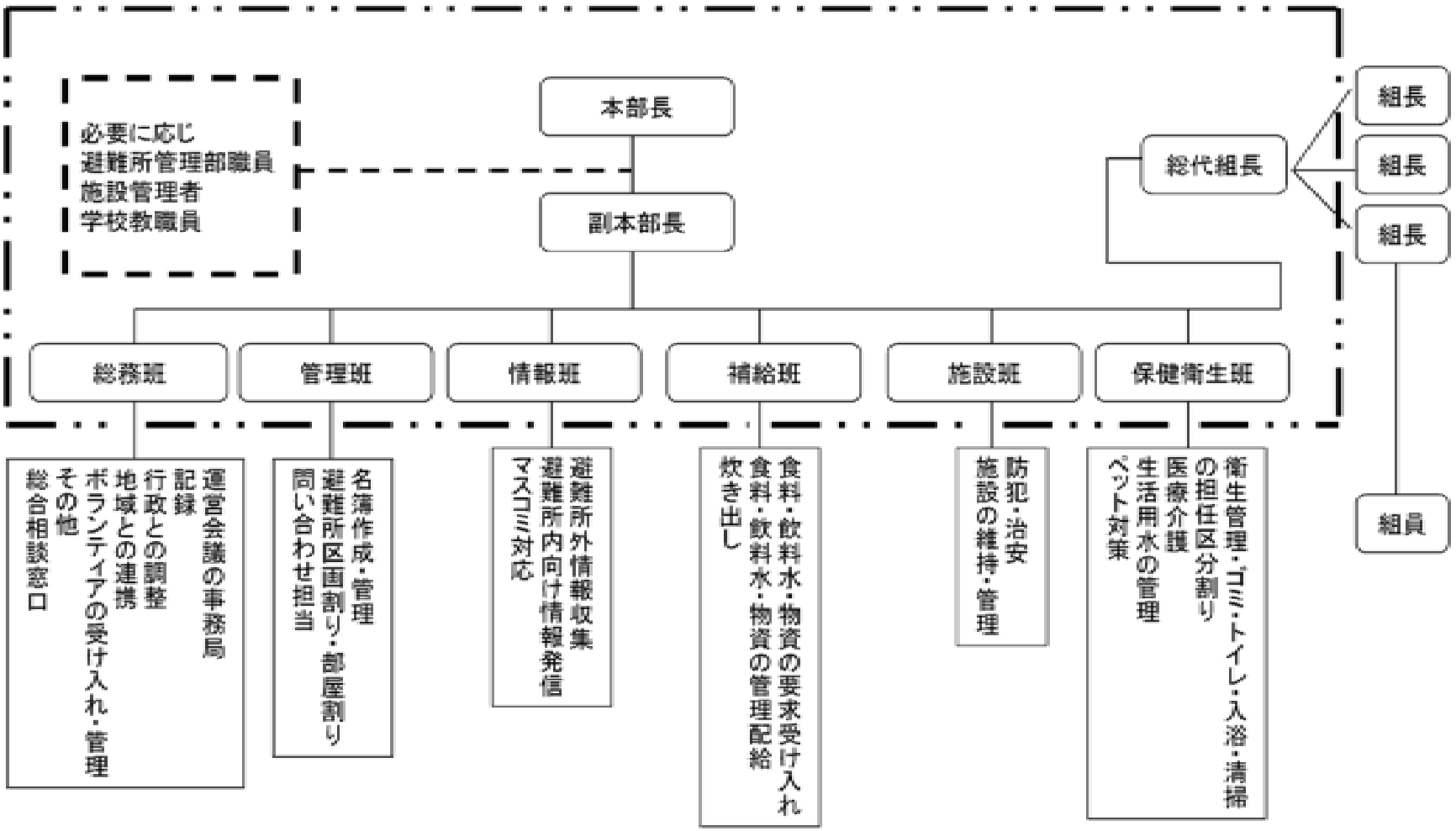

【別紙 2】

避難状況調査表

年　　月　　日

住 所								電話番号			
氏 名								入所年月日			
								退所年月日			
所属自治会						移転先住所 電話番号					
家族	続柄	氏名	性別	年齢	現況 健康	現況 軽傷	現況 重傷	現況 死亡	現況 不明	現況 血液型	医療状況等 （服薬名など）
緊急連絡先								担当者名			
								電話番号			
家屋の状況	全　壊		床下浸水			その 他					
	半　壊		床上浸水								

氏　名	保有資格等	備　考

安否確認のための情報開示（世帯別の氏名・住所）　　同意する・同意しない

保有資格は運転免許証を除く
（例：ヘルパー、建築士など）

避難者名簿No

【別紙 3】

避 難 者 名 簿

自治会名											
										年 月 日	
一連番号	氏 名	性別	年齢	血液型	住 所 電話番号	緊急連絡先 電話番号	情報開示	現 況 行方不明・死亡等	保有資格	入所年月日 退所年月日	
		男 女					開示 非開示				
		男 女					開示 非開示				
		男 女					開示 非開示				
		男 女					開示 非開示				
		男 女					開示 非開示				
		男 女					開示 非開示				

避難所名

保有資格は運転免許を除く公的資格及び民間資格を記入する

【別紙 4】

避難状況集計表

集計日		年　月　日 午前・午後　時　分	避難所名	
世帯数		現在数(A)	前日数(B)	増減数(A-B)
内訳	避難者	世帯	世帯	世帯
	在宅被災者等	世帯	世帯	世帯
	合　計	世帯	世帯	世帯
人　数		現在数(A)	前日数(B)	増減数(A-B)
内訳	避難者	人	人	人
	在宅被災者等	人	人	人
	合　計	人	人	人
地域状況	ライフライン	断水・停電・通話不通		
	道路状況	通行可・通行不能・片側通行可・通行不能		
	収容スペース	極端に狭い(1㎡程度)・狭い(2㎡程度)・普通(3㎡)・広い		
連絡事項				
備考 (風邪などの発生状況・避難施設の生活環境・避難者の雰囲気など)				

【別紙 5】

管　理　簿

品　名				避難所名	
年月日	受入数	払出数	残数	備考	

1品目1枚で作成。受払簿に残数があった場合に作成する。

対策本部に返納した場合は、払出数欄に記入後備考欄にその旨を記入

【別紙 6】

受払簿

避難所名						
年月日	品　　名	受入数	払出数	残数	担当者	備考

【別紙 7】

食料・物資請求票

要請日		年　月　日 午前・午後 時　分	避難所名	
食料等	避難者用食料	食	(内)要らかいもの	食
	在宅被災者用食料	食	(内)要らかいもの	食
	合　計	食	(内)要らかいもの	食
	避難者用水 (お茶等)	本	備考欄	
	在宅被災者用水 (お茶等)	本		
	合　計	本		

物資等	品名	数量	サイズなど	備考

一行に付一品、サイズごとに記入する

性別などは備考欄に記入する

【別紙 8】

避難所ペット台帳

（避難所名：　　）

No	飼育者	登録日	退所日	種類	性別	体格	毛色	ペット名、特徴
	氏名： 住所： 電話：				オス メス			
	氏名： 住所： 電話：				オス メス			
	氏名： 住所： 電話：				オス メス			
	氏名： 住所： 電話：				オス メス			
	氏名： 住所： 電話：				オス メス			
	氏名： 住所： 電話：				オス メス			
	氏名： 住所： 電話：				オス メス			
	氏名： 住所： 電話：				オス メス			
	氏名： 住所： 電話：				オス メス			
	氏名： 住所： 電話：				オス メス			

【別紙　９】

避難所におけるルール

この避難所のルールは、次のとおりです。
避難する方は、次の事項を守って快適な避難所生活ができるよう心がけて下さい。

１　この避難所は、○○○学校避難所です。

２　この避難所の運営に必要な事項を協議するため、施設管理者、避難者などの代表からなる避難所運営組織を立ち上げます。

○　毎日午前　　時と午後　　時に定例会議を行います。

○　運営組織として、総務班、管理班、情報班、補給班、施設班、保健衛生班を避難者で編成します。

３　避難所は、電気、水道などライフラインが復旧する頃を目途に閉鎖します。

４　避難者登録

○　避難所に入所するときは、家族単位で「避難状況調査表」に必要事項を記入して下さい。

○　避難所を退所するときは、管理班に届けた後退所して下さい。

５　犬､猫などのペット類は室内に入れることは出来ません(盲導犬等は除きます)。入所する時は台帳に登録をして下さい。

６　職員室、保健室、調理室など施設管理や避難者全員のために必要となる部屋及び実験室など危険な部屋には、避難できません。

７　食料、物資の配給

○　食糧、物資の配給は原則として平等です。ただし緊急の場合には、高齢者や子供、女性に優先して配給します。

○　食料、物資ともに組単位で配給を行います。その際には組長がまとめて組員の分を受領します。

○　配給は、避難所以外の近隣の人たちにも等しく行います。

８　定められた時間は厳守しましょう。

○　起床時間　　時　　分

○　消灯時間　　時　　分

○　食事時間　（朝）　時　　分　　（昼）　時　　分　　（夕）　時　　分

９　館内放送は、夜　　時で終了します。

10　トイレ清掃は、朝　　時、昼　　時、夕　　時に、避難者が交代で行います。清掃時間は放送します。

11　室内は飲酒、喫煙は禁止です。指定された場所でお願します。

12　ごみは分別して指定場所に集積して下さい。

13　各種伝達情報は、避難所の掲示板に張り出します。

14　その他

大量の人員が必要となる作業（食料、物資の受入、生活用水の確保等）へは、出来る限り協力して行って下さい。

不明な点や困った時は運営組織に相談して下さい。

【別紙 10】

体育館レイアウト例

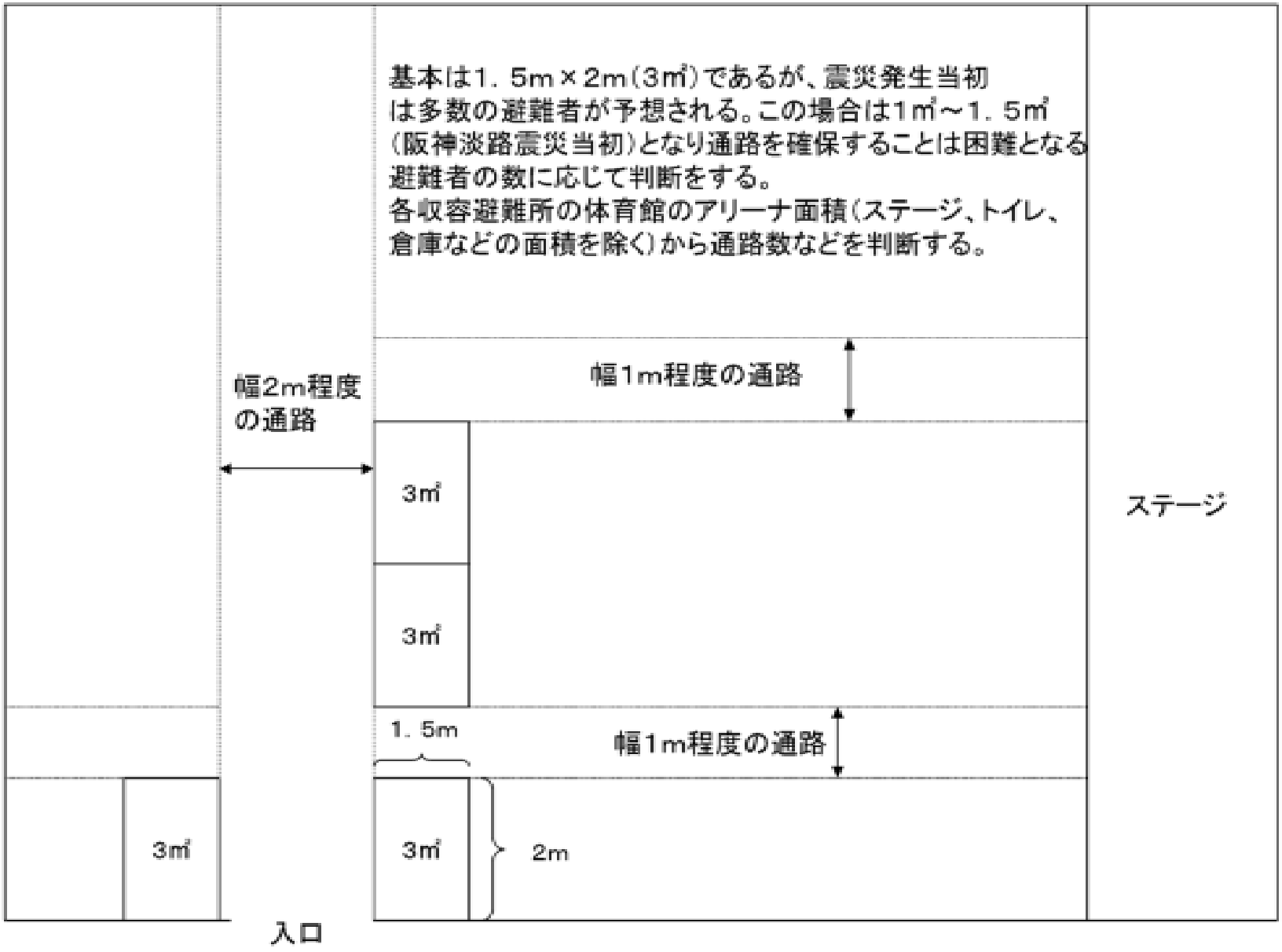

（資料４０）

春日・大野城・那珂川消防組合消防本部救急業務規程

平成 11 年 12 月 15 日
訓令　　第　19　号

第１章　総則

（目的）

第１条　この規程は、消防法（昭和 23 年法律第 186 号。以下「法」という。）及び、春日・大野城・那珂川消防組合消防本部消防活動基本規定（平成 21 年訓令第 3 号。以下「基本規定」という。）に定めるもののほか、救急業務の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第２条　この規定における用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

(1)　救急業務とは、法第２条第９項に定める救急業務をいう。

(2)　救急自動車とは、救急業務を行う自動車をいう。

(3)　観察とは、救急隊員の行う応急処置等の基準（昭和53年消防庁告示第２号）第５条第１項及び第２項をいう。

(4)　応急処置とは、救急隊員の行う応急処置等の基準（昭和53年消防庁告示第２号）第６条第１項から第３項までをいう。

(5)　実施基準とは、法第35条の５第１項に基づき福岡県が策定した傷病者の搬送及び受入れに関する実施基準（平成23年３月31日付け22消第4117号、22医指第4028号）をいう。

(6)　医療機関とは、医療法（昭和23年法律第205号）第１条の５に定める病院及び診療所をいう。

(7)　救急事故とは、法及び消防法施行令（昭和36年政令第37号。以下「令」という。）に定める救急業務の対象である事故をいう。

第２章　救急隊等

（救急業務の執行）

第３条　救急業務を行うため、消防署に救急隊を置く。

２　消防署長（以下「署長」という。）は、災害の状況により特に必要と認めるときは、救急隊以外の消防隊又は救急自動車以外の消防自動車に救急業務を行わせることができる。

（救急隊の編成）
第４条　救急隊は、救急自動車１台及び救急隊員（以下「隊員」という。）３人以上をもって編成する。
２　前項の隊員は、救急救命士法（平成３年法律第 36 号。以下「救命士法」という。）第２条第２項に規定する救急救命士の資格を有する消防職員又は令第 44 条第５項に該当する消防職員をもって充てるものとする。
３　救急隊の隊長（以下「隊長」という。）は、消防士長以上の階級にある者をもって充てる。
４　隊長は、上司の命を受け部下隊員を指揮監督し、救急業務に従事するものとする。

（署長の責務）
第５条　署長は、隊員に対し救急業務を行うに必要な学術及び技能を修得させるため、常に教育訓練を行うように努めなければならない。

（救急隊員の服装）
第６条　隊員は、救急業務に従事するときは、保安帽、救急服、感染防護衣及び短靴又は編上靴を着用するものとする。ただし、安全管理上の必要がある場合は、この限りではない。

第３章　救急活動等

（出動）
第７条　隊員は、基本規程第 44 条規定する出動指令により出動する。ただし、消防活動基本規程第 25 条に規定する応急出動の場合は、この限りでない。

（口頭指導）
第８条　隊員は、現場出動途上の救急自動車等から、救急現場付近にある者に電話等により応急手当の協力を要請し、その方法を指導するよう努めるものとする。
（傷病者の取扱い）
第９条　隊員は、傷病者を観察し、必要に応じて応急処置を施し、実施基準に基づき適正な医療機関を選定して搬送しなければならない。ただし、搬送することが傷病の程度を悪化させ、又は生命に重大な影響を及ぼすと認められる場合は、この限りでない。
２　前項の規定にかかわらず傷病者の傷病程度が軽傷で搬送の必要がないと認められるときは、応急処置のみにとどめることができる。

（搬送を拒んだ者の取扱い）
第10条　隊員は、傷病者又はその関係者が搬送を拒んだ場合はこれを搬送しないものとする。ただし、傷病者をそのまま放置しておくことがその生命や身体に重

大な影響を及ぼすと認められる場合は、この限りでない。

2　隊員は、搬送を拒んだ傷病者に対して、必要があると認める場合は搬送辞退書（様式第１号）を作成するものとする。

（死亡者の取扱い）

第11条　隊員は、頭部、体幹部が切断又は原形をとどめていない場合、全身に腐敗がみられる場合又は医師が死亡していると診断した場合若しくは次のすべてに該当した場合は、これを搬送しないものとする。

(1)　意識レベルがJCS300であること。

(2)　呼吸が全く感じられないこと。

(3)　総頸動脈で脈拍が全く触知できないこと。

(4)　瞳孔の散大が認められ、対光反射が全くないこと。

(5)　体温が感じられず、冷感が認められること。

(6)　死後硬直又は死斑が認められること。

2　判断に迷う場合は、指示医師に報告し指示・指導・助言を受けること。

（警察への通報）

第 12 条　隊員は、傷病者の傷病の原因に犯罪、食中毒又は毒物・劇物等の疑いがあると認められるときは、すみやかに所轄の警察署長に通報するとともに現場保存又は証拠の保全に留意しなければならない。

2　隊員は、傷病者が救急現場において明らかに死亡している場合は、すみやかに所轄の警察署長に通報しなければならない。

（感染症と疑われる者の取扱い）

第 13 条　感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）第６条に規定する１類感染症、２類感染症、３類感染症、新型インフルエンザ等、指定感染症又は新感染症の患者について、特別の事由がある場合を除き原則として搬送しないものとする。

2　隊長は、前項の感染症と疑われる傷病者を搬送した場合は、隊員及び救急自動車の汚染に留意し、直ちに所定の消毒を行いこの旨を署長に報告しなければならない。

3　署長は、前項の報告を受けたときは、当該傷病者に対する医師の診断結果を確認し、所要の措置を講じなければならない。

（感染防止対策）

第 14 条　隊員は、春日・大野城・那珂川消防組合消防本部感染症対応要領（平成 28 年訓令第６号）及び感染防止対策マニュアルに基づき対応しなければならない。

（行旅病者等の措置）
第 15 条　傷病者が行旅病者等の場合は、すみやかに所轄の警察署長並びに所轄の福祉事務所長に通報するものとする。

（要保護者の取扱い）
第 16 条　署長は、傷病者が生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)に定める被保護者又は要保護者と認められる場合には、所轄の福祉事務所長に通知するものとする。

（虐待を受けたと思われる者の取扱い）
第17条　隊員は救急業務の実施に際し、次に掲げる者を発見した場合、警備課長に速報（様式第２号）を行うとともに、警備課長は必要に応じ、関係機関に通知するものとする。
(1)　児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）に定める児童虐待を受けたと思われる児童
(2)　配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）に定める配偶者からの暴力（配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。）を受けている者又は配偶者の暴力によって負傷し若しくは疾病にかかったと認められる者
(3)　高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号）に定める養護者による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者

（医師の派遣の要請）
第 18 条　隊員は、次の各号のいずれかに該当する場合は、すみやかに救急現場への医師の派遣を要請し、医師の診断結果により行動するものとする。
（１）傷病者の状態からみて搬送することが傷病の程度を悪化させ、又は生命に重大な影響を及ぼすと認められる場合
（２）傷病者の状態からみて搬送の可否の判断が困難な場合
（３）救急現場において医師の診療を必要と認める場合

（関係者の同乗）
第 19 条　隊員は、傷病者の関係者又は警察官等が同乗を求めたときは、努めてこれに応じるものとする。ただし、救急車内での救急活動に支障があると判断した場合は、同乗させないことができる。
（家族等への連絡）
第 20 条　隊員は、傷病者の傷病の状況により必要があると認めるときは、その家族等に対し、傷病の程度及び状況等を連絡するように努めるものとする。

第４章　救急自動車の取扱い

（消毒）

第21条　署長は、第13条第２項のほか、次の各号に定めるところにより救急自動車及び積載品の消毒を行うものとする。

（１）　定期消毒　毎月１回

（２）　使用後消毒　毎使用後（必要の都度）

（消毒の表示）

第 22 条　署長は、前条第１号による消毒をしたときは、その旨を消毒実施表（様式第３号）に記入し、救急自動車の見やすい位置に表示しなければならない。

第５章　報告

（救急報告）

第 23 条　隊長は、救急活動後帰署したときは、すみやかに処理の概要を上司に報告し、救急報告書兼救急救命処置録(様式第 5 号。以下「救急報告書」という。)により署長に報告するものとする。

（特異な救急事故等の報告）

第 24 条　署長は、救急事故が火災・災害等速報要領(昭和 59 年 10 月消防災第 267 号消防庁長官通知)に定める救急事故に該当する場合は、すみやかに消防長に報告するとともに事故発生の日から５日以内に救急詳報(様式第４号)により消防長に報告しなければならない。

２　署長は、前項に定めるほか、次の各号の１に該当する事案を取り扱ったときは、救急事案報告書(様式第６号)により消防長に報告するものとする。

（１）　受入れ医療機関の確保に長時間を要した事案

（２）　隊員等が危害を加えられた事案

（３）　その他、特に必要と認める事案

（救急救命処置録）

第 25 条　救急救命士の資格を有する隊員は、救急救命処置（救急救命士第２条第１項に規定する救急救命処置をいう。以下同じ。）を行ったときは、遅滞なく次の各号に掲げる事項を救急救命報告書に記載し、すみやかに署長に報告しなければならない。

（１）　救急救命処置を受けた者の住所、氏名、性別及び年齢

（２）　救急救命処置を行った者の氏名

（３）　救急救命処置を行った年月日

（４） 救急救命処置を受けた者の状況
（５） 救急救命処置の内容
（６） 指示を受けた医師の氏名及びその指示内容

２　署長は、前項の救急救命報告書を記載の日から５年間保存しなければならない。

第６章　救急業務計画等

（調査）
第 26 条　署長は、救急業務の円滑な実施を図るため、医療機関等の位置及びその他必要な事項を調査し、救急医療施設台帳（様式第７号）を作成し、整理しておかなければならない。

（医療機関との連絡）
第 27 条　署長は、救急業務の実施については、医療機関と密接な連絡をとらなければならない。

（団体等との連絡）
第 28 条　署長は、救急に関する事務を行っている団体等と救急業務の実施について情報を交換し、緊密な連絡をとらなければならない。

（住民に対する応急手当の普及啓発）
第 29 条　消防長は、住民に対する応急手当の普及啓発活動を計画的に推進するよう努めなければならない。

（多数傷病者発生時）
第 30 条　多数傷病者が発生した場合の事故対策等については、消防長が別に定める。

第７章　雑則

（搬送証明）
第 31 条　署長は、救急業務に関する証明申請がなされた場合は、春日・大野城・那珂川消防組合救急搬送証明書交付要綱(平成 21 年告示第３号)に基づき証明することができる。

（委任）
第 32 条　この規程の施行に際し必要な事項は、別に定める。

附　則

この訓令は、令和３年 12 月 20 日から施行する。

（資料４１）

消防団の組織

（令和 5 年 4 月 1 日現在）

春日市消防団　　（定員 128 名）

消防団長　副団長

団本部女性部	防災活動車
本部分団	消防ポンプ車
東分団	消防ポンプ車
西分団	消防ポンプ車
南分団	消防ポンプ車
北分団	消防ポンプ車

大野城市消防団　　（定員 200 名）

消防団長　副団長

本部分団	消防ポンプ車
第１分団	消防ポンプ車
	小型ポンプ軽積載車
第２分団	消防ポンプ車
第３分団	小型ポンプ積載車
第４分団	小型ポンプ積載車
第５分団	小型ポンプ積載車

那珂川市消防団　　（定員 260 名

消防団長　副団長

本　部　分　団		小型ポンプ積載車
第１分団	第１部	消防ポンプ車
		小型ポンプ積載車
	第２部	小型ポンプ積載車
第２分団	第１部	小型ポンプ積載車
		小型ポンプ軽積載車
	第２部	小型ポンプ積載車
	第３部	消防ポンプ車
第３分団	第１部	消防ポンプ車
		小型ポンプ軽積載車
	第２部	小型ポンプ積載車
	第３部	消防ポンプ車
		小型ポンプ積載車

（資料４２）

消防水利現有数

令和５年４月１日現在

区分＼市		春日市	大野城市	那珂川市	合計
消火栓	公設消火栓	９００	１，１８９	４９２	２，５７６
	私設消火栓	５４	６	３０	９０
	合　　計	１，１３６	１，１９５	５２２	２，６６６
公設防火水槽	20 ㎥～40 ㎥未満	１３	１４	０	２７
	40 ㎥～100 ㎥未満	２２	４０	７５	１３７
	100 ㎥以上	０	０	０	０
	合　　計	３５	５４	７６	１６５
私設防火水槽	20 ㎥～40 ㎥未満	７９	８４	１０	１６５
	40 ㎥～100 ㎥未満	６８	４４	４７	１５８
	100 ㎥以上	１	３	０	４
	合　　計	１４７	１３１	５７	３２７
その他	プ　ー　ル	２３	２１	１１	５４
	溝・河川	１５	１９	４０	７４
	池	１９	２６	２８	７３
	井戸	０	０	０	０
	合　　計	５７	６６	７９	２０１

（資料43）

福岡県内の災害拠点病院

No.	医療機関名	所在地
1	九州大学病院	福岡市東区馬出3-1-1
2	福岡和白病院	福岡市東区和白丘2-2-75
3	九州医療センター	福岡市中央区地行浜1-8-1
4	福岡県済生会福岡総合病院	福岡市中央区天神1-3-46
5	福岡赤十字病院	福岡市南区大楠3-1-1
6	福岡大学病院	福岡市城南区七隈7-45-1
7	福岡記念病院	福岡市早良区西新1-1-35
8	福岡東医療センター	古賀市千鳥1-1-1
9	福岡青洲会病院	糟屋郡粕屋町長者原西4-11-8
10	宗像水光会総合病院	福津市日蒔野5-7-1
11	福岡県済生会二日市病院	筑紫野市湯町3-13-1
12	福岡徳洲会病院	春日市須玖北4-5
13	朝倉医師会病院	朝倉市来春422-1
14	久留米大学病院	久留米市旭町67
15	聖マリア病院	久留米市津福本町422
16	田主丸中央病院	久留米市田主丸町益生田892
17	筑後市立病院	筑後市大字和泉917-1
18	大牟田市立病院	大牟田市宝坂町2-19-1
19	ヨコクラ病院	みやま市高田町濃施480-2
20	飯塚病院	飯塚市芳雄町3-83
21	田川市立病院	田川市大字糒1700-2
22	新小文字病院	北九州市門司区大里新町2-5
23	戸畑共立病院	北九州市戸畑区沢見2-5-1
24	北九州総合病院	北九州市小倉北区東城野町1-1
25	北九州市立医療センター	北九州市小倉北区馬借2-1-1
26	健和会大手町病院	北九州市小倉北区大手町15-1
27	九州労災病院	北九州市小倉南区曽根北町1-1
28	北九州市立八幡病院	北九州市八幡東区尾倉2-6-2
29	産業医科大学病院	北九州市八幡西区医生ヶ丘1-1
30	九州病院	北九州市八幡西区岸の浦1-8-1
31	新行橋病院	行橋市道場寺1411
32	小波瀬病院	京都郡苅田町大字新津1598

（資料４４）

公用車両一覧表（本庁管理分）

Ｎｏ	車番	登録番号	種別	カギ管理	所在	備考	緊急通行指定車両
1	1号車	福岡580ひ 1028	軽自動車	配車室	地下駐車場	軽電気自動車（2人乗り）	
2	2号車	福岡480く 4019	軽自動車	配車室	地下駐車場	軽バン	
3	3号車	福岡480つ 3395	軽自動車	配車室	地下駐車場	軽トラック	
4	4号車	福岡480と 9669	軽自動車	配車室	地下駐車場	軽バン	
5	5号車	福岡480て 6366	軽自動車	配車室	地下駐車場	軽バン	
6	6号車	福岡480と 9670	軽自動車	配車室	地下駐車場	軽バン	
7	7号車	福岡480す 5935	軽自動車	配車室	地下駐車場	軽バン	
8	8号車	福岡480て 6367	軽自動車	配車室	地下駐車場	軽バン	
9	9号車	福岡480と 9671	軽自動車	配車室	地下駐車場	軽バン	
10	10号車	福岡480と 9672	軽自動車	配車室	地下駐車場	軽バン	
11	11号車	福岡480な 9458	軽自動車	配車室	地下駐車場	軽バン	
12	12号車	福岡480な 9460	軽自動車	配車室	地下駐車場	軽バン	
13	13号車	福岡480な 9461	軽自動車	配車室	地下駐車場	軽バン	
14	14号車	福岡480つ 9348	軽自動車	配車室	地下駐車場	軽バン	
15	15号車	福岡480て 6368	軽自動車	配車室	地下駐車場	軽バン	
16	16号車	福岡480に 9885	軽自動車	配車室	職員駐車場	軽バン	
17	17号車	福岡581さ 1835	軽自動車	配車室	職員駐車場	軽乗用	
18	18号車	福岡581さ 1836	軽自動車	配車室	職員駐車場	軽乗用	
19	19号車	福岡581ち 1184	軽自動車	配車室	職員駐車場	軽乗用	
20	20号車	福岡581ち 1185	軽自動車	配車室	職員駐車場	軽乗用	
21	21号車	福岡581ち 1186	軽自動車	配車室	職員駐車場	軽乗用	
22	22号車	福岡581ち 1187	軽自動車	配車室	職員駐車場	軽乗用	
23	23号車	福岡581ち 1188	軽自動車	配車室	職員駐車場	軽乗用	
24	24号車	福岡581え 6226	軽自動車	配車室	職員駐車場	軽乗用	
25	25号車	福岡581え 6227	軽自動車	配車室	職員駐車場	軽乗用	
26	26号車	福岡582け 1630	軽自動車	配車室	職員駐車場	軽乗用	
27	27号車	福岡480つ 9347	軽自動車	配車室	職員駐車場	軽バン	
28	28号車	福岡480て 6369	軽自動車	配車室	職員駐車場	軽バン	
29	29号車	福岡582え 5666	軽自動車	配車室	職員駐車場	軽バン（福祉車両）	
30	32号車	福岡400つ 1871	小型	配車室	職員駐車場	貨物車（サクシード）	
31	33号車	福岡503に 8192	小型	配車室	職員駐車場	乗用車（ノア）	
32	34号車	福岡300に 6631	普通	配車室	地下駐車場	乗用車（エスティマ）	
33	35号車	福岡301ほ 7289	普通	配車室	地下駐車場	乗用車（エスティマＨＶ）	
34	41号車	福岡503と 4189	小型	配車室	職員駐車場	乗用車（カローラＨＶ）	
35	議長車	福岡302な 2890	普通	配車室	地下駐車場	議長車	
36	日赤車	福岡41ね 6596	軽自動車	配車室	職員駐車場	軽バン（日赤車）	
37	原付	春日市そ 5501	原付	配車室	地下駐車場	原付（50cc以下）	
38	原付	春日市そ 5502	原付	配車室	地下駐車場	原付（50cc以下）	
39	原付	春日市そ 6889	原付	配車室	地下駐車場	原付（50cc以下）	
40	31号車	福岡41の 2977	軽自動車	環境課	職員駐車場	軽ピックアップ	
41	37号車	福岡400は 350	小型	環境課	地下駐車場	トラック	
42	39号車	福岡41ぬ 5577	軽自動車	安全安心課	地下駐車場	軽バン（交通安全号）	
43	40号車	福岡480そ 6593	軽自動車	安全安心課	地下駐車場	軽バン（青パト車）	
44	42号車	福岡480け 6620	軽自動車	安全安心課	地下駐車場	軽バン（青パト車）	
45	71号車	福岡800さ 8063	普通	安全安心課	地下駐車場	消防指令車	
46	38号車	福岡400ち 8460	小型	道路管理課	地下駐車場	トラック	
47	30号車	福岡480け 36	軽自動車	用地課	職員駐車場	軽バン（地籍調査号）	

※令和4年4月1日現在

（資料４４）

公用車両一覧表（出先管理分）

Ｎｏ	車番	登録番号	種別	カギ管理	所在	備考	緊急通行指定車両
48	68号車	福岡480ち 8596	軽自動車	健康課	いきいきプラザ	軽バン	
49	69号車	福岡480け 35	軽自動車	健康課	いきいきプラザ	軽バン	
50	70号車	福岡480つ 9350	軽自動車	健康課	いきいきプラザ	軽バン	
51	52号車	福岡480け 6619	軽自動車	子育て支援課	いきいきプラザ	軽バン	
52	54号車	福岡582け 1631	軽自動車	子育て支援課	いきいきプラザ	軽乗用	
53	55号車	福岡582け 1632	軽自動車	子育て支援課	いきいきプラザ	軽乗用	
54	67号車	福岡480ち 8593	軽自動車	子育て支援課	いきいきプラザ	軽バン	
55	66号車	福岡480ち 8595	軽自動車	市民課（西出張所）	いきいきプラザ	軽バン	
56	53号車	福岡480す 5934	軽自動車	学校教育課	教育支援センター	軽バン	
57	45号車	福岡480つ 9352	軽自動車	昇町保育所	昇町保育所	軽バン	
58	46号車	福岡480せ 5440	軽自動車	昇町保育所	昇町保育所	軽バン	
59	64号車	福岡130す 2019	普通	文化スポーツ課	総合スポーツセンター	貨物車（キャラバン）	
60	65号車	福岡480さ 7078	軽自動車	文化スポーツ課	総合スポーツセンター	軽バン	
61	47号車	福岡41の 9484	軽自動車	人権男女共同参画課	男女共同参画・消費生活センター	軽バン	
62	49号車	福岡480あ 5463	軽自動車	文化財課	奴国の丘歴史資料館	軽バン	
63	61号車	福岡480そ 6589	軽自動車	文化財課	奴国の丘歴史資料館	軽トラック	
64	62号車	福岡480せ 5438	軽自動車	文化財課	奴国の丘歴史資料館	軽バン	
65	63号車	福岡480ち 8594	軽自動車	文化財課	奴国の丘歴史資料館	軽バン	
66	51号車	福岡480つ 9351	軽自動車	子育て支援課	福祉ぱれっと館	軽バン	
67	57号車	福岡480さ 7077	軽自動車	文化スポーツ課	ふれあい文化センター	軽バン	
68	58号車	福岡581え 6228	軽自動車	文化スポーツ課	ふれあい文化センター	軽乗用	
69	59号車	福岡480す 5936	軽自動車	文化スポーツ課	ふれあい文化センター	軽バン	
70		福岡200は 293	バス	福祉支援課	ナギの木苑		
71		福岡800さ 4131	特殊	福祉支援課	福祉ぱれっと館	要援護者輸送用	
72		福岡800さ 4946	特殊	福祉支援課	福祉ぱれっと館	要援護者輸送用	

※令和4年4月1日現在

（資料４５）

水門調査報告書

第　　号水門

水門調査 実施日	年　月　日　曜日　時から　時まで		
報告日	年　月　日	水門調査者	印 印
出水の概要	川 雨水幹線 警戒水位　m 出水位　m	連続雨量　mm 最大日雨量　mm 最大時間雨量　mm	
天候の状態			
洪水増減の状況			
水門その他水路施設の異常の有無			
水門管理地域住民の状況			
避難の状況			
今後考慮を要する点その他の所見			

（資料４６）

ため池所在地一覧表

（令和４年１２月現在）

	ため池名称	所　在　地	登記面積（㎡）	農業用ため池	春日市防災重点農業用ため池	災害時における春日市ため池等の水の使用に関する覚書
1	重　池	塚原台1丁目113番	5,515	○	○	
2	惣利池	塚原台1丁目112番	26,151	○	○	○
3	社　池	春日1丁目83番	12,335	○	○	
4	大牟田池	大字春日1594番1	65,896	○	○	○
5	小倉新池	紅葉ヶ丘西3丁目4番	8,128	○		○
6	磐石池	岡本3丁目68番	2,253	○		○
7	上散田池	岡本5丁目67番	2,360	○	○	○
8	須玖新池	紅葉ヶ丘東4丁目1番	35,694	○	○	○
9	寺田池	下白水南2丁目232番	36,124	○	○	○
10	大丸池	大字下白水207番43	13,284			
11	白水池	大字上白水1番1 大字下白水211番1	152,730	○	○	○
12	長添池	大字上白水1316番1	16,348	○		○
13	ヒシャテガ浦池	大字上白水214番1	20,916	○	○	○
14	西浦新池	大字上白水1309番108	17,960			○
15	中原中池	大字上白水1301番1	13,722		※	○
16	中原新池	大字上白水1295番1	16,621		※	○
17	龍神池	春日原北町4丁目50番5	2,985	○		
18	池の頭池	春日公園6丁目2番2	4,109	○		○
19	春日貯水池	大字春日1097番	58,943			
				14	9	14

※　那珂川市において「防災重点農業用ため池」として指定されているため池

（資料４７）

水門リスト

（令和4年6月現在）

施設番号	名称	構造略称	所管水利組合	
1	小倉第１雨水北小前水門ポンプ	ポンプ併用手動水門	須玖	春日市岡本1丁目６８番地先
2	小倉第１雨水多耕田水門ポンプ	ポンプ併用手動水門	須玖	春日市須玖南２丁目６６番地前
3	小倉第１雨水春中前水門ポンプ	ポンプ併用手動水門	須玖	春日市須玖南２丁目（春日中学校横）
4	小倉第１雨水藤波水門	電動水門	須玖	春日市昇町１丁目４９番地前
5	小倉第１雨水万若水門ポンプ	ポンプ併用手動水門	昇町	春日市大土居１丁目９３番地前
6	小倉第２雨水原田水門	電動水門	小倉	春日市大谷７丁目１３６番地前
7	小倉第８雨水白水池前水門	電動水門	昇町	春日市大字下白水（白水大池公園正面駐車場横）
8	川久保須玖北公民館前水門	電動水門	須玖	春日市須玖北５丁目１８４番地前
9	昇町第１雨水須玖北公民館前導水水門	電動水門	下水道課管理	春日市須玖北５丁目１８５番地前
10	下白水みどり牛乳前第２井堰	手動水門施設	下白水	春日市下白水北３丁目９１番地１前
11	白水保育所前井堰	手動水門施設	下白水	春日市下白水南３丁目６８番地前
12	白水第３雨水下白水第１井堰	手動水門施設	下白水	春日市下白水南５丁目２３番地前
13	白水第３雨水下白水第２井堰	手動水門施設	下白水	春日市下白水南５丁目１１８番地前
14	須玖南日掛井堰	手動水門施設	須玖	春日市須玖南５丁目８７番地前
15	須玖女学院前線井堰	手動水門施設	須玖	春日市須玖南８丁目１０番地前
16	昇町第２雨水下白水井堰	手動水門施設	下白水	春日市下白水北１丁目５５番地前
17	白水第１雨水五反田第３井堰	手動水門施設	下白水	春日市下白水北７丁目７６番地前
18	小倉第２雨水防火道路井堰	手動水門施設	小倉	春日市大和町４丁目３５番地２前
19	昇町大土居分岐井堰	手動水門施設	昇町	春日市昇町７丁目５５番地前
20	白水池下大土居分岐第１井堰	手動水門施設	昇町・下白水	春日市天神山３丁目５５番地前
21	白水池下大土居分岐第２井堰	手動水門施設	上白水	春日市天神山３丁目５４番地前
22	昇町万若第１井堰	手動水門施設	昇町	春日市大土居２丁目１２９番地前
23	昇町万若第２井堰	手動水門施設	昇町	春日市大土居２丁目１２１番地前
24	昇町万若第３井堰	手動水門施設	昇町	春日市大土居２丁目１０４番地前
25	整理池第３井堰	手動水門施設	上白水	春日市白水ヶ丘４丁目５３番地前
26	寺田池下水門	手動水門施設	昇町	春日市下白水南１丁目７番地前
27	池の内井堰	手動水門施設	上白水	春日市天神山２丁目９２番地前
28	上白水第１堰	手動水門施設	下白水	春日市上白水１丁目５番地前
29	上白水第３堰	手動水門施設	上白水	春日市上白水５丁目２１番地前
30	上白水第４堰	手動水門施設	上白水	春日市上白水４丁目１８番地前
31	上白水第５堰	手動水門施設	上白水	春日市上白水３丁目４１番地前
32	上白水第６堰	手動水門施設	上白水	春日市上白水３丁目６８番地前
33	上白水分水堰	手動水門施設	上白水	春日市天神山１丁目２１３番地前
34	大土居２丁目水門	手動水門施設	昇町	春日市大土居２丁目１０４番地前
35	浦の原第１堰	手動水門施設	昇町	春日市大字下白水３２番地１１前
36	浦の原第２堰	手動水門施設	昇町	春日市大字下白水３２番地２０前
37	天神山第１井堰	手動水門施設	上白水	春日市天神山７丁目５番地前
38	須玖北老松神社前水門	手動水門施設	須玖	春日市須玖北５丁目１６７番地前
39	浦の原第３堰	手動水門施設	昇町	春日市大字下白水４１番地８前
40	白水大池余水吐調整ゲート	手動水門施設	須玖・上白水・下白水	春日市大字下白水地内（白水大池公園内）
41	小倉第２雨水貯留施設水門	電動水門	春日市	春日市小倉東２丁目６９番地前
42	小倉第３雨水貯留施設	ポンプ施設	春日市	春日市大字下白水５６番地前

防災水門

（資料４８）

福岡県消防相互応援協定書

（目的）

第１条　この協定は、消防組織法（昭和２２年法律第２２６号）第３９条の規定に基づき、福岡県内の市町村、消防の一部事務組合及び消防を含む一部事務組合（以下「市町村等」という。）の消防相互応援について必要な事項を定め、県内において大規模災害等が発生した場合に相互の消防力を活用して、災害による被害を最小限に防止することを目的とする。

（地域区分）

第２条　この協定による相互応援を円滑に実施するため、市町村等を別表に掲げる地域に区分する。

（対象とする災害）

第３条　この協定の対象とする災害は、次に掲げる災害とする。

(1)　林野火災、高層建築物火災、危険物火災等の大規模火災
(2)　地震、風水害その他大規模災害
(3)　航空機事故、列車事故等で大規模又は特殊な救急・救助事故
(4)　武力攻撃がう綿が割れる災害
(5)　放射性物質、生物剤又は化学剤による災害
(6)　その他前各号に蚊か出る災害に準ずる災害で、応援が必要と判断されるもの

（応援要請）

第４条　応戦要請は災害が発生した市町村等（以下「要請側」という。）の長又は消防長から、協定市町村等の長又は消防長に対し、災害規模等に応じて次の各号の区分により行う。

（１）第一要請
　　第２条に規定する地域内の市町村等に対して行う応援要請
（２）第二要請
　　第一要請に加えて、他の地域の市町村等に対して行う応援要請

２　応援要請は、原則として第一要請、第二要請の順に行うものとする。ただし、要請側の長又は消防長が特に必要と認める場合は、この限りではない。

（応援隊等の派遣及び中断）

第５条　前条の規定により応援の要請を受けた市町村等（以下「応援側」という。）の長又は消防長は、当該発災市町村等における災害対応を応援するため、消防隊（以下「応援隊」という。）を派遣するものとする。ただし、やむを得ない理由により派遣し難い場合は、派遣をしないことができるものとする。

２　応援側の都合で央延滞を復帰させるべき特別の事態が生じた場合においては、

応援側の長又は消防長は、要請側の長又は消防長と協議のうえ応援を中断することができるものとする。

（迅速な応援出動体制の確立）

第６条　協定市町村等の長又は消防長は、大規模災害等の発生に際し、要請側の長又は消防長と連絡が取れない場合又は被害状況が確認できない場合等の特に緊急を要するときには、第４条に規定する応援要請を待たず、先行調査のため、必要な応援隊（以下「先遣隊」という。）を派遣できるものとする。

２　先遣隊を派遣した応援側の都合で先遣隊を復帰させるべき特別な事態が生じた場合においては、応援側の長又は消防長は、先遣隊の派遣を中断することができるものとする。

（通報）

第７条　応援を要請した場合又は応援隊等を派遣した場合や派遣を中断した場合において、要請側又は応援側の長又は消防長は、その旨を福岡件に対して通報するものとする。

（応援側の指揮）

第８条　応援隊は、法第４７条の規定に基づき要請側の長の指揮の下に行動するものとする。

（経費の負担）

第９条　応援に関し要した経費については、次の各号に定めるところにより負担するものとする。

(1)　応援側の負担する経費

ア　消防機械器具の燃料費（補給燃料を除く）及び小破損の修理費

イ　消防職員及び消防団員の給与その他の給付に関する経費

ウ　消防職員及び消防団員が負傷、疾病又は死亡した場合における補償費及び賞じゅつ金等

エ　交通事故における損害賠償費等

オ　応援側の重大な過失により発生した事故に要する経費

(2)　要請側の負担する経費

前号に定める経費以外の経費

２　前項に定める費用負担について疑義を生じた場合は、当該市町村等において協議のうえ決定するものとする。

（消防団応援）

第 10 条　消防団の応援に関する必要な事項は、別に定めるものとする。

（航空消防応援）

第 11 条　この協定の規定にかかわらず、航空消防の応援については、別に定める

要綱によるものとする。

（改廃）

第 12 条　この協定の改廃は、協定市町村等の長の協議により行うものとする。

（委任）

第 13 条　この協定の実施に関し必要な事項は、市町村等の消防長が協議して定める。

附 則

1　この協定は、令和 2 年 4 月 1 日から効力を生じる。

2　平成 25 年 3 月 28 日付けで関係市町村等の間において締結した福岡県消防相互応援協定（以下「旧協定」という。）は、その効力を失う。ただし、この協定の効力が生じる日前に行われた消防相互応援に関する経費の負担については、旧協定第 10 条の規定は、なおその効力を有する。

3　この協定の締結を証するため、本書 5 通を作成し、記名押印のうえ、福岡県消防防災課、福岡県市長会、福岡県町村会、福岡県消防長会及び財団法人福岡県消防協会に保管を依頼するとともに、各市町村等はその写しを各 1 通保管するものとする。

令和 2 年 3 月 11 日

別表（協定第２条関係）

地　域	構　成　市　町　村　等
(1)北九州地域	北九州市　行橋市　豊前市　中間市　芦屋町 水巻町　岡垣町　遠賀町　苅田町　みやこ町 吉富町　上毛町　築上町 京築広域市町村圏事務組合 遠賀・中間地域広域行政事務組合
(2)筑豊地域	直方市　飯塚市　田川市　宮若市　嘉麻市 小竹町　鞍手町　桂川町　香春町　添田町 糸田町　川崎町　大任町　赤村　福智町 飯塚地区消防組合　福岡県田川地区消防組合 直方・鞍手広域市町村圏事務組合
(3)福岡地域	福岡市　筑紫野市　春日市　大野城市　宗像市 太宰府市　古賀市　福津市　糸島市　那珂川市 宇美町　篠栗町　志免町　須恵町　新宮町 久山町　粕屋町 筑紫野太宰府消防組合 春日・大野城・那珂川消防組合 粕屋南部消防組合　粕屋北部消防組合 宗像地区事務組合
(4)筑後地域	大牟田市　久留米市　柳川市　八女市　筑後市 大川市　小郡市　うきは市　朝倉市　みやま市 筑前町　東峰村　大刀洗町　大木町　広川町 八女地区消防組合 久留米広域市町村圏事務組合 甘木・朝倉広域市町村圏事務組合

（資料４９）

福岡県消防相互応援協定覚書

（趣旨）

第１条　この覚書は、福岡県消防相互応援協定（以下「協定」という。）第１３条の規定に基づき、協定の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

（代表消防機関及び地域代表消防機関の設置）

第２条　協定による相互応援を円滑に実施するため、代表消防機関を、協定第２条に掲げる地域にそれぞれ地域代表消防機関を設置するものとし、代表消防機関及び地域代表消防機関（以下「代表消防機関等」という。）にはそれぞれ代行消防機関及び地域代表補助消防機関を選定しておくものとする。

２　前項に規定する代表消防機関及び代行消防機関、地域代表補助消防機関は、別表に定める消防本部とする。

（応援可能消防隊の登録）

第３条　各消防本部は、応援出動が可能な消防隊をあらかじめ登録しておくものとする。

（応援要請の方法）

第４条　協定書第４条の規定に基づく応援要請の方法は､別に定めるものとする。

２　要請側の長は、事後速やかに応援側の長に対し応援要請書（様式第１号）を提出するものとする。

（応援隊派遣時の連絡）

第５条　協定第５条の規定に基づき、応援隊の派遣を決定した場合又はやむを得ない理由により派遣し難い場合は、応援側の長又は消防長は、その旨を速やかに要請側の長又は消防長に連絡するものとする。

（先遣隊派遣時の連絡）

第６条　協定書第６条の規定に基づき、先遣隊の派遣を決定した応援側の長又は消防長は、その旨を速やかに要請側の長又は消防長に連絡するものとする。

２　先遣隊の最高指揮者は、現場到着時に要請側の長又は消防長に応援の要否を確認するものとする。

（指揮支援隊の派遣）

第７条　協定第５条の規定に基づき、代表消防機関等は、指揮支援隊（要請側の長又は消防長の指揮を補佐し、及び応援隊を管理する消防隊をいう。）を派遣す

るものとする。

（応援隊の指揮体制）

第８条　要請側の長又は消防長は、早期に現場指揮本部を設置し、指揮体制の確立に努めるものとする。

２　地域代表消防機関の長又は消防長は、地域指揮隊（第一要請時に地域内の応援隊を統制する消防隊をいう。）を派遣し、応援隊を指揮するものとする。

３　代表消防機関の長又は消防長は、県指揮隊（第二要請時に県内の応援隊を統制する消防隊をいう。）を派遣し、応援隊を指揮するものとする。

（応援の始期及び終期）

第９条　応援の始期は、応援隊が常備配置場所から出動した時点とする。ただし、応援隊が常備配置場所の外にある場合は、応援出動命令を受けて出動した時点とする。

２　先遣隊の応援の始期は、第６条第２項の規定により、応援要請を受けた時点とする。

３　応援の終期は、応援隊が常備配置場所に帰着した時点とする。ただし、応援に関する目的を終了したのち、他の用務のため行動する場合は、その目的の行動を開始した時点とする。

（事後の報告）

第 10 条　応援側の長又は消防長は、要請側の長又は消防長に対して、別に定める方法により応援隊の活動状況を報告するものとする。

２　要請側の長又は消防長は、応援側の長又は消防長に対して、別に定める方法により災害概要を報告するものとする。

（経費の請求）

第 11 条　応援側の長は、協定書第９条の規定に基づき、応援に要した経費を請求するときは、別記様式第２号により要請側の長に請求するものとする。

（合同訓練の実施）

第 12 条　各消防長は、円滑な応援活動を図るため各消防本部間で協議のうえ、合同で消防訓練を実施するよう努めるものとする。

（連絡会議等の設置）

第 13 条　協定の円滑な運用を図るため、連絡会議及び協定書第２条に定める地域ごとに、地域連絡会議を設置する。

２　連絡協議会の事務局は代表消防機関内に、地域連絡協議会の事務局は地域代

表消防機関内にそれぞれ置くものとする。
3　連絡協議会の運用に関する必要な事項は、別に定めるものとする。

（補則）
第 14 条　この覚書に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、別途協議のうえ決定するものとする。

附　　則
1　この覚書は、令和 2 年 4 月 1 日から効力を生じる。
2　この覚書の締結に伴い、平成 26 年 3 月 26 日福岡県消防相互応援協定第 13 条の規定に基づき締結された福岡県消防相互応援協定覚書は、その効力を失う。
3　この覚書の成立を証するため、本書 5 通を作成し、記名押印のうえ、福岡県消防防災課、福岡県市長会、福岡県町村会、福岡県消防長会及び財団法人福岡県消防協会に保管を依頼するとともに、各消防本部はその写しを各 1 通保管するものとする。
令和 2 年 3 月 11 日

別表第１（覚書第１条関係）

代表消防機関等及びその代行機関の消防本部名

代表消防機関	代行消防機関
福岡市消防局	北九州市消防局

地　　域	地域代表消防機関	代行消防機関
(1)　北九州地域	北九州市消防局	中間市消防本部
(2)　筑豊地域	飯塚地区消防本部	田川地区消防本部
(3)　福岡地域	春日・大野城・那珂川消防本部	粕屋南部消防本部
(4)　筑後地域	久留米市消防本部	大牟田市消防本部

（資料５０）

福岡県広域航空消防応援実施要綱

（目的）

第１条　この要綱は、福岡県消防相互応援協定書（平成18年10月10日締結、以下「協定書」という。）第１１条の規定に基づき、回転翼航空機（以下「ヘリ」という。）を用いた広域航空消防応援（以下「航空応援」という。）の実施に関し、必要な事項について定めることを目的とする。

（航空応援の対象）

第２条　航空応援は、次の各号に掲げる災害で、ヘリを使用することが消防機関の活動にとって極めて有効である場合に行うものとする。

(1)　地震、風水害その他大規模災害
(2)　大規模な林野火災、高層建築物火災、危険物火災、その他特殊災害
(3)　ヘリによる搬送が有効かつ適切な救急時案
(4)　山岳事故その他車両等の進入が困難な場所における救助時案
(5)　その他前各号に掲げる災害に準ずる災害

（航空応援の種別）

第３条　航空応援の種別は、次の各号のとおり区分する。

(1)　調査出動　現場把握、情報収集、指揮支援等のための出動
(2)　火災出動　消火活動のための出動
(3)　救助出動　人命救助のための特別な活動を要する場合の出動
(4)　救急出動　救急搬送のための出動
(5)　救援出動　救援物資、資機材、人員等の輸送のための出動

（航空応援の担当地域）

第３条の２　応援側市の航空応援担当地域は、原則として協定書第２条で区分された地域を基準として別表第１のとおり定める。

（航空応援の要請手続）

第４条　航空応援隊が必要と認めた要請側の市町村、消防の一部事務組合及び消防を含む一部事務組合（以下「市町村等」という。）の消防長は、直ちに当該市町村等の長に報告の上、その指示に従って県知事を通じて次の事項を明らかにして応援側の市長に航空応援の要請を行うものとする。この場合においては、同時に応援側の消防長へも同様の連絡を直接行うものとする。

(1)　要請側の市町村等の名称及び消防長の氏名並びに要請日時
(2)　災害の発生日時、場所及び災害の概要

(3)　応援活動の概要

（航空応援の決定通知等）

第５条　応援側の消防長は、前条の航空応援の要請に基づいて航空応援を行うことが可能と判断した場合には、当該市長に報告の上、その指示に従って県知事を通じて要請側市町村等の長へ通知するものとする。この場合において、同時に要請側の消防長へも航空応援を決定した旨を連絡するものとする。

２　要請側の消防長は、前号の通知若しくは連絡を受けたときは、速やかに、次の事項を応援側の消防長へ通報しなければならない。

(1)　必要とする応援活動の具体的内容

(2)　応援活動に必要な資機材等

(3)　ヘリの離発着可能な場所及び給油体制

(4)　災害現場の最高指揮者の職、氏名及び無線による連絡の方法

(5)　離発着場における資機材の準備状況

(6)　現場付近で活動中の他機関の航空機及びヘリの活動状況

(7)　他の消防本部にヘリの応援を要請している場合の消防本部名

(8)　気象の状況

(9)　ヘリの誘導方法

(10)　要請側消防本部の連絡先

(11)　その他必要な事項

（航空応援の中断）

第６条　応援側市の都合でヘリを復帰させるべき特別の事態が生じた場合においては、応援側消防長は、要請側消防長と協議のうえ航空応援を中断することができる。

２　前項により航空応援を中断したときは、前条第１項に準じてその連絡を行うものとする。

（航空応援の始期及び終期）

第７条　航空応援の始期は、消防航空隊のヘリが応援出動の命令を受け応援側市のヘリポートを出発したときとする。ただし、ヘリが応援側市のヘリポート以外の場所にあるときに、飛行目的を変更して応援出動すべき命令があったときは、その時点とする。

２　航空応援の終期は、ヘリが応援目的を終了し応援側市のヘリポートに帰着したときとする。ただし、前条の規定に基づき航空応援が中断され応援側市に復帰すべき命令があったときは、その時点とする。

（応援出動した消防航空隊の指揮等）

第８条　応援出動した消防航空隊の指揮は、要請側市町村等の現場最高指揮者が行うものとする。この場合において当該ヘリに搭乗している指揮者がヘリの運航に重大な支障があると認めたときは、その旨を現場最高指揮者に通告するものとする。

２　当該ヘリに搭乗している指揮者は、活動に当って要請側市町村等の消防本部の基地局及び現場最高指揮者と緊密な連絡を行うものとする。

（要請側市町村等の事前計画等）

第９条　要請側市町村等は、消防航空隊の応援を受ける場合の計画をあらかじめ作成しておくものとする。

２　前項の計画を作成し、又は変更した場合は、そのうちの必要事項を県知事及び応援側の市長に通知するものとする。

（航空応援に要する経費の負担区分）

第10条　航空応援に要する経費の負担区分は、次の各号に定めるところによる。

(1)　ヘリの燃料費、隊員の出動手当等応援に直接要する経費については、要請側市町村等が負担する。

(2)　航空応援中に発生した事故の処理に要する経費は、要請側市町村等の負担とする。

ただし、応援側の重大な過失により発生した損害は、応援側の負担とする。

(3)　前号に定める要請側市町村等の負担額は、応援側市の加入する航空保険により支払われる金額を控除した金額とする。

(4)　前３号に定めるもの以外に要した諸経費の負担については、そのつど関係市町村等が協議して定めるものとする。

（合同訓練の実施）

第10条の２　各消防長は、第２条に掲げる災害を想定した消防訓練を実施するにあたり、応援側市にヘリの参加を要請することができる。この場合のヘリを使用することに要する経費に関しては第10条を準用する。

（実施細目）

第11条　この要綱の実施に関する手続等の細目については別に定める。

附　　則

この要綱は、平成元年４月１日から施行する。

平成元年３月２５日

附　　則

この要綱は、平成６年４月１日から施行する。

平成６年３月３日

附　　則

この要綱は、平成14年８月１日から施行する。

平成14年８月１日

附　　則

この要綱は、平成18年10月10日から施行する。

平成18年10月10日

別表第１

	担　　当　　区　　域	
機　　関	第　１　順　位	第　２　順　位
北九州市	北九州地域、筑豊地域	福岡地域、筑後地域
福岡市	福岡地域、筑後地域	北九州地域、筑豊地域

（資料５１）

福岡都市圏市町消防相互応援協定書

消防組織法（昭和２２年法律第２２６号）第３９条の規定に基づいて、福岡市、筑紫野市、春日市、大野城市、宗像市、太宰府市、古賀市、福津市、糸島市、那珂川町、宇美町、篠栗町、志免町、須恵町、新宮町、久山町及び粕屋町並びに筑紫野太宰府消防組合、春日大野城那珂川消防組合、粕屋南部消防組合、宗像地区事務組合及び粕屋北部消防組合（以下「福岡都市圏市町」という。）の各市町及び組合の長（以下「市町長」と総称する。）は、消防相互応援に関して次のとおり協定する。

（目的）

第１条　この協定は、福岡都市圏市町の区域において、火災、救急救助事案その他の災害（以下「災害等」という。）が発生したときに、災害等による被害を最小限度に防止するために行う福岡都市圏市町の消防相互応援に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（対象とする災害）

第２条　この協定の対象とする災害等は、福岡県消防相互応援協定において対象とする大規模災害等以外のものとする。

（応援の原則）

第３条　福岡都市圏市町の消防相互応援は、災害等が発生した福岡都市圏市町の市町長の応援要請等に基づき行うものとする。

２　前項の応援要請等を受けた福岡都市圏市町の市町長は、直ちに消防隊（消防器具を装備した消防吏員又は消防団員の１隊をいう。以下同じ。）を出動させるものとする。ただし、当該福岡都市圏市町の区域において災害発生その他やむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

（応援出動の区分）

第４条　応援出動は、次の各号に掲げる区分により行うものとする。

（１）計画出動　別表「応援出動を行う福岡都市圏市町の出動区域」の範囲内において、別に定める出動計画（以下「出動計画」という。）に基づき、あらかじめ指定された消防隊が計画的に出動するものをいう。

（２）特別出動　災害等が発生した福岡都市圏市町の市町長の応援要請に基づき、消防隊が出動するものをいう。

（３）応急出動　福岡都市圏市町の消防隊が、その属する福岡都市圏市町以外の区域において災害等を覚知した場合で、その災害等の状況から特に緊急を要する

と認めるときに出動するものをいう。

（４）調査出動　災害等が発生した福岡都市圏市町の市町長と連絡がとれない場合において、その災害等の状況から特に緊急を要し、第２号に規定する特別出動の要請を待ついとまがないと認められるときに、当該要請を待たず災害等の初動段階での先行調査のため、福岡市及び災害等が発生した福岡都市圏市町の区域に隣接する福岡都市圏市町（福岡市を除く。）の消防隊が出動するものをいう。

（費用負担の原則）

第５条　応援に要する費用の負担は、次の各号に掲げるところによる。

（１）応援した福岡都市圏市町（以下「応援市町」という。）が負担する費用

ア　消防機械機器の燃料費（補給燃料を除く。）及び小規模の修理費

イ　消防職員及び消防団員の人件費

ウ　消防職員及び消防団員が負傷し、疾病にかかり又は死亡した場合における補償費及び賞じゅつ金等

エ　交通事故における損害賠償費等

オ　応援側の重大な過失により発生した事故に要する費用

（２）応援を受けた福岡都市圏市町（以下「受援市町」という。）が負担する費用

前号に定める費用以外の費用

２　前項に定める費用負担について疑義が生じた場合は、応援市町及び受援市町が協議して定めるものとする。

（改廃）

第６条　この協定の改廃は、福岡都市圏市町の協議のうえ行うものとする。

（委任）

第７条　この協定の実施に関し必要な事項は、福岡都市圏市町の消防長が協議して定めるものとする。

（協定書の保管）

第８条　この協定を証するため本書２２通を作成し、記名押印のうえ各１通を保有するものとする。

附　　則

１　この協定は、平成 27 年 12 月 15 日からその効力を生じる。

２　平成 18 年 10 月 10 日付けで締結した福岡都市圏市町消防相互応援協定（以下「旧協定」という。）は、その効力を失う。ただし、この協定の締結が生じる日前に

行われた消防相互応援に関する費用の負担について、旧協定第３条の規定する協議が終了していないものについては、なおその効力を有する。

平成 27 年 12 月 15 日

別　表

応援出動を行う福岡都市圏市町の出動区域

応援出動を行う市町及び消防本部	応援先市町
福岡市	春日市・大野城市・糸島市・那珂川町・宇美町・志免町・新宮町・久山町・粕屋町
筑紫野市	大野城市・太宰府市・那珂川町・宇美町
春日市	福岡市・大野城市・那珂川町
大野城市	福岡市・筑紫野市・春日市・太宰府市・那珂川町・宇美町・志免町
宗像市	福津市
太宰府市	筑紫野市・大野城市・宇美町
古賀市	福津市・新宮町・久山町
福津市	宗像市・古賀市
糸島市	福岡市
那珂川町	福岡市・筑紫野市・春日市・大野城市
宇美町	福岡市・大野城市・筑紫野市・太宰府市・志免町・須恵町
篠栗町	須恵町・久山町・粕屋町
志免町	福岡市・大野城市・宇美町・須恵町・粕屋町
須恵町	篠栗町・宇美町・志免町・粕屋町
新宮町	福岡市・古賀市・久山町
久山町	福岡市・古賀市・篠栗町・新宮町・粕屋町
粕屋町	福岡市・篠栗町・志免町・須恵町・久山町
筑紫野太宰府消防組合	大野城市・那珂川町・宇美町
春日・大野城・那珂川消防組合	福岡市・筑紫野市・太宰府市・宇美町
粕屋南部消防組合	福岡市・筑紫野市・大野城市・太宰府市・古賀市・新宮町
宗像地区事務組合	古賀市
粕屋北部消防組合	福岡市・福津市・久山町

（資料５２）

福岡都市圏市町消防相互応援協定に関する覚書

平成 27 年 12 月 15 日付で締結した福岡都市圏市町消防相互応援協定（以下「協定書」という。）第７条の規定に基づき、下記のとおり協議し、覚書として交換する。

（出動計画）

第１条　協定書第４条第１号に規定する出動計画は、別に定める。

（特別出動の応援要請）

第２条　協定書第４条第２号に規定する特別出動の要請は、次の各号に掲げる事項をできる限り明らかにし、電話等の手段により行うものとする。

(1)　災害の種別、発生場所及び概況
(2)　人員、車両及び資機材
(3)　集結場所及び活動内容
(4)　現場最高指揮者の職及び氏名
(5)　その他必要事項

（応援出動時の連絡）

第３条　協定書第４条第３号に規定する応急出動を行った消防隊（協定書第３条第２項に規定する「消防隊」をいう。以下同じ。）は、その所属又は関係する福岡都市圏市町（協定書の前文に規定する「福岡都市圏市町」をいう。以下同じ。）の消防長を通じ、受援市町（協定書第５条第１項第２号に規定する「受援市町」をいう。以下同じ。）の消防長に対して、応急出動したことを速やかに連絡しなければならない。

（現場報告）

第４条　応援した消防隊の最高指揮者は、現場到着、消防活動等の状況、引揚げ等を現場最高指揮者に報告するものとする。

（事後の報告）

第５条　応援市町（協定書第５条第１項第１号に規定する「応援市町」をいう。以下同じ。）の消防長は、受援市町の消防長に対して、応援出動の内容を応援消防隊活動状況報告書（様式第１号）により報告するものとする。

２　受援市町の消防長は、消防活動等の終了後速やかに応援市町の消防長に対して、災害の概要を災害概要報告書（様式第２号）により報告するものとす

る。

（費用の請求）

第６条　協定書第５条第１項第２号に規定する費用を応援市町が請求する場合は、応援消防隊活動状況報告書（様式第１号）を添えて応援出動費用請求書（様式第３号）により行うものとする。

２　消防一部事務組合を構成する市町に対する費用の請求は、当該一部事務組合を通じて行うことができる。

（指揮権）

第５条　応援隊は、応援を受けた協定市町の市町長、消防長又は消防団長の指揮の下に行動するものとする。

２　前項の指揮は、応援隊の最高指揮者を通じて行わなければならない。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りでない。

（報告）

第６条　応援出動した協定市町の消防長又は消防団長は、応援を受けた協定市町の消防長又は消防団長に対して、応援出動の内容を応援消防隊等活動状況報告書（様式第１号）により報告するものとする。

２　応援を受けた協定市町の消防長又は消防団長は、消防活動等の終了後速やかに応援した協定市町の消防長又は消防団長に対して、災害の概要を災害概要報告書（様式第２号）により報告するものとする。

（費用負担の協議）

第７条　受援市町が消防一部事務組合及び当該消防一部事務組合を構成する市町である場合は、協定書第５条第１項第２号に規定する費用の負担について、当該消防一部事務組合と当該市町の間で別途協議するものとする。

（情報の交換）

第８条　福岡都市圏市町は、協定書及びこの覚書の適正な運用を期するために必要な各種消防情報等を相互に交換するものとする。

（合同訓練の実施）

第９条　各消防長は、円滑な応援活動を図るため各消防本部間で協議のうえ、合同で消防訓練を実施するよう努めるものとする。

（協議）

第 10 条　この覚書に定めのない事項又は疑義を生じた事項ついては、別途協議のうえ決定するものとする。

（覚書の保管）

第 11 条　この覚書の締結を証するため本書 7 通を作成し、記名押印のうえ各 1 通を保有するものとする。

附　　則

1　この覚書は、令和 4 年 4 月 1 日からその効力を生ずる。

2　この覚書の締結に伴い、平成 29 年 12 月 11 日福岡都市圏市町村消防相互応援協定第 4 条の規定に基づき締結された福岡都市圏市町村消防相互応援協定に関する覚書は、その効力を失う。

令和 4 年 3 月 4 日

（資料５３）

罹　災　台　帳

（整理番号　　）

<table>
<tr><td colspan="3">罹災場所
春日市</td><td colspan="7">家屋所有者
氏名　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
住所</td></tr>
<tr><td rowspan="11">罹災者</td><td>住　所</td><td colspan="2"></td><td>避難場所</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td>続柄</td><td>氏　　名</td><td>性別</td><td>生年月日</td><td>職業又は学年別</td><td>現況
健在</td><td>軽傷</td><td>重症</td><td>死亡</td><td>その他</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">罹災状況</td><td>住家</td><td colspan="3">□／壊（焼）　□／床上浸水　□借家
□間借
□／流失　□／床上浸水　□自宅</td><td rowspan="2">その他の事項</td><td colspan="4" rowspan="2"></td></tr>
<tr><td>家財</td><td colspan="3">□／壊（焼）　□／き損
□／流失</td></tr>
<tr><td colspan="2">調査員の意見</td><td>避難所収容
□要　□否</td><td>応急仮設住宅
□要　□否</td><td colspan="2">炊き出し
□要　□否</td><td colspan="4">その他</td></tr>
<tr><td>罹　災</td><td colspan="4">年　月　日　時　分</td><td colspan="6" rowspan="2">調査員の職・氏名

印</td></tr>
<tr><td>調　査</td><td colspan="4">年　月　日　時　分</td></tr>
</table>

月・日	物資交付及び援護状況	認印
・		
・		
・		
・		
・		
・		
・		
・		
・		
・		
・		
・		
・		
・		
・		
・		

（資料５４）

罹災証明交付申請書

春日市長　　様

年　　月　　日

世帯主住所　春日市＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

世帯主氏名　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　電話番号　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（窓口に来られた方）
世帯主との関係
１．本人　　２．同居の家族　　３．物件の所有者　４．代理人（委任状が必要です）
※本人以外の場合
住　　所　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏　　名　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　電話番号　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

罹災日時	年　　月　　日（　　時　　分頃）	
被災住家＊の所在地	春日市	
被害状況		
使用目的及び必要枚数	使用目的	必要枚数
		枚
		枚
		枚
その他	※世帯主以外に証明を必要とする世帯員がいる場合は、氏名、続柄、年齢を記入してください。	

＊住家とは、居住のために生活の本拠として日常的に使用している建物

（資料５５）

（　　号）

罹 災 証 明 書

世帯主住所			
世帯主氏名			
世帯構成員	氏 名	続 柄	年 齢

罹災原因	年　　月　　日の　　による

被災住家※の所在地	
住家※の被害の程度	□全壊　□大規模半壊　□半壊　□準半壊　□準半壊に至らない（一部損壊）
浸水区分	□流出　□床上浸水　□床下浸水

※住家とは、現実に居住（世帯が生活の本拠として日常的に使用していることをいう。）のために使用している建物のこと。（被災者生活再建支援金や災害救助法による住宅の応急修理等の対象となる住家）

住家以外の被害	

上記のとおり、相違ないことを証明します。

年　月　日

春日市長

罹災届出証明書

春日市長　　様

【申請日】　　年　　月　　日

【申請者】住　所

氏　名　　電話番号

【申請者との関係】

１．本人

２．同居の家族（氏　名　　続柄　　）

３．法人等社員（氏　名　　）

４．代理人（原則として委任状が必要です。）

【使用目的】

・保険金請求　　・税の減免　　・その他（　　）

下記のとおり罹災したことを届出します。

罹災場所	春日市
罹災年月日	年　　月　　日（　　時　　分頃）
罹災状況 ※罹災状況が分かる写真を添付。	

本人確認書類　□運転免許証　□マイナンバーカード　□健康保険証（写真付でない場合は２部）
□法人等の申請の場合は、当該法人等に所属している証、名刺等

（　　第　　号）

上記のとおり罹災の届出があったことを証明します。

年　　月　　日

春日市長

（資料５６）

福岡県災害見舞金等支給要綱

昭和49年９月11日決裁
改正　昭和５７年４月１日
改正　平成２４年１０月１日

（趣旨）

第１条　この要綱は、災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）第２条第１号に規定する災害（以下「災害」という。）による被災者に対する見舞金又は弔慰金（以下「見舞金等」という。）の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

（適用基準）

第２条　知事は県内において災害救助法（昭和２２年法律第１１８号）第２条の災害又は次の各号のいずれかに該当する程度の災害が発生した場合には、その災害による被災者に対し、見舞金等を交付するものとする。

(1) 当該市町村の区域内の人口に応じ、それぞれ次の表に掲げる数以上の世帯の住家が滅失したこと。

市町村の区域内の人口		住家が滅失した世帯数
15,000人未満		１０世帯
15,000人以上	30,000人未満	１５世帯
30,000人以上	100,000人未満	２０世帯
100,000人以上	300,000人未満	２５世帯
300,000人以上		３０世帯

注１　被災世帯の算定については、災害救助法施行令（昭和２２年政令第２２５号）第１条第２号の規定を準用する。

２　被災世帯は、原則として住民登録している者の世帯とする。

３　一市町村における住家が滅失した世帯の数が、この表に掲げる数に達していない他の市町村においても、この定める程度の災害が発生したものとみなす。

(2) 同一災害により、死者及び行方不明者が５人以上に達し、又は死者、行方不明者及び重傷者が２０人以上に達したこと。

(3) 前各号に定める場合のほか、当該市町村の区域内において５世帯以上の住家が滅失し、死者又は行方不明者があること。

ただし、この場合の見舞金等は、死者又は行方不明者に対する見舞金等に限る。

（支給の制限）

第３条　見舞金等は、当該死者の死亡又は重傷者の負傷が、その者の故意又は重大な過失により生じたものである場合には支給しない。

（適用除外）

第４条　災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和４８年法律第８２号）第３条に規定する災害弔慰金又は同法第８条に規定する災害障害見舞金を、市町村が支給したものについては、この要綱に定める死者、行方不明者又は重傷者に対する見舞金等は交付しないものとする。

（見舞金等の額）

第５条　見舞金等の額は、次の各号に定める金額とする。

(1)　全壊、全焼又は流失した世帯

１世帯当たり　　100,000 円（ただし、１人世帯には 50,000 円）

(2)　半壊又は半焼した世帯

１世帯当たり　　50,000 円（ただし、１人世帯には 25,000 円）

(3)　床上浸水した世帯

１世帯当たり　　30,000 円（ただし、１人世帯には 15,000 円）

(4)　死者又は行方不明者

１人につき　　200,000 円（ただし、県民以外の場合には 30,000 円）

(5)　重傷者

１人につき　　100,000 以内円(ただし、県民以外の場合には 15,000 円)

（交付の方法）

第６条　前条第１号から第３号まで及び第５号の規定による見舞金等は、被災世帯主又は重傷者本人に、同条第４号の見舞金等は遺族に対し、直接又は市町村長を経由して交付するものとする。

（遺族等の範囲）

第７条　前条に掲げる遺族等の範囲は、次の各号に掲げるものとする。

(1)　死者又は行方不明者の死亡又は行方不明当時における配偶者（婚姻の届出はしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含み、離婚の届出をしていないが事実上離婚と同様の事情にあったものを除く。）

(2)　子、父母、孫又は祖父母

(3)　前号に掲げる者のほか、死亡又は行方不明当時その者と生計を同じくしていた親族

２　前項各号に該当する者がいないときは、その葬祭を行う者を遺族とみなす。

３　第１項に掲げる者の見舞金等を受ける順位は、同項各号の順位によるものとする。ただし、同項第２号に掲げる者にあっては、同号に掲げる順位によるものとし、同項第３号に掲げる者が、複数の場合にあっては、市町村長が適当と認める者を選び、支給することができる。

（申請手続）

第８条　市町村長は、第２条の災害が発生した場合は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日までに別記様式１による被災者名簿を作成し、知事に提出するものとする。

(1)　災害救助法第２条の災害　災害発生の日から２０日以内

(2)　その他の災害　災害発生の日から１０日以内。ただし、その災害が火災による場合は、５日以内

２　第６条の規定より交付の依頼を受けた市町村長が、その交付を完了したときは、交付完了の日から５日以内に別記様式２による清算書を、知事に提出するものとする。

附　則

この要綱は、昭和 49 年９月 11 日から施行する。

２　福岡県災害見舞金等交付要綱（昭和 47 年８月 10 日決裁）は廃止する。

附　則

この要綱は、昭和57年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成24年７月３日から施行する。

別表

要治療見込日数	１月以上３月未満	40,000円
同　　上	３月以上６月未満	60,000円
同　　上	６月以上	80,000円
ひん死の重傷者又は負傷が原因で傷病者となる場合		100,000円

（資料５７）

春日市災害見舞金支給要綱

（平成11年７月15日告示第115号）
改正　平成25年3月29日告示第55号

（趣旨）

第１条　この要綱は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第２条第１号に規定する災害（以下「災害」という。）の発生による被災者に対する見舞金又は弔慰金（以下「見舞金等」という。）の支給に関し、必要な事項を定めるものとする。

（適用基準）

第２条　市長は、市内において災害が発生し、次の各号に掲げる被害が生じた場合において、被災者に対し見舞金等を支給するものとする。

(1) 住家が全壊、半壊、全焼、半焼、流失又は床上浸水した場合

(2) 死者、行方不明者又は重傷者があった場合

（支給の制限）

第３条　見舞金等は、前条各号に規定する被害が、被災者の故意又は重大な過失により生じたものである場合には支給しない。

（適用除外）

第４条　春日市災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年条例第15号。以下「条例」という。）の規定に基づき災害弔慰金又は災害障害見舞金が支給された場合は、この要綱に定める死者、行方不明者又は重傷者に対する見舞金等は支給しないものとする。

［春日市災害弔慰金の支給等に関する条例(昭和49年条例第15号。以下「条例」という。)］

（見舞金等の額）

第５条　見舞金等の額は、次の各号に定める金額とする。

(1) 全壊、全焼又は流失した世帯

１世帯当たり50,000円

(2) 半壊又は半焼した世帯

１世帯当たり30,000円

(3) 床上浸水した世帯

１世帯当たり20,000円

(4) 死者又は行方不明者

１人につき200,000円（ただし、市民以外の場合には、30,000円）

(5) 重傷者

ア　市民の場合、1人につき別表の支給基準に定める金額

［別表］

イ　市民以外の場合、１人につき15,000円

（支給方法）

第６条　前条第１号から第３号まで及び第５号の規定による見舞金等は、被災世帯主又は重傷者本人に、同条第４号の見舞金等は遺族等に対して支給するものとする。

（遺族等の範囲）

第７条　前条に掲げる遺族等の範囲は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 死者又は行方不明者の死亡又は行方不明当時における配偶者（婚姻の届出はしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含み、離婚の届出をしていないが、事実上離婚と同様の事情にあった者を除く。）

(2) 子、父母、孫又は祖父母

(3) 前号に掲げる者のほか、死亡又は行方不明当時その者と生計を同じくしていた親族

２　前項各号に該当する者がいないときは、その葬祭を行う者を遺族とみなす。

３　第１項に掲げる者の見舞金等を受ける順位は、同項各号の順位によるものとする。ただし、同項第２号に掲げる者にあっては、同号に掲げる順によるものとし、同項第３号に掲げる者が複数の場合にあっては、市長が適当と認める者を選び、支給することができる。

附　則

この告示は、公布の日から施行し、平成11年６月29日から適用する。

附　則（平成25年３月29日告示第55号）

この告示は、平成25年４月１日から施行する。

別表

重傷者（市民）の支給基準

要治療見込日数	１月以上３月未満	40,000円
同　上	３月以上６月未満	60,000円
同　上	６月以上	80,000円
ひん死の重傷者又は負傷が原因で傷病者となる場合		100,000円

（資料５８）

春日市災害弔慰金の支給等に関する条例

（昭和49年７月３日条例第15号）

改正　昭和50年７月７日条例第10号　昭和52年３月31日条例第５号
昭和53年７月１日条例第16号　昭和57年12月25日条例第24号
昭和62年３月13日条例第３号　平成３年12月26日条例第34号
平成23年９月27日条例第29号　平成31年3月25日条例第17号
令和元年9月30日条例第23号

第１章　総則

（目的）

第１条　この条例は、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号。以下「法」という。）及び同法施行令（昭和48年政令第374号。以下「令」という。）の規定に準拠し、暴風、豪雨等の自然災害により死亡した市民の遺族に対する災害弔慰金の支給を行い、自然災害により精神又は身体に著しい障害を受けた市民の災害障害見舞金の支給を行い、並びに自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けを行い、もつて市民の福祉及び生活の安定に資することを目的とする。

（定義）

第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に掲げるところによる。

(1) 災害　暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波その他異常な自然現象により被害が生ずることをいう。

(2) 市民　災害により被害を受けた当時、この市の区域内に住所を有した者をいう。

第２章　災害弔慰金の支給

（災害弔慰金の支給）

第３条　市は、市民が令第１条に規定する災害（以下この章及び次章において単に「災害」という。）により死亡したときは、その者の遺族に対し、災害弔慰金の支給を行うものとする。

（災害弔慰金を支給する遺族）

第４条　災害弔慰金を支給する遺族の範囲は、法第３条第２項の遺族の範囲とし、その順位は、次に掲げるとおりとする。

(1) 死亡者の死亡当時において、死亡者により生計を主として維持していた遺族（兄弟姉妹を除く。以下この項において同じ。）を先にし、その他の遺族を後にする。

(2) 前号の場合において、同順位の遺族については、次に掲げる順位とする。

ア　配偶者

イ　子

ウ　父母
エ　孫
オ　祖父母
(3) 配偶者、子、父母、孫又は祖父母のいずれもが存しない場合は、兄弟姉妹(死亡者の死亡当時その者と同居し、又は生計を同じくしていた者に限る。)に支給する。

２　前項の場合において、同順位の父母については、養父母を先にし、実父母を後にし、同順位の祖父母については、養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし、実父母を後にする。

３　遺族が遠隔地にある場合その他の事情により、前２項の規定により難いときは、前２項の規定にかかわらず、第１項の遺族のうち、市長が適当と認める者に支給することができる。

４　前３項の場合において、災害弔慰金の支給を受けるべき同順位の遺族が２人以上あるときは、その１人に対してした支給は、全員に対しなされたものとみなす。

（災害弔慰金の額）

第５条　災害により死亡した者１人当たりの災害弔慰金の額は、その死亡者が死亡当時においてその死亡に関し災害弔慰金を受けることができることとなる者の生計を主として維持していた場合にあっては500万円とし、その他の場合にあっては250万円とする。ただし、死亡者がその死亡に係る災害に関し既に次章に規定する災害障害見舞金の支給を受けている場合は、これらの額から当該支給を受けた災害障害見舞金の額を控除した額とする。

（死亡の推定）

第６条　災害の際現にその場にいあわせた者についての死亡の推定については、法第４条の規定によるものとする。

（支給の制限）

第７条　弔慰金は、次の各号に掲げる場合には支給しない。

(1) 当該死亡者の死亡が、その者の故意又は重大な過失により生じたものである場合
(2) 令第２条に規定する場合
(3) 災害に際し、市長の避難の指示に従わなかったことその他の特別の事情があるため、市長が支給を不適当と認めた場合

（支給の手続）

第８条　市長は、災害弔慰金の支給を行うべき事由があると認めるときは、規則で定めるところにより支給を行うものとする。

２　市長は、災害弔慰金の支給に関し遺族に対し、必要な報告又は書類の提出を求めることができる。

第３章　災害障害見舞金の支給

（災害障害見舞金の支給）

第９条　市は、市民が災害により負傷し、又は疾病にかかり、治つたとき（その症状が固定したときを含む。）に法別表に掲げる程度の障害があるときは、当該住民（以

下「障害者」という。）に対し、災害障害見舞金の支給を行うものとする。

（災害障害見舞金の額）

第１０条　障害者１人当たりの災害障害見舞金の額は、当該障害者が災害により負傷し、又は疾病にかかつた当時においてその属する世帯の生計を主として維持していた場合にあっては250万円とし、その他の場合にあっては125万円とする。

（準用規定）

第１１条　第７条及び第８条の規定は、災害障害見舞金について準用する。

［第７条］［第８条］

第４章　災害援護資金の貸付け

（災害援護資金の貸付け）

第１２条　市は、令第３条に掲げる災害により、法第10条第１項各号に掲げる被害を受けた世帯の市民である世帯主に対し、その生活の立て直しに資するため、災害援護資金の貸付けを行うものとする。

２　前項に掲げる世帯は、その所得について法第10条第１項に規定する要件に該当するものでなければならない。

（災害援護資金の限度額等）

第１３条　災害援護資金の１災害における１世帯当たりの貸付限度額は、災害による当該世帯の被害の種類及び程度に応じ、それぞれ次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 療養に要する期間がおおむね１月以上である世帯主の負傷（以下「世帯主の負傷」という。）があり、かつ、次のいずれかに該当する場合

ア　家財についての被害金額がその家財の価額のおおむね３分の１以上である損害（以下「家財の損害」という。）及び住居の損害がない場合　150万円

イ　家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合　250万円

ウ　住居が半壊した場合　270万円

エ　住居が全壊した場合　350万円

(2) 世帯主の負傷がなく、かつ、次のいずれかに該当する場合

ア　家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合　150万円

イ　住居が半壊した場合　170万円

ウ　住居が全壊した場合（エの場合を除く。）　250万円

エ　住居の全体が滅失（全壊、全焼、流失を含む。）し、又はこれと同等と認められる特別の事情があつた場合　350万円

(3) 第１号のウ又は前号のイ若しくはウにおいて、被災した住居を建て直すに際しその住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合には、「270万円」とあるのは「350万円」と、「170万円」とあるのは「250万円」と、「250万円」とあるのは「350万円」と読み替えるものとする。

２　災害援護資金の償還期間は、10年とし、据置期間はそのうち３年（令第７条第２項括弧書の場合は、５年）とする。

（利率）

第１４条　災害援護資金は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き年３パーセントとする。

（償還等）
第１５条　災害援護資金は、半年賦償還とする。
２　償還方法は、元利均等償還の方法とする。ただし、貸付金の貸付けを受けた者は、いつでも繰上償還をすることができる。
３　償還免除、保証人、一時償還、違約金及び償還金の支払猶予については、法第13条第１項、令第８条から第12条までの規定によるものとする。
（規則への委任）
第１６条　この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附　則
この条例は、公布の日から施行し、昭和 49 年４月１日以降生じた災害から適用する。

附　則（昭和 50 年７月７日条例第 10 号）
この条例は、公布の日から施行する。

附　則（昭和 52 年３月 31 日条例第５号）
この条例は、公布の日から施行する。

附　則（昭和 53 年７月１日条例第 16 号）
この条例は、公布の日から施行する。

附　則（昭和 57 年 12 月 25 日条例第 24 号）
この条例は、公布の日から施行し、改正後の第９条、第 10 条及び第 11 条の規定は、昭和 57 年７月 10 日以後に生じた災害により負傷し、又は疾病にかかつた住民に対する災害障害見舞金の支給について適用する。

附　則（昭和 62 年３月 13 日条例第３号）
この条例は、公布の日から施行し、改正後の第 13 条第１項の規定は、昭和 61 年７月 10 日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附　則（平成３年 12 月 26 日条例第 34 号）
この条例は、公布の日から施行し、改正後の第５条の規定は平成３年６月３日以後に生じた災害により死亡した住民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、改正後の第 10 条の規定は当該災害により負傷し又は疾病にかかった住民に対する災害障害見舞金の支給について、改正後の第 13 条第１項の規定は同年５月 26 日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附　則（平成 23 年９月 27 日条例第 29 号）
この条例は、公布の日から施行し、改正後の第４条第１項の規定は、平成 23 年３月 11 日以後に生じた災害に係る災害弔慰金について適用する。

（資料５９）

春日市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則

（昭和49年８月１日規則第16号）
改正　昭和58年２月28日規則第１号

第１章　総則

（目的）

第１条　この規則は、春日市災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年条例第15号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

第２章　災害弔慰金の支給

（支給の手続）

第２条　市長は、条例第３条の規定により災害弔慰金を支給するときは、次に掲げる事項の調査を行ったうえ災害弔慰金の支給を行うものとする。

(1) 死亡者（行方不明者を含む。以下同じ。）の氏名、性別、生年月日
(2) 死亡（行方不明を含む。）の年月日及び死亡の状況
(3) 死亡者の遺族に関する事項
(4) 支給の制限に関する事項
(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

［条例第３条］

（必要書類の提出）

第３条　市長は、この市の区域外で死亡した市民の遺族に対し、死亡地の官公署の発行する被災証明書を提出させるものとする。

２　市長は、市民でない遺族に対しては、遺族であることを証明する書類を提出させるものとする。

第３章　災害障害見舞金の支給

（支給の手続）

第４条　市長は、条例第９条の規定により災害障害見舞金を支給するときは、次に掲げる事項の調査を行ったうえ災害障害見舞金の支給を行うものとする。

(1) 障害者の氏名、性別、生年月日
(2) 障害の原因となる負傷又は疾病の状態となつた年月日及び負傷又は疾病の状況
(3) 障害の種類及び程度に関する事項
(4) 支給の制限に関する事項
(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

［条例第９条］

（必要書類の提出）

第５条　市長は、この市の区域外で障害の原因となる負傷又は疾病の状態となつた市民

に対し、負傷し又は疾病にかかつた地の官公署の発行する被災証明書を提出させるものとする。

２　市は、障害者に対し、法別表に規定する障害を有することを証明する医師の診断書（別紙様式第１号）を提出させるものとする。

第４章　災害援護資金の貸付け

（借入れの申込）

第６条　災害援護資金（以下「資金」という。）の貸付けを受けようとする者（以下「借入申込者」という。）は、次に掲げる事項を記載した借入申込書（別紙様式第２号）を、市長に提出しなければならない。

(1) 借入申込者の住所、氏名及び生年月日

(2) 貸付けを受けようとする資金の金額、償還の期間及び方法

(3) 貸付けを受けようとする理由及び資金の使途についての計画

(4) 保証人となるべき者に関する事項

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

２　借入申込書には次に掲げる書類を添えなければならない。

(1) 世帯主の負傷を理由とする借入申込書にあっては、医師の療養見込期間及び療養概算額を記載した診断書

(2) 被害を受けた日の属する年の前年（当該被害を１月から５月までの間に受けた場合にあっては前々年とする。以下この号において同じ。）において、他の市町村に居住していた借入申込者にあっては、当該世帯の前年の所得に関する当該市町村長の証明書

(3) その他市長が必要と認めた書類

３　借入申込者は、借入申込書をその者の被災の日の属する月の翌月１日から起算して３月を経過する日までに提出しなければならない。

（調査）

第７条　市長は、借入申込書の提出を受けたときは、すみやかにその内容を検討のうえ、当該世帯の被害の状況、所得その他の必要な事項について調査を行うものとする。

（貸付けの決定）

第８条　市長は、借入申込者に対して資金を貸し付ける旨を決定したときは、貸付金の金額、償還期間及び償還方法を記載した貸付決定通知書（別紙様式第３号）により、借入申込者に交付するものとする。

２　市長は、借入申込者に対して、資金を貸し付けない旨を決定したときは、貸付決定不承認決定通知書（別紙様式第４号）により借入申込者に通知するものとする。

（借用書の提出）

第９条　貸付決定通知書の交付を受けた者は、速やかに保証人の連署した借用書（別紙様式第５号）に、資金の貸付けを受けた者（以下「借受人」という。）及び保証人の印鑑証明書を添えて市長に提出しなければならない。

（貸付金の交付）

第１０条　市長は、前条の借用書と引き換えに貸付金を交付するものとする。

（償還の完了）
第１１条　市長は、借受人が貸付金の償還を完了したときは、当該借受人に係る借用書及びこれに添えられた印鑑証明書を遅滞なく返還するものとする。
（繰上償還の申出）
第１２条　繰上償還をしようとする者は、繰上償還申出書（別紙様式第６号）を市長に提出するものとする。
（償還金の支払猶予）
第１３条　借受人は、償還金の支払猶予を申請しようとするときは、支払猶予を受けようとする理由、猶予期間その他市長が必要と認める事項を記載した申請書（別紙様式第７号）を、市長に提出しなければならない。
２　市長は、支払の猶予を認める旨を決定したときは、支払を猶予した期間その他市長が必要と認める事項を記載した支払猶予承認書（別紙様式第８号）を、当該借受人に交付するものとする。
３　市長は、支払の猶予を認めない旨の決定をしたときは、支払猶予不承認通知書（別紙様式第９号）を当該借受人に交付するものとする。
（違約金の支払免除）
第１４条　借受人は、違約金の支払免除を申請しようとするときは、その理由を記載した申請書（別紙様式第10号）を市長に提出しなければならない。
２　市長は、違約金の支払免除を認める旨を決定したときは、違約金の支払免除した期間及び支払を免除した金額を記載した違約金支払免除承認書（別紙様式第11号）を当該借受人に交付するものとする。
３　市長は、支払免除を認めない旨を決定したときは、違約金支払免除不承認通知書（別紙様式第12号）を、当該借受人に交付するものとする。
（償還免除）
第１５条　災害援護資金の償還未済額の全部又は一部の償還の免除を受けようとする者（以下「償還免除申請者」という。）は、償還免除を受けようとする理由その他市長が必要と認める事項を記載した申請書（別紙様式第13号）を、市長に提出しなければならない。
２　前項の申請書には、次の各号に掲げるいずれかの書類を添えなければならない。
(1) 借受人の死亡を証する書類
(2) 借受人が精神若しくは身体に著しい障害を受けて貸付金を償還することができなくなつたことを証する書類
３　市長は、償還の免除を認める旨を決定したときは、償還免除承認通知書（別紙様式第14号）を、当該償還免除申請者に交付するものとする。
４　市長は、償還の免除を認めない旨を決定したときは、償還免除不承認通知書（別紙様式第15号）を当該償還免除申請者に交付するものとする。
（督促）
第１６条　市長は、償還金を納付期限までに納入しない者があるときは、督促状を発行するものとする。
（氏名又は住所の変更届等）

第１７条　借受人又は保証人について、氏名又は住所の変更等借用書に記載した事項に異同を生じたときは、借受人は速やかに市長に氏名等変更届（別紙様式第16号）を提出しなければならない。ただし、借受人が死亡したときは、同居の親族又は保証人が代ってその旨を届け出なければならない。

第１８条　この規則に定めるもののほか、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付けの手続について必要な事項は、別に定める。

附　則

この規則は、公布の日から施行し昭和49年４月１日以降生じた災害から適用する。

附　則（昭和58年２月28日規則第１号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の第４条及び第５条の規定は、昭和57年７月10日以後に生じた災害により負傷し、又は疾病にかかつた住民に対する災害障害見舞金の支給について適用する。

（資料６０）

区分における目標

【地震発生～２～３時間後】	【２～３時間後～３日後】
１　地震情報及び被害情報を収集して被害の全体像を把握しあらゆる手段を通じて住民に伝え、非常事態であることを市民に認識させる。 ２　対策状況を伝えるとともに、公助の限界を伝え、住民（自主防災組織）に対して災害活動への協力を依頼する。 ３　要救助者に繋がる情報を重点的に収集し要救助者の発生地域を把握する。 ４　早急に外部機関を含めた救助体制を整える。 ５　医療機関の機能状況（被災状況）を把握する。 ６　早急に住民の安否を把握する。 ７　予定避難場所、公共施設の被害状況を把握し、安全な避難所及び福祉避難所を開設する。 ８　被災者に避難場所を周知するとともに家屋被害のあった住民に避難を呼びかける。 ９　道路、ライフライン関係の情報を収集し、応急対策を行う。 １０　火災情報を収集し、火災箇所及び延焼の危険性を把握する。 １１　人命に関する情報収集、対策を最優先。	１　行方不明者の情報収集及び救出を早急に行う。 ２　早急に被災建築物応急危険判定を実施し倒壊の危険がある被災建築物から住民を避難させる。 ３　被災者にあらゆる手段を通じて行政の対応状況や生活支援情報を正確、迅速に提供する。 ４　被災者数（在宅避難者を含む）を的確に把握し、十分な食料、飲料水、生活物資を提供する。 ５　避難所等毎の収容人員を把握し、長期避難に必要なスペースを確保する（３㎡/人　基準）。 ６　早急に仮設トイレを設置する。（１００人/基　基準） ７　避難所等の暖房対策等を行い最低限の生活環境を整える。 ８　早急に遺体運搬手段及び遺体収容場所を決定し、遺体を収容する。 ９　早急に広域避難所等の被災者を安全な避難所等に誘導を行う。 １０　早急に災害時要援護者対策を行う。 １１　ＢＣＰ（業務継続計画）に基づき最小限の住民サービスを継続する。
【３日後～１週間後】	【１週間後～１ヶ月後】
１　被災者へのメンタル、健康相談を実施し災害関連死を防ぐ。 ２　避難所運営ルールを確立し、衛生環境を改善する（運営の主体は避難者が設立する避難所運営組織）。 ３　避難所でのプライバシーを確保する。 ４　応急危険度判定を早急に終わらせる。 ５　地域毎のライフラインの復旧計画を示す。 ６　廃棄物処理、し尿処理を計画的に行う。 ７　住宅再建支援メニューを示し、住宅再建の道筋を示す。 ８　早期に仮設住宅の建設予定地を決定し、仮設住宅の申込受付開始、概ねの建設戸数、建設時期などについて県と調整する。	１　１ヶ月を目標に避難所を閉鎖し、全ての被災者の住まいを確保する（仮設住宅の建設を完了）。 ２　可能な限りライフラインを復旧させる。 ３　行政機能の回復を図り、行政サービスの復旧、再開時期を示す（災害発生以前のレベル） ４　被災者のサポート体制を整える。

（資料６１）

対策本部会議報告資料

<table>
<tr><td rowspan="3">部名
〇〇部</td><td>部長名</td><td rowspan="3">計画実行機関</td><td>災害名</td><td>〇〇地震</td></tr>
<tr><td>内線番号</td><td>通し番号</td><td>〇〇部 - 001</td></tr>
<tr><td></td><td>作成日時</td><td>年　月　日　時　分</td></tr>
<tr><td colspan="3">【現在の対応目標】
1

2

3</td><td colspan="2" rowspan="2">【現状の課題】</td></tr>
<tr><td colspan="3">【現在の重点実施案件】</td></tr>
<tr><td colspan="3" rowspan="2">【次の1日間の重点実施計画】</td><td colspan="2">【今後考慮すべき対応事案】</td></tr>
<tr><td colspan="2">【他部への要請事項】</td></tr>
</table>

（資料６２）

避難所設置及び収容状況

市町村名　　春日市

避難所の名称	種別	開設期間	実人員	延人員	物品使用状況		実支出額	備考
					品名	数量		
		月　日 ～　月　日	人	人				
計								

（注）１　「種別」欄は、既存建物、野外仮設、天幕の別に記入すること
　　２　物品の使用状況は、開設期間中に使用した品目別、使用数量を記入すること
　　３　他市町村の住民を収容したときは、その住所、氏名及び収容期間を「備考」欄に記入すること

（資料６３）

炊出し給与状況

市町村名　春日市

炊出し場の名称	月　日			月　日				月　日			合計	実支出額 円	備考
	朝	昼	夜	朝	昼	夜		朝	昼	夜			
計													

（注）　「備考」欄は、給食内容を記入すること

（資料６４）

飲料水の供給簿

市町村名　春日市

供給月日	対象人員	給水用機械器具								実支出額	備考
		名称	借上			修繕			燃料費		
			数量	所有者	金額	修繕月日	修繕費	修繕の概要			
	人				円	月日	円		円		
計											

（注）１　給水用機会器具は借上費の有償、無償の別を問わず作成するものとし、有償による場合のみ「金額」欄に額を記入すること
２「修繕の概要」欄には、修繕の原因及び主要な修繕箇所を記入すること

（資料６５）

物資の給与状況

市町村名　　春日市

住宅被害程度区分	世帯主氏名	基礎となった世帯構成人員	給与月日	物資給与の品名						実支出額　円	備考
				布団	毛布	○○					
		人	月　日								
計	全壊	世帯									
	半壊	世帯									

災害救助物資として上記のとおり給与したことに相違なし

年　　月　　日

給与責任者　　氏名　　㊞

（注）１　住家の被害程度に、全壊（焼）流失又は半壊（焼）床上浸水の別を記入すること
２　給与年月日に、その世帯に対して最後に給与された物資の月日を記入すること
３　「物資給与の品名」欄に、数量を記入すること

（資料６６）

被災者救出状況記録簿

市町村名　春日市

年月日	救出人員	救出用機械器具								実支出額	備考
		名称	借上費			修繕費			燃料費		
			数量	所有者	金額	修繕月日	修繕費	修繕の概要			
月　日	人				円	月日	円		円	円	
計											

（注）１ 他市町村に及んだ場合には、備考欄のその市町村名を記入すること
２ 借上費については、有償、無償を問わず記入するものとし、有償による場合のみその借上費を「金額」欄に記入すること
３ 「修繕の概要」欄には、修繕の原因及び主要な修繕箇所を記入すること

（資料６７）

住宅応急修理記録簿

市町村名　春日市

世帯主名	修理箇所概要	完了月日	実支出額	摘要
		月　日	円	
計　世帯				

（資料６８）

学用品の給与状況

市町村名　　春日市

学校名	学年	児童（生徒）氏名	親権者氏名	給与月日	給与品の内訳								実支出額 円	備考
					教科書				その他学用品					
					国語	算数			鉛筆	ノート				
計	小学校	人											円	
	中学校	人											円	

学用品を上記のとおり給与したことに相違なし

年　　月　　日

給与責任者（学校長）

氏名　　㊞

（注）１「給与月日」欄は、その児童（生徒）に対して最後に給与された給与月日を記入すること

２「給与品の内訳」欄には、数量を記入すること

（資料６９）

埋 葬 台 帳

市町村名　春日市

死亡 年月日	埋葬 年月日	死亡者		埋葬を行った者		埋葬費				備考
		氏名	年齢	死亡者との 関係	氏名	棺 （付属品を 含む）	埋葬又は 火葬料	骨箱	計	
計		人								

（注）１　埋葬を行った者が市長であるときは、遺族の氏名を「備考」欄に記入すること
　　２　市長が棺、骨箱等を現物で給与したときは、その旨「備考」欄に明らかにすること
　　３　埋葬を行った者に埋葬費を支給したときは、その旨および金額を「備考」欄に記入すること

（資料７０）

遺 体 処 置 台 帳

市町村名　春日市

処理年月日	死体発見の日時及び場所	死亡者 氏名	遺族		洗浄等の処理						備考
			氏名	死亡者との関係	品名	数量	金額	死体の一時保存	検案料		
計		人									

（注）１　埋葬を行った者が市長であるときは、遺族の氏名を「備考」欄に記入すること
　　２　市長が棺、骨箱等を現物で給与したときは、その旨「備考」欄に明らかにすること
　　３　埋葬を行った者に埋葬費を支給したときは、その旨および金額を「備考」欄に記入すること

（資料７１）

障害物除去の状況

市町村名　春日市

住家被害程度区分		区分	除去に要した期間	実支出額	除去に要すべき状態の概要	備考
			月　日～　月　日	円		
計	半壊(焼)	世帯				
	床上浸水	世帯				

（資料７２）

輸送記録簿

市町村名　春日市

輸送月日	目的	輸送区間（距離）	借上等			修繕					燃料費	実支出額	備考
			使用車両等		金額	故障車両等		修繕月日	修理費	故障の概　要			
			種類	台数		名称番号	所有者氏名						
月　日					円				円		円	円	
計													

（注）　1「目的」欄は主なる目的（又は救助の種類名）を記入すりこと
　　２　都道府県又は市町村の車両等による場合は「備考」欄に車両番号を記入すること
　　３　借上車両等による場合は有償、無償を問わず記入すること
　　４　借上等の「金額」欄には、運送費又は車両等の借上費を記入すること
　　５「故障の概要」欄には、故障の原因及び故障箇所を記入すること

（資料７３）

社会福祉施設関係被害即報

春日市

施設の種別	施設名	所在地	設置主体	被害状況	被害額	復旧の対応状況

（資料７４）

○○○○災害による救護を要する傷病者即報

春日市

即報月日			月　　日			即報時間			時		第　　回	
被害地等	災害発生日時	傷病者数	内訳						傷病収容状況		救護の状況	備考
			外傷者			罹病者						
			死者	重症	軽傷	死者	重症	軽傷	収容ヶ所数	収容人員		
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13
		人	人	人	人	人	人	人	ヶ所	人		

（資料７５）

○○○○災害による商工被害状況即報

（商工事務所長へ）　　春日市

業種	被害区分	被災事業所数	被災従業員数	被害総額	土地	建物	機械設備	商品・原材料仕掛品等	備考
商業	A								
	B								
	C								
	D								
	計	（うち　　）	（うち　　）	（うち　　）					
工業	A								
	B								
	C								
	D								
	計	（うち　　）	（うち　　）	（うち　　）					
	A								
	B								
	C								
	D								
	計	（うち　　）	（うち　　）	（うち　　）					
合計		（うち　　）	（うち　　）	（うち　　）					

（注）１　商工業の被害のうち、中小企業の被害については、（　　）で記入のこと

２　A～Dの被害区分は、次の区分によること

A･･･事業用建物等の延面積の60%以上につき、破壊、埋没、流出したもの

B･･･事業用建物等の延面積の30%以上60%未満につき、破壊、埋没、流出したもの
又は、事業用建物等の延面積の50%以上につき、浸水1m以上のもの

C･･･①事業用建物等の延面積の10%以上30%未満につき、破壊、埋没、流出したもの
②事業用建物等の延面積の50%以上につき、浸水30　以上1m未満のもの
③事業用建物等の延面積の10%以上50%未満につき、浸水1m以上のもの

D･･･A～Cに該当しない被害

３　商業は、日本標準産業分類の卸売業、小売業
工業は、日本標準産業分類の製造業
その他は、日本標準産業分類の鉱業、建設業、運輸、通信業、サービス業

（資料７６）

○○○○災害による土木被害状況即報

被害報告表

報告者　　受理者

第　　号　　調査率　　%

年　　月　　日　　時現在

災害発生年月日	月　日　～　月　日			災害名			
災害救助法発令等	市町村名		発令　月　日	月　日	市町村名	発令月日	月　日
市町村名							
連続雨量	mm	日　時～　日　時		mm	日　時～　日　時	mm	日　時～　日　時
日雨量	mm	日　時～　日　時		mm	日　時～　日　時	mm	日　時～　日　時
時間雨量	mm	日　時～　日　時		mm	日　時～　日　時	mm	日　時～　日　時
時間最大風速	m/秒	日　時　分		m/秒	日　時　分	m/秒	日　時　分
平均風速	m/秒	日　時～　日　時		m/秒	日　時～　日　時	m/秒	日　時～　日　時

工種	県工事		市町村工事		計	
	箇所	金額	箇所	金額	箇所	金額
河川		千円		千円		千円
海岸						
砂防設備						
地すべり防止施設						
急傾斜地崩壊防止施設						
道路						
橋梁						
港湾						
下水道						
計						

主な公共施設の被害

	事業主体	区分	水系名	河川・海岸名	被災位置	被災延長	被害額	被害内容（破堤、溢水、内水）
河川・海岸		級	水系		群　町 市　村　大字	m	千円	
		級	水系		群　町 市　村　大字	m		
		級	水系		群　町 市　村　大字	m		
		級	水系		群　町 市　村　大字	m		

	事業主体	区分	路線名	被災位置			
道路				群　町 市　村　大字	m		
				群　町 市　村　大字	m		
				群　町 市　村　大字	m		

	事業主体	区分	道路名	地先名	全面・一部の別及び被災状況	延長	幅員	被害額	応急の有無	応急工事見込額	バス路線有無	交通量	迂回路の有無	交通止年月日	解除年月日
道路交通止		道	線			m	m	千円		千円		台/			
		道	線			m	m	千円		千円		台/			
		道	線			m	m	千円		千円		台/			
		道	線			m	m	千円		千円		台/			
		道	線			m	m	千円		千円		台/			
		道	線			m	m	千円		千円		台/			
		道	線			m	m	千円		千円		台/			
		道	線			m	m	千円		千円		台/			

一般被害（人的被害）

区分		場所	原因	区分		主な場所	原因（破堤、溢水、内水）
死者	名			全焼	戸		
行方不明	名			半焼	戸		
	名			流失	戸		
	名			床上浸水	戸		
	名			床下浸水	戸		

（資料７７）

○○○○災害による建築物被害状況即報

（県土整備事務所経由）

福 岡 県　知 事 殿 年　　月　　日 市区町村長名＿＿＿＿＿＿＿＿㊞ 建築基準法第15条2項の規定により、災害による建築物の滅失を報告します。	受付年月日番号 ※

1. 被災地区市町村名	春日市		
2. 災害種類	火災・風水災・震災・その他	3. 火災件数	

7. 用途別 ＼ 6 構造別 ＼ 5 建築物の数（戸数）床面積合計 ＼ 4. 被害区分		全焼・全壊・全流失		半焼・半壊・半流失		計		8. 建築物の損害見積額（千円）
		建築物の数（戸数）	床面積の合計（㎡）	建築物の数（戸数）	床面積の合計（㎡）	建築物の数（戸数）	床面積の合計（㎡）	
居住	木造	戸		戸		戸		
	その他	戸		戸		戸		
	計	戸		戸		戸		
鉱工業	木造							
	その他							
商業サービス業	木造							
	その他							
公務文教	木造							
	その他							
その他	木造							
	その他							
合計	木造							
	その他							

（注）イ　※欄は記入しないこと。
　　ロ　2、4欄は該当文字を○印で囲むこと
　　ハ　この書は災害種別ごとに作成のこと
　　ニ　市の中、区のある市においては、区ごと、災害ごとに本書を作成すること。

（資料７８）

○○○○災害による都市施設等被害状況即報

年　　月　　日現在

春日市

種別	県分		市町村分		計	
	箇所	金額	箇所	金額	箇所	金額
街路		千円		千円		千円
都市公園						
下水道						
公営住宅						
計						

主な都市施設等の被害

種別	事業主体	箇所名	被害状況	被害額	
街路					
都市公園					
下水道					
公営住宅					

（資料７９）

○○○○災害による教育施設関係被害状況即報・詳報・確定報告

年　　月　　日現在

（単位：千円）

被災年月日		災害名		市町村名	

設置者名	学校名	施設区分								合計 C＋D+ E+F	被害の概要		
		建物					工作物 D	土地 E	設備 F				
		全・班壊A		補修 B	建物計C								
		面積（㎡）	金額		面積（㎡）	金額							

（資料８０）

被害状況確定報告

市町村名			報告者名								
地方本部名			報告者名		報告日時						
					月	日	時	分現在	（市町村	地方本部	県本部）
市町村名											
区分				被害	被害	被害	被害	被害	被害	被害	
人的被害	死者		人								
	行方不明		人								
	負傷者数	重傷	人								
		軽傷	人								
住家被害	全壊		棟								
			世帯								
			人								
	半壊		棟								
			世帯								
			人								
	一部損壊		棟								
			世帯								
			人								
	床上浸水		棟								
			世帯								
			人								
	床下浸水		棟								
			世帯								
			人								
非住家		公共建物	棟								
		その他	棟								
その他	田畑	流失・埋没	ha								
		冠水	ha								
		流失・埋没	ha								
		冠水	ha								
	文教施設		箇所								
	医療機関		箇所								
	道路		箇所								
	橋梁		箇所								
	河川		箇所								
	港湾		箇所								
	砂防		箇所								
	清掃施設		箇所								
	ガケ崩れ		箇所								
	鉄道不通		箇所								
	被害船舶		隻								
	航空機被害		機								
	水道		戸								
	電気		回線								
	ガス		戸								
	ブロック塀		箇所								
り災世帯数			世帯								
り災者数			人								
火災発	建物		件								
	危険物		件								
	その他		件								
公共文教施設			千円								
農林水産業施設			千円								
公共土木施設			千円								
その他の公共施設			千円								
その他	農産被害		千円								
	林産被害		千円								
	畜産被害		千円								
	商工被害		千円								
	その他		千円								
被害総額			千円								
災害対策本部		設置									
		解除									
災害救助法適用											
消防職員出動延人数			人								
消防団員出動延人数			人								

（資料８１）

○○○○災害による衛生被害状況詳報・確定報告

春日市

約束番号		1				2				3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16
月日	区分	赤痢患者発生数				前年同期赤痢患者発生数				防疫活動をしている市町村数（応援を除く）	防疫活動をしている保健所数（応援を除く）	保健所職員（雇用職員を含む）防疫活動従事者	本庁職員（雇用職員を含む）防疫活動従事者数	清掃方法を行った戸数	消毒方法を行った戸数	そ族昆虫駆除を行った戸数	伝染病予防による家用水の供給を受けた人員	災害救助法による飲料水の供給恵雄受けた人員	検疫調査人員	細菌調査実施人員	集団避難所数	集団避難所の収容人員数	備考
		真性	擬似	保菌者	死者	真性	擬似	保菌者	死者														
月日	当日																						
	累計																						
月日	当日																						
	累計																						
月日	当日																						
	累計																						

（資料８２）

○○○○災害による商工被害状況詳報・確定報告

（商工事務所長へ）　　春日市

項目 / 被害区分 / 業種		被災事業所数	被災従業員数	被害総額	土地	建物	機械設備	商品・原材料仕掛品等	備考
商業	A								
	B								
	C								
	D								
	計	（うち　　）	（うち　　）	（うち　　）					
工業	A								
	B								
	C								
	D								
	計	（うち　　）	（うち　　）	（うち　　）					
	A								
	B								
	C								
	D								
	計	（うち　　）	（うち　　）	（うち　　）					
合計		（うち　　）	（うち　　）	（うち　　）					

（注）１　商工業の被害のうち、中小企業の被害については、（　　）で記入のこと

２　A～Dの被害区分は、次の区分によること

A・・・事業用建物等の延面積の60%以上につき、破壊、埋没、流出したもの

B・・・事業用建物等の延面積の30%以上60%未満につき、破壊、埋没、流出したもの
又は、事業用建物等の延面積の50%以上につき、浸水1m以上のもの

C・・・①事業用建物等の延面積の10%以上30%未満につき、破壊、埋没、流出したもの
②事業用建物等の延面積の50%以上につき、浸水30　以上1m未満のもの
③事業用建物等の延面積の10%以上50%未満につき、浸水1m以上のもの

D・・・A～Cに該当しない被害

３　商業は、日本標準産業分類の卸売業、小売業
工業は、日本標準産業分類の製造業
その他は、日本標準産業分類の鉱業、建設業、運輸、通信業、サービス業

（資料８３）

○○○○災害による土木被害状況詳報・確定報告

（県土整備事務所長へ）　　春日市

区分		前回までの報告分						今回の報告分		年間の合計
		自　月　日 の災害 至　月　日		自　月　日 の災害 至　月　日		自　月　日 の災害 至　月　日		自　月　日 の災害 至　月　日		
県工事	河川									
	海岸									
	砂防									
	道路									
	橋梁									
	港湾									
	計									
市町村工事	河川									
	海岸									
	道路									
	橋梁									
	計									
合計										

（金額の単位　千円）

（資料８４）

○○○○災害による建築物被害状況詳報・確定報告

（県土整備事務所経由）

福岡県　知事殿 年　月　日 市区町村長名＿＿＿＿＿＿＿＿㊞ 建築基準法第15条2項の規定により、災害による建築物の滅失を報告します。								受付年月日番号 ※
1. 被災地区市町村名		春日市						
2. 災害種類		火災・風水災・震災・その他			3. 火災件数			
4. 被害区分 / 5 建築物の数（戸数） / 6 構造別 / 7. 用途別		全焼・全壊・全流失		半焼・半壊・半流失		計		8. 建築物の損害見積額（千円）
		建築物の数（戸数）	床面積の合計（㎡）	建築物の数（戸数）	床面積の合計（㎡）	建築物の数（戸数）	床面積の合計（㎡）	
居住	木造	戸		戸		戸		
	その他	戸		戸		戸		
	計	戸		戸		戸		
鉱工業	木造							
	その他							
商業サービス業	木造							
	その他							
公務文教	木造							
	その他							
その他	木造							
	その他							
合計	木造							
	その他							

（注）イ　※欄は記入しないこと。
　　ロ　2、4欄は該当文字を○印で囲むこと
　　ハ　この書は災害種別ごとに作成のこと
　　ニ　市の中、区のある市においては、区ごと、災害ごとに本書を作成すること。

（資料８５）

報告先一覧表

報告資料	報告先
被害状況確定報告【資料　79】	対策本部（未設置時消防防災課）
社会福祉施設関係被害即報【資料　72】	福祉事務所
災害による救護を要する傷病者即報【資料　73】	保健所
災害による衛生被害状況詳報・確定報告【資料　80】	保健所
災害による商工被害状況即報【資料　74】	商工事務所
災害による商工被害状況詳報・確定報告【資料　81】	商工事務所
災害による土木被害状況即報【資料　75】	県土整備事務所
災害による土木被害状況詳報・確定報告【資料　82】	県土整備事務所
災害による建築物被害状況即報【資料　76】	建築都市部
災害による都市施設等被害状況即報【資料　77】	建築都市部
災害による建築物被害状況詳報・確定報告【資料　83】	建築都市部
災害による教育施設関係被害状況即報・詳報・確定報告【資料　78】	教育事務所

根拠：福岡県災害調査報告実施要綱

（資料８６）

被災者救出用機械器具燃料受払簿

市町村名　春日市

救助の種目別	年月日	品名	単位 呼称	摘要	受	払	残	備考

（注）１　「適要」欄に購入又は受入先及び払出し先を記入すること
　　２　「備考」欄に購入単価及び購入金額を記入すること
　　３　各救助の種目別最終行欄に受、払、残の計及びそれぞれの金額を明らかにすること。なお、物資等において、県よりの
　　受入分及び市町村調達分がある場合には、それぞれの別に受、払、残の計及びそれぞれの金額をあきらかにしておくこと

（資料８７－１）

避難状況調査表

年　　月　　日

住　所									電話番号			
氏　名									入所年月日			
									退所年月日			
所属自治会						移転先住所 電話番号						
家族	続柄	氏名	性別	年齢	現況						医療状況等 （服薬名など）	
					健康	軽傷	重傷	死亡	不明	血液型		
緊急連絡先									担当者名			
									電話番号			
家屋の状況	全　壊		床下浸水				その他					
	半　壊		床上浸水									

氏　名	保有資格等	備　考

安否確認のための情報開示（世帯別の氏名・住所）　　同意する・同意しない

保有資格は運転免許証を除く
（例：ヘルパー、建築士など）

避難者名簿No

（資料８７－２）

避難施設状況報告書

開設日時	年　月　日 午前・午後　時　分	閉鎖日時	年　月　日 午前・午後　時　分
第1報（参集後）	第2報（約3時間後）	第3報（約6時間後）	
人　数	約　人		
世　帯	約　世帯		
建物安全確認	未実施・安全・建築物応急危険度判定士待ち		
人命救助	不　要・必要（約　名）・不明		
延　焼	な　し・延焼中（約　件）・大火の恐れ		
土砂崩れ	未発見・有　り・警戒中		
ライフライン	断　水・停　電・通話不通		
道路状況	通行可・通行不能・片側通行可・通行不能		
建物崩壊	な　し・あ　り(約　棟)・不　明		
避難者数増減見込み	増　加・減　少・変化なし		
緊急を要する事項			
参集した職員名			
参集した施設管理者等			
受付日時	年　月　日　午前・午後　時　分		
受信手段	Fax	電話	手渡し
担当者名		部長確認時間	

（資料８８）

避 難 者 名 簿

自治会名		年　月　日

一連番号	氏　名	性別	年齢	血液型	住所 電話番号	緊急連絡先 電話番号	情報開示	現況 行方不明・死亡等	保有資格	入所年月日 退所年月日
		男 女					開示 非開示			
		男 女					開示 非開示			
		男 女					開示 非開示			
		男 女					開示 非開示			
		男 女					開示 非開示			
		男 女					開示 非開示			

避難所名	保有資格は運転免許を除く公的資格及び民間資格を記入する

（資料８９）

避難状況集計表

集計日		年　月　日 午前・午後　時　分	避難所名	
世帯数		現在数（A）	前日数（B）	増減数（A−B）
内訳	避難者	世帯	世帯	世帯
	在宅被災者等	世帯	世帯	世帯
	合　計	世帯	世帯	世帯
人　数		現在数（A）	前日数（B）	増減数（A−B）
内訳	避難者	人	人	人
	在宅被災者等	人	人	人
	合　計	人	人	人
地域状況	ライフライン	断水・停電・通話不通		
	道路状況	通行可・通行不能・片側通行可・通行不能		
	収容スペース	極端に狭い（1㎡程度）・狭い（2㎡程度）・普通（3㎡）・広い		
連絡事項				
備考 （風邪などの発生状況・避難施設の生活環境・避難者の雰囲気など）				

（資料９０）

避難所用物資受払簿

市町村名　春日市

救助の種目別	年月日	品名	単位 呼称	摘要	受	払	残	備考

（注）１　「適要」欄に購入又は受入先及び払出し先を記入すること
　　２　「備考」欄に購入単価及び購入金額を記入すること
　　３　各救助の種目別最終行欄に受、払、残の計及びそれぞれの金額を明らかにすること。なお、物資等において、県よりの
　　受入分及び市町村調達分がある場合には、それぞれの別に受、払、残の計及びそれぞれの金額をあきらかにしておくこと

（資料９１）

燃料及び消耗品受払簿

市町村名　春日市

救助の種目別	年月日	品名	単位 呼称	摘要	受	払	残	備考

（注）１　「適要」欄に購入又は受入先及び払出し先を記入すること
　　２　「備考」欄に購入単価及び購入金額を記入すること
　　３　各救助の種目別最終行欄に受、払、残の計及びそれぞれの金額を明らかにすること。なお、物資等において、県よりの受入分及び市町村調達分がある場合には、それぞれの別に受、払、残の計及びそれぞれの金額をあきらかにしておくこと

（資料９２）

炊出しその他による食品給与物品受払簿

市町村名　春日市

救助の種目別	年月日	品名	単位 呼称	摘要	受	払	残	備考

（注）１　「適要」欄に購入又は受入先及び払出し先を記入すること
　　２　「備考」欄に購入単価及び購入金額を記入すること
　　３　各救助の種目別最終行欄に受、払、残の計及びそれぞれの金額を明らかにすること。なお、物資等において、県よりの
　　受入分及び市町村調達分がある場合には、それぞれの別に受、払、残の計及びそれぞれの金額をあきらかにしておくこと

（資料９３）

物資受払簿

市町村名　春日市

救助の種目別	年月日	品名	単位 呼称	摘要	受	払	残	備考

（注）１　「適要」欄に購入又は受入先及び払出し先を記入すること
　　２　「備考」欄に購入単価及び購入金額を記入すること
　　３　各救助の種目別最終行欄に受、払、残の計及びそれぞれの金額を明らかにすること。なお、物資等において、県よりの
　　受入分及び市町村調達分がある場合には、それぞれの別に受、払、残の計及びそれぞれの金額をあきらかにしておくこと

（資料９４）

ごみ焼却施設一覧表

令和３年３月31日現在

	市町村圏	設置者	施設名	竣工年月	型式	能力（t/日）
1	福岡	福岡市	西部工場	平成４年３月	ス・全連	250×3炉
2			臨海工場	平成13年３月	ス・全連	300×3炉
3		株式会社福岡クリーンエナジー	株式会社福岡クリーンエナジー東部工場	平成17年７月	ス・全連	300×3炉
4		須恵町外二ヶ町清掃施設組合	クリーンパークわかすぎごみ燃料化施設	平成14年12月	ＲＤＦ	59×3炉
5		糸島市	クリーンセンターごみ溶融処理施設	平成12年３月	ガ溶・全連	100×2炉
6		玄界環境組合	古賀清掃工場焼却施設	平成15年３月	ガ溶・全連	130×2炉
7			宗像清掃工場ガス化溶融施設	平成15年６月	ガ溶・全連	80×2炉
8		筑紫野・小郡・基山清掃施設組合	クリーンヒル宝満熱回収施設	平成20年３月	ガ溶・全連	125×2炉
9		福岡都市圏南部環境事業組合	福岡都市圏南部工場	平成28年３月	ス・全連	170×3炉
10	朝倉	甘木・朝倉・三井環境施設組合	サン・ポート溶融施設	平成14年12月	ガ溶・全連	60×2炉
11	久留米	久留米市	上津クリーンセンター	平成５年３月	ス・全連	100×3炉
12			宮ノ陣クリーンセンター	平成28年６月	ス・全連	81.5×2炉
13		大川市	大川市清掃センター	平成４年８月	流・准連	45×2炉
14		うきは久留米環境施設組合	耳納クリーンステーション	平成16年８月	ＲＤＦ	61×1炉
15	八女・筑後	八女西部広域事務組合	八女西部クリーンセンター	平成12年３月	ガ溶・全連	110×2炉
16	有明	柳川市	柳川市クリーンセンター	平成３年３月	ス・准連	50×2炉
17		みやま市	みやま市清掃センター	平成６年３月	ス・バ	25×2炉
18		大牟田・荒尾清掃施設組合	大牟田・荒尾ＲＤＦセンター	平成14年11月	ＲＤＦ	75×3炉
19		大牟田リサイクル発電株式会社	大牟田リサイクル発電所	平成14年12月	流・全連	315×1炉

	市町村圏	設置者	施設名	竣工年月	型式	能力（t/日）
20	飯塚	ふくおか県央環境広域施設組合	飯塚市クリーンセンター	平成10年4月	ガ溶・全連	90×2炉
21			嘉麻クリーンセンター	昭和62年3月	ス・准連・＋溶	20×2炉
22			ごみ燃料化センター	平成14年8月	ＲＤＦ	54×1炉
23			桂苑	平成6年3月	流・准連	37×2炉
24	田川	田川地区清掃施設組合	田川市川崎町清掃センター	昭和62年3月	ス・全連	45×2炉
25		下田川清掃施設組合	下田川雌茶清掃センター	昭和50年3月	ス・バ	20×2炉
26		田川郡東部環境衛生施設組合	田川郡東部じん芥処理センター	平成7年12月	ス・バ	22×2炉
27	直方・鞍手	宮若市外二町じん芥処理施設組合	くらじクリーンセンター	平成14年9月	ＲＤＦ	66×1炉
28	北九州	北九州市	日明工場	平成3年3月	ス・全連	200×3炉
29			新門司工場	平成19年3月	ガ溶・全連	240×3炉
30			皇后崎工場	平成10年7月	ス・全連	270×3炉
31	京築	苅田エコプラント株式会社	苅田エコプラント	平成10年7月	ＲＤＦ	42×1炉
32		築上町	ごみ固形燃料化施設	平成12年3月	ＲＤＦ	25×1炉
33		豊前市外二町清掃施設組合	豊前市外二町清掃センター	平成14年2月	ス・准連・＋溶	35×2炉
計			33施設			7,955

※全連：全連続運転（24時間運転）
　准連：准連続運転（16時間運転）
　バ：バッチ運転（ごみを一定程度まとめて処理する運転方式）
　固：固定床炉（炉床が固定されているもの）
　ス：ストーカ炉（炉床をストーカ（火格子）とし、機械的に動かすことにより、ごみを移動させながら燃焼させるもの）
　流：流動床炉（高温の砂を下部から供給される空気によって流動させ、その中でごみを燃焼させるもの）
　ガ溶：ガス化溶融炉（ごみを高温・還元雰囲気下でガス化するとともに、灰を溶融するもの）
　＋溶：焼却炉（ストーカ炉など）に灰溶融炉を併設しているもの
　ＲＤＦ：ＲＤＦ（ごみ固形化燃料）の製造施設（燃料化施設）
※能力の計は、燃料化施設（ＲＤＦ製造施設）を除く。
※端数処理により、計が一致しない場合がある。
（参考：福岡県における一般廃棄物処理の現況（令和２年度版）　福岡県環境部）

（資料９５）

し尿処理施設一覧表

令和３年３月31日現在

	市町村圏	設置者	施設名	竣工年月	型式	能力（ｋｌ/日）
1	福岡	福岡市	中部汚泥再生処理センター	平成27年11月	固液分離	65
2		古賀市	古賀市海津水苑	昭和58年5月	標脱	67
3		宇美町・志免町衛生施設組合	宇美志免浄化センター	平成13年3月	高負荷	70
4		糸島市	糸島市し尿処理センター	平成7年3月	高負荷	96
6		宗像地区事務組合	宗像浄化センター	昭和54年11月	標脱	130
7		須恵町外二ヶ町清掃施設組合	酒水園	昭和57年10月	標脱	100
8	甘木・朝倉	朝倉市	環境センター	平成19年4月	高負荷・膜分離	73
9	久留米	両筑衛生施設組合	両筑苑	昭和57年10月	標脱	300
10		うきは久留米環境施設組合	耳納衛生センター	平成6年3月	標脱	91
11	八女・筑後	八女市	八女市上陽自給肥料供給施設	昭和55年8月	液肥堆肥化	5.7
12			八女市星野自給肥料供給施設	昭和56年3月	液肥堆肥化	9.7
13			八女市衛生センター	昭和61年12月	標脱	33
14		筑後市	筑後市衛生センター	昭和58年11月	標脱	75
15		大木町	おおき循環センター	平成18年10月	高負荷・嫌気消化	41.4
16		八女中部衛生施設事務組合	八女中部衛生センター	昭和63年3月	標脱・高負荷	110
17	有明	大牟田市	大牟田市東部環境センター	平成15年3月	高負荷	359
18		大川柳川衛生組合	筑水園	平成6年6月	高負荷	195
19		みやま市	バイオマスセンター	平成30年12月	高負荷・膜分離	130

	市町村圏	設置者	施設名	竣工年月	型式	能力（ｋｌ/日）
20	飯塚	ふくおか県央環境広域施設組合	環境センター	平成８年３月	高負荷	108
21			汚泥再生処理センター	平成18年６月	高負荷・膜分離	146
22			嘉麻市嘉麻浄化センター	平成９年３月	高負荷	60
23			穂波苑	平成15年２月	高負荷・膜分離	152
24	田川	田川地区清掃施設組合	乙女環境センター	平成２年３月	高負荷	225
25		下田川清掃施設組合	下田川クリーンセンター	平成３年３月	高負荷・膜分離	93
26		大任町	田川地区クリーンセンター	令和３年１月（試運転）	標脱	390
27	直方・鞍手	直方市	直方市向鶴浄園し尿処理場	昭和40年４月	嫌気消化	90
28		鞍手町	鞍手町衛生センター	昭和55年４月	好気消化	45
29		宮若市	緑水園	平成９年２月	高負荷・膜分離	97
30	北九州	遠賀・中間地域広域行政事務組合	曲水苑	平成８年３月	標脱	220
31	京築	行橋市	音無苑	昭和60年12月	標脱	191
32		苅田町	苅田町清掃事務所第二工場	昭和55年３月	標脱	100
33		築上町	築上町有機液肥製造施設	平成６年３月	液肥堆肥化	23
34			築上町第２有機液肥製造施設	平成29年10月	液肥堆肥化	19.52
35		吉富町外１町環境衛生事務組合	周防苑	昭和49年３月	好気消化	20
計			34施設			3,930.3

※嫌気消化：嫌気性消化・活性汚泥処理方式　　好気消化：好気性消化・活性汚泥処理方式

好二段：好気性処理のうち二段活性汚泥処理方式　　標脱：標準脱窒素処理方式

高負荷：高負荷脱窒素処理方式　　膜分離：膜分離処理方式

※端数処理により、計が一致しない場合がある。

（参考：福岡県における一般廃棄物処理の現況（令和２年度版）　福岡県環境部）

（資料９６）

火葬場所所在地、能力一覧表

所在地	名称	処理能力 （体／日）	備考 （火葬炉数）
（筑紫保健福祉環境事務所管内）			
筑紫野市大字山家３７４５－１	筑慈苑	３６	１２基
筑紫郡那珂川市大字上梶原５２９－４３	華石苑	７	４基（３基+汚物炉１基）
（粕屋保健福祉環境事務所管内）			
古賀市青柳１４５番地１	北筑昇華苑	４８	１６基
糟屋郡新宮町大字相島１２４５－１	新宮町立相島火葬場	１	１基
（宗像・遠賀保健福祉環境事務所管内）			
宗像市大字大井１５４８	浄楽苑宗像斎場	８	６基
宗像市大島２９８４－３	宗像市大島火葬場	１	１基
遠賀郡遠賀町大字上別府１９９６	天生園	２１	７基
（北筑後保健福祉環境事務所管内）			
朝倉市把木志波梅迫７４６－５	香華園	６	３基
朝倉市甘木堤４－６	梅香苑	１２	５基（４基+汚物炉１基）
小郡市大保５１４番地	河北苑	９	６基（５基+胞衣炉１基）
うきは市浮羽町小塩５３８１－４	浄光苑	６	３基
久留米市高良内町４０３０－１	久留米市斎場	３０	１１基（１０基+汚物炉１基）
久留米市田主丸町森部１３０７－３	霊峰苑	５	３基
（糸島保健福祉環境事務所管内）			
糸島市二丈石崎４００	糸島市斎場	１５	６基（５基+小型炉１基）

所在地	名称	処理能力 （体／日）	備考 （火葬炉数）
（嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所管内）			
直方市大字上新入２４３０－１４	直方市火葬場天翔館	６	４基（３基+予備炉１基）
鞍手郡鞍手町大字中山３３９７	鞍手町営葬斎場	６	４基（３基+汚物炉１基）
宮若市原田３３１	桜華苑	９	３基
飯塚市大字太日寺７３６	飯塚市斎場	１３	７基（６基+汚物炉１基）
飯塚市長尾６５４	筑穂園	９	３基
嘉麻市牛隈１７０２－２	嘉麻市嘉麻斎場	１２	５基（４基+汚物炉１基）
（田川保健福祉環境事務所管内）			
田川郡大字伊加利２１９１番地１４	田川地区斎場	２０	６基
（南筑後保健福祉環境事務所管内）			
大川市大字中古賀１０９５－１	大川市斎場	１２	３基
八女市大字今福字東原１３５６－１	八女西部斎場東原園	１２	７基（６基+汚物炉１基）
八女市黒木町今１６２１－１	八女市黒木斎場	４	２基
八女市上陽町北川内３６２８	八女市上陽斎場	２	１基
八女市星野村５４４７－１	八女市星野斎場	２	１基
八女市矢部村北矢部５２６７－５	八女市矢部斎場	２	１基
みやま市瀬高町下庄５６５－１	有峰苑みやま柳川	１２	６基
三潴郡大木町大字上八院１６５４－１	大木町やすらぎ苑	６	２基
（京築保健福祉環境事務所管内）			
行橋市大字上稗田１２００－１	行橋市営火葬場やすらぎ苑	２４	４基
豊前市大字大西１１３５－５	豊前市斎場天空の杜	９	３基
京都郡みやこ町犀川木井馬場１５１５－３	みやこ町葬斎場（安らぎ苑）	９	３基
京都郡苅田町大字南原１１２７	かんだ苑	３	３基
築上郡上毛町大字宇野１２３６－１	築上東部火葬場	６	２基
築上郡築上町大字築城１７９８	清浄園	１２	２基

所在地	名称	処理能力 （体／日）	備考 （火葬炉数）
（北九州市管内）			
北九州市門司区大字猿喰１３４２－８	北九州市立東部斎場	４０	１６基（１５基+胞衣炉１基）
北九州市八幡西区本城５丁目６番１号	北九州市立西部斎場	４０	１６基
（福岡市管内）			
福岡市南区大字柏原６丁目１－１	福岡市葬祭場	４８	２６基（２５基+胞衣炉１基）
福岡市西区玄界島字中西７４４－２	福岡市立玄界島火葬場	２	１基
（大牟田市管内）			
大牟田市黄金町２丁目２１０番地２	大牟田市葬斎場	１８	７基（６基+胞衣炉１基）

（資料９７）

捜索用機械器具燃料受払簿

市町村名　春日市

救助の種目別	年月日	品名	単位 呼称	摘要	受	払	残	備考

（注）１　「適要」欄に購入又は受入先及び払出し先を記入すること
　　２　「備考」欄に購入単価及び購入金額を記入すること
　　３　各救助の種目別最終行欄に受、払、残の計及びそれぞれの金額を明らかにすること。なお、物資等において、県よりの
　　受入分及び市町村調達分がある場合には、それぞれの別に受、払、残の計及びそれぞれの金額をあきらかにしておくこと

（資料９８）

遺体の捜索状況記録簿

市町村名　春日市

年月日	捜索人員	捜索用機械器具								実支出額	備考
		名称	借上費又は購入費			修繕費			燃料費		
			数量	所有者	金額	修理月日	修繕費	修繕の概要			
月　日	人				円	月日	円		円	円	
計											

（注）１ 他市町村に及んだ場合には、備考欄のその市町村名を記入すること
２ 借上費については、有償、無償を問わず記入するものとし、有償による場合のみその借上費を「金額」欄に記入すること
３ 「修繕の概要」欄には、修繕の原因及び主要な修繕箇所を記入すること

（資料９９）

給水用機械器具燃料及び浄水用薬品資材受払簿

市町村名　春日市

救助の種目別	年月日	品名	単位 呼称	摘要	受	払	残	備考

（注）１　「適要」欄に購入又は受入先及び払出し先を記入すること
　　２　「備考」欄に購入単価及び購入金額を記入すること
　　３　各救助の種目別最終行欄に受、払、残の計及びそれぞれの金額を明らかにすること。なお、物資等において、県よりの受入分及び市町村調達分がある場合には、それぞれの別に受、払、残の計及びそれぞれの金額をあきらかにしておくこと

（資料１００）

避 難 所 集 計 表

避難所名	収容人員 月　日 午前	収容人員 月　日 午後	収容人員 月　日 午前	収容人員 月　日 午後	収容人員 月　日 午前	収容人員 月　日 午後	収容人員 月　日 午前	収容人員 月　日 午後	収容人員 月　日 午前	収容人員 月　日 午後	収容人員 月　日 午前	収容人員 月　日 午後	収容人員 月　日 午前	収容人員 月　日 午後
小計														
合計														

（資料１０１）

遺骨及び遺留品処理票

遺留品処理番号		
遺留品		
引取人	氏名	
	住所 電話番号	
	死亡者との関係	
	引取年月日	
死亡者	氏名	
	住所	
備考		
遺留品保管場所		
引取人署名欄		年　　月　　日 遺骨及び遺留品を確かに引取ました 氏名　　㊞

（資料１０２）

住 宅 災 害 報 告 書

平成　　年　　月　　日　　時作成

市町村・部課名　春日市　　担当者名

1　災害の概要

災害名		発生年月日	平成　　年　　月　　日
住宅災害の概況と特徴		住宅以外の災害の概要	
住宅対策として現在までにとった措置		住宅対策として今後予定している措置	
国に対する要望		県に対する要望	

2　住宅の被害

市町村名（団地名）		合併年月日	住宅現在戸数	滅失			損傷				床上浸水	床下浸水	その他	災害救助法施行令第１条該当災害関係			備考 ※「その他」の内容等
				全壊	全流失	全焼	半壊	半流失	半焼	一部損傷				適用年月日	根拠条文	人口	
春日市																	

春日市⇒福岡県住宅課住宅指導係に報告

（資料１０３）

行方不明者名簿

年　　月　　日

一連番号	氏名	性別	年齢	住所	連絡先		行方不明時の状況	情報入手場所	問い合わせ欄	備考
					電話番号	氏名				
		男								
		女								
		男								
		女								
		男								
		女								
		男								
		女								
		男								
		女								
		男								
		女								
		男								
		女								

１　情報入手場所：避難所等を記入
２　問い合わせ等：安否確認の問い合わせがあった場合に記入
３　備考欄には下記を記入
　　救助された場合：救助
　　遺体で発見された場合：遺体
　　身元不明者の遺体として確認：確認

（資料１０４）

避難指示等の判断・情報伝達マニュアル

令和４年６月

春　日　市

第１編　水　害　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・312
１．　避難の考え方　・・・・・・・・・・・・・・・・312
２．　内水氾濫対策　・・・・・・・・・・・・・・・・312
３．　ため池等の決壊対策　・・・・・・・・・・・・313
４．　避難指示等の伝達方法　・・・・・・・・・・・・313
第２編　土砂災害　・・・・・・・・・・・・・・・・・315
１．　土砂災害警戒区域　・・・・・・・・・・・・・・315
２．　避難指示等の発令　・・・・・・・・・・・・・・316
３．　避難指示等の伝達方法　・・・・・・・・・・・・318
４．　避難指示等の伝達文の例　・・・・・・・・・・・318

平成２３年４月　改訂

平成２４年５月　改訂

平成２６年５月　改訂

平成２８年４月　改訂

令和　２年３月　改訂

令和　３年５月　改訂

令和　４年６月　改訂

※本マニュアルは内閣府「避難情報に関するガイドライン」を参考に作成したものである。

第１編　水　　害

本市における水害は、雨水幹線の排水処理能力を超える降雨によって徐々に水路等が溢れ、または集中豪雨によって、短時間で一気に水路等が溢れ道路冠水及び建物への浸水被害を発生させる内水氾濫が考えられる。

また、長雨や地震によりため池の堤防が決壊し、流れ出した貯留水で人や建物の被害が発生する場合がある。

１．避難の考え方

（１）内水氾濫による住民の避難対策としては、道路冠水した状態での避難はかえって人的被害のおそれがあり、本市においては、長時間に渡り雨水が滞留する可能性が少ないため、建物内にとどまることが有効な避難となる。

（２）ため池の堤防決壊による被害の発生のおそれがあると総合的に判断される場合は、躊躇なく高齢者等避難又は避難指示（以下「避難指示等」という。）の発令を行い、迅速に下流域の住民の避難を行う。

２．内水氾濫対策

人的被害の防止及び沿道の建物等の被害を抑えるため、次の浸水警戒区域内の警戒雨水幹線及び道路を監視し、人や車輌の通行止め及び誘導対策をとる。具体的な現地対応フロー等については、「現地派遣要員業務マニュアル」による。

浸水警戒区域

No	警戒雨水幹線	区　域	備　考
1	大和第１雨水幹線	日の出町２丁目	日の出町商店街前
2	大和第１雨水幹線	日の出町３丁目～大和町５丁目	サンリヤンガーデン春日前
3	大和第１雨水幹線	大和町１丁目～宝町１丁目	親和陸橋交差点
4	小倉第２雨水幹線	小倉東２丁目	小倉東公民館前
5	小倉第１雨水幹線	須玖北４丁目	ローレルハイツ春日前
6	小倉第１雨水幹線	須玖南２丁目	すくすくプラザ前
7-1	小倉第８雨水幹線	大字下白水～天神山３丁目 （県道板付牛頸筑紫野線） 白水大池公園内	大土居交差点付近
7-2	小倉第１雨水貯留施設	星見ヶ丘４丁目	調整池放流口

３．ため池等の決壊対策

地震、長雨等で、ため池が決壊することによって発生する被害を抑えるため、次の事項に留意し、躊躇することなく避難指示等の発令を行い、迅速に住民の避難対策をとる。

（１）留意事項

①気象台、河川、ダム管理者等の発表及び通報に常に注意し、相互に情報交換する。

②ため池及び牛頸ダムの破提も常に考慮し、関係機関との情報交換を密に行いつつ、小河川、雨水幹線の上流部、ため池及び牛頸ダムがどのような状態になっているか、今後の余震及び降雨状況、近隣で災害が発生していないか等、広域的な状況把握に努める。

③小河川、雨水幹線及びため池の異常を巡視により自ら収集する現地情報、避難行動の難易度（夜間や暴風の中での避難）等を考慮し総合的に判断する。

４．避難指示等の伝達方法

避難指示等の伝達先及び伝達方法は次のとおりとする。

なお、情報の伝達は、災害の状況に応じた最善の方法により行うものとする。

また、市は、ハザードマップを作成し、対象区域や避難場所、避難行動等を住民に周知するとともに、防災訓練を通して円滑かつ迅速な避難の確保及び被害の防止のための措置を講じる。

（１）避難指示等の伝達先及び伝達方法

<table>
<tr><th colspan="2">伝達先</th><th>伝達方法</th></tr>
<tr><td rowspan="1">住　　民</td><td>避難対象地区市民
自治会（自主防災組織）
災害時要援護者の避難支援者</td><td rowspan="3">広報車・消防団車両
ウェブサイト
総合情報メール
ＳＮＳ
エリアメール
電話
ＦＡＸ
テレビプッシュ
Ｌアラート
テレビ・ラジオ
戸別訪問</td></tr>
<tr><td>福祉関係機関</td><td>社会福祉施設（要配慮者利用施設）
保育所（園）</td></tr>
<tr><td>防災関係機関</td><td>消防署
消防団（団長または副団長）
警察署</td></tr>
</table>

（２）避難指示等で住民がとるべき行動

避難情報	住民がとるべき行動
【警戒レベル３】 高齢者等避難	「危険な場所から高齢者等は避難」 ①高齢者等は危険な場所から避難場所や安全な親戚・知人宅等へ立退き避難する（高齢者等には、障がいのある人等の避難に時間を要する人や避難支援者等も含まれる） ②高齢者等以外の人も、外出を控えたり、避難の準備をしたり、必要に応じて自主的に避難する
【警戒レベル４】 避難指示	「危険な場所から全員避難」 危険な場所から避難場所や安全な親戚･知人宅等へ立退き避難する
【警戒レベル５】 緊急安全確保	「命の危険　直ちに安全確保！」 避難場所等への立退き避難がかえって危険な場合､少しでも崖から離れた建物や自宅内の部屋に移動する等､直ちに身の安全を確保する

第２編　土砂災害

本市における土砂災害は、県指定土砂災害特別警戒区域、土砂災害警戒区域及び市指定警戒・監視区域（過去の被害実績や災害発生の恐れのある地域）における急傾斜地の崩壊（傾斜のある土地が崩落する自然現象）によるものである。

１．土砂災害警戒区域

土砂災害による人的被害を防止するため、次の区域を監視し、土砂災害発生の警戒に当る。具体的な現地対応フロー等については、「現地派遣要員業務マニュアル」による。

（１）県指定特別警戒区域、警戒区域（急傾斜地）

警戒区域	避難対象区域	県指定区域番号
春日1丁目	82	K－001 （特別警戒区域、警戒区域）
	78-1、78-3	K－002 （特別警戒区域、警戒区域）
	106、110（※1）	K－003（警戒区域のみ）
ちくし台5丁目	72-1、72-2、74、75、76、77-1、77-2、82、83、84、85-1、85-2、86-1、86-2、87-1、87-2、90、91、93、94、95	K－014･015 （特別警戒区域、警戒区域）
	101、102-1、102-2、103-1、103-2、103-3、104	K－016･017 （特別警戒区域、警戒区域）
昇町8丁目	16	K－010（警戒区域のみ）
紅葉ヶ丘東5丁目	15	K－011 （特別警戒区域、警戒区域）
紅葉ヶ丘東6丁目	56、58、59、61-1、61-2、62、63、64	K－012 （特別警戒区域、警戒区域）
天神山1丁目	126、127	K－009 （特別警戒区域、警戒区域）
天神山7丁目	65、66	K－007 （特別警戒区域、警戒区域）
	36、37、39、40	K－013 （特別警戒区域、警戒区域）
白水ヶ丘4丁目	32、33、34、35、36	
白水ヶ丘1丁目	4（※1）	K－008（警戒区域のみ）

塚原台3丁目	129(※2)	K－004(警戒区域のみ)
大字下白水	133、134-3	K－005 (特別警戒区域、警戒区域)

※１　非住家のため訪問不要（春日神社、ウトグチ瓦窯展示館）

※２　避難確保計画策定済みのため訪問不要（かすがの郷）

（２）市指定警戒区域（急傾斜地）

警戒区域	避難対象区域	災害の様相
若葉台東5丁目	131、133、134	崩壊のおそれ ※過去の被害実績区域

（３）市指定監視区域

警戒区域	警戒対象地番	災害の様相
大字下白水	1312-1	土砂流出のおそれ ※過去の被害実績区域

２．避難指示等の発令

土砂災害による被害発生のおそれがあると判断される場合は、次の事項に留意し避難指示等の発令を行い迅速に住民の避難対策をとる。

（１）留意事項

ア　気象台が発表する土砂災害警戒情報に留意する。

イ　避難対象区域は、過去の被害の状況、被害想定、土砂災害防止法を踏まえているもので、自然現象のため不測の事態も想定されることから、事態の進行及び状況に応じた避難指示等の発令区域を適切に判断する。

ウ　想定を超える規模の災害が発生すること及び想定外の事象が発生することもあるので、関係機関との情報交換を密に行いつつ、今後の降雨状況、近隣で災害や前兆現象が発生していないか等の状況把握に努めること。

エ　土砂災害の前兆現象等、巡視により自ら収集する現地情報、避難行動の難易度（夜間や暴風の中での避難）等の必ずしも数値で明確にできないものも考慮しつつ、事態の進行及び状況を踏まえて総合的な判断を行う。

＊避難指示等は、以下の判断基準を参考に、今後の気象予想及び土砂災害警戒区域の巡視等からの現地報告を含めて総合的に判断して発令する。

避難情報	避難指示等判断基準
【警戒レベル３】 高齢者等避難 （災害のおそれあり）	①大雨警報（土砂災害）（警戒レベル３相当情報[土砂災害]）が発表され、かつ、土砂災害の危険度分布が「警戒（赤）」（警戒レベル３相当情報[土砂災害]）となった場合
	②数時間後に避難経路等の事前通行規制等の基準値に達することが想定される場合
	③警戒レベル３高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間～翌日早朝に大雨警報（土砂災害）（警戒レベル３相当情報[土砂災害]）に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合など）
【警戒レベル４】 避難指示 （災害のおそれ高い）	①土砂災害警戒情報（警戒レベル４相当情報[土砂災害]）が発表された場合
	②土砂災害の危険度分布で「危険（紫）」（警戒レベル４相当情報[土砂災害]）となった場合
	③警戒レベル４避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合
	④警戒レベル４避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合
	⑤土砂災害の前兆現象（山鳴り、湧き水・地下水の濁り、渓流の水量の変化等）が発見された場合
【警戒レベル５】 緊急安全確保 （災害発生　又は切迫）	①大雨特別警報（土砂災害）（警戒レベル５相当情報[土砂災害]）が発表された場合
	②土砂災害の危険度分布で「災害切迫（黒）」（警戒レベル５相当情報[土砂災害]）となった場合
	③土砂災害の発生が確認された場合

３．避難指示等の伝達方法

第１編水害の４．　参照

＊土砂災害特別警戒区域、土砂災害警戒区域及び市指定警戒区域に居住する住民への戸別訪問は、「風水害時における第２配備業務マニュアル（15 避難指示等を発令する必要がある場合）」に基づき、職員が２人１組で巡回し避難を呼び掛ける。

４．避難指示等の伝達文の例

（１）【警戒レベル３】高齢者等避難

高齢者等避難の伝達文（例）
こちらは、春日市です。〇月〇日　〇〇時〇〇分、土砂災害が発生するおそれがあるため、〇〇地区に対し、警戒レベル３「高齢者等避難」を発令しました。〇〇地区の高齢者や障がいのある人など避難に時間がかかる方やその支援者は、避難所（居住地区の公民館）や安全な親戚・知人宅等に速やかに避難してください。 それ以外の方も不要不急の外出を控え、避難の準備を整えるとともに、必要に応じ、自主的に避難してください。

（２）【警戒レベル４】避難指示

避難指示の伝達文（例）
こちらは、春日市です。〇月〇日　〇〇時〇〇分、土砂災害が発生するおそれが高まったため、〇〇地区に対し、警戒レベル４「避難指示」を発令しました。〇〇地区の方は、避難所（居住地区の公民館）や安全な親戚・知人宅等に今すぐ避難してください。 なお、（〇〇付近は、冠水により通行できない・急傾斜地では土砂災害の危険がある）ので十分注意して避難してください。

（３）【警戒レベル５】緊急安全確保

緊急安全確保の伝達文（例）
こちらは、春日市です。〇月〇日　〇〇時〇〇分、春日市に大雨特別警報（土砂災害）が発表されました。〇〇地区では土砂災害が既に発生している可能性が極めて高いため（〇〇地区で土砂災害が発生したため）、〇〇地区に対し、警戒レベル５「緊急安全確保」を発令しました。 命の危険が迫っています。避難場所等への立退き避難が危険な場合は、少しでも崖から離れた建物や自宅内の部屋に移動するなど、直ちに身の安全を確保してください。

（資料１０５）

災害時優先電話番号一覧表

（公民館等）	災害時優先電話番号		災害時優先電話番号
泉地区公民館	092-571-4415	須玖北ｺﾐｭﾆﾃｨ供用施設	092-581-6624
大谷共同利用施設	092-574-5656	須玖南地区公民館	092-582-8730
大土居地区公民館	092-596-4743	惣利地区公民館	092-595-1705
春日地区若水会館（公民館）	092-571-4149	宝町共同利用施設	092-582-9995
春日公園共同利用施設	092-582-8782	ちくし台共同利用施設	092-582-7254
春日原共同利用施設	092-591-6000	千歳町共同利用施設	092-581-3559
春日原南共同利用施設	092-582-9169	天神山ｺﾐｭﾆﾃｨ供用施設	092-572-7323
上白水地区公民館	092-582-6879	昇町共同利用施設	092-591-7221
小倉ｺﾐｭﾆﾃｨ供用施設	092-573-8787	光町共同利用施設	092-581-9288
小倉東共同利用施設	092-571-0901	日の出ｺﾐｭﾆﾃｨ供用施設	092-582-9998
サン・ビオ地区公民館	092-592-5554	松ケ丘地区公民館	092-595-0686
下白水北ｺﾐｭﾆﾃｨ供用施設	092-571-4146	紅葉ケ丘共同利用施設	092-581-9621
下白水南ｺﾐｭﾆﾃｨｾﾝﾀｰ	092-593-2311	大和町共同利用施設	092-582-1140
白水ヶ丘地区公民館	092-582-6885	弥生ｺﾐｭﾆﾃｨ供用施設	092-582-8412
白水池ｺﾐｭﾆﾃｨｾﾝﾀｰ	092-502-9200	若葉台東共同利用施設	092-591-8979

（保育所）	災害時優先電話番号
岡本保育所	092-591-3617
春日原保育所	092-571-0153
白水保育所	092-582-2657
須玖保育所	092-501-3090
昇町保育所	092-571-1915
大和保育所	092-571-3267

（小学校）	災害時優先電話番号
春日小学校	092-581-1786
春日野小学校	092-593-3042
春日東小学校	092-501-1794
春日西小学校	092-581-4190
春日南小学校	092-501-4229
春日北小学校	092-581-1512
春日原小学校	092-581-1743
須玖小学校	092-501-3109
大谷小学校	092-573-3422
天神山小学校	092-501-4318
日の出小学校	092-572-4445
白水小学校	092-915-2511

（中学校）	災害時優先電話番号
春日中学校	092-581-0547
春日東中学校	092-581-1296
春日西中学校	092-572-8134
春日南中学校	092-595-0919
春日野中学校	092-574-8495
春日北中学校	092-502-0108

（公共施設等）	災害時優先電話番号	災害時優先電話番号
いきいきプラザ	092-501-1134	092-501-1198
福祉ぱれっと館	092-575-1204	
春日市ふれあい文化センター	092-501-1137	092-575-4206
春日市総合スポーツセンター	092-571-3305	
奴国の丘歴史資料館	092-501-1390	
毛勝児童センター	092-581-5614	
光町児童センター	092-501-7014	
すくすくプラザ	092-584-1010	092-573-2431

（資料１０６）

災　害　廃　棄　物　処　理　計　画

平成３０年３月

春　日

目　次

第１編　総則……323

１　基本的事項……323
１―１　計画策定の背景及び趣旨……323
１―２　本計画の位置づけと構成……323
１―３　処理主体……324
１―４　地域特性……324
１―５　対象とする災害と災害廃棄物……326
１―６　災害廃棄物処理の基本的な考え方……327

２　組織体制・指揮命令系統……328
２―１　災害対策本部、災害廃棄物対策の組織体制……328
２―２　業務概要……329
２―３　組織体制の留意事項……329

３　情報収集・連絡……330
３―１　市災害対策本部との連絡及び収集する情報……330
３―２　他部局との連携事項……331
３―３　県および他関連団体との連携……331
３―４　住民対応……333

４　協力・支援体制……334
４―１　自衛隊・警察・消防……334
４―２　市町村や都道府県との協力・支援体制……334
４―３　民間事業者の協力……334

５　教育訓練・人材育成等……336

第2編　災害廃棄物処理対策……337

1　災害廃棄物発生量の推計……337
1—1　し尿、避難所ごみ・生活ごみの処理……337
1—2　地震による災害廃棄物……340
1—3　地震発生推計に基づく災害廃棄物の処理フロー……342
1—4　風水害による災害廃棄物……347

2　災害廃棄物処理……348
2—1　災害廃棄物処理実行計画の策定……348
2—2　処理スケジュール……351
2—3　広域処理体制……353
2—4　事務委託、事務代替……353
2—5　収集運搬体制の確保……354
2－6　仮置場の確保……355
2—7　処理施設の確保……356
2—8　環境対策、モニタリング、火災対策……378
2—9　有害廃棄物の処理……360
2—10　適正処理困難廃棄物の処理……328

第１編　総　則

1　基本的事項

1-1　計画策定の背景及び趣旨

本計画は、大規模な地震や風水害における災害廃棄物処理について、春日市（以下「本市」という。）が被災した場合を想定し、必要となる事項をあらかじめ計画としてとりまとめたものである。

なお、本計画は、地域防災計画や被害想定の見直し、県の災害廃棄物処理計画の策定状況、市内の廃棄物処理施設の状況等の変化に対応して、適宜、見直していくものとする。

1-2　本計画の位置づけと構成

本計画は、環境省の「災害廃棄物対策指針（平成 26 年 3 月）」を踏まえ、「春日市地域防災計画」と整合を図りながら「福岡県災害廃棄物処理計画」と連携して災害廃棄物処理を実施するものである。（**図表 1** 参照）。

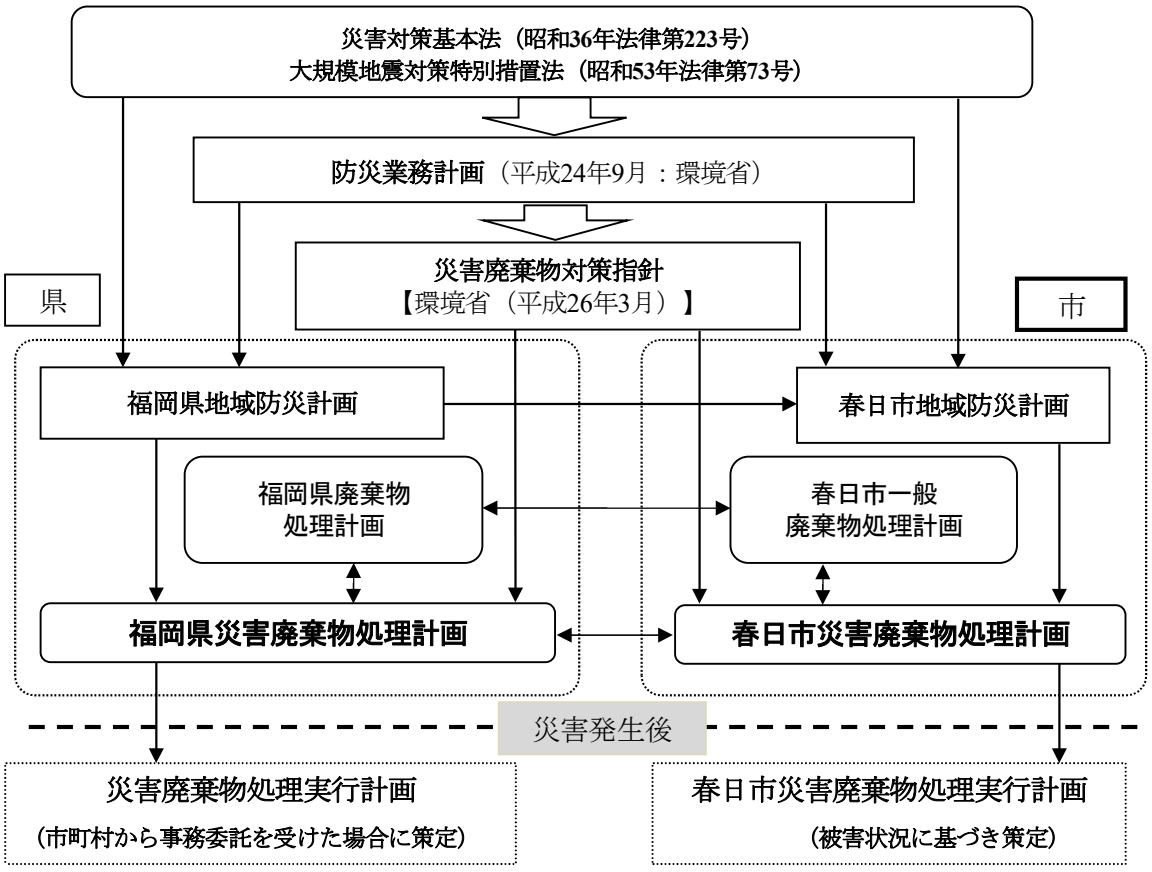

図表１　本計画の位置づけ

1-3 処理主体

（1）処理主体

災害廃棄物は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号、以下「廃掃法」という。）」により、一般廃棄物に区分されることから、基本的には市が処理の責任を担う。なお、市の行政機能喪失等で災害廃棄物の処理をすることができない場合は、地方自治法第 252 条の 14 の規定により、福岡県に事務委託を行うことができる。

また、平成 27 年 8 月 6 日に施行された「廃棄物の処理及び清掃に関する法律および災害対策基本法の一部を改正する法律」では、特定の大規模災害の被災地域のうち、廃棄物処理の特例措置が適用された地域からの要請があり、かつ、一定の要件（処理の実施体制、専門知識・技術の必要性、広域処理の重要性等）を勘案して必要と認められる場合、環境大臣（国）は災害廃棄物の処理を代行できることが新たに定められている。

1-4 地域特性

（1）位置

本市は、東西 4ｋｍ、東西 5.3ｋｍ、行政区域面積は 14.15ｋ㎡で、北は福岡市、東は大野城市、西は那珂川町に接し、福岡都市圏の中央部に位置している。

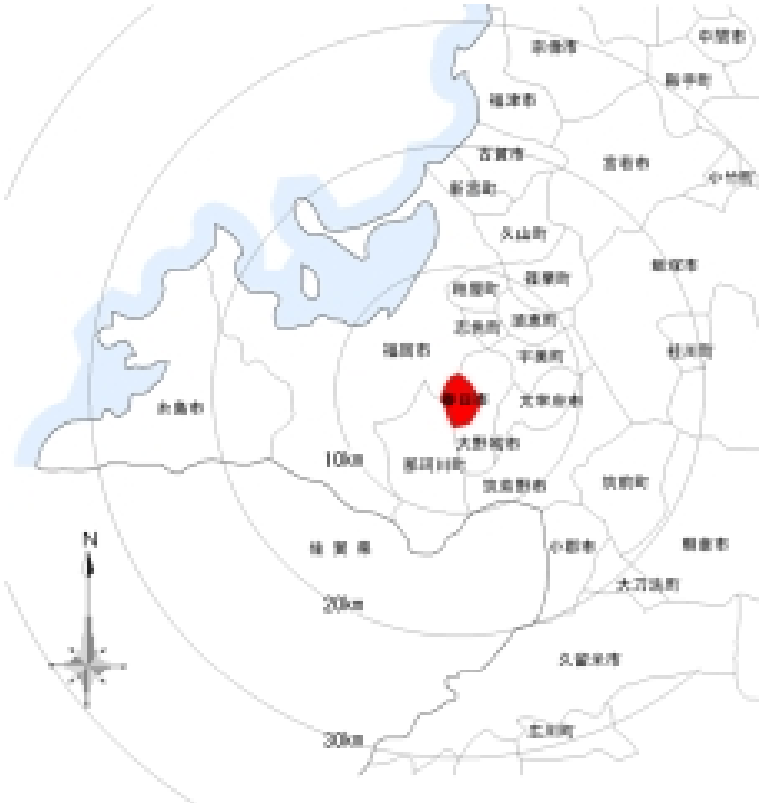

図表 2　本市の位置

（２）地形・地勢

本市は、背振山系と宝満山系を源として玄界灘に注ぐ那珂川・御笠川に介在する肥沃な微高地である。

標高は 20～150ｍで、南部のゴルフ場周辺が 60～150ｍ、市街地は 20～60ｍと南から北へ緩やかに傾斜している。

本市には、御笠川水系の諸岡川と牛頸川の二つの小河川があり、諸岡川は南北に市を縦断するように流れ、牛頸川は市の東域を南北に流れている。

農業用水が不足するため、市には多くのため池が点在している。

（３）人口

人口は、平成 29 年 4 月 1 日現在で、112,777 人である。

（４）交通網

本市の道路網は、県道福岡筑紫野線等で福岡市中心部に直接連絡しているほか、国道 3 号線や九州自動車道にも比較的近い位置にある。

鉄道は、本市と福岡市の都心部とを 10～15 分で結ぶ西鉄天神大牟田線やＪＲ鹿児島本線、ＪＲ博多南線が、市を南北に貫通している。

バス路線は、西鉄春日原駅と井尻駅、ＪＲ南福岡駅を主要な起終点として、西方面に広がる住宅地に向けて路線が発達している。

また、平成 15 年 3 月から運行を開始したコミュニティバスにより、ほぼ市内一円に公共交通網が整備されている。

（５）産業

産業別の就業者数は、第 1 次産業が 0.01％、第 2 次産業が 8.19％、第 3 次産業が 91.80％となっており、第 3 次産業が圧倒的に多くなっている。（平成 26 年経済センサス）

1-5 対象とする災害と災害廃棄物

（1）対象とする災害

本計画で対象とする災害は、地震災害及び風水害とする。地震被害は福岡県災害廃棄物処理計画において本市に最大の被害をもたらす警固断層による地震動を対象とした。風水害については、「春日市浸水ハザードマップ」に基づくものを対象とした。

図表 3　対象とする災害

対象		概要
地震	内陸直下型地震 （警固断層南東部） （破壊開始：中央下部）	・断層の長さ　20km以上　・活動規模　M＝7.2 ・今後 30 年以内の発生確率　0.3～6%
風水害	春日市浸水 ハザードマップ	・本市域で発生した 6 つの災害による被害データを基に、現地での土地の高低や勾配、河川や排水路の状況等を確認し、浸水の恐れがある最大の範囲。

（2）災害廃棄物の種類

本計画で対象とする災害廃棄物は、**図表 4** に示すとおり、地震や大雨等の災害により発生する廃棄物と、被災者や避難者の生活に伴い発生する廃棄物とする。災害廃棄物のうち、木くず、コンクリートがら等、金属くず、可燃物、不燃物等については、被害想定に基づき発生量を推計し、処理処分の必要量や仮置場必要面積を算定する。有害廃棄物や適正処理困難廃棄物については、保管処分の方法を示す。また、避難者の生活に伴い発生する廃棄物のうち、地震発生時の避難所ごみ、し尿については発生量を推計する。

図表 4　災害廃棄物の種類

発　生　源	種　類
地震による災害	木くず、コンクリートがら、金属くず、可燃物、不燃物、 廃家電、廃自動車等、処理困難廃棄物
台風や大雨による災害	粗大ごみ等（浸水により使用できなくなったもの）、し尿等（水没した汲み取り槽や浄化槽を清掃した際に出るもの）、流木等
被災者や避難者の生活	避難所ごみ、生活ごみ、し尿

1-6 災害廃棄物処理の基本的な考え方

災害時において、大量に発生するごみ、し尿等の廃棄物を迅速かつ適切に処理し、生活環境の保全、住民生活の確保を図る。

（１）目的・処理の基本

災害廃棄物の処理は、生活環境の改善や早期の復旧・復興を図るため、その適正な処理を確保しつつ、迅速に処理する。

（２）処理方法

災害廃棄物の処理においては、環境負荷の低減、資源の有効活用の観点から、可能な限り分別、再生利用（リサイクル）によりその減量を図り、最終処分量を低減させる。

（３）処理期間

処理期間は、本市における災害廃棄物発生量及び処理可能量を踏まえ、他自治体等による広域的な支援の協力が得られることを前提に１年以内の処理完了を目指す。

（４）処理体制

周辺市町村、県、九州地方、国、民間事業者と協力して処理を行う。被災状況によっては、県への事務委託等を検討する。

2 組織体制・指示命令系統

2-1 災害対策本部、災害廃棄物対策の組織体制

（１）市町村災害対策本部

災害対策本部組織図を**図表 5** に示す。市内に災害が発生し、または発生する恐れがある場合、市長は災害対策基本法に基づき、災害応急対策を行うための災害対策本部を設置する。災害対策本部は、災害情報の収集、災害対策の実施方針の作成とその実施、関係機関の連絡調整等を図る。

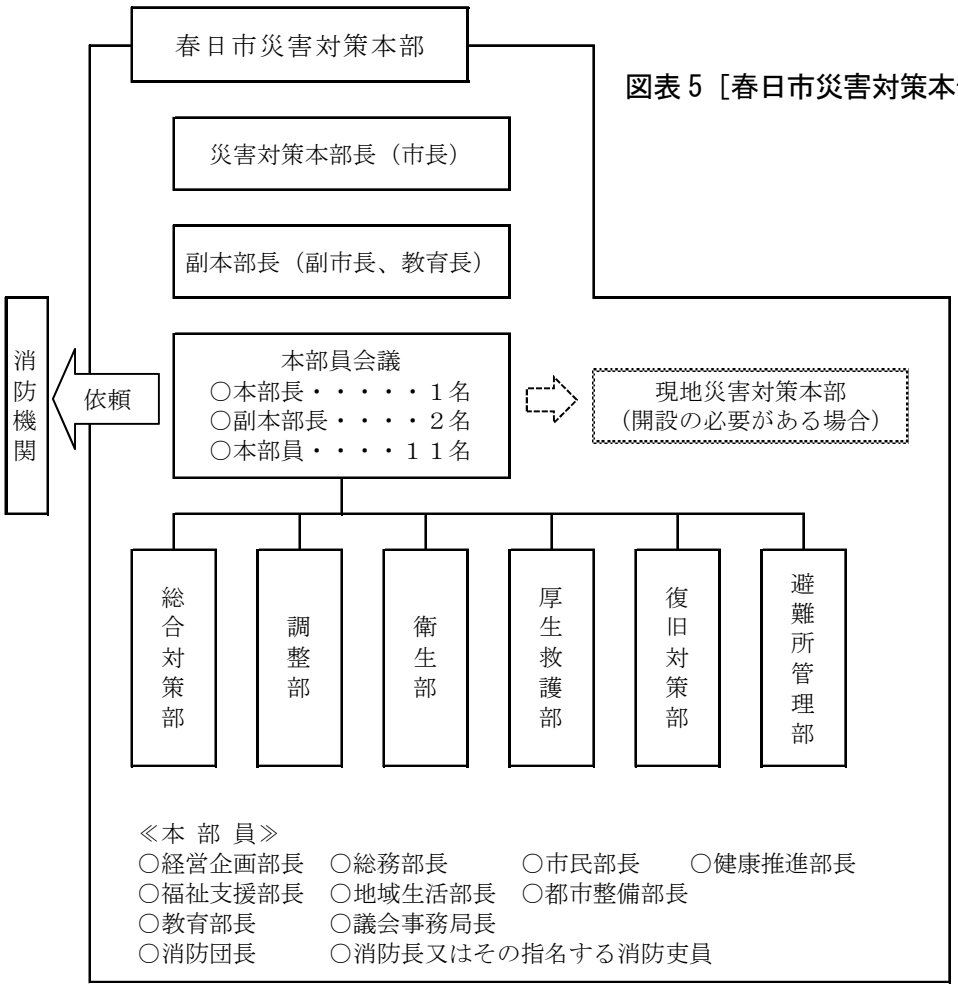

図表 5［春日市災害対策本部組織図］

（２）災害廃棄物の担当組織

災害廃棄物の処理対策に関する業務は、環境課・地域づくり課が行う。（災害廃棄物処理の実施、処理に係る指揮調整、外部との契約、資機材の調整等）

住民等への広報及び被災状況等の情報管理は、秘書広報課・経営企画課が行う。

災害応援物資の調達及び資金管理等は、財政課・会計課・監査事務局が行う。

2-2 業務概要

発災時は、環境課が災害廃棄物処理、し尿、避難所ごみに関する業務を担当する。また、大規模災害時は通常の廃棄物処理、施設管理に加え災害廃棄物処理の対応が必要となり業務量の増加が予想されるので、応援要請等により必要な人員・人材の手配を行う。

なお、本計画で対象とする災害においては、地震や水害により、適正処理困難廃棄物を含む大量の災害廃棄物が発生すると想定されることから、災害廃棄物の撤去・運搬・処理に際して、都市整備部（道路障害物の撤去等）、地域生活部（死亡獣畜の処理等）とも連携可能な体制を構築する。

2-3 組織体制の留意事項

（１）土木・建築系職員の確保

災害廃棄物処理では、家屋解体や散乱物の回収などの土木・建築工事が中心であり、廃棄物の収集・運搬、処理・処分の発注も実施する必要があることから、設計書等を速やかに作成できる土木・建築系の職員確保が重要である。

（２）災害対応経験者（アドバイザー）の受け入れ

必要に応じて、他の大震災等を経験した自治体職員の応援を要請する。また、災害廃棄物処理支援ネットワーク（D.Waste-Net：有識者、関係機関の技術者、関係団体等から構成）を活用し、応援を要請する。

（３）専門家や地元業界との連携

災害廃棄物は、通常、市町村で取り扱う廃棄物とは量や性状が異なっており、市町村や一般廃棄物処理業者では対応できないこともある。このため、地元の建設業協会、産業廃棄物協会、浄化槽協会等の関係団体と、事前に災害廃棄物処理に関する協定を締結している。また、発災時には学識経験者、各種学会組織等からの協力も重要である。

3 情報収集・連絡

3-1 市災害対策本部との連絡及び収集する情報

災害対策本部から収集する情報を**図表 6** 以下に示す。

図表 6 の情報収集項目は、災害廃棄物の収集運搬・処理対応において必要となることから、速やかに庁内及び関係者に周知する。また、時間の経過に伴い、被災・被害状況が明らかになるとともに、問題や課題、必要となる支援内容も変化することから、定期的に新しい情報を収集する。

図表 6　災害対策本部から収集する情報の内容

区　分	情　報　収　集　項　目	目　的
指定避難所と避難者数の把握	・指定避難所名 ・各指定避難所の避難者数 ・各指定避難所の仮設トイレ数	・トイレ不足数把握 ・生活ごみ、し尿の発生量把握
建物の被害状況の把握	・市町村内の建物の全壊及び半壊棟数 ・各市の建物の焼失棟数	・要処理廃棄物量及び種類等の把握
上下水道等のインフラ被害及び復旧状況の把握	・水道施設の被害状況 ・断水（水道被害）の状況と復旧の見通し ・下水処理施設の被災状況 ・停電の状況	・インフラの状況把握 ・し尿処理施設の活用
道路・橋梁の被害の把握	・被害状況と開通見通し	・廃棄物の収集運搬体制への影響把握 ・仮置場、運搬ルートの把握

3-2 他部局との連携事項

本計画で想定する災害においては、災害廃棄物の撤去・運搬・仮置き・処理に際して、道路障害物や被災家屋の解体撤去、指定避難所におけるし尿処理、運搬における道路状況の把握等の対応が必要となり、他部局との連絡・調整が必要となる。

災害廃棄物処理に必要となる関連部局との連絡・調整事項を**図表 7** に示す。

図表 7　対策部内の連携事項

対策部局	連絡･調整事項
総合対策部	避難勧告･被害情報等の広報、各種報道機関との連絡調整
調整部	義援金の受け入れ･配分、他の地方公共団体の職員の派遣要請
衛生部	仮設トイレの設置･管理、被災地の消毒及び防疫、仮置場の消毒
厚生救護部	救助物資の受け入れ･配給、被災者の生活支援、避難誘導
復旧対策部	道路障害物の除去、応急仮設住宅の建設、倒壊建物等の解体撤去
避難所管理部	避難所の管理･運営

3-3 県および他関連団体との連携

（1）県との情報共有

災害廃棄物処理に関して、県と共有する情報を**図表 8** に示す。

発災後迅速に災害廃棄物処理体制を構築し処理を進めるため、速やかに市内の災害廃棄物の発生量や廃棄物処理施設の被害状況等について情報収集を行う。以後の災害廃棄物処理を計画的に実施するために、処理施設の被災状況や廃棄物の集積情報について県と情報を共有する。

情報共有においては、県との連絡窓口を明確にしておくとともに、発災直後だけでなく定期的な情報交換を行う。

図表 8　県と共有する情報の内容

区　分	情　報　共　有　項　目	目　的
災害廃棄物の発生状況	･災害廃棄物の種類と量 ･必要な支援	迅速な処理体制の構築支援
廃棄物処理施設の被災状況	･被災状況 ･復旧見通し ･必要な支援	
仮置場整備状況	･仮置場の位置と規模 ･必要資材の調達状況 ･運営体制の確保に必要な支援	
腐敗性廃棄物･有害廃棄物の発生状況	･腐敗性廃棄物の種類と量及び処理状況 ･有害廃棄物の種類と量及び拡散状況	迅速な生活環境の保全に向けた支援

（２）国、支援都道府県等との協力

図表 9 に県を越えた広域的な相互協力体制の関係図を示す。

災害廃棄物の処理に当たっては、本市が主体となって処理を行うことを基本とするが、被災規模に応じて、県に対し他自治体等による支援を要請し、必要に応じて民間事業者団体にも協力を要請する。

また、他自治体が被災した場合には、他自治体からの要請に応じて必要な人員、物資、資機材等の支援を行うとともに、広域処理による災害廃棄物の受入れについても調整及び検討を行う。

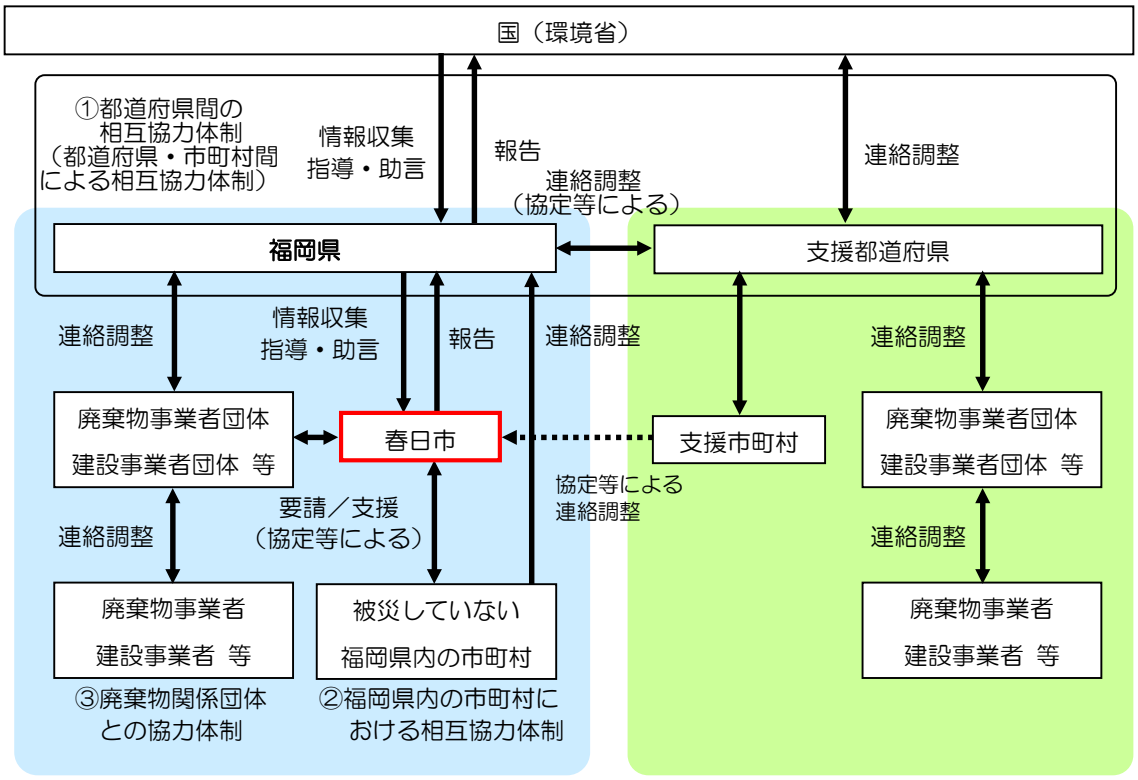

図表 9　災害廃棄物処理に係る広域的な相互協力体制（支援を受ける場合）

3-4 住民対応

災害廃棄物の円滑な処理のために、住民への啓発・広報を行う。

情報の発信方法としては、市報、マスメディア、職員出前講座、回覧板、市ウェブサイト、総合情報メール等の多様な手段を用いることとする。

平常時には、災害廃棄物処理を円滑に進めるために必要な事項について、普及啓発・広報に努めるものとする。

また、発災時には、相談窓口等を開設し、被災住民からの相談、要望、苦情等を聴取の上、必要な応急対策の推進に当たる。

図表 10　対応時期別の周知内容

対応時期	周知方法	周知内容
災害初動期	・指定避難所、公共機関等の掲示板への貼り出し ・市ウェブサイト ・総合情報メール等 ・報道等のマスメディア	・危険物・有害物の取扱いについて ・ごみ収集場所や分別回収方法について ・仮置場（被災粗大ごみ置き場）の場所について ・不法投棄の禁止について ・し尿収集の実施について ・問合せ先について
応急復旧	・広報宣伝車 ・回覧板 ・指定避難所での説明	・被災家屋の取扱いについて ・仮置場の場所、分別方法等について ・被災自動車等の確認について
復旧・復興	・災害初動期と災害対応において用いた周知方法	・仮置場の場所や設置期間、便乗ごみや不法投棄の禁止について ・処理実行計画について ・災害廃棄物処理の進捗状況について

4 協力･支援体制

4-1 自衛隊･警察･消防

発災時には、自衛隊・警察・消防が人命救助活動のために災害廃棄物を撤去することが想定される。その際に災害廃棄物中に有害廃棄物が混在する可能性があるため、必要に応じて有害廃棄物の情報について自衛隊・警察・消防と共有し、二次災害の防止に努める。

4-2 市町村や都道府県との協力･支援体制

本市は県と県内市町村との間で「災害時における福岡県内市町村間の相互応援に関する基本協定」を締結し、大規模な災害が発生した場合等において、相互に連携・協力する体制を構築している（**図表 11** 参照）。

協定締結市町村等による協力・支援だけでは対応できない場合については、福岡県に支援を要請する。

図表 11　災害時の応援協定（市町村及び国、県）

協定の名称	協定先	締結日
災害時における福岡県内市町村間の相互応援に関する基本協定	福岡県内の市町村	平成 14 年 6 月 25 日
一般廃棄物の処理に関する相互協定	福岡市、大野城市、筑紫野市、太宰府市、那珂川町	平成 14 年 7 月1日
災害時における相互応援協定	愛知県春日井市	平成 24 年 8 月 7 日
春日市における大規模な災害時の応援に関する協定書	国土交通省九州地方整備局	平成 25 年 11 月 1 日

※市町村及び国、県以外に一部事務組合とも協定を締結しています。

4-3 民間事業者の協力

災害廃棄物は一般廃棄物の位置づけとされているが、性状や組成は建設廃材等の産業廃棄物により近いものもある。これらの災害廃棄物の処理処分は、産業廃棄物処理のノウハウと資機材を有し、一時的な大量の廃棄物処理の要請に対応できる産業廃棄物許可業者を活用することで、迅速に行うことが可能である。さらに、広域処理を円滑に進めるためには、民間事業者のノウハウや資機材を活用した運搬手段の確保も有効である。このため、(公社) 福岡県産業廃棄物協会と締結している災害時協定に基づき、産業廃棄物許可業者のあっせんを要請することとする。また、**図表 12** に示す協定を締結し、民間事業者等との協力・支援体制を構築している。

図表 12　災害時の応援協定（民間事業者等）

協定の名称	協定先	締結日
災害時における応急対策業務に関する協定書	春日市電設協力会	平成 12 年 6 月 8 日
災害時における応急対策業務に関する協定書	春日市建設業協力会	平成 12 年 6 月 8 日
災害時における応急対策業務に関する協定書	筑紫舗装協力会	平成 12 年 6 月 8 日
災害時における応急対策業務に関する協定書	南福岡管工事共同組合	平成 12 年 6 月 8 日
災害時における応急対策業務に関する協定書	春日市緑樹共同組合	平成 12 年 6 月 8 日
災害時における応急対策業務に関する協定書	春日市土木協力会	平成 12 年 6 月 8 日
災害時における応急対策業務に関する協定書	春日市設備協力会	平成 25 年 4 月 1 日
災害時におけるし尿等の収集運搬の協力に関する協定書	筑前環境整備事業協同組合	平成 26 年 4 月 1 日
災害廃棄物の処理等に関する協定書	（公社）福岡県産業廃棄物協会	平成 29 年 9 月 22 日

5 教育訓練・人材育成等

（１）人材育成及び訓練

被災時に実効性のある協力体制を構築しておくため、定期的に、県、市町村、廃棄物関係団体等からなる連絡会を通じて（**図表 13** 参照）、災害廃棄物に係る情報共有や処理に関する検討等を行い、発災時に速やかに対応できるマネジメント能力の維持・向上を図ることとしている。

教育訓練については、定期的な連絡会の開催や勉強会などが考えられる（**図表 14** 参照）。

また、災害廃棄物処理支援ネットワーク（D.Waste-Net：有識者、関係機関の技術者、関係団体等から構成）を活用し、専門家の活用を図る。

図表 13　連絡会の構成

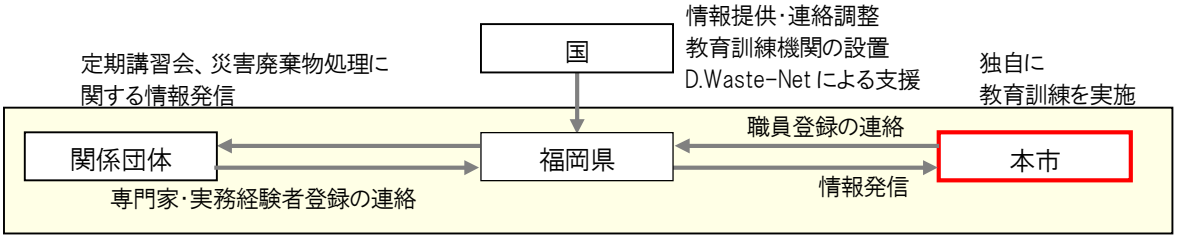

図表 14　市町村の教育訓練（例）

･災害を想定したシミュレーション（収集から最終処分までを想定した図上演習等）
･仮置場の設置運営や危険物の管理･処分方法
･災害廃棄物処理に係る積算方法及び災害査定対応
･災害廃棄物処理に関する専門知識や専門家の活用方法　　など

第２編　災害廃棄物処理対策

1　災害廃棄物発生量の推計

1-1　し尿、避難所ごみ・生活ごみの処理

（１）し尿発生量、仮設トイレ必要数

①発生量

避難所におけるし尿発生量、仮設トイレ必要基数及び算出条件を**図表 15**、**図表 16** に示す。
市全体の仮設トイレ必要基数は、25 基である。

図表 15　し尿発生量及び仮設トイレ必要基数

	警固断層（南東部） （破壊開始：中央下部）
避難所 避難者数	739 人
し尿発生量	1,260L/日
仮設トイレ 必要基数	25 基

図表 16　算出条件

避難者数	「福岡県　地震に関する防災アセスメント調査　報告書　平成 24 年 3 月」より、指定避難所避難者数を抽出。
1 日あたり し尿発生量	し尿発生量(L/日) ＝指定避難所避難者(人)×1 人 1 日平均排出量※1(L/人・日) 1 人 1 日平均排出量＝1.7(L/人・日)
仮設トイレ 必要基数※1	A＝B×C A：指定避難所 3 日間におけるし尿発生量(L) B：指定避難所 1 日あたりし尿発生量(L/日) C：仮設トイレし尿収集計画を 3 日間隔とする D＝A÷E D：避難所における仮設トイレの必要基数(基) E：仮設トイレの平均的容量 150(L /基)

※1 環境省「巨大災害発生時における災害廃棄物対策のグランドデザインについて　中間とりまとめ(平成 26 年 3 月)」参考 p.40

②仮設トイレ等の備蓄

本市の仮設トイレ等の備蓄数を**図表 17** に示す。仮設トイレ等の備蓄物資の使用方法、維持管理方法については市の防災訓練等で周知を図る。

本市は、平常時から、発災時に指定避難所や下水道施設の使用ができない地域に配備できるよう以下の対策をとる必要がある。

・住民に対して、携帯トイレの備蓄を奨励する。
・被害想定に基づき災害時のし尿収集計画を策定し、し尿収集・運搬車両の確保、処理に関する資機材の備蓄に努める。
・仮設トイレが不足する場合は、速やかに福岡県を通じて広域的な調整を行い、必要な数を確保する。

図表 17　本市の仮設トイレ等備蓄数

仮設トイレ		簡易トイレ	マンホールトイレ
和式	洋式		
0		9	5

③収集運搬

図表 18 に収集運搬に用いる車両の台数と積載量を示す。本市では 2 台（積載量計 3.6kL）の収集運搬車両がある。

図表 18　し尿収集運搬車両

管理体制	台数	積載量
直営	0台	―
委託	0台	―
許可	2台	1.8kL/１台
合計	2台	―

④し尿処理施設

図表 19 に、し尿処理施設の概要を示す。平成 30 年 3 月現在で 1 施設が稼働中である。処理能力の合計は 50kL/日である。

図表 19　し尿処理施設

施設名	日処理能力	運転管理体制	使用開始年度
春日大野城浄化センター	50kL/日	委託	平成8年4月

（２）指定避難所ごみ発生量

①発生量

指定避難所におけるごみ発生量及び算出条件を**図表 20**、**図表 21** に示す。また、平常時の生活ごみ排出量を**図表 22** に示す。

本市の指定避難所におけるごみ発生量は、0.51t/日である。

図表 20　避難所における生活ごみ発生量

	警固断層(南東部) (破壊開始:中央下部)
避難所 避難者数	739 人
生活ごみ 発生量	0.51t/日

図表 21　算出条件

避難所避難者	「福岡県　地震に関する防災アセスメント調査　報告書　平成 24 年 3 月」より、避難所避難者数を抽出。
発生原単位	福岡県廃棄物処理計画(平成 24 年 3 月)における平成 20 年度実績値より、693g/人･日 ※平成 28 年度の本市における生活ごみの原単位は、約 603g/人･日であるが、災害時のごみ排出量であることに鑑み、より大きな数値である福岡県の災害廃棄物処理計画の算定基準を準用した。
発生量※	避難所における生活ごみ発生量(t/日)＝ 避難所避難者(人)×発生原単位(g/人･日)÷10^6 ※「災害廃棄物対策指針(平成 26 年 3 月)」(環境省大臣官房廃棄物･リサイクル対策部) 技術資料【技 1-11-1-2】に準拠

図表 22　生活ごみ排出量

年度	H24	H25	H26	H27	H28	平均
生活ごみ排出量 (t/年)	22,429t	22,319t	22,550t	21,940t	22,069t	22,261t

②収集運搬

図表 23 に収集運搬に用いる車両の台数と積載量を示す。本市では 35 台（積載量計 77t）の収集運搬車両がある。(平成 29 年 3 月現在)

図表 23　ごみ収集運搬車両

管理体制	台数	積載量
直営	0 台	0t
委託	35 台	77t
許可	0 台	0t
合計	35 台	77t

1-2 地震による災害廃棄物

（１）災害廃棄物発生量の推計方法

本計画を策定するための災害廃棄物発生量は、**図表 24** の手順に従って推計した。

推計にあたっては、本計画で対象とする災害について、「地震に関する防災アセスメント調査報告書（平成 24 年 3 月）」に基づく全壊棟数を用い、組成別災害廃棄物量を算出した。

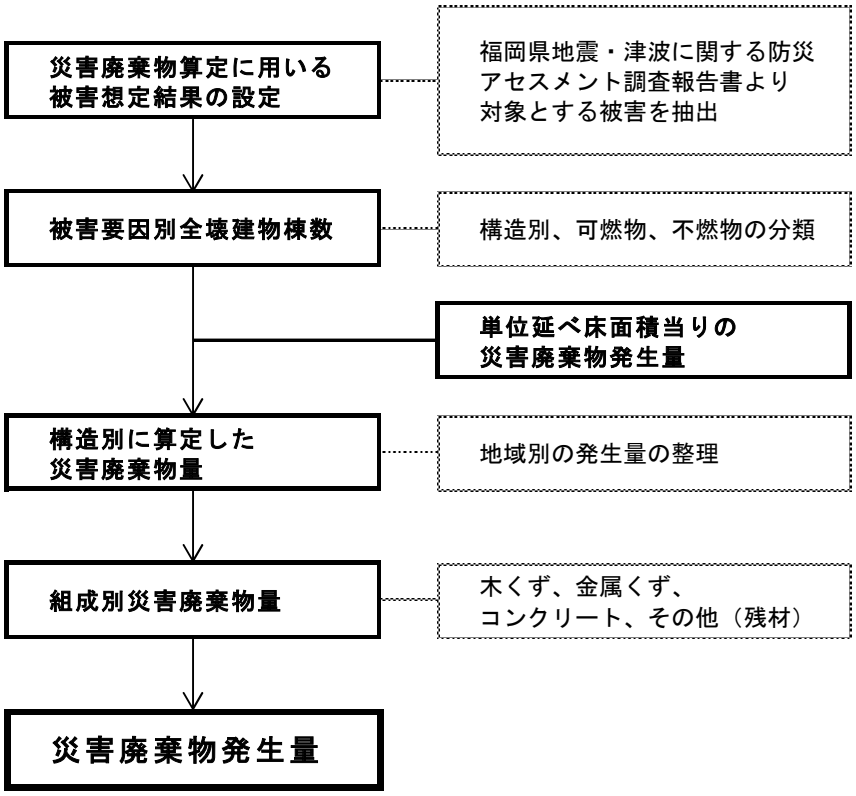

図表 24　災害廃棄物の発生量の推計手順

（２）構造別の災害廃棄物（可燃物、不燃物）の発生量

災害廃棄物発生量の推計方法については、建物の構造別（木造、非木造）、可燃・不燃別の廃棄物発生量原単位（t /㎡）に、建物の構造別（木造、非木造）の平均延床面積（㎡/棟）及び解体建築物の棟数を乗じて、可燃物及び不燃物の発生量を算定する内閣府方式を採用している。建築構造を発生量に反映できる方法である。

＜図表 25　災害廃棄物発生量の算定＞

災害廃棄物発生量（建物構造別の可燃物・不燃物）＝（ａ）×（ｂ）×（ｃ）

（ａ）廃棄物発生量原単位(t/㎡)　(建物構造別、可燃・不燃別)

（ｂ）平均延床面積(㎡/棟)　(建物構造別)

（ｃ）解体建築物(全壊)の棟数(棟)

（ａ）廃棄物発生量原単位：

木造可燃　0.194t/㎡、木造不燃　0.502t/㎡

非木造可燃＝0.1t/㎡ (RC 造可燃 0.120t/㎡、S 造可燃 0.082t/㎡ の平均)

非木造不燃＝0.81t/㎡ (RC 造不燃 0.987t/㎡、S 造不燃 0.630t/㎡ の平均)

ＲＣ造：鉄筋コンクリート構造
Ｓ　造：鉄骨構造

（ｂ）平均延床面積：木造 99.78817(㎡/棟)　非木造 340.36516(㎡/棟)

※延床面積出典：総務省「平成 26 年度固定資産の価格等の概要調書（家屋　都道府県別表)」

（ｃ）解体建築物の棟数：被害想定に基づく全壊棟数　　木造 162 棟　非木造 49 棟

※過去の震災から、解体棟数≒全壊棟数である結果を用いており、廃棄物発生量原単位は、この結果を元に設定。

（３）組成別災害廃棄物の量

災害廃棄物の処理を行う場合は、廃棄物の種類によって処理の方法が異なることから、組成別の廃棄物量を把握し、処理先を確保する必要がある。

廃棄物組成は、阪神・淡路大震災の事例等（廃棄物学会誌等）から得られている建築物構造別の解体時及び倒壊・消失時の割合から、次のとおり設定した（**図表 26** 参照)。

＜図表 26　廃棄物組成＞

木造可燃物	＝木くず 100%
木造不燃物	＝コンクリートがら 43.9%、金属くず 3.1%、その他(残材)53.0%
非木造可燃物	＝木くず 100%
非木造不燃物	＝コンクリートがら 94.9%、金属くず 4.9%、その他(残材)0.2%

前述の方法に基づき算定した本市における、主な地震による災害廃棄物の組成別の推計発生量は、**図表 27** のとおりとなる。

災害廃棄物が約 27,000t となっており、本市の年間のごみの量約 28,680t（平成 28 年度実績）とほぼ同じ位の見込みとなっている。

図表 27　災害廃棄物の推計発生量及びその内訳

	木くず	コンクリートがら	金属くず	その他(残材)	合計
警固断層(南東部) (破壊開始:中央下部)	5,000t	16,800t	930t	4,270t	27,000t

（４）災害廃棄物の処理見込み量

本計画では、災害廃棄物の選別率を東日本大震災の際の処理実績から得られた割合を基に、**図表 28** のとおり設定した。災害廃棄物の処理見込み量を**図表 29** に示す。

図表 28　災害廃棄物の選別率

		選別後						
		柱材・角材	コンクリート	可燃物	金属くず	不燃物	土材系	合計
		リサイクル	再生資材化	焼却処理	リサイクル	埋立処分	再生資材化	
選別前	木くず	15%	0%	55%	0%	30%	0%	100%
	コンクリートがら	0%	80%	0%	0%	20%	0%	100%
	金属くず	0%	0%	0%	95%	5%	0%	100%
	その他(残材)	0%	0%	0%	0%	85%	15%	100%

注)選別率は、東日本大震災の事例に基づくものである。

図表 29　想定地震ごとの災害廃棄物の処理見込み量

	柱材･角材	コンクリート	可燃物	金属くず	不燃物	土材系	合計
警固断層（南東部）（破壊開始：中央下部）	750t	13,440t	2,750t	884t	8,536t	640t	27,000t

1-3　地震発生推計に基づく災害廃棄物の処理フロー

（１）災害廃棄物の性状

処理フローを策定するにあたっての前提条件は**図表 30** のとおりである。また、選別後の災害廃棄物について、種類ごとの性状を**図表 31** に示す。

図表 30　処理フロー策定の前提条件

破砕選別後の廃棄物組成	発生量	搬出先
柱材･角材	750t	全量を木質チップとし燃料もしくは原料として売却
コンクリート	13,440t	全量を再生資材として活用
可燃物	2,750t	全量を既往焼却施設で焼却
金属くず	884t	全量を金属くずとして売却
不燃物	8,536t	全量を最終処分場で埋立
土材系	640t	全量を再生資材として活用

図表 31　災害廃棄物の種類ごとの性状

災害廃棄物の種類		性状
	柱材・角材	木質廃棄物のうち、重機や手選別でおおむね30cm 以上に明確に選別できるもの（倒壊した生木も含む）。
	可燃物	木材・プラスチック等で構成され、小粒コンクリート片や粉々になった壁材等と細かく混じり合った状態から可燃分を選別したもの。
	不燃物	コンクリート、土砂等で構成され、小粒コンクリート片や粉々になった壁材等と木片・プラスチック等が細かく混じり合った状態から、不燃分を選別したもの（再生資材として活用できないもの）。
	コンクリートがら	主に建物や基礎等の解体により発生したコンクリート片やコンクリートブロック等で、鉄筋等を取り除いたもの。
	金属くず	災害廃棄物の中に混じっている金属片で、選別作業によって取り除かれたもの（自動車や家電等の大物金属くずは含まず）。

（２）災害廃棄物処理基本フロー

災害廃棄物処理フローの例を**図表 32** に示す。災害廃棄物は、仮置場での破砕選別等により柱材・角材、コンクリート、可燃物、金属くず、不燃物、土材系に分別し、最終的にリサイクルまたは処理処分を行う。なお、柱材・角材、コンクリート、金属くず、土材系を全量リサイクル、最終処分場では、まず焼却灰の処分量を確保し、残りを不燃物の埋立に充てることとした。なお、市内の一般廃棄物処理施設及び最終処分場の余力が不足する（又は余力がない）場合、また、市内の中間処理施設や運搬車両が不足する場合は、速やかに広域調整がなされることを前提とした。

図表 32　災害廃棄物処理フローの記載例

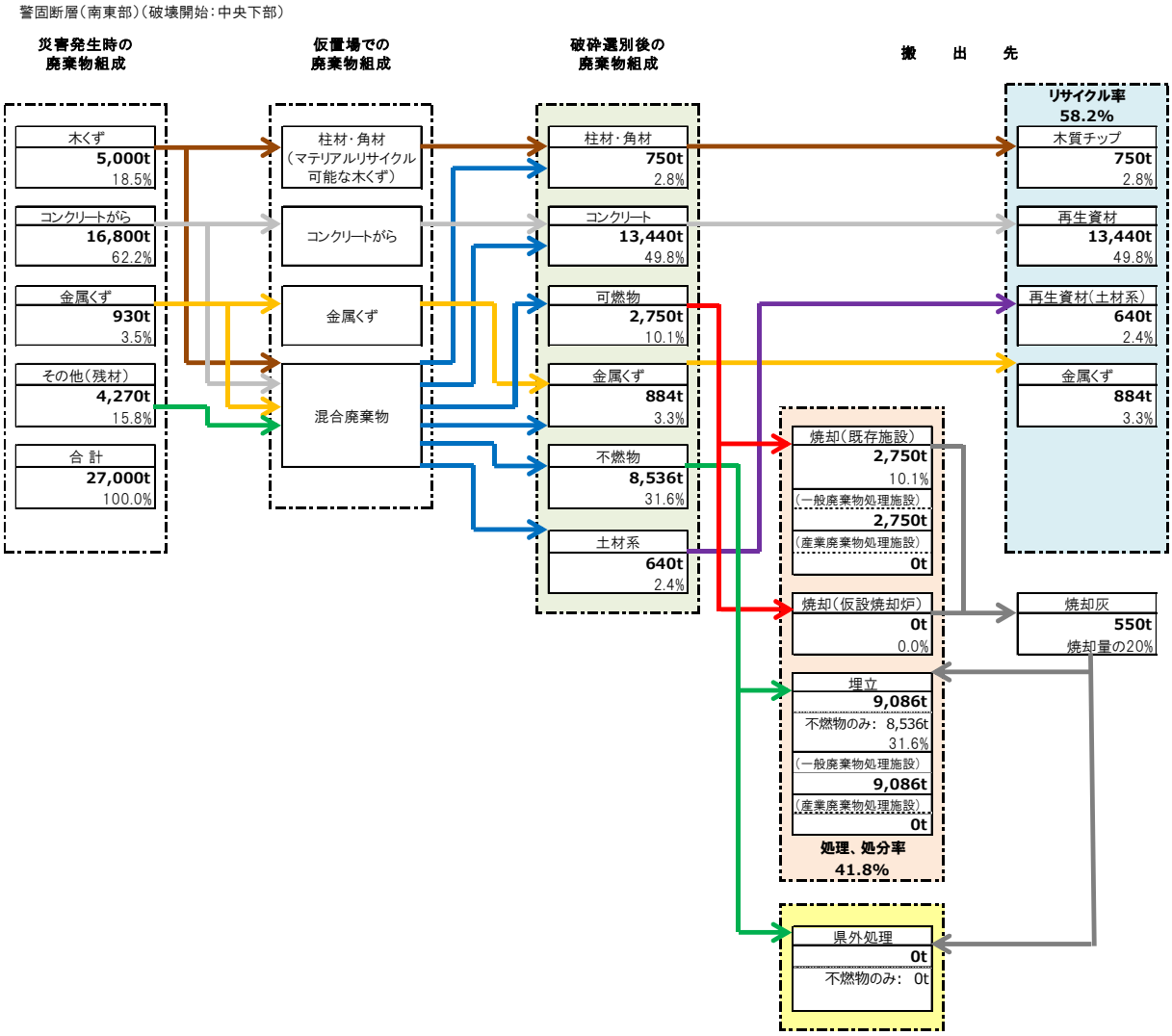

（３）市内処理施設の処理可能量

①一般廃棄物焼却施設の処理可能量

一般廃棄物焼却施設における災害廃棄物の処理可能量を**図表 33**、算出条件を**図表 34** に示す。本市の一般廃棄物焼却施設では、1 年間で約 5,573t の災害廃棄物が処理可能と試算する。

図表 33　一般廃棄物焼却施設の災害廃棄物処理可能量

施設名	日処理能力（t/日）	最大稼働日数（日/年）	年間処理能力（t/年）	年間搬入実績（t/年度）	余力（t/年）
クリーン･エネ･パーク南部	510t	269 日	137,190t	113,623t※1	23,567t (5,573t)※2

※1 年間搬入実績は、平成 28 年度の実績にもとづく。

※2 処理施設を複数の市町村で構成した一部事務組合で運営しており、余力を構成市の搬入量実績（平成 28 年度）で按分して算定した本市の余力。

図表 34　算出条件

最大稼動日数	各施設の稼働状況（老朽化、定期点検等）をもとに設定
余力	（日処理能力(t/日)×最大稼働日数(日/年) ー 年間搬入実績(t/年)）

②　一般廃棄物最終処分場の埋立処分可能量

一般廃棄物最終処分場の災害廃棄物の埋立処分可能量を**図表 35**、算出条件を**図表 36** に示す。

本市の一般廃棄物最終処分場では、不燃ごみで約 11,567t、可燃残渣（焼却灰）で約 142,684t の災害廃棄物が埋立処分可能と試算する。

図表 35　一般廃棄物最終処分場の災害廃棄物処分可能量

施設名	埋立容量（覆土を含む）（m^3/年度）	残余容量※1	災害廃棄物処分可能量	埋立終了予定
春日大野城リサイクルプラザ（不燃ごみ）	876m^3	23,801m^3	26,504t (13,588t)※2 （埋立終了予定時残余容量）	平成 36 年 3 月
グリーンヒルまどか（焼却残渣）	10,129m^3	503,422m^3	603,198t (142,684t)※2 （10年後残余容量）	平成 53 年 3 月
合計	11,005m^3	527,223m^3	629,702t (156,272t)※2	

※1 残余容量は平成 28 年度の実績に基づく。

※2 一部事務組合の構成市搬入量実績（平成 28 年度）で按分した本市の処分可能量

図表 36　算出条件

災害廃棄物処分可能量 （10 年後残余容量）	処分可能量(t)＝ （残余容量(m^3) ー 年間埋立実績(m^3/年度)×10 年)×1.5(t/m^3) ・最終処分場を新たに設置するまでには数年を要することから、10 年間を一応の目途とした。 ・春日大野城リサイクルプラザについては埋立終了予定時の残余容量とした。

（４）粗大ごみ処理施設

本市では、可燃性の粗大ごみをクリーン・エネ・パーク南部で、不燃性の粗大ごみを春日大野城リサイクルプラザで処理している。

災害廃棄物の性状や量から、本市の一般廃棄物処理施設で処理できない場合は、他自治体の支援による広域処理や産業廃棄物処理施設での処理を検討する。

（５）本市内の産業廃棄物中間処理業者

図表 37 に本市内の産業廃棄物中間処理業者を示す。平成 29 年 3 月現在で 1 業者が存在する。

図表 37　産業廃棄物中間処理業者

業者名	施設の種類	取扱い品目	処理能力
(株)角商店	圧縮･梱包	プラ、紙、繊維、ゴム、金属	プラ 36t、紙 142t、繊維 57.6t、ゴム 48t、金属 82.8t

注）福岡県廃棄物対策課ホームページの産業廃棄物処理業者名簿を参照

1-4 風水害による災害廃棄物

（1）風水害による災害廃棄物発生量

福岡県では、6 月～10 月にかけて前線の停滞や台風の通過に伴い大雨となることがあり、過去にも大きな被害を受けている。本市でも過去に集中豪雨等による中小河川の溢水、家屋の床上及び床下浸水やがけ崩れ等の災害を経験している。

① 風水害による災害廃棄物発生量推計

風水害による災害廃棄物発生量の推計は、過去の被災状況から、床上浸水と床下浸水の家屋数を算出し、**図表 38** の原単位に乗じて算出した。

本市の水害廃棄物発生量の推計は、165t であった。

図表 38　水害廃棄物量の算定

水害廃棄物量＝3.79×床上浸水棟(家屋)数＋0.08×床下浸水棟(家屋)数

発生原単位及び棟数

被害区分	発生原単位		棟数
床上浸水	3.79	t/棟(家屋)	41
床下浸水	0.08	t/棟(家屋)	110

※発生原単位は、水害廃棄物対策指針（環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課　平成 17 年 6 月）による。

2 災害廃棄物処理

2-1 災害廃棄物処理実行計画の策定

（1）基本的な考え方

発災後、本市は国（環境省）が作成する災害廃棄物の処理指針（マスタープラン）や本計画をもとに、具体的な処理方法等を定める実行計画を作成する。さらに、被災の状況によっては、本市は県に災害廃棄物処理の支援を要請することもありうる。災害廃棄物処理実行計画を速やかに策定するため、発災時には災害廃棄物発生量や既存施設・地域の被害状況等を的確に把握することが重要である。

災害廃棄物処理を進めるにつれて、発災直後に把握できなかった被害の詳細や災害廃棄物の処理にあたって課題等が次第に判明することから、処理の進捗に応じて災害廃棄物処理実行計画の見直しを行う（**図表 39** 参照）。

なお、他自治体等の支援を受けて、1 年以内に処理を完了することを目指す。

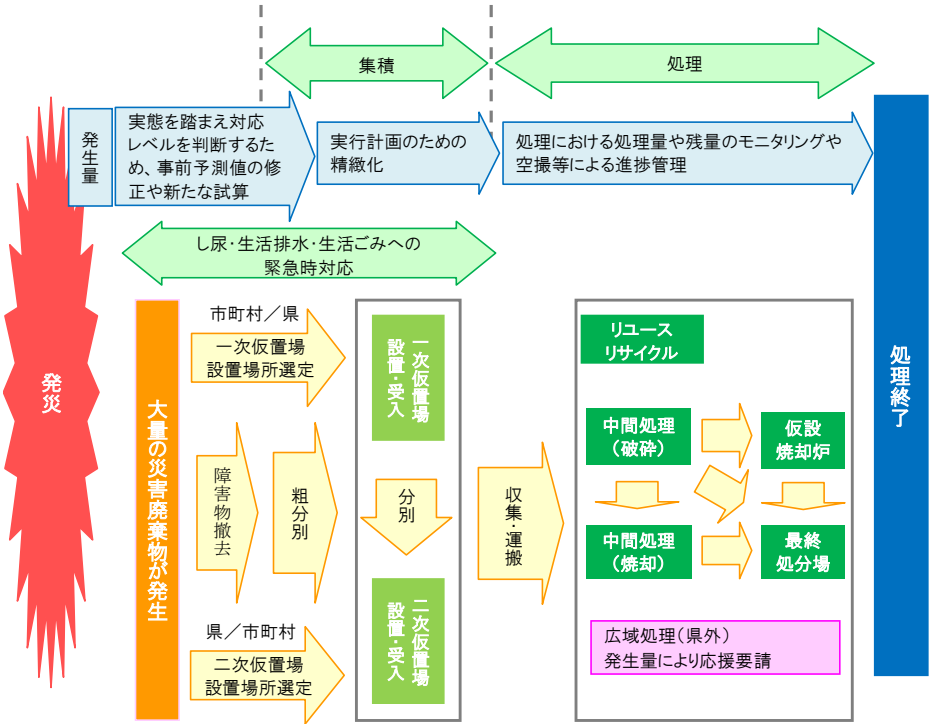

図表 39　災害廃棄物処理実行計画のイメージ

（2）災害廃棄物処理実行計画の策定例

本市の実行計画は、基本方針、被災状況、災害廃棄物処理の概要、処理方法の具体的な内容、安全対策、管理計画等について記載する。災害廃棄物処理実行計画の目次例を**図表 40** に示す。なお、実行計画の策定に当たっては、必要に応じて有識者等（環境省「D.Waste-Net」等）の技術的支援を要請する。

図表 40　処理実行計画の目次例

1　実行計画の基本的考え方

1.1　基本方針

1.2　実行計画の特徴

2　被災状況と災害廃棄物の発生量及び性状

2.1　被災状況

2.2　発生量の推計

2.3　災害廃棄物の性状

3　災害廃棄物処理の概要

3.1　災害廃棄物の処理に当たっての基本的考え方

3.2　選別過程での災害廃棄物のバランスフロー

3.3　市町内の処理･処分能力

3.4　全体工程

4　処理方法の具体的な内容

4.1　解体･撤去

4.2　一次仮置場

4.3　二次仮置場

4.4　処理･処分

4.5　運搬計画

5　安全対策及び不測の事態への対応計画

5.1　安全･作業環境管理

5.2　リスク管理

5.3　健康被害を防止するための作業環境管理

5.4　周辺環境対策

5.5　適正処理が困難な廃棄物の保管処理方法

5.6　貴重品,遺品,思い出の品等の管理方法

5.7　取扱いに配慮が必要となる廃棄物の保管管理方法

6　管理計画

6.1　災害廃棄物処理量の管理

6.2　情報の公開

6.3　　県、市町村等関係機関との情報

6.4　処理完了の確認（跡地返還要領）

（３）水害廃棄物処理の概要

大規模水害が発生した場合、一時に大量の廃棄物（以下、「水害廃棄物」という。）が発生する。水害廃棄物の特徴を**図表 41** に示す。

水害廃棄物の処理を行う場合、事前に組織体制の整備や処理計画を策定する等の対策を取り、水害発生時には迅速な対応を行うことが望まれる。

図表 41　水害廃棄物の特徴

水害廃棄物	特徴
粗大ごみ等	■水害により一時に大量に発生した粗大ごみ及び生活ごみ ・水分を多く含むため、腐敗しやすく、悪臭・汚水を発生する。 ・水分を含んで重量がある畳や家具等の粗大ごみが多量に発生するため、平常時の人員及び車輌等では収集・運搬が困難である。 ・土砂が多量に混入しているため、処理に当たって留意が必要である。 ・ガスボンベ等発火しやすい廃棄物が混入している、あるいは畳等の発酵により発熱・発火する可能性があるため、収集・保管には留意が必要である。 ・便乗による廃棄物（廃タイヤや業務用プロパン等）が混入することがあり、混入防止の留意が必要である。
し尿等	■水没した汲み取り槽や浄化槽を清掃した際に発生する汲み取りし尿及び浄化槽汚泥、並びに仮設トイレからの汲み取りし尿。 ・公衆衛生の確保の観点から、水没した汲み取りトイレの便槽や浄化槽については、被災後速やかに汲み取り、清掃、周辺の消毒が必要となる。
その他	■流木等 ・洪水により流されてきた流木やビニル等、平常時は市町村で処理していない廃棄物について、一時的に大量発生するため、処理が必要となる場合がある。
水害廃棄物の特徴に応じた処分	・可燃系廃棄物（特に生活系ごみ）は、腐敗による悪臭・汚水が発生するため、早期の処理を行う必要がある。また、水分を含んだ畳も悪臭を発するので優先的に資源化・焼却処分を行う必要がある。 ・水分を多く含んだ災害廃棄物を焼却することは、焼却炉の燃焼効率に影響を与えることに留意する。 ・不燃系廃棄物は、施設・現場にて破砕・圧縮等をし、資源化物を選別、残渣を埋立処分する必要がある。 ・資源化物や危険物等は、必要に応じて専門業者への処分の委託も検討する。

（４）発災直後の対応の相違

大規模な地震災害では、人命救助活動が初動となり、次に、避難所対応へと移り、特に、仮設トイレの手配、避難所ごみ対応が必要となる。概ね、発災１か月後から災害廃棄物処理業務が始まる。

他方、風水害では、発災直後から、災害廃棄物処理対応業務が始まる（家屋の床上・床下浸水となる被害が多いため）。

2-2 処理スケジュール

災害廃棄物処理のスケジュールは、平常時に策定した処理計画をもとに、**図表 42** に示す被害実態の情報を踏まえ、業務の緊急性を考慮し検討する。また、処理の進捗に応じ、施設の復旧状況や稼働状況、処理見込み量、動員可能な人員、資機材（重機や収集運搬車両、薬剤等）の確保状況等を踏まえ処理スケジュールの見直しを行う。処理スケジュール（例）を**図表 43** に示す。

東日本大震災においては、時間の経過に伴い木くずが腐敗して再資源化が不可能となる状況が発生しており、処理スケジュールの検討は災害廃棄物の性状を考慮し、種類毎に目標を設定することも必要である。

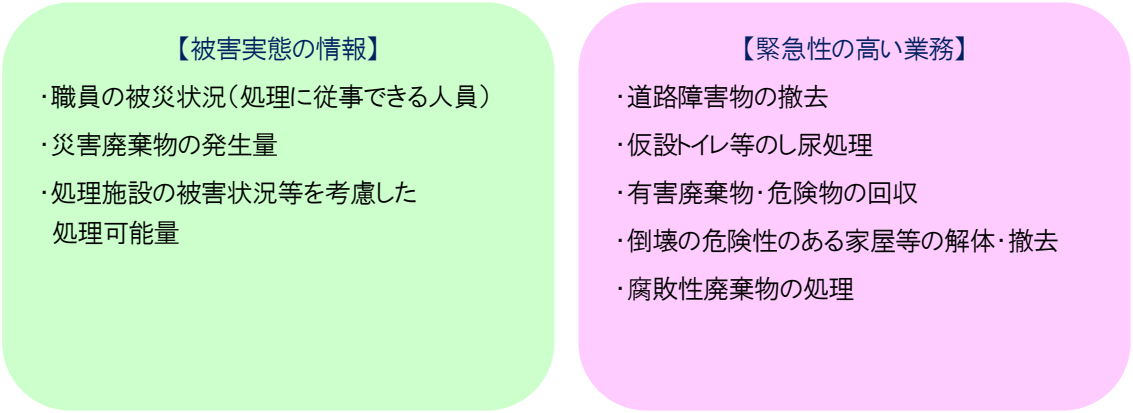

図表 42　処理スケジュール検討のために考慮すべき事項（例）

出典：「災害廃棄物対策指針（平成 26 年 3 月）」（環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部）p. 2-26, 2-40
一部修正・加筆

図表 43　処理スケジュール（例）

項　目			検討すべき詳細事項	経過時間					
				発災後～1ヶ月	～2ヶ月	～3ヶ月	～4ヶ月	～5ヶ月	～6ヶ月以降
各種調整		廃棄物処理先との調整（既設施設、最終処分場）							
既設焼却施設（被災なし）		市町村協議	審議会等による承認 住民説明						
		焼却処理							
既設焼却施設（被災あり）		補修等	点検、補修						
		市町村協議	審議会等による承認 住民説明						
		試験焼却（必要な場合）	試験焼却、結果整理						
		焼却処理							
仮置場処理施工	契約	施工業者選定・契約	仕様書作成、審査（審査委員の選定）						
		金属くず、処理困難物等回収業者選定手続き、契約	要件検討、業者抽出（資格確認等事前審査）等						
	解体・撤去、一次仮置場への搬入								
	一次仮置場	重機手配	新規製作も考慮						
		個別指導、管理体制整備	管理マニュアル作成 施工管理契約						
		分別							
		片づけ、返還	土壌汚染調査、立会、現況復旧						
	二次仮置場	各種事前整備、調整	地元説明、造成、附帯工、各種設置許可申請						
		破砕選別ユニット発注、設置							
		生活環境影響調査	廃掃法上必要な施設						
		二次仮置場への搬入							
		破砕選別							
		片づけ、返還	土壌汚染調査、立会、現況復旧						

※詳細なスケジュールについては、災害廃棄物処理事務対応マニュアルを参照

＜凡例＞

青線：調整、契約、準備、設計、手配、発注、建設

赤線：処理の実施

2-3 広域処理体制

（１）広域処理の考え方

福岡県災害廃棄物処理計画では災害廃棄物処理の優先順位を**図表 44** のとおりとしている。市で対応できない場合（第 1 処理先候補）は、県内での調整（第 2 処理先候補）を求め、それでも対応できない場合は、県外での広域処理（第 3 処理先候補）を求めることとなる。

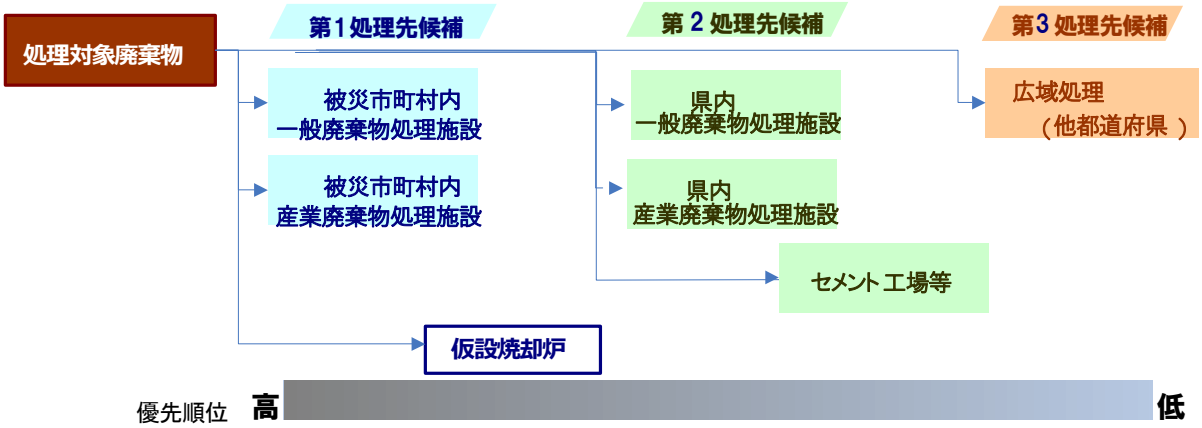

図表 44　廃棄物の処理先と優先順位

（２）広域処理必要量

市町村は、県の広域処理必要量の算定にあたって、災害廃棄物発生量や既存施設の余力・被災状況等の必要な情報提供に協力する。また、処理状況に合わせて、情報提供の見直しを行う。

本市は、県を通じて、他市町村から処理の応援を求められた場合には、必要な調整を行う。

2-4 事務委託、事務代替

甚大な被害により行政機能が喪失した場合、本市は、県に対して地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 14 の規定に基づき事務委託を行うことができる。事務委託を受けた県は市に代わりに災害廃棄物処理を行う。

また、本市は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 86 条の 5 第 9 項の規定に該当する場合、国に対して災害廃棄物の代行処理の要請を行うことができる。**図表 45** に県への事務委託の内容例を示す。

図表 45　事務委託の内容例

・倒壊家屋等の解体・撤去	・処理処分
・一次仮置場における選別	可燃物・不燃物の処理
・一次仮置場からの収集運搬	PCB 等有害廃棄物の処理
・二次仮置場における選別	処理困難廃棄物の処理
・処理実行計画の策定	

2-5　収集運搬体制の確保

（１）被災現場からの収集運搬

①発災直後

発災直後の収集運搬は、道路の確保が重要である。地震による道路の陥没や土砂崩れ、河川の氾濫、散乱がれきによる通行障害、道路の浸水等を速やかに解消し、生活圏域から一次仮置場までの運搬ルートを確保する必要がある。

運搬経路確保のため、土木部署と、道路上の障害物の撤去方法、範囲、順序等を事前に協議する必要がある。

② 復旧作業時

甚大な被害を受けた場合、収集運搬車両、作業員の不足が懸念されることから、県への応援派遣要請を想定しておく。

収集運搬を事業者に委託する際は、必要に応じて県に事業者の調整・支援を要請する。

（２）一次仮置場からの収集運搬

図表 46 に収集運搬に係る市の実施範囲例を示す。

なお、県の支援を受けられる場合は、事前協議を行い、本市が所管する経路を明確にする。

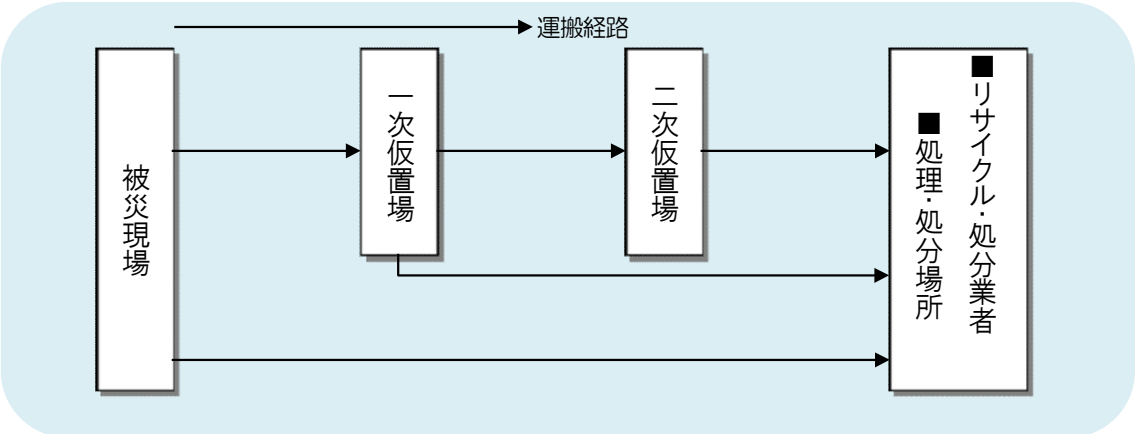

図表 46　収集運搬に係る市の実施範囲の例

（３）収集運搬方法

本市における収集運搬事業者は 3 社（平成 29 年 3 月末時点）ある。**図表 47** に収集運搬に用いる車両の台数と積載量を示す。本市では 35 台（積載量計 77t）の収集運搬車両を有している。

緊急時には、民間事業者による運送手段も検討を要する。

図表 47　ごみ収集運搬車両

管理体制	台数	積載量
直営	0 台	0t
委託	35 台	77t
許可	0 台	0t
合計	35 台	77t

2-6　仮置場の確保

（1）一次仮置場

一次仮置場は被災現場から災害廃棄物を速やかに撤去するために設置するが、様々な災害廃棄物を混合状態で保管した場合、後工程において分別・選別作業に多くの手間と時間を費やし、結果的に処理が遅れることになる。このため、災害廃棄物を可能な限り被災現場で分別して、一次仮置場に搬入する。

一次仮置場では、家具、家電製品、布団・マットレス、角材、生木、コンクリートがら、金属くず及びその他危険物等に分別して、保管する。

民間事業者のノウハウや資機材を活用するため、福岡県産業廃棄物協会と締結している災害時協定に基づき、産業廃棄物許可業者のあっせんを要請し、可能な限り一次仮置場から適切な処分場へ適宜搬出する。

① 一次仮置場の必要面積

仮置場の必要面積の算定は、災害廃棄物の発生量を基に、積み上げスペースや作業スペースを考慮し、仮置場必要面積を、次の算定式で推計した（**図表 48** 参照）。必要面積を**図表 49** に示す。本市における一次仮置場の必要面積は、13,000 ㎡である。

図表 48　仮置場必要面積の算定

仮置場必要面積

＝集積量　÷　見かけ比重　÷　積み上げ高さ　×　（1＋作業スペース割合）

見かけ比重:可燃物 0.4（t/m^3）、不燃物 1.1（t/m^3）
積み上げ高さ:5m以下が望ましい。
作業スペース割合：0.8～1

図表 49　一次仮置場の必要面積

可燃物	5,000 ㎡
不燃物	8,000 ㎡
合計	13,000 ㎡

②一次仮置場の選定

仮置場の候補地は、被災地内の住区基幹公園等、被災者の生活場所に近いところから、以下の条件を可能な限り考慮して選定する。

ア　二次災害のおそれのない場所
イ　廃棄物の発生場所、処理・処分施設等との位置関係
ウ　効率的な搬入ルートの有無
エ　搬入路の幅員が確保できる場所
オ　交通・作業に伴う騒音等、周辺住民や周辺環境への影響・保全
カ　仮置場の用途にあったスペースの確保の有無

※必要面積の確保が困難な場合、搬出日と搬入日を分けるなどして、場内の整理を適宜行い、仮置場面積の確保に努める。

（２）二次仮置場

①選別フロー

二次仮置場は、処理処分先の品質に応じた破砕・選別のほか処理前後の廃棄物の保管機能も求められるため、一次仮置場よりも広い面積（場所）を必要とする。

二次仮置場は、必要に応じて設置し、設置が困難な場合は、福岡県に支援を求める。

2-7 処理施設の確保

一次仮置場だけでは処理できない場合、二次仮置場において、可能な限り破砕・選別を行った上で再資源化を行う。このため、災害廃棄物の種類を確認し、対象物や処理処分先に合わせて、破砕・選別機の選択を行う。

（1）破砕選別施設

二次仮置場では、可能な限り破砕・選別を行った上で、残渣の焼却、再資源化及び最終処分（埋立）を行う。このため、災害廃棄物の状態を見ながら、対象物や目的に合わせて重機や破砕・選別装置を利用する必要がある。破砕・選別装置の利用にあたっての留意点は以下のとおりである。

- 処理の優先順位としては、濡れて腐った畳等、安全性や臭気、衛生上の問題が発生する可能性のあるものを優先。
- 一般的に、家具類、畳やマットレス等は、破砕機や裁断機により小形化することが望ましい（小形化により燃焼炉に投入できるようになるほか、積載密度を上げることで搬送効率を上げることが可能）。
- 破砕の前には、不燃物や異物を十分除去することが必要。
- 混合廃棄物（混廃）処理設備である風力付選別機で選別処理を行い、重いもの、細かいもの（細粒物）、軽いもの（可燃物）に分別する。
  重いものは、さらにライン上で手選別を実施し、木くず、コンクリート殻、鉄類及び非鉄類に選別（手選別ができないものについては破砕機で破砕し、可燃、不燃の別を再度、混合廃棄物（混廃）処理設備を通して選別する。細かいものは、比重選別機により、再度、重いもの、軽いもの、細かいものに選別。
- 破砕・裁断には、既存／仮設の大型破砕施設を利用するほか、処理量が少ない場合等は、油圧ショベル（ミニユンボやバックホウ）、可動式の破砕機（チッパー、タブグラインダー）等も利用可能。
- 分別では除去できない付着土砂や堆積物、金属粒子等の不燃物は、乾式／湿式比重分離（プールへの投入等）や磁選別、あるいはサイズによるふるい選別（トロンメル等）により除去することも可能。
- 除去された不燃物は当該許可を持つ最終処分場で処分等を実施（少量の木材等の可燃物や有機物を含むと考えられるため、管理型最終処分場での処分）。

2-8　環境対策、モニタリング、火災対策

（1）基本方針

環境対策及びモニタリングを行うことにより、廃棄物処理現場（建物の解体現場や仮置場等）における労働災害の防止、その周辺等における地域住民の生活環境への影響を防止する。環境モニタリング結果を踏まえ、環境基準を超過する等周辺環境等への影響が大きいと考えられる場合には、専門家の意見を求め、的確な対策を講じ環境影響を最小限に抑える必要がある。

廃棄物処理現場では、悪臭や害虫、粉じん等の発生防止対策が必要である。また、仮置場への搬入が進むにつれて、積み上げられた可燃性廃棄物の発火による火災発生が懸念されるため、火災予防対策及びモニタリングを実施する。

（2）環境影響とその要因

災害廃棄物処理に係る主な環境影響と要因を**図表 50**、主な環境保全策を**図表 51** に示す。

図表 50　災害廃棄物処理に係る主な環境影響と要因

影響項目	対象	主な環境影響と要因
大気	被災現場（解体現場等）	･解体･撤去作業に伴う粉じんの飛散 ･アスベスト含有廃棄物（建材等）の解体に伴う飛散
	運搬時	･廃棄物等運搬車両の走行に伴う排ガスによる影響 ･廃棄物等運搬車両の走行に伴う粉じんの飛散
	仮置場	･重機等の稼働に伴う排ガスによる影響 ･中間処理作業に伴う粉じんの飛散 ･アスベスト含有廃棄物（建材）の処理によるアスベストの飛散 ･廃棄物からの有害ガス、可燃性ガスの発生 ･焼却炉（仮設）の稼働に伴う排ガスによる影響
騒音･振動	被災現場（解体現場等）	･解体･撤去等の作業時における重機等の使用に伴う騒音･振動の発生
	運搬時	･廃棄物等運搬車両の走行に伴う騒音･振動
	仮置場	･仮置場での運搬車両の走行による騒音･振動の発生 ･仮置場内での破砕･選別作業における重機や破砕機等の使用に伴う　騒音･振動の発生
土壌	被災現場	･被災地内の PCB 廃棄物等の有害物質による土壌への影響
	仮置場	･仮置場内の廃棄物からの有害物質等の漏出による土壌への影響
臭気	仮置場	･仮置場内の廃棄物及び廃棄物の処理に伴って発生する臭気による影響
水質	仮置場	･仮置場内の廃棄物に含まれる汚染物質の降雨等による公共用水域への流出 ･降雨等に伴って仮置場内に堆積した粉じん等の濁りを含んだ水の公共　用水域への流出 ･焼却炉（仮設）の排水や災害廃棄物の洗浄等に使用した水（排水）の　公共用水域への流出
その他（火災）	仮置場	･廃棄物（混合廃棄物、腐敗性廃棄物等）による火災発生

図表 51　災害廃棄物への対応における環境影響と環境保全策

影響項目	環境影響	対策例
大気	・ 解体･撤去、仮置場作業における粉じんの飛散 ・ 石綿含有廃棄物（建材等）の保管･処理による飛散 ・ 災害廃棄物保管による有毒ガス、可燃性ガスの発生	・ 定期的な散水の実施 ・ 保管、選別、処理装置への屋根の設置 ・ 周囲への飛散防止ネットの設置等 ・ フレコンバッグへの保管 ・ 搬入路の鉄板敷設等による粉じんの発生抑制 ・ 運搬車両の退出時のタイヤ洗浄 ・ 収集時分別や目視による石綿分別の徹底 ・ 作業環境、敷地境界での石綿の測定監視 ・ 仮置場の積み上げ高さ制限、危険物分別による可燃性ガス発生や火災発生の抑制
騒音･振動	・ 撤去･解体等処理作業に伴う騒音･振動 ・ 仮置場への搬入、搬出車両の通行による騒音･振動	・ 低騒音･低振動の機械、重機の使用 ・ 処理装置の周囲等に防音シートを設置
土壌等	・ 災害廃棄物から周辺土壌への有害物質等の漏出	・ 敷地内に遮水シートを敷設 ・ 有害廃棄物の分別保管
臭気	・ 災害廃棄物からの悪臭	・ 腐敗性廃棄物の優先的な処理 ・ 消臭剤、脱臭剤、防虫剤の散布、シートによる被覆等
水質	・ 災害廃棄物に含まれる汚染物質の降雨等による公共水域への流出	・ 敷地内に遮水シートを敷設 ・ 敷地内で発生する排水、雨水の処理 ・ 水たまりを埋めて腐敗防止

出典：環境省「災害廃棄物対策指針」技術資料　1－14－7

2-9 有害廃棄物の処理

（１）有害廃棄物の処理

災害時には、他の災害廃棄物とともに有害廃棄物が仮置場等に搬入されてくることが想定される。これらの有害廃棄物についての災害時の処理の方針を定めておく。

代表的な有害廃棄物を**図表 52** に示す。有害廃棄物の処理方針を**図表 53** に示す。

飛散が懸念されるアスベストに関しては、解体、保管、輸送、処分の過程において問題が発生しないように、解体、処理行為時における飛散防止について関係法令（大気汚染防止法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、労働安全衛生法等）を順守して飛散防止対策及び処理が実施されるように指導する。

図表 52　代表的な有害廃棄物

鉱物油（ガソリン、灯油、軽油、重油等）、化学合成油（潤滑油等）
有機溶媒（シンナー、塗料、トリクロロエチレン等）
薬品類（農薬や毒劇物等）
アスベスト（飛散性）及びアスベスト含有物（非飛散性）
カドミウム、砒素含有石膏ボード
PCB 含有機器（トランス、コンデンサ等）
ガスボンベ（LP ガス、高圧ガス等）
フロンガス封入機器（業務用冷凍機器、空調機器等）
アンモニアガス封入機器（業務用冷凍機器）
消火器
火薬、花火、猟銃の弾丸等
感染性廃棄物（注射器等）
電池類（密閉型ニッケル・カドミウム蓄電池、ニッケル水素電池、 リチウムイオン電池、ボタン電池、カーバッテリー等）
蛍光灯
漁具・漁網
船舶

図表 53(1)

品目	処理方針	処理･処分の方法
廃アスベスト(飛散性)･アスベスト含有廃棄物(非飛散性)	･平常時、建築年から、アスベスト使用可能性の高い建物の把握に努める。 ･発災時は、応急危険度判定を行い、必要に応じて、専門の調査会社等に調査を委託するなどして、アスベスト含有の事前調査、大気測定を行う。 ･仮置場へのアスベストの搬入は原則禁止とする。やむを得ず搬入を認める場合は、二重梱包等の飛散防止対策を行った上で、別途保管する。必要に応じてアスベストの大気測定を行う。	･建物所有者へアスベスト飛散防止、適正な処理について指導、助言を行い、回収や処理を依頼する。 ･産業廃棄物処理業者(許可業者)等の専門業者へ処理を依頼する。(注 1)
有機溶媒 (シンナー、塗料、トリクロロエチレン等)	･保管中は、固定等の転倒防止措置及びビニールシートで覆う等の漏洩防止措置の実施。 ･火気厳禁として取り扱う。	･販売店やメーカー等の管理者への回収や処理を依頼する。 ･産業廃棄物処理業者(許可業者)等の専門業者へ処理を依頼する。(注 1)
鉱物油 (ガソリン、灯油、軽油、重油等)、化学合成油(潤滑油等)	･河川等に漏洩している場合は、消防署に通報し対応を依頼する。 ･保管中は、固定等の転倒防止措置及びオイルパンを敷く等の漏洩防止措置を実施する。 ･火気厳禁として取り扱う。	･販売店、ガソリンスタンド等の管理者への回収や処理を依頼する。 ･産業廃棄物処理業者(許可業者)等の専門業者へ処理を依頼する。(注 1)
薬品類(農薬や毒物･劇物等)	･薬品類等はむやみに取り扱わず消防署や県の保健福祉環境事務所等に連絡して、指示を仰ぐ。	･JA や販売店･メーカーへ回収や処理を依頼する。参考(注 2) ･産業廃棄物処理業者(許可業者)等の専門業者へ処理を依頼する。(注 1)
CCA 処理木材 (防腐や防蟻目的の CCA(クロム、銅、ヒ素化合物系防腐剤)を注入した木材)	･不適正な焼却により有毒ガスが発生するため、鎮火を優先。 ･焼却灰に有毒物質が含まれるため、二重梱包等を行い、飛散防止措置を行う。 ･外観から、普通の木材との判別は困難。	･販売店やメーカー等の管理者への回収や処理を依頼する。 ･産業廃棄物処理業者(許可業者)等の専門業者へ処理を依頼する。(注 1)

出典･環境省「災害廃棄物対策指針」【技 1-20-15】、【技 1-20-14】、【技 1-20-6】

･一般社団法人廃棄物資源循環学会「災害廃棄物分別･処理実務マニュアル-東日本大震災を踏まえて」141～144 頁

･宮城県環境生活部「災害廃棄物処理指針」【参考 1】 20 頁

(注 1) 福岡県廃棄物対策課 (特別管理)産業廃棄物処理業者名簿 http://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/list.html

(注 2)農薬工業会 農薬をご使用になる方へ http://www.jcpa.or.jp/user/

図表 53(2)

品目	処理方針	処理・処分の方法
ヒ素含有石膏ボード (アスベスト含有石膏ボード)	・刻印より、吉野石膏㈱又は日東石膏ボード㈱製造の場合、メーカーに問い合わせて確認する。 ・再生利用されることがないように他の石膏ボードと区別して回収・保管 参考:【技 1-20-14】4 頁～廃石膏ボードの取り扱いについて	・製造元へ返却・引取を依頼する。 (・アスベスト含有石膏ボードについては、非飛散性アスベスト含有廃棄物として適正に処理) (注 3)
PCB 含有機器 (トランス、コンデンサ等)	・トランス、コンデンサ等について PCB 含有の有無を所有者に確認。またはメーカーや保健福祉環境事務所に照会。 ・屋根のある建物内で保管する、密閉性のある容器に収納する、防水性のビニールシートで全体を覆う(底面を含む)、転倒防止等の飛散、流出、地下浸透、腐食防止措置を講じ、仕切りを設ける等の別途保管を行う。 ・発熱機器から十分離すなど、PCB廃棄物が高温にさらされないための措置を講じる。	・PCB保管事業者に引き渡す。 ・高濃度PCB含有機器は、中間貯蔵・環境安全事業株式会社(JESCO)北九州PCB処理事業所で処理を行う。 (注 4) ・低濃度PCB含有機器は、無害化処理認定事業者又は都道府県知事の許可業者に処理を依頼する。
ガスボンベ (LP ガス、高圧ガス等)	・ボンベの色毎に分別を行う。 ・保管中は固定等の転倒防止措置及び衝撃防止措置を行う。 ・火気厳禁として取り扱う。	・可能なら所有者に返還を行う。 ・高圧ガスボンベについては高圧ガス保安協会へ、LP ガスについては一般社団法人全国 LP ガス協会へ回収等を依頼する。(注 5)
フロンガス封入機器(業務用冷凍機器、空調機器等)	・フロン排出抑制法フロン類充填回収業者へ連絡する。	・フロン類充填回収業者(第一種フロン類充填回収業者等)へ回収等を依頼する。(注 6)

(注 3) 一般社団法人　日本石膏ボード工業会 http://www.gypsumboard-a.or.jp/
(注 4) 福岡県廃棄物対策課　高濃度 PCB 廃棄物の処理について http://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/pcbsyori.html
(注 5) 一般社団法人　福岡県高圧ガス保安情報 net　http://f-kouatugas.com/index.php
一般社団法人　福岡県 LP ガス協会 http://www.f-lpg.com/about.html
(注 6) 福岡県環境保全課　第一種特定製品(業務用エアコン・冷蔵冷凍機器等)を廃棄・売却する方へ
http://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/fron-user.html

図表 53(3)

品目	処理方針	処理・処分の方法
アンモニアガス封入機器(業務用冷凍機器)	・漏洩時には、周辺(特に風下側)住民の待避措置及び消防署、警察署への通報。	・製造業者等の専門業者による回収・処理を依頼する。
消火器	・保管中は転倒防止措置及び衝撃防止措置を行う。 ・火気厳禁として取り扱う。	・一般社団法人日本消火器工業会に連絡して回収や処理等を依頼する。(注 7)
火薬、花火、猟銃の弾丸等	・発見現場の状況を保全しつつ、消防署や警察署、自衛隊等に通報する。	・関係行政機関の指示に従う。(注 8)
感染性廃棄物 (注射器等)	・「感染性廃棄物」等と表記されている容器は、破損に注意し収集・運搬する。 ・注射針等の鋭利なものは、耐久性のあるプラスチック袋、フレコンバック等の丈夫な容器に入れて運搬する。 ・屋根のある建物内で保管するか、屋内の保管場所が確保できない場合には、防水性のビニールシートで全体を覆う(底面を含む)など、直射日光を避け、風雨にさらされず、感染性廃棄物が飛散、流出、地下浸透、腐食しないよう対策を講じる。	・特別管理産業廃棄物処理業者(許可業者)等の専門業者へ処理を依頼する。
廃電池類 (密閉型ニッケル・カドミウム蓄電池、ニッケル水素電池、リチウムイオン電池、ボタン電池、カーバッテリー等)	・可能な限り分別して集積所に保管し、平常時の回収ルートの回復まで待って、回収ルートにのせる。 ・水銀が含まれるボタン電池等は、容器を指定して保管し、回収ルートが回復するまで保管する。 ・リチウム電池は発火の可能性等があるため注意する。	・リサイクル協力店またはボタン電池回収協力店による回収を依頼。

(注 7) 一般社団法人　日本消火器工業会 http://www.jfema.or.jp/

(注 8) 福岡県工業保安課　火薬類に関する手続きを行うには　http://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/kayakurui.html

（２）ＰＲＴＲ届出事業所

ＰＲＴＲ（Pollutant Release and Transfer Register：化学物質排出移動量届出制度）とは、有害性のある多種多様な化学物質が、どのような発生源から、どれくらい環境中に排出されたか、あるいは廃棄物に含まれて事業所の外に運び出されたかというデータを把握し、集計し、公表する仕組みである。

対象の化学物質を製造・使用している事業者は、環境中に排出した量と、廃棄物や下水として事業所の外へ移動させた量とを自ら把握し、行政機関に年に１回届け出る。ＰＲＴＲによって、毎年どんな化学物質が、どの発生源から、どれだけ排出されているかを知ることができる。

本市におけるＰＲＴＲ制度に基づく届出事業所数を化学物質別に整理したものを**図表 54**、業種別に整理したものを**図表 55** に示す。

有害性のある化学物質を取り扱う事業所の所在を事前に把握し、平常時から事業者と協議を行い、地震による流出防止対策を講じておくことが望ましい。また、発災時には、被害状況の確認を速やかに行う必要がある。

図表 54　PRTR 制度に基づく届出事業所（化学物質別）

地区	特定第一種指定化学物質		
	ベンゼン	ホルムアルデヒド	ダイオキシン
平田台	1		
桜ヶ丘	2	1	1
下白水北	1		
天神山	1		
大谷	2		
白水ヶ丘	1		
宝町	1		
大土居			1
春日公園	1		
塚原台	1		
合計	11	1	2

図表 55　PRTR 制度に基づく届出事業所（業種別）

地区	事業の主たる業種		
	燃料小売業	一般廃棄物処理業	プラスチック製品製造業
平田台	1		
桜ヶ丘	2		1
下白水北	1		
天神山	1		
大谷	2		
白水ヶ丘	1		
宝町	1		
大土居		1	
春日公園	1		
塚原台	1		
合計	11	1	1

2-10　適正処理困難廃棄物の処理

（１）廃家電製品等

廃家電製品のうち、家電リサイクル法対象品目は、小売業者による回収を実施し、その他の家電製品（PC、携帯電話、小型家電等）は、既存の回収ルートでリサイクルすることを原則とする。また、リサイクルルートに回すことが困難である廃家電製品等は、粗大ごみとして他の不燃物等と同様に取り扱うこととなり、破砕処理が必要である。

（２）自動車

大破した自動車も含め、自動車リサイクル法に基づき処理することを原則とする。よって、被災自動車を被災現場から仮置場まで撤去・移動し、所有者もしくは処理業者（自動車販売業者、解体業者等）へ引き渡すことが主な作業となる。

（３）二輪車

原則として、ハンドル、車体（フレーム）、ガソリンタンク、エンジン、前後輪が一体となっているものは、二輪車リサイクルシステムに基づき処理を行う。

（４）腐敗性の強い廃棄物

腐敗性の強い廃棄物として、魚体や水産加工品が挙げられる。腐敗は時間とともに進行するため、公衆衛生の確保を優先し、腐敗状況の緊急度に応じて海洋投入や焼却処分等を行う。なお、水産加工品はプラスチックや紙などの容器類も付随するため、これらはできる限り分離する。

また、家畜の死体は、「化製場等に関する法律」（昭和 23 年　法律第 140 号）に基づいて化製場にて処理が必要となる。災害時に処理能力不足等により通常の処理ができない場合は、土層の土地あるいは底部をビニールシートで覆った穴に埋めて一時保管を行う。腐敗が懸念される場合は消石灰を散布して腐敗の遅延対策を実施する。

（５）思い出の品等

災害廃棄物処理の過程で発見された思い出の品等について、保管・周知・返還に関する方法・ルールを事前に検討しておくことが望ましい。

（資料１０７）

御笠川水系御笠川他洪水浸水想定区域図（想定最大規模）

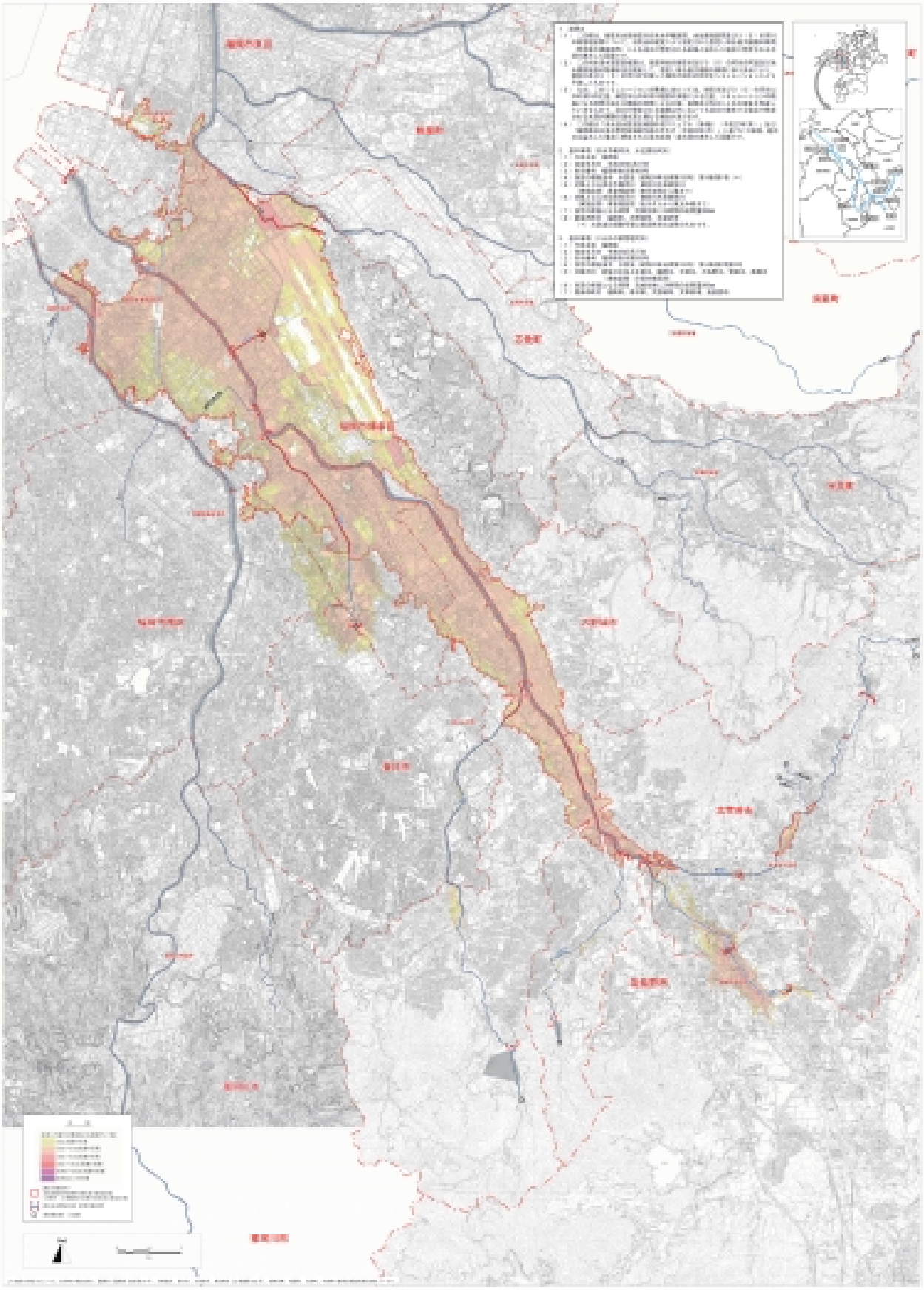

（資料１０８－１）

洪水浸水想定区域内にある要配慮者利用施設一覧

令和4年12月現在

	名称	サービス種類	所在地	電話番号	想定最大規模
1	桜ヶ丘デイサービスセンター	通所介護 通所型サービス	桜ケ丘4-28-1	092-586-6811	0.5m未満
2	デイゆめさくら	通所介護 通所型サービス	桜ケ丘8-29	092-593-2252	0.5～3m未満
3	有料老人ホーム　アンクラージュ大橋南	特定施設入居者生活介護	桜ケ丘8-29	092-593-2252	0.5～3m未満
4	グループホームモンテ	共同生活援助	日の出町1-21-4	080-3441-0349	0.5～3m未満
5	ワークサポートセンターひなた	就労移行支援（一般型） 就労継続支援（B型）	日の出町4-19-1	092-572-5156	0.5m未満
6	ひので保育園	企業主導型保育施設	日の出町4-9	092-558-3220	0.5～3m未満
7	Alucuかすが	放課後等デイサービス	桜ケ丘2-62-5	080-3954-0234	0.5m未満
8	日の出小学校	市立小学校	日の出町3-1-10	092-572-4451	0.5m未満
9	春日北中学校	市立中学校	桜ヶ丘7-20	092-502-0107	0.5～3m未満

（資料１０８－２）

土砂災害警戒区域内にある要配慮者利用施設一覧

令和4年12月現在

	名称	サービス種類	所在地	電話番号	備考
1	かすがの郷	特別養護老人ホーム	塚原台3-129	092-595-6060	急傾斜地の崩壊

（資料１０９）

春日市
災害時受援計画

令和２年３月

～目　次～

第１章　総論
1　計画の目的……372
2　計画の位置付け……372
3　計画の対象……372
4　計画の構成……372
5　災害時の本計画の運用……373
6　計画の見直し……373

第2章　受援体制
1　基本的な考え方……374
2　受援班……375
3　県との連絡調整……379

第3章　受援班等における人的・物的支援の要請・受入れ
1　県（支援受入れチーム等）を通じた人的支援の要請・受入れ手順……380
2　県（支援受入れチーム等）を通じた物的支援の要請・受入れ手順……383
3　協定を締結している市町村や消防本部（局）・民間企業・団体からの人的・物的支援の要請・受入れ……387
4　その他の市町村や消防本部（局）・民間企業・団体からの自主的な支援の申し出への対応……388

第4章　国等による定型化された支援の受入れ……389
第5章　受援を円滑化するための備え……390

～資料編～

1　救助活動拠点（消防・警察・自衛隊）……392
2　緊急交通路指定想定路線……392
3　ヘリコプター臨時離着陸場……392
4　航空隊進出拠点……392
5　地域内輸送拠点・物資集積場所……392
様式1　人的ニーズ調査票……393
様式2　物的ニーズ調査票……394
参考様式１　活動計画シート……394
参考様式２　支援者名簿……396

第１章　総論

１　計画の目的

本計画は、福岡県が定めた「福岡県災害時受援計画」等を踏まえ、あらかじめ受援体制や、人的・物的支援の要請及び受入れの手順等について具体的に定めることにより、外部からの貴重な支援を最大限活用し、市業務継続計画に規定する非常時優先業務を円滑に実施することを目的とする。

２　計画の位置付け

本計画は、市地域防災計画を実行するための計画であり、市業務継続計画に定めている非常時優先業務を円滑に実施する上で、人的・物的資源の不足を補うための計画として策定する（**図１**）。

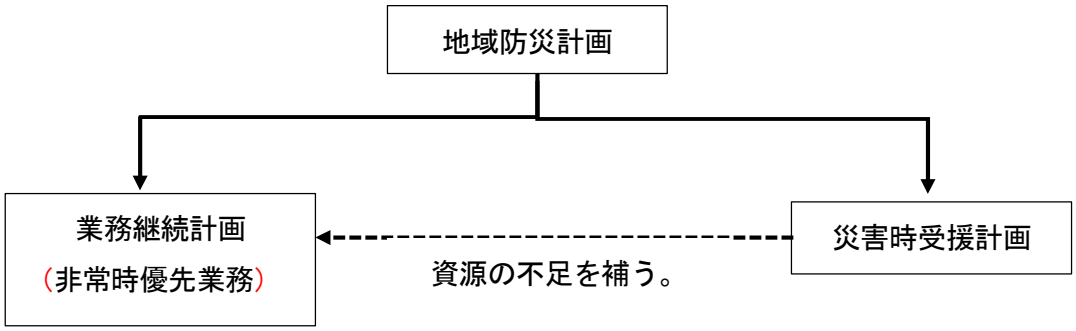

図１　災害時受援計画の位置付け

３　計画の対象

（１）対象とする災害

本計画は、市地域防災計画や市業務継続計画で想定している大規模災害など、本市単独では十分な応急対応が実施できない規模の災害を対象とする。

（２）対象とする支援の範囲

本計画は、対象とする災害発生時における救助・救急、医療救護活動、行政機能の維持等に係る人的支援及び被災者に迅速に物資を届けるための物的支援の受入れを対象とする。

４　計画の構成

本計画の構成は以下のとおりである。

第1章　総論

本計画の目的や位置付け等を規定

第2章　受援体制

円滑な受援のための受援班を中核とした組織体制を規定

第3章　受援班等における人的・物的支援の要請・受入れ

受援班や各部の受援担当者が中心となって行う人的・物的支援の受入れ手順等を規定

第4章　国等による定型化された支援の受入れ

受援班以外の災害対策本部における各班（以下「担当班」という。）が中心となって行う国等による定型化された支援の受入れ手順等を規定

第5章　受援を円滑化するための備え

受援を円滑化するための平常時の準備事項を規定

資料編　受援を円滑化するために必要な様式・参考資料

５　災害時の本計画の運用

（１）発動要件

本計画は、災害対策本部長が必要と認めるとき、災害の状況を踏まえて体制の強化又は縮小を行いながら運用する。

（２）運用方針

災害時、本計画は以下の方針で運用する。

※ 迅速に支援を求める。

被災住民への支援を最優先に迅速に支援を求める。

※ 支援機関と積極的にコミュニケーションをとる。

支援機関と共通の状況認識や対応方針の下で活動できるよう、支援機関の必要に応じた災害対策本部会議（以下「本部会議」という。）への参加及びそれぞれの活動現場における打合わせ等による状況認識の共有を確実に行う。

（３）費用負担

受援に要する経費については、原則として本市が負担するものとし、協定等に基づく場合は、それぞれの協定等に定められているところによる。

なお、災害救助法が適用された場合の対象経費については、県が支弁する。

６　計画の見直し

本計画は、図上訓練等を通じた検証、地域防災計画の修正及び関係機関の体制の変更等に応じて適宜見直すものとする。

第２章　受援体制

１　基本的な考え方

災害対策本部長が必要と認めるときは、支援の要請や受入れ等の受援業務を迅速・的確に行うため、副本部長（副市長）を総括責任者と定め、受援の総合窓口として調整部に「受援班」を置く。

受援班は、

①県（支援受入れチーム等）を通じた人的・物的支援（注）

（注）県において支援受入れチームが設置されていない段階では、県災害対策本部総括班が支援の窓口となる。

②協定を締結している市町村、消防本部（局）・民間団体・企業等からの人的・物的支援

③他市町村、民間団体、企業等からの自主的な支援の申し出への対応について必要な調整を行う。

緊急消防援助隊、自衛隊、DMAT（注）、医療救護班等の国等による定型化された支援の受入れについては、第4章で定めるとおり、手続の迅速化を図るため、担当班が直接受援の調整を行うものとし、その状況を受援班と共有することで受援活動の一体化を図る。

注）DMAT・・・国や都道府県による災害派遣医療チーム。災害急性期に活動できる機動性を持ったトレーニングを受けた医療チームで、医師・看護師・医療職及び事務職員で構成され、大規模災害や多傷病者が発生した事故などの現場に急性期（概ね48時間以内）から活動できる。

図２　受援の基本的な枠組み

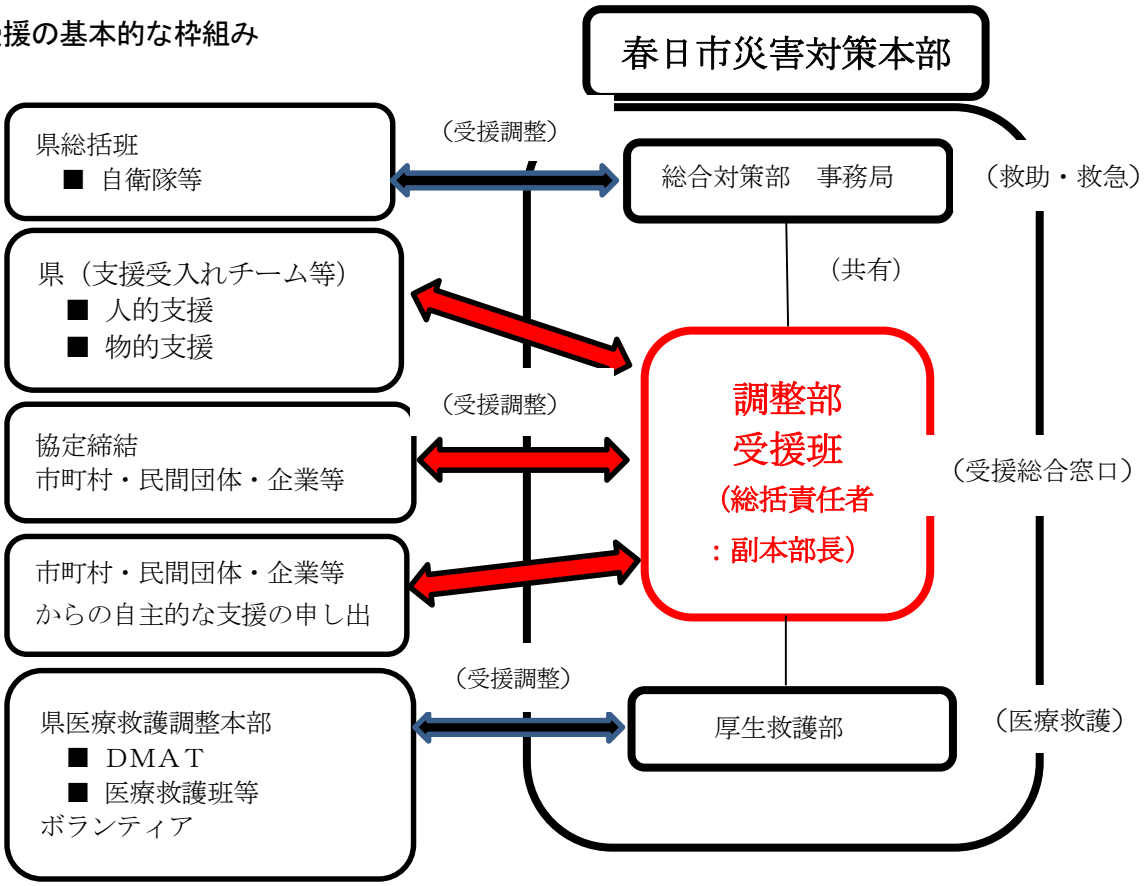

２　受援班

（１）組織

受援は、市組織を横断した様々な非常時優先業務に関係するものであることから、副本部長（副市長）を総括責任者とし、その下に受援班を置く。受援班の班長は総務部長とし、副班長は管財課長とする。受援班に「人的支援受入れ係」（人事担当係長）と「物的支援受入れ係」（管財担当係長）を置き、人的・物的支援の要請・受入れ等に関する総合調整を担う。

なお、必要と認める場合は、受援の調整及び業務遂行の計画・管理に精通している外部の職員を人的支援の一環として要請し、体制の強化を図る。また、多種大量の物資の支援を受ける場合は、物的支援受入れ係の体制を強化して対応する。

その他、災害対策本部の各対策部（以下「各部」という。）に、各部内における人的・物的資源ニーズの取りまとめや管理、支援の受入れのための必要な情報共有や活動環境の整備を行う実務担当者として「受援担当者」を置く。

図３　受援班の組織

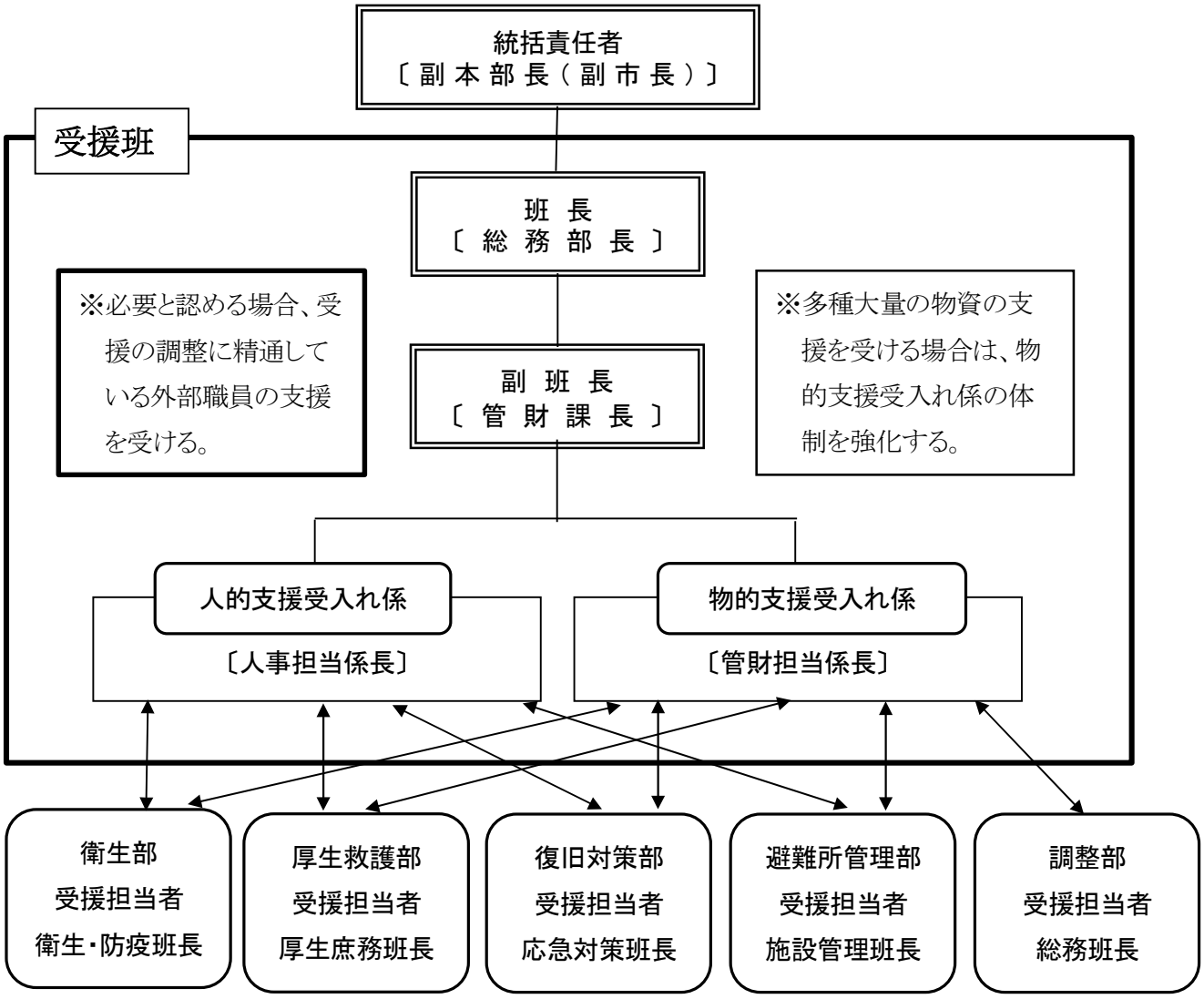

No.	業務の内容		支援要請時期（☆）と主な活動期間（→） （対応の開始・終了時期は、災害の受援等により前後します。）						担当班
			～3時間	～1日	～3日	～2週間	～1ヶ月	1ヶ月～	
1	避難所運営			☆→					避難所管理部 （施設管理班）
2	家屋被害調査、罹災証明書の発行					☆→			厚生救護部 （被害調査班）
3	市税の減免事務等						☆→		
4	避難者対策	応急給水（給水車 給水要員）		☆→					厚生救護部 （厚生庶務班）
5		健康対策（保健師、 管理栄養士等		☆→					厚生救護部 （福祉救護班）
6		心のケア（DPAT）		☆→					
7		生活衛生対策（災害廃棄 物（し尿）の処理）			☆→				衛生部 （衛生・防疫班）
8		生活衛生対策（災害廃棄 物（生活ごみ）の処理）			☆→				
9		愛護動物の救護等（被災 動物の受入れ）			☆→				
10	災害ボランティアの 活動促進	ボランティア、ボランティア コーディネーター			☆→				厚生救護部 （厚生庶務班）
11	被災者の生活支援	災害弔慰金、災害障害見 舞金の支給及び災害援 護資金の貸付			☆→				
12		被災者生活再建支援金 の支給			☆→				
13		義援金の募集・配分			☆→				調整部 （総務班）

No.	業務の内容		支援要請時期（☆）と主な活動期間（→） （対応の開始・終了時期は、災害の受援等により前後します。）						担当班
			～3時間	～1日	～3日	～2週間	～1ヶ月	1ヶ月～	
14	学校の教育機能の回復	教育支援要員（教員、心のケア専門家等）				☆→		→	避難所管理部 （施設管理班）
15		公立学校施設復旧支援要員		☆→		→		→	
16	文化財の緊急保護	文化財緊急保護要員				☆→		→	
17	応急仮設住宅の建設	建築職員等				☆→		→	復旧対策部 （応急対策班）
18	応急仮設住宅の整備・確保（みなし仮設住宅の供与）	建築職員等		☆→		→		→	
19	危険度判定	被災建築物応急危険度判定士		☆→		→		→	
20		被災宅地危険度判定士				☆→		→	
21	災害廃棄物処理	災害廃棄物（がれき等）の処理		☆→		→		→	衛生部 （衛生・防疫班）
22	社会基盤施設の緊急対策	土木職員等 （道路、河川、農地等）		☆→		→		→	復旧対策部 （応急対策班）
23	社会基盤施設の応急復旧	土木職員等 （道路、河川、農地等）				☆→		→	
24		下水道の応急復旧 （専門職員）		☆→		→		→	
25	社会基盤施設の復旧	土木職員等 （道路、河川、農地等）						☆	
26		用地職員						☆	

（３）受援班・各部の受援担当者の業務

ア　受援班の業務

①県災害時緊急派遣チーム・災害対策現地情報連絡班の受入れ

②県（支援受入れチーム等）との連絡調整

・被害状況等を踏まえた県への支援の要請等

③受援に関する状況把握・ニーズの取りまとめ・市組織内調整

④協定を締結している市町村・民間団体・企業等との連絡調整

⑤その他の市町村・民間団体・企業等の自主的な支援の申し出先との連絡調整

⑥支援の受入状況の全体管理

⑦支援の継続・終了の調整

イ　各部の受援担当者の業務

①受援に関する状況把握・ニーズの取りまとめ・受援班への報告

②支援の受入準備

③支援が到着した後の活動の調整

④支援の継続・終了の調整

（４）執務場所

ア　受援班の執務場所

受援班の執務場所は、本部会議や災害対策本部事務局と迅速かつ円滑に連携が取れるように災害対策本部内とする。各部の受援担当者と効率的に調整を行えるよう、余裕を持ったレイアウトに留意する。

執務場所：本庁舎4階404～406会議室

人的支援の受入れにあたっては、県、消防（緊急消防援助隊）、自衛隊等から情報連絡員（リエゾン）が派遣されることが想定されるため、情報連絡員との間で効率的な調整が図られるよう、情報連絡員との調整スペースも併せて確保する。

イ　各部の受援担当者の執務場所

各部の受援担当者は、各部の執務場所で業務を行う。

３　県との連絡調整

県の受援に係る主な窓口は、**表１**のとおりとなっており、受援班及び担当班はそれぞれの窓口部署と十分な連絡調整を行い、迅速・的確な受援を図るものとする。

なお、発災初期の段階において、県から災害時緊急派遣チームや災害対策現地情報連絡班が派遣された場合は、十分な連絡調整を図る。

表１　県における受援に係る主な窓口

支援要請先外部機関	福岡県窓口部署	電話番号
他都道府県、市町村等	支援受入れチーム（注）	
緊急消防援助隊	総括班（防災危機管理局）	092-641-4734
自衛隊	総括班（防災危機管理局）	092-641-4734
DMAT	医療救護調整本部	092-643-3273
DPAT（注）	保健医療介護部健康増進課	092-643-3265
被災建築物応急危険度判定士	建築都市部建築指導課	092-643-3721（内線 4680）
被災宅地危険度判定士	建築都市部都市計画課	092-643-3715（内線 4652）
健康対策（保健師等）	保健医療介護部健康増進課	092-643-3270（内線 3052）
健康対策（管理栄養士）	保健医療介護部健康増進課	092-643-3269（内線 3050）
応急給水（給水車、給水要員）	総務部防災危機管理局防災企画課	092-643-3112（内線 2470）
	県土整備部水資源対策課水道整備室	092-643-3376（内線 4352）
水道の応急復旧（水道技術職員）	県土整備部水資源対策課水道整備室	092-643-3376（内線 4352）
下水道の応急復旧（専門職員）	建築都市部下水道課	092-643-3728（内線 4727）

※　県においては、支援受入れチームが設置された段階で、市町村に対しその連絡先が示されることになっている。

注）DPAT・・・被災地域の精神保健医療ニーズの把握、他の保健医療体制との連携、専門性の高い精神科医療の提供と精神保健活動の支援を行うために都道府県及び政令指定都市によって組織される、専門的な研修・訓練を受けた災害派遣精神医療チーム。

第３章　受援班における人的・物的支援の要請・受入れ

本章では、受援班が行う以下の人的・物的支援の要請・受入れ等について定める。

(4)　県（支援受入れチーム等）を通じた人的支援

(5)　県（支援受入れチーム等）を通じた物的支援

(6)　協定を締結している市町村、消防本部（局）・民間団体・企業等からの人的・物的支援

(7)　その他の市町村・民間団体・企業等の自主的な支援の申し出への対応

※　被災市区町村応援職員確保システム（注）に基づくカウンターパート先決定後は、各カウンターパート先団体を通じた人的支援の要請・受入れとなる。

（注）被災市区町村応援職員確保システム・・・大規模災害発生直後における被災市区町村の職員が行う災害対応業務を支援するための応援職員の派遣や災害マネジメントの支援を行う職員の派遣を行うためのシステム。支援にあたっては、都道府県又は指定都市をカウンターパートナーとして、原則1対1で被災市区町村に割り当て、割り当てられた都道府県又は指定都市が被災市区町村に応援職員を派遣することとなる。

１　県（支援受入れチーム等）を通じた人的支援の要請・受入れ手順

県（支援受入れチーム等）を通じた人的支援の要請・受入れの基本的な手順は、(1)～(4)（表2に手順を整理）のとおりとする。

受援班及び各担当班は、人的資源の種類（一般的な行政職員・専門性を有する行政職員等）や特徴を把握、理解した上で、災害対応上で求められる業務ごとに必要な人員をあらかじめ整理し、リスト化しておくとともに、各担当班は、受援の対象となる業務とその具体内容を明らかにしておく。

（１）人的支援ニーズの把握と取りまとめ

ア　人的支援ニーズの把握指示

受援班長は、各部の受援担当者を招集し、人的ニーズ調査票（様式1）を作成して提出するよう指示する。その際、「現段階で要請不要」と判断した場合でも、その旨を記載し提出するよう指示する。また、災害の推移により追加の支援が必要な場合は、その都度人的ニーズ調査票を作成して提出するよう指示する。

イ 人的支援ニーズの把握

各部の受援担当者は、非常時優先業務の内容と量及び今後の見通しを踏まえて、各部内の人的支援ニーズを各担当班長と協議する。その結果、支援が必要と判断した場合は、人的ニーズ調査票を作成して受援班（人的支援受入れ係）に提出する。「現段階で要請不要」と判断した場合も、その旨を記載し提出する。

受援班（人的支援受入れ係）は、受援班の活動を補完するための人的支援の必要性を受援班長及び受援副班長と協議し、その結果、支援要請が必要と判断した場合は、人的ニーズ調査票を作成する。

ウ　人的支援ニーズの取りまとめ

受援班（人的支援受入れ係）は、イの人的ニーズ調査票を取りまとめる。

（２）人的支援の要請

受援班長は、人的ニーズ調査票について統括責任者の決裁を得た後、県（支援受入れチーム（人的支援受入れ班）等）に人的支援を要請する。要請の状況は、逐次本部会議で報告する。

なお、統括責任者が不在等の場合は、受援班長は統括責任者の決裁を得る前に県に人的支援を要請した後、その旨を報告することで決裁に代えることができる。

（３）受入れの準備

ア 県との連絡調整

受援班（人的支援受入れ係）は、県（支援受入れチーム（人的支援受入れ班）等）と連絡調整を行い、支援職員等の人数や到着時期、集合場所、携行品等について事前に把握する。

イ 活動の準備

各部の受援担当者は、支援職員等が到着後、円滑に業務が進められるよう以下の準備を行う。

・必要な資機材の準備

業務の実施に必要な資機材、マニュアル、地図等を用意する。

・支援職員等の活動拠点の確保

支援職員等のための執務スペースや待機場所を業務の内容に応じて確保する。

各担当班で確保が難しい場合には、受援班（人的支援受入れ係）と協議する。

・「活動計画シート」の作成

様式1を活用し、支援職員等に要請する具体的な業務内容・手順等を整理しておく。

支援職員等の宿泊場所の確保については、支援側での対応を要請することを基本とするが、人的支援受入れ係が、宿泊場所に関する情報提供など、一定程度の便宜提供を行う。

（４）到着後の対応

各部の受援担当者は、支援職員等の到着後、以下の対応を行う。

・様式2を活用し、「支援者名簿」を作成（作成後、受援班に提出）

・「活動計画シート」に基づき、支援職員等に対し要請したい業務を説明

・朝夕等の定期的なミーティングなどによる活動の調整・認識の共有

・定期的な活動状況の受援班への報告

受援班（人的支援受入れ係）は、各部の受援担当者からの報告を踏まえ、適時必要な調整を行う。また、支援職員等に対して、必要に応じて本部会議への出席を求め、状況認識の共有、役割分担の確認等を図る。

表２　県（支援受入れチーム等）を通じた人的支援の要請・受入れ手順

受援業務		受援班 （人的支援受入れ係）	各部の 受援担当者
人的支援ニーズの把握と取りまとめ	人的支援ニーズの把握指示	●	
	人的支援ニーズの把握 （発災直後及び災害の推移を踏まえて随時行う。）	●	●
	人的支援ニーズの取りまとめ	●	
支援の要請	統括責任者決裁 県（支援受入れチーム（人的支援受入れ班）等）への要請 本部会議での報告	●	
受入れの準備	県との連絡調整	●	
	活動の準備 ※　必要な資機材の準備 ※　支援職員等の活動拠点の確保 ※　「活動計画シート」の作成		●
	宿泊場所の紹介等	●	
到着後の対応	活動の実施 ※「支援者名簿」の作成 ※業務説明 ※活動の調整（ミーティング等） ※受援班への活動状況報告		●
	必要な調整	●	

２　県（支援受入れチーム等）を通じた物的支援の要請・受入れ手順

県（支援受入れチーム等）を通じた物的支援の要請・受入れの基本的な手順は、（１）～（５）（**表３**に手順を整理）のとおりとする。

受援班及び各担当班は、物的資源の種類（水・食料、資機材、消耗品等）や特徴を把握、理解した上で、災害対応上で求められる業務ごとに必要な物資をあらかじめ整理し、リスト化しておくとともに、各担当班は、受援の対象となる業務とその具体内容を明らかにしておく。

（１）物的支援ニーズの把握と取りまとめ

ア 物的支援ニーズの把握指示

受援班長は、各部の受援担当者を招集し、物資ニーズ調査票（様式2）を作成して提出するよう指示する。その際、「現段階で要請不要」と判断した場合でも、その旨を記載し提出するよう指示する。

また、災害の推移により追加の支援が必要な場合は、その都度物資ニーズ調査票を作成して提出するよう指示する。

イ 物的支援ニーズの把握

各部の受援担当者は、非常時優先業務の内容と量及び今後の見通しを踏まえて、各部内の物的支援ニーズを各担当班長と協議する。

その結果、支援が必要と判断した場合は、物資ニーズ調査票を作成して受援班（物的支援受入れ係）に提出する。「現段階で要請不要」と判断した場合でも、その旨を記載し提出する。

ウ 物的支援ニーズの取りまとめ

受援班（物的支援受入れ係）は、イの物資ニーズ調査票を取りまとめる。

（２）物的支援の要請

受援班長は、物資ニーズ調査票について統括責任者の決裁を得た後、県（支援受入れチーム（物的支援受入れ班）等）に物的支援を要請する。要請の状況は、逐次本部会議で報告する。なお、統括責任者が不在等の場合は、受援班長は統括責任者の決裁を得る前に県に物的支援を要請した後、その旨を報告することで決裁に代えることができる。

（３）受入れの準備

ア 県（支援受入れチーム等）との連絡調整

受援班（物的支援受入れ係）は、県（支援受入れチーム（物的支援受入れ班）等）と連絡調整を行い、物資の内容・量、到着時期の把握や、物資集積場所や輸送ルート等について把握する。また、多種、大量の物資の支援を受ける場合は、物的支援受入れ係の体制を強化するとともに、物流専門家（民間事業者等）の確保を図るものとする。

イ 物資集積場所の確保

受援班（物的支援受入れ係）は、調整部及び厚生救護部と連携し、地域防災計画等で定めている物資集積場所の使用の可否を確認し、必要に応じて、他の物資集積場所を探して確保するよう努める。

物資集積場所を確保した場合、県（支援受入れチーム（物的支援受入班）等）に速やかに連絡する。

○ 物資集積場所

・地域防災計画等で定めている物資集積候補施設

施設名称	所在地	面積（㎡）
春日市総合スポーツセンター（メインアリーナ）	春日市大谷6－28	1，938

ウ 必要な資機材の確保

受援班（物的支援受入れ係）は、調整部、厚生救護部及び事業者と連携し、搬入された物資の荷下ろし、荷さばき、検品、入庫、出庫、在庫確認等に必要な資機材を確保する（注）。

（注）必要な資機材の例
カメラ、通信機器、ハンドマイク、軍手、雨具、段ボール箱、はさみ、筆記用具、ビニール紐、フォークリフト、運搬かご（ロールボックス）、台車、テント、ブルーシート、コピー機、照明器具、延長コード 等

エ 物資の仕分け人員の確保

受援班（物的支援受入れ係）は、調整部、厚生救護部及び物流専門家（民間事業者等）と連携し、搬入された物資の荷下ろし、荷さばき、検品、入庫、出庫、在庫確認等に必要な人員を確保する。

オ 輸送手段の確保

受援班（物的支援受入れ係）は、調整部や物流専門家（民間事業者等）と連携し、物資集積場所から各避難所や医療福祉施設等に物資を輸送するための手段を確保する。

市内で輸送手段が確保できない場合には、県（支援受入れチーム（物的支援受入れ班）等）を通じて、県トラック協会等へ要請する他、必要に応じて自衛隊へ災害派遣による輸送を要請する。

カ 輸送ルートの把握

受援班（物的支援受入れ係）は、復旧対策部と連携し、物資集積場所から各避難所等への安全な輸送ルートを把握する。

（４）物資集積場所の運営

ア 支援物資の受入

受援班（物的支援受入れ係）は、調整部長が指名する物資集積場所の設置運営責任者と連携し、物資集積場所において調整部及び厚生救護部が行う物資の荷降ろし、荷さばき、検品、入庫、出庫、在庫確認等について、県（支援受入れチーム（物的支援受入れ班）等）と当該情報を共有して、円滑な運営に努める。

イ 物資集積場所からの輸送

受援班（物的支援受入れ係）は、調整部、厚生救護部及び物流専門家（民間事業者等）と連携し、各避難所等へ支援物資を輸送する。

ウ 支援物資の配布

各避難所等における支援物資の配布については、避難所管理部が、避難所運営マニュアル、市地域防災計画等に定めている方法により行う。

物資の荷降ろし、荷さばき、配布については、各避難所の運営委員会や避難所ボランティアにも協力を求める。

（５）プッシュ型支援の受入れ

国等からプッシュ型支援が行われる場合、受援班（物的支援受入れ係）は、（４）により物資集積場所に物資を受入れ、ニーズに応じた配分を行う。

表３　県（支援受入れチーム等）を通じた物的支援の要請・受入れ手順

受援業務		受援班 (物的支援受入れ係)	各部の 受援担当者
部的支援ニーズの把握と取りまとめ	物的支援ニーズの把握指示	●	
	物的支援ニーズの把握 （発災直後及び災害の推移を踏まえて随時行う。）	●	●
	物的支援ニーズの取りまとめ	●	
支援の要請	統括責任者決裁 県（支援受入れチーム（物的支援受入れ班）等）への要請 本部会議での報告	●	
受入れの準備	県（支援受入れチーム等）との連絡調整	●	
	物資集積場所の確保	●	
	必要な資機材の確保	●	
	物資の仕分け人員の確保	●	
	輸送手段の確保	●	
	輸送ルートの把握	●	
物資集積場所の運営	支援物資の受入れ	●	
	物資集積場所からの輸送	●	
	支援物資の配布		

３　協定を締結している市町村や消防本部（局）・民間団体・企業等からの人的・物的支援の要請・受入れ

協定を締結している市町村や消防本部(局)・民間団体・企業等からの人的・物的支援の要請・受入れの基本的な手順は、（１）～（２）のとおりとする。

（１）支援の要請

協定締結先への要請については、１及び２にて把握している人的・物的支援ニーズを踏まえて受援班が行う。

○　協定締結の状況

・他市町村や民間団体・企業等との協定締結一覧

協定の名称	協定の相手先
災害時における福岡県内市町村間の 相互応援に関する基本協定	福岡県内全市町村
災害時における相互応援協定	愛知県春日井市
災害時における支援物資の 受入及び配達等に関する協定	佐川急便株式会社　九州支店
災害時における支援物資の 受入及び配達等に関する協定	ヤマト運輸株式会社　久留米主管支店
春日市地域防災計画に基づく 災害時の医療救護活動に関する協定	一般社団法人　筑紫医師会
災害時における物資供給に関する協定	株式会社グッデイ
災害廃棄物の処理等に関する協定	(公社)福岡県産業資源循環協会
包括連携に関する協定	大塚製薬

（２）支援の受入れ

要請後の受入れについては、１及び２に準じて受援班及び各部の受援担当者が中心となって実施する。

なお、受援班は、協定を締結している市町村や消防本部(局)・民間団体・企業等に対して、必要に応じて本部会議への出席を求め、状況認識の共有、役割分担の確認等を図る。

４　その他の市町村、民間団体、企業等からの自主的な支援の申し出への対応

その他の市町村、民間団体、企業等からの自主的な人的・物的支援の申し出への対応は、（１）～（３）のとおりとする。

（１）受援の窓口

申し出に対応する窓口は受援班とし、申し出の内容に応じて各部の受援担当者を通じ、各部と調整する。

（２）支援の受入れ

支援の受入れについては、１及び２に準じて受援班及び各部の受援担当者が中心となって実施する。

（３）義援物資の受入れ

義援物資の申し出については、企業・団体等からの大口の物資については、物資が新品であり、仕分けが出来ているものは受入れる。

個人から直接送られてくる義援物資については、仕分け作業等に相当の労力が割かれるため原則受け取らず、義援金による支援を依頼する。

なお、義援物資の受入に関する事務処理については、受援班（物的支援受入れ係）と調整部が連携して行い、義援物資の広報に関しては、受援班（物的支援受入れ係）と総合対策部広報班が連携して行う。

第４章　国等による定型化された支援の受入れ

（１）支援の要請

国等による定型化された支援については、担当班が直接受援の調整を行い、その状況を受援班に逐次報告（国等による定型化された支援の相手先、要請窓口、要請内容等）する。

○　県による定型化された支援

・法令の定めや規定の応援制度により応援調整等が図られるもの

担当課	応援の種類
建築指導課	被災建築物応急危険度判定士
都市計画課	被災宅地危険度判定士
健康増進課	保健師・管理栄養士等（健康対策）
防災企画課、水資源対策課	応急給水
水資源対策課	水道の応急復旧
下水道課	下水道の応急復旧
消防防災指導課	福岡県消防相互応援協定に基づく応援

○　国等による定型化された支援

・指定行政機関・指定公共機関等による枠組み

担当省庁等	応援の種類
消防庁	緊急消防援助隊
警察庁	警察災害派遣隊
自衛隊	災害派遣部隊
国交省	緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）
厚労省	救護班・災害派遣医療チーム（DMAT）
厚労省	災害派遣精神医療チーム（DPAT）
環境省	災害廃棄物処理支援ネットワーク D.Waste-Net

（２）支援の受入れ

国等による定型化された支援の受入れについては、担当班が行うものとし、受援班及び各部の受援担当者が必要に応じて協力する。

担当班の主な業務は、下記のとおりである。

①県及び防災関係機関への被害情報等の報告

②支援機関の活動拠点の選定及び救助活動拠点、災害現場等への誘導

③支援機関の受入れ及び連絡調整体制の構築

④管内地図（全域図、拡大図）等活動を進めるための資機材の準備

（３）支援の調整

支援機関に対して、必要に応じて本部会議への出席を求め、状況認識の共有、役割分担の確認等を図る。

第５章　受援を円滑化するための備え

受援を円滑化するため、受援班及び各部の受援担当者は、以下の備えに努めるものとする。

①活動に必要な地図の確保

活動に必要な管内全域図、拡大図等の地図を確保しておく。

②備蓄物資の確認

備蓄している物資の品目や量を確認しておく。

③物資集積場所の確認

物資集積場所として予定している施設の状況（スペース、配備資機材、電源等）を確認しておく。

④協定締結企業等との定期的な対応手順等の確認

協定を締結している管内の民間団体、企業等と年に1回程度顔合わせを行い、窓口担当者、災害時の対応手順、保有資機材等の確認を行う。

⑤定期的な図上訓練の実施

手順に沿って支援の要請や受入れができるよう、定期的に図上訓練を実施し活動の習熟を図る。

春日市
災害時受援計画
（資料編）

１　救助活動拠点（消防・警察・自衛隊）

施設名	施設管理者	所在地	敷地面積（㎡）
春日公園	福岡県	春日市原町3－1－4	30,000
白水大池公園	春日市	春日市大字下白水 209	182,857

２　緊急交通路指定想定路線

路線名	備考
福岡都市高速道路	福岡県災害時受援計画より引用

３　ヘリコプター臨時離着陸場

臨時離着陸場名	所在地	施設管理者	広さ（m）	備考
総合スポーツセンター グラウンド	春日市大谷6－28	健康スポーツ課	110×65	大型 不可
白水大池公園 多目的広場	春日市大字下白水 209	都市計画課	120× 90	
西野球場	春日市白水ヶ丘2－104	健康スポーツ課	104×104	
県営春日公園球技場	春日市原町3－1－4	那珂県土整備事務所	150× 60	大型 不可
日の出小学校 グラウンド	春日市日の出町3－1－10	日の出小学校	110× 60	大型 不可

４　航空隊進出拠点

名称	施設名	敷地面積（㎡）	備考
北九州空港	北九州市小倉南区空港北町	1,600,000	福岡県緊急消防援助隊 受援計画から引用
福岡空港	福岡市博多区上臼井字屋敷 295	3,495,376	福岡県緊急消防援助隊 受援計画から引用

５　地域内輸送拠点・物資集積場所

施設名称	所在地	面積（㎡）
春日市 総合スポーツセンター （メインアリーナ）	春日市大谷6－28	1，938

様式１　人的ニーズ調査票

様式１

被災都道府県名	被災市区町村名

文書番号	年月日

被災都道府県窓口		被災市区町村窓口	
担当部署		担当部署	
担当者名		担当者名	
電話番号		電話番号	
FAX番号		FAX番号	
E-MAIL		E-MAIL	

No.	期間（※）			業務（職種）	人数（※）	主な業務実施場所	左記までの交通手段	特記事項
1		～						
2								
3								
4								
5								

※見込みを含む

通信欄（応援職員の派遣に関して必要な事項を記載（別紙による業務実施場所の地図等の添付も可））

様式２　物資ニーズ調査票

■プル型支援要請データ					作成日			作成者				注意事項：物資調達・輸送調整等支援システムにプル型支援要請データ取込を行う際にはEXCELファイルからCSV形式に保存したデータを取込み下さい。※「2-3_EXCELファイルをCSVファイルに保存する手順.pdf」参照											
No	被災都道府県名称	発注・要請元情報（支払予定者）_所属	発注・要請元情報（支払予定者）_担当者	発注・要請元情報（支払予定者）_連絡先	発注・要請元情報（支払予定者）_Fax	発注・要請元情報（支払予定者）_E-mail	緊急災害対策本部_所属	緊急災害対策本部_担当者	緊急災害対策本部_連絡先	緊急災害対策本部_Fax	緊急災害対策本部_E-mail	要請情報_要請品目	要請情報_要請数量	要請情報_単位	要請情報_備考	納入先情報_施設名称	納入先情報_所在地	納入先情報_受入担当者	納入先情報_連絡先	納入先情報_大型車進入可否	納入先情報_フォークリフト有無	納入先情報_搬入可能時間(From)	納入先情報_搬入可能時間(To)	納入先情報_備考
例	埼玉県	災害対策本部版	埼玉太郎	048-123-4567	048-123-9999	saitama@saigai.go.jp						食料	36000	食		埼玉スタジアム	埼玉県さいたま市緑区中野田500	埼玉三郎	048-123-5678	否	有	0:00	5:00	
1																								
2																								
3																								
4																								
5																								
6																								
7																								
8																								
9																								
10																								
11																								
12																								
13																								
14																								
15																								
16																								
17																								
18																								
19																								
20																								
21																								
22																								
23																								
24																								
25																								
26																								
27																								
28																								
29																								
30																								

参考様式１「活動計画シート」

※　太枠内は、可能な限り具体的に記入して支援職員に配付してください。

活動日	年　　月　　日
班名	班
記入者 （所属）	（　　課）

活動計画シート

１．基本情報

業務名	
支援者に要請する 具体的な業務内容	
支援団体名	（１） （２） （３）
支援職員の人数	（１）　　人、（２）　　人、（３）　　人　　計　　人
指揮命令者（役職）	
受援担当者（氏名）	支援団体（１）担当：　　携帯： 支援団体（２）担当：　　携帯： 支援団体（３）担当：　　携帯：
執務スペース	
業務マニュアルの有無	有（　　）・　　無
必要な資機材	支援側で用意してもらうもの
	班の方で用意しているもの
食料・水の確保	

２．スケジュール

集合時間		本日の大まかなスケジュール
集合場所		
午前の会議・ミーティングの有無	有（　　時　　分）・　無	
午後の会議・ミーティングの有無	有（　　時　　分）・　無	
備考		

参考様式２「支援者名簿」

作成団体名	

※受援班用と各班用に２部作成を願います。
※記載事項に変更が生じるごとに作成をお願いします。

支援者名簿（　受援班用　・　各班用　）*

*該当する方を◯で囲んでください。

業務名	
班名	

連絡担当*	No.	氏名	宿泊場所	携帯番号	活動期間
	1				自： 至：
	2				自： 至：
	3				自： 至：
	4				自： 至：
	5				自： 至：
	6				自： 至：
	7				自： 至：
	8				自： 至：
	9				自： 至：

（資料１１０）

春日市総合スポーツセンター災害用備蓄品一覧

項　目	名　称	摘　要	数　量	単　位
(1)非常用食料等	缶入り非常食詰合せ	クラッカー・野菜シチュー　缶切り付（886人×3日分）	135	ケース
	紙コップ		2400	個
	紙ボウル		1200	個
	紙皿		1800	枚
	サランラップ		1	ケース
	割箸	１セット500膳	10	セット
	フォークスプーン		3000	個
	鍋	18L、おたま付	6	個
	やかん	8.7L	3	個
	スパテラ（調理用具）	抗菌、高分子ポリマー製、500ｍｍ	6	個
	木炭	6kg（別に炭バサミ３、着火剤１あり）	3	箱
	哺乳瓶	240ml	7	本
	ミルク	800ｇ	4	缶
	乳首	SSサイズ１個入り＋Sサイズ２個入り＋Lサイズ２個入り	3	箱
	離乳食	キューピーベビーフード18瓶×7種類	126	瓶
	非常用浄水装置	受水槽で飲料水が足りない場合に井戸水を浄化	1	機
	飲料水用タンク	ハンディジャグ、5L	12	個
	アレルギー対応食料	白がゆ３、赤飯４、田舎４、わかめ３、山菜３、梅がゆ３、白飯３	23	箱
	アレルギー対応食料	白がゆ３、赤飯３、田舎３、わかめ４、山菜４、梅がゆ３、白飯３	23	箱
	アレルギー対応ミルク	800ｇ	1	缶
(2)毛布	不織布毛布	1,400×2,000ｍｍ	886	枚
(3)避難用マット	ブルーマット	910ｍｍ×20m	76	巻
(4)仮設トイレ	マンホールトイレ（VE100M）	下水道管正常時に施設内トイレと併用	4	台
	〃　　（VE100W）	（身障者用）	1	台
	テント（W120×D120×H200cm）	マンホールトイレ用	4	台
	テント（W260×D190×H200cm）	車いす対応型（マンホールトイレ用１、ラップポン用２）	3	台
	LED投光器	体育館からマンホールトイレへの途中30mにつき１台	6	台
	ラップポン（簡易トイレ）	下水道管破損時に使用	9	台
	手すり	ラク・アーム2（ラップポン用）	9	台
	個室仕切り	ダンビー2（ラップポン用）	7	台
	ラップポン専用消耗品	フィルム、ウェットティッシュ、凝固剤	266	セット
	ウエットティッシュ	ノンアルコール、100枚入り	48	個
	LEDランタン	トイレ個室用14、トイレを設置する諸室用6	20	個
	トイレットペーパー		200	個

項　目	名　称	摘　要	数　量	単　位
(5)衛生用品	おむつ（乳児用）	新生児2、S2、M2、L2、Bigサイズ2	10	袋
	おむつ（高齢者用）	Mサイズ4、Lサイズ4	8	袋
	生理用品	ソフィ　はだおもい　特夜400　8枚×3袋	24	枚
	生理用品	ソフィ　はだおもい　多い日昼用　羽なし　32枚×3袋	96	枚
	生理用品	ソフィ　はだおもい極薄　多い日昼用　羽なし　27枚×6袋	162	枚
	生理用品	ソフィ　はだおもい　多い日昼用　羽あり　26枚×5袋	130	枚
	生理用品	ソフィ　はだおもい極薄　多い日昼用　羽あり　24枚×4袋	96	枚
	生理用品	ソフィ　ボディフィット　羽あり　22枚×12袋	264	枚
	生理用品	ソフィ　センターイン　羽あり　20枚×4袋	80	枚
	生理用品	ロリエ　肌きれいガード　羽あり　20枚×6袋	120	枚
	45L黒ごみ袋	１冊30枚	25	冊
	マスク	１箱60枚	15	箱
	ゴム手袋	使い捨てタイプ	100	枚
	食器洗いセット	キュキュットクリア除菌×２、スポンジ５個×２	1	セット
	殺菌剤	ピューラックスS（次亜塩素酸ナトリウム）5L	1	缶
(6)その他	移動式救助工具セット	W300×D280×H1010mm　持ち運び用車輪付き	1	セット
	シャベル		5	本
	土のう袋	１セット10枚	18	セット
	乾電池	単１	120	個
	タオル	1箱：50枚×6個	3	箱
	結束ベルト	くくり帯	24	個
	延長コード	2m（4口）×5、1m（4口）×2	7	個
	ブルーシート	3.6×5.4m	30	枚

（資料１１１）

春日那珂川水道企業団危機管理基準

（令和４年９月８日　第15回修正）

春日那珂川水道企業団

－ 目　次 －

Ⅰ．総　論

１．１　目的 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

１．２　性格 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

１．３　災害の想定 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

１．４　災害時の配備体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

１．５　基準の修正 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

Ⅱ．危機管理対策

２．１　危機管理体制の整備 ・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

２．２　危機管理基準の習熟 ・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

２．３　平常時の体制 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

２．４　防災訓練の実施 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

２．５　災害対策用資機材の確保と整備 ・・・・・・・・・・・・ 4

Ⅲ．災害時活動体制の確立

３．１　第１配備体制　（災害警戒会議） ・・・・・・・・・・・ 5

３．１．１　災害警戒会議の開催 ・・・・・・・・・・・・・・ 5

３．１．２　災害警戒会議の組織編成及び担当 ・・・・・・・・ 5　毎年更新

３．２　第２配備体制　（災害警戒本部） ・・・・・・・・・・・ 7

３．２．１　災害警戒本部の設置 ・・・・・・・・・・・・・・ 7

３．２．２　災害警戒本部の組織編成及び担当 ・・・・・・・・ 7　毎年更新

３．３　第３配備体制　（災害対策本部） ・・・・・・・・・・・ 8

３．３．１　災害対策本部の設置基準 ・・・・・・・・・・・・ 8

３．３．２　災害対策本部の職務権限 ・・・・・・・・・・・・ 9

３．３．３　緊急配備及び災害対策本部の組織編成 ・・・・・・ 9

３．３．４　通報及び応援要請 ・・・・・・・・・・・・・・・ 9

３．３．５　災害対策本部の設置場所 ・・・・・・・・・・・・ 9

３．３．６　災害対策本部会議の開催及び運営　・・・・・・・　10
３．３．７　災害対策本部の組織別事務分掌　・・・・・・・・　10
３．３．８　災害対策本部の解散　・・・・・・・・・・・・・　12
Ⅳ．災害対策本部の初動体制
４．１　職員の動員の方法　・・・・・・・・・・・・・・・・・　12
４．２　職員の参集場所　・・・・・・・・・・・・・・・・・・　12
４．３　職員の把握及び報告　・・・・・・・・・・・・・・・・　12
４．４　各班（局）の応援　・・・・・・・・・・・・・・・・・　13
４．５　参集の免除　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　13
４．６　職員の心構え　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　13
４．７　災害時優先電話　・・・・・・・・・・・・・・・・・・　13
Ⅴ．災害復旧
５．１　応急対策の基本方針及び計画の策定　・・・・・・・・・　15
５．１．１　応急復旧　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　15
５．１．２　応急給水　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　16
５．１．３　広報活動　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　17
５．２　各種災害等応急対策業務・・・・・・・・・・・・・・・　18
Ⅳ．取水・給水の停止
６．１　判断基準　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　18
６．２　取水停止　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　18
６．３　給水停止　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　18
Ⅶ．その他
７．１　災害以外の各種対策マニュアル及び関係要綱・・・・・・　19

Ⅰ．総　論

１．１　目的

春日那珂川水道企業団（以下「企業団」という。）の事業目的は、水道水の安定供給である。しかしながら、地震、風水害、その他災害や事故等（以下「災害等」という。）の発生により、必ずしもその目的が遂行できない事態になることが予測される。水道水の供給停止は、住民へ多大な影響を及ぼすだけでなく、二次的災害が発生する恐れもあり、これを未然に防止、回避するための方策を準備しておかなければならない。

この危機管理基準は、企業団管内において災害等が発生した場合、通常給水の早期回復と応急対策の諸活動を迅速・的確に実施できる組織体制を整備するとともに、人的被害、経済被害を軽減するための備えや訓練といった対策を積極的かつ計画的に実践促進することで、危機に対処する能力の充実強化を図ることを目的として定めるものである。

１．２　性格

この基準は、企業団における危機管理に関する基本計画であり、そのための活動や配備体制を設定したものである。よって、いかなる危機発生時においてもこの基準に従い業務を行うことになる。また、大規模な災害等のときには、職員としての責務を全うするとともに、構成団体と綿密な連絡及び調整を図り、業務を遂行していくものとする。

１．３　災害の想定

この基準における危機とは、次のものを想定する。

①地　震	震度４以上の地震発生
②風水害	暴風、豪雨、洪水等による被害
③異常低温	異常低温による給水装置の凍結
④水質事故	原水水質悪化、水源汚染、有害物質混入等による取水・給水停止
⑤施設・停電事故	停電、火災、機器の破損、異常操作、誤操作、誤作動等
⑥管路事故	水道管の漏水・破損による断・減水の発生
⑦その他	テロ行為、放射性物質汚染、津波、上記以外の災害

※【職員参集基準・配備体制一覧】（資料１）を参照

１．４　災害時の配備体制

災害等が発生した場合、その予測される被害の大きさに応じた活動の体制を編成し、災害等の拡大防止と各種対策にあたる。

第１配備体制 （災害警戒会議）	関係各課の要員を充て、情報、連絡、防災活動を円滑に行う体制
第２配備体制 （災害警戒本部）	第１配備体制を強化し、関係各課の要員を充て、事態の推移に伴い第３配備体制に切り替えることができる体制
第３配備体制 （災害対策本部）	全職員を充て、状況により直ちに活動を開始することが可能な体制

１．５　基準の修正

この基準は、毎年検討を加え、必要があると認めるときはこれを修正しなければならない。この場合において、当該基準は構成団体が作成する地域防災計画等に抵触するものであってはならない。また、修正した場合は企業団職員に速やかに周知徹底するものとする。

Ⅱ．危機管理対策

２．１　危機管理体制の整備

危機に備え、企業団の災害発生時（以下、「災害時」という。）の体制を充実するために、

１）危機管理担当課は、職員の危機管理能力の向上、組織等の運用方法の充実及び情報収集・伝達体制の整備を行う。

２）各課長は災害時の動員に備え、毎年度当初に【災害時職員配備計画】（様式１）を作成し、危機管理担当課へ提出する。

※【災害対策配備要員】（資料２）を参照

３）配備計画の作成については、所属職員の居住地、交通手段等を考慮するとともに、課内での周知徹底を図らなければならない。

２．２　危機管理基準の習熟

職員は、この「危機管理基準」により、常日頃から自らの災害時の役割や業務内容等を確認し、基準の内容を充分習熟しておかなければならない。

２．３　平常時の体制

１）災害時の連絡体制

各課長は、各課、各浄水場における最新版の緊急時の連絡網を整備する。

２）情報収集

各課長は、危機を未然に防ぐため日常業務を通じ、予測される危機等に係る情報の収集に努め、必要な措置を講ずる。

３）マニュアルの整備

各課長は、この基準に定める応急対策活動の内容をより具体的・実務的なものとするために所管する業務について、具体的な役割分担、業務の手順、留意事項等を記載した対策マニュアル等を作成するとともに、その内容について適宜確認のうえ改定するものとする。

◆災害以外の各種対策マニュアル及び関係要綱

①クリプトスポリジウム等応急対策マニュアル　（マニュアル1）
（平成25年6月13日修正版　浄水課主管）

②新型インフルエンザ等対策行動計画　（マニュアル2）
（平成29年2月改訂版　総務課主管）

③新型インフルエンザ対策本部設置要綱　（マニュアル3）
（平成21年要綱第10号　総務課主管）

④渇水対策本部等設置要綱　（マニュアル4）
（平成23年要綱第8号　総務課主管）

２．４　防災訓練の実施

防災訓練は、災害等の発生を未然に予防し、発生時に被害を出来る限り軽減するために、災害等の特徴や災害時の行動基準などの防災知識や初動対応等の基礎技能を日頃から身につけ、災害時において迅速かつ円滑に行動が取れるように行う。

なお、次に掲げる内容の自主訓練を年１回以上実施するものとする。

１）自主防災訓練の種別

①　参集訓練
②　情報収集・伝達訓練
③　応急給水訓練
④　応急復旧訓練
⑤　災害時使用資機材等の搬出及び取扱い訓練
⑥　避難訓練
⑦　総合防災訓練

２）自主防災訓練の計画、実施等

① 訓練の実施方法等は危機管理担当課が計画し、これを実施する。

② 訓練の前には必ず課内で参加要員や準備等について話し合うとともに、班（局）内においてもミーティングを行い、事前に担当業務に照らした準備をしておく。

③ 訓練終了後、班（局）毎にミーティングを行い、反省点や課題等を協議したうえで【訓練実施記録簿】（様式３）を作成し、危機管理担当課に提出する。

３）構成団体等による総合防災訓練への参加

企業団は構成団体等が主催して行う総合的な防災訓練に積極的に参加し、これに協力する。

また、九州地方管内の災害発生時における相互応援体制を確立することを目的に行われる、日本水道協会九州地方支部による合同防災訓練にも積極的に参加し連携を図る。

２．５　災害対策用資機材の確保と整備

災害応急対策及び災害復旧を迅速に実施するために必要な資機材は、危機管理担当課が、次に掲げるとおり確保し、備蓄及び点検整備に努めなければならない。

１）災害対策用資機材の確保

① 災害時に必要な資機材が不足する場合、関係機関等に協力要請等を行い、緊急配備ができるようにする。

② 資機材の確保にかかる予算要求については、関係課と調整を図るものとする。

２）災害対策用資機材の点検整備

① 資機材は、本庁舎倉庫及び各浄水場倉庫に整備し、緊急時に容易に使用できるように整理整頓を行うものとする。

② 各課長は、毎年度当初に災害対策用資機材の名称、数量等を明記した【資機材配備リスト】（様式２）を作成し危機管理担当課に提出する。また、在庫管理、点検整備を定期的に実施し、適宜補充し、更新する。

③ 危機管理担当課は、各課より提出された【資機材配備リスト】（様式２）を取りまとめ、【資機材一覧表】（資料３）の更新を行う。

※【資機材一覧表】（資料３）、【防災備蓄用品一覧】（資料４）を参照

Ⅲ．災害時活動体制の確立

３．１　第１配備体制　（災害警戒会議）

３．１．１　災害警戒会議の開催

局長は、次の開催基準に該当する災害の発生により、給水への支障や水道施設に被害が予測される場合は、必要に応じ災害警戒会議を開催し、第１配備を敷いて必要な措置をとる。

	災害警戒会議
開催基準	◆【職員参集基準・配備体制一覧】（資料１）による
招集・議長	災害警戒会議は、局長が招集し、議長として議事をつかさどる。局長が不在のときは、参集区分Ａにあっては施設課長、参集区分Ｂにあっては浄水課長、参集区分Ｃにあっては総務課長が、それぞれこれを代行する。
構成員	災害警戒会議の職員構成は、３．１．２　①～③ による。
付議事項	◆水道施設への被害予測、分析 ◆水道水の安定供給への影響 ◆必要な災害防止対策活動 ◆職員の待機、参集の決定 ◆協力業者への要請
事務局	危機管理担当（総務課長、総務課長補佐及び総務係長、危機管理担当者）
連絡体系	《開庁時の場合》 関係課長の指示により、通常業務体制からの待機とする。 《閉庁時の場合（土・日・休日を含む）》 議長及び関係課長で協議し、関係課長は所属する職員に待機又は参集を指示する。

３．１．２　災害警戒会議の組織編成及び担当

災害警戒会議の組織構成は下記のとおりとし、災害等の種類に応じて編成する。ただし、議長は状況により水道技術管理者を参集させることができるものとし、また、所属長の判断により職員数を増（減）員できるものとする。

① 災害区分 「異常低温」「管路事故」による災害

参集区分Ａ（資料－２災害対策配備要員 12人 ）

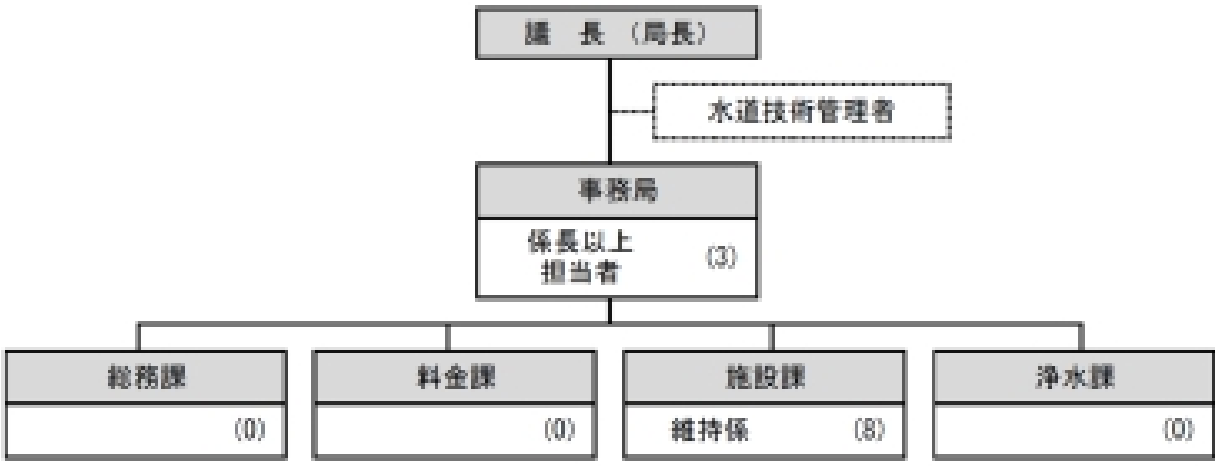

② 災害区分 「風水害」「水質事故」「施設・停電事故」による災害

参集区分Ｂ（資料－２災害対策配備要員 7人 ）

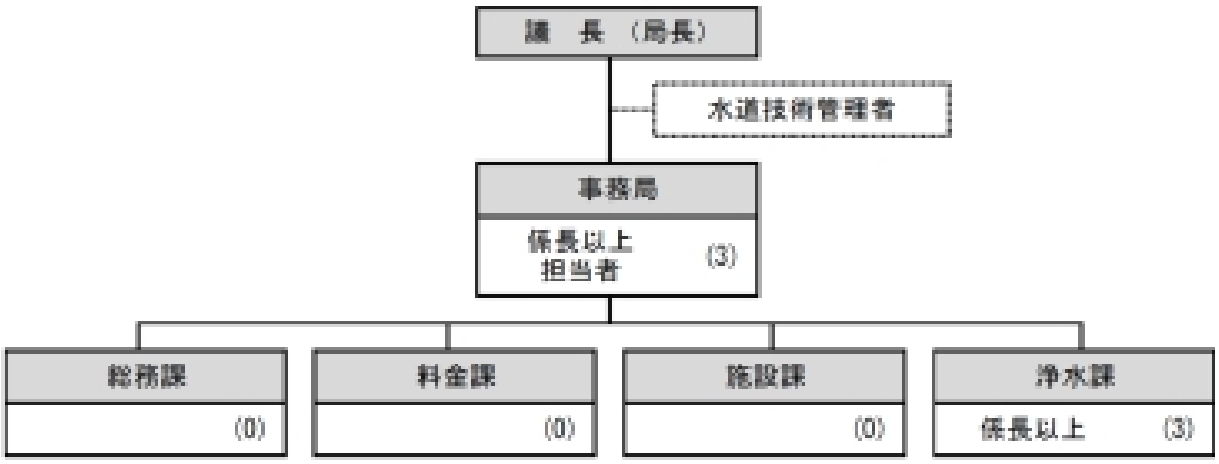

③ 災害区分 「その他」による災害

参集区分Ｃ（資料－２災害対策配備要員 8人 ）

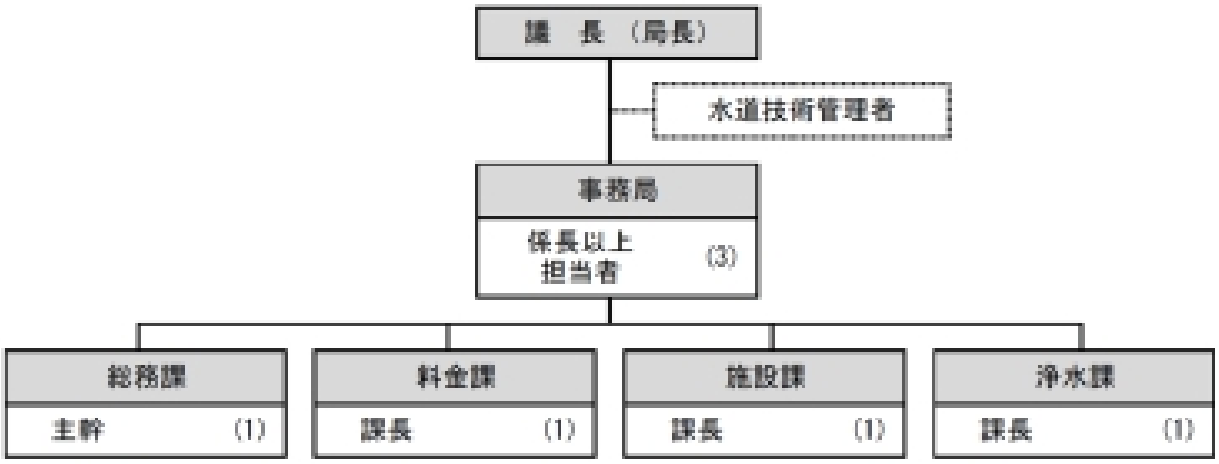

３．２　第２配備体制　（災害警戒本部）

３．２．１　災害警戒本部の設置

局長は、次の設置基準に該当する場合は、災害警戒本部を設置し、第２配備を敷く。

	災害警戒本部
設置基準	◆【職員参集基準・配備体制一覧】（資料１）による
指揮の権限	局長は、警戒本部長として災害警戒本部の運営管理全般を統括し、指揮監督する。局長が不在のときは、総務課長がこれを代行する。 水道技術管理者は、災害警戒本部の技術面の運営管理を統括する。
構成員	災害警戒本部の職員構成は、３．２．２　①～② による。
主な活動内容	◆水道施設の被害に関する情報収集及び伝達 ◆水道施設の巡視 ◆その他災害に応じた必要な措置
事務局	危機管理担当（総務課長、総務課長補佐及び総務係長、危機管理担当者）
解散	警戒本部長は次の場合、災害警戒本部を解散する。 ◆災害対策本部が設置されたとき。 ◆災害応急対策がおおむね完了したと、警戒本部長が認めるとき。 ◆安全で安定的な給水が確認され、水道施設に被害の発生するおそれが解消したと認められるとき。

３．２．２　災害警戒本部の組織編成及び担当

災害警戒本部の組織構成は下記のとおりとし、災害等の種類に応じて編成する。警戒本部長は、水道技術管理者に技術面から補佐させ、活動の円滑化を図る。

ただし、所属長の判断により職員数を増（減）員できるものとする。

① 災害区分 「異常低温」「管路事故」による災害

参集区分Ｄ（資料２災害対策配備要員 23人 ）

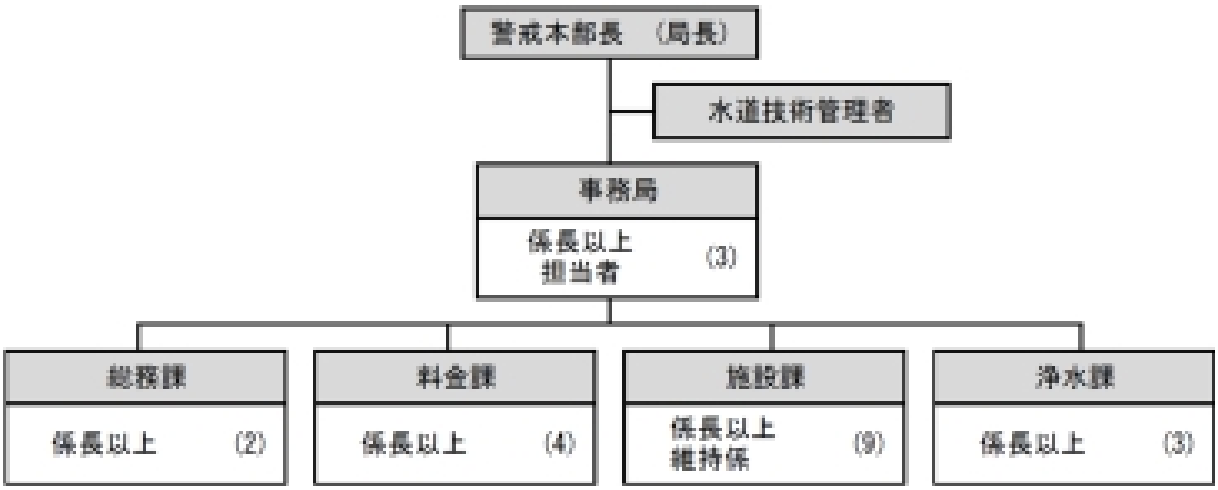

② 災害区分 「地震」「風水害」「水質事故」「施設・停電事故」「その他」による災害

参集区分Ｅ（資料２災害対策配備要員 32人 ）

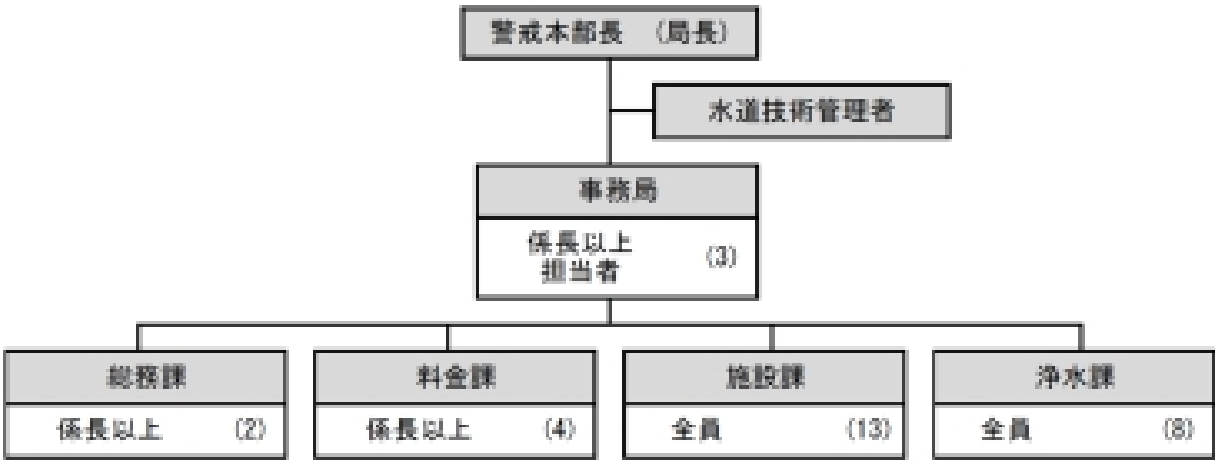

３．３ 第３配備体制 （災害対策本部）

３．３．１ 災害対策本部の設置基準

企業長は、次の設置基準に該当する場合は、災害対策配備要員（資料２）に示す本部長、副本部長、水道技術管理者及び応急対策班（事務局、総務班、情報・給水班、復旧対策班）で構成する災害対策本部を設置し、全職員体制の第３配備を敷く。

設置基準	◆【職員参集基準・配備体制一覧】（資料１）による。

３．３．２　災害対策本部の職務権限

種別	職務
本部長	企業長は、本部長として災害対策本部の運営管理全般を統括し、災害応急対策の実施にあたり必要な指揮命令を副本部長、各班長（統括）に対して行うとともに、必要に応じて協定締結機関、関係機関等に対し応援の要請を行う。企業長が不在のときは、局長がこれを代行する。
副本部長	局長は、副本部長として本部長を補佐し、担当各班の活動を監督する。また、本部長が不在のときはその職務を代理する。局長が不在のときには、施設課長がこれを代行する。
水道技術管理者	水道技術管理者は、災害対策本部の運営に関し、技術面の施策について、本部長に対し必要な要請・助言を行う。
班長及び統括	班（局）が所管する災害対策の活動に当たるとともに、班（局）の統括、必要な情報収集、所属職員の指揮監督、及び他の班（局）との連絡調整に当たる。
副班長及び統括補佐	班長（統括）を補佐し、班長（統括）が不在のときはその職務を代理する。また、班長（統括）の命を受け、所管する災害応急活動にあたり班（局）員に対し必要な指示をする。
班員及び局員	班長（統括）、副班長（統括補佐）の指示に従い、所管する災害応急活動に当たる。
浄水場勤務者 （運転委託業者）	中央監視室より復旧対策班が所管する災害応急活動に必要な情報連絡等を行うとともに、浄水場施設の災害対策に当たる。
受託従事者 （窓口受託業者）	勤務中は業務責任者の指示に従い、できる限り災害活動に協力する。

３．３．３　緊急配備及び災害対策本部の組織編成

本部長は状況報告を受けた後、その規模を判断し、【災害対策本部組織構成図】（別紙１）及び【非常配備計画】（別紙２）に基づき配備を指令する。

３．３．４　通報及び応援要請

本部長は災害等の発生を関係機関に通報するとともに、必要に応じて応援の要請を行うものとする。

※【緊急連絡先一覧】（資料８）、【水道災害時応援協定一覧】（資料１０）を参照

３．３．５　災害対策本部の設置場所

災害対策本部は原則として企業団庁舎内に設置する。なお、庁舎の被災状況により、本部として使用可能な場所（設置スペース）を選定し、設置する。

３．３．６　災害対策本部会議の開催及び運営

①　本部長は、必要な災害対策活動を実施するため、災害対策本部の中に災害対策本部会議を設ける。

②　災害対策本部会議の進行は、副本部長が行い円滑化を図る。また、庶務は本部事務局が当たる。

③　構成員が会議に出席できない場合は、代理の職員が出席する。

開催時期	◆本部長が必要と認めたとき
構成員	◆本部長（企業長） ◆副本部長（局長） ◆水道技術管理者 ◆全班長及び統括 ◆全副班長及び統括補佐 ◆その他本部長が指名する職員
主な決定事項等	（１）水道施設の被害状況を把握し、想定の被害とを比較して、応急復旧・応急給水の範囲・規模・目標等 （２）他の水道事業体等への応急給水、応急復旧の応援要請の方針 （３）その他応急対策に必要な事項

３．３．７　災害対策本部の組織別事務分掌

災害対策本部における事務局と各班の事務分掌は次のとおりとする。

【本部事務局】…　◎統括：総務課長　○統括補佐：総務課長補佐

①　企業長、副企業長、参与等への報告・連絡
②　災害対策本部の設置、運営
③　災害対策本部会議の開催、庶務
④　本部長、副本部長の秘書、指示等の伝達等
⑤　各班に対する業務の緊急割り当て及び調整
⑥　職員に対する情報等の伝達
⑦　職員の参集状況の把握及び各班間の応援の調整
⑧　議会との連絡
⑨　国、県、構成団体、日本水道協会等との連絡調整（応援要請関係含む）
⑩　気象情報及び被害状況の情報収集、整理
⑪　災害対策実施状況及び復旧状況等の取りまとめ
⑫　報道機関との連絡調整

【総務班】…　◎班長：総務課主幹　○副班長：総務課財政係長

①職員の安否情報の収集、整理
②職員、外来者等の安全確認及び負傷者の救出、救護
③職員の執務環境及び健康管理
④応援者、ボランティア、協力者等の厚生管理
⑤休憩・宿泊場所、宿泊用具等の確保
⑥災害に関する法律の手続き
⑦車両その他交通用具等の調達、配備
※【公用車台帳】（資料５）を参照
⑧災害対策活動にかかる物品の調達
⑨応急対策に従事する職員への食糧、日用品等の確保、調達
※【防災備蓄用品一覧】（資料４）を参照
⑩庁舎の被害状況の調査、２次災害防止及び応急復旧対策
⑪ホームページ等への災害情報の掲示
⑫その他各班に属さない事務

【情報・給水班】…　◎班長：料金課長　○副班長：料金課長補佐

①住民からの災害に関する問い合わせ等の応対、受付及び受付簿の作成等
②被害情報、給水情報、復旧情報等の住民への広報
③応急給水活動に必要な資機材の調達、輸送
④給水タンク等による応急給水活動

【復旧対策班】…　◎班長：浄水課長　○副班長：施設課長補佐、浄水課長補佐

①水道施設の被害状況の調査、把握、応急復旧対策
②水道施設の復旧資機材の調達
③協力団体（管工事組合等）への連絡調整
④重要施設（病院・避難所等）の被害状況の調査、把握、応急復旧対策
⑤取水、導水、送水、配水施設の運転管理及び調整
⑥原水及び浄水の水質保全・水質検査
⑦河川、貯水池等の巡視及び水位の把握

【共通事項】…〔全班〕

①班長（統括）による班（局）内職員の動員、配備
②所管業務に係る被害、対策状況等の情報収集及び報告
③所管する対策活動の記録、取りまとめ
④関係機関との連絡調整
⑤他の班（局）への協力、応援

３．３．８　災害対策本部の解散

本部長は、予想された災害の危険が解消したと認められたとき、又は災害発生後における応急措置が完了したと認められるとき、本部を解散する。

Ⅳ．災害対策本部の初動体制

４．１　職員の動員の方法

災害対策本部設置に関する連絡は、本部長の指示を受け、危機管理担当課長が行う。

①　開庁時の場合

危機管理担当課は災害対策の基準に応じた配備体制を各課長に伝令し、各課長は職員へ伝達する。

職員は、正規の勤務時間内に災害対策本部が設置された場合には、基本的に通常の業務を中断し、直ちに災害対策本部の業務に従事する。

②　閉庁時の場合。（土・日・休日を含む。）

危機管理担当課は災害対策の基準に応じた配備体制を各課長に伝令し、各課長は職員へ伝達する。また、危機管理担当課は、全職員に対してメール配信による連絡もあわせて行う。連絡を受けた職員は、自身の被災状況及び参集方法等を返信するものとする。

なお、職員は、正規の勤務時間外に地震等の災害が発生した場合には、参集の指示を受けなくても災害情報を確認の上、【職員参集基準・配備体制一覧】（資料１）に従い自主的に参集し、災害対策本部の業務に従事するものとする。

４．２　職員の参集場所

①　職員は、各自の所属する班に割り当てられた業務に適当な場所に参集することを基本とする。

②　あらかじめ災害時に参集する場所を指定された職員は、その場所に参集する。

③　交通機関、道路状況等により本庁への参集が困難な場合は、可能な限り連絡をとり、その旨を報告し、居住地又は通勤経路上の地点から最寄りの施設（各浄水場又は出張所）に参集する。

④　本庁以外の各浄水場等に参集した職員は、対策活動を行いつつ交通機関、道路状況等の回復状況を見極めた後、各自の所属する対策業務場所に参集する。

４．３　職員の把握及び報告

①　参集した職員の状況は、各班（局）において把握し、各班長（統括）は、その人員数及び活動人員の過不足について速やかに本部事務局に報告する。また、参集した職員は、参集途上に得た災害に関する情報を【参集人員報告書】（様式４）に記入し、班長（統括）又は上司に報告する。

４．４　各班（局）の応援

① 各班（局）において活動人員が不足するときは、本部事務局に対して職員の応援を要請する。

② 本部事務局は、重要な応急活動を所管する班（局）の人員が不足すると判断したときは、他の各班（局）に応援を依頼する。

４．５　参集の免除

公務上の傷病、参集途上の傷病、介護休暇、病気休暇、妊娠出産休暇、妊婦、休職、停職等の事由がある者は、参集しなくてもよいものとする。

ただし、その旨を各自所属する班長（統括）に安否情報とともに連絡しなければならない。

４．６　職員の心構え

① 職員は、あらかじめ定められた配備体制及び自己の任務を十分習熟しておくこと。

② 職員は、災害が発生するおそれがあるときは、テレビ、ラジオ等によって情報を得るとともに、配備の状況等を確認するように努めること。

③ 職員は、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがあるときは、連絡がない場合であっても、自らの判断で参集場所へ速やかに参集すること。

④ 職員は、如何なる緊急参集であっても、酒酔い、酒気帯び及び違法運転を絶対にしてはならない。

４．７　災害時優先電話

災害時等における通話の混雑を避けるため、企業団内に常に、災害時優先電話を設ける。

① 災害時に電話の発信規制が実施された場合、下表の災害時優先電話を活用し、ダイヤル発信にて通話する。

企業団災害時優先電話		
災害時優先固定電話	春日那珂川水道企業団　庁舎１F（施設課）	０９２－５９３－７３６０
	春日那珂川水道企業団　庁舎２F	０９２－５９３－７３５５
	春日那珂川水道企業団　東隈浄水場	０９２－９５２－２３４２
	春日那珂川水道企業団　堤金浄水場	０９２－９５３－６１４３
災害時優先携帯電話	春日那珂川水道企業団　施設課維持係	０９０－７１６４－４２１０
	春日那珂川水道企業団　施設課維持係	０９０－１８７５－６９０２
	春日那珂川水道企業団　料金課料金係	０９０－５４７１－０８３６

② ①を利用しても通話が困難な場合、「非常扱い」「緊急扱い」として、「１０２番」へ非常緊急通話を申し込み通話することが出来る。

その際、オペレーターに下記を告げることとする。

・「非常扱い」又は「緊急扱い」の通話の申込みであることを告げる。
・登録された機関名と電話番号(上記)
・相手の電話番号
・相手と話す内容

◆非常扱い通話とは

天災、事変など非常事態が発生した場合（または発生する恐れがある場合）の救護、交通、通信、ライフラインの確保および秩序の維持のため必要な事項を内容とするオペレーター扱い通話をいい、他のオペレーター扱い通話に優先して取り扱います。

◆緊急扱い通話とは

非常扱い通話のほか、公共の利益のために緊急を要する事項を内容とするオペレーター扱い通話をいい、他のオペレーター扱い通話に優先して取り扱います。

ＮＴＴから

その他企業団一般電話		
一般 固定電話	春日那珂川水道企業団　総務課	０９２－５７１－７００１
	春日那珂川水道企業団　浄水課	０９２－４０８－４６４９
	春日那珂川水道企業団　料金課	０９２－５７１－７００２
	春日那珂川水道企業団　施設課維持係	０９２－５７１－７００３
	春日那珂川水道企業団　施設課建設係	０９２－５７１－８４００
	春日那珂川水道企業団　那珂川出張所	０９２－９５３－２２１１
	（春日那珂川水道企業団　那珂川出張所：直通）	０９２－４０８－９８２９
	春日那珂川水道企業団　原町浄水場	０９２－５８１－１１３８
一般 携帯電話	春日那珂川水道企業団　施設課建設係	０９０－７１５５－９４７９
	春日那珂川水道企業団　浄水課	０９０－７４４７－８５８９
	春日那珂川水道企業団　料金課	０９０－３３２０－７７０１
	春日那珂川水道企業団　料金課	０９０－４３４２－４４０８

本庁一般固定電話の光回線故障時の転送先　※手動切替後					
一般 固定電話	受　話		→	転送先	
	総務課	092-571-7001	→	携帯電話（料金課）	090-4342-4408
	財政係	092-571-8404			
	料金課	092-571-7002	→	携帯電話（料金課）	090-3320-7701
	施設課維持係	092-571-7003	→	携帯電話（維持係）	090-1875-6902
	施設課建設係	092-571-8400	→	携帯電話（建設係）	090-7155-9479
	原町浄水場	092-581-1138	→	固定電話（浄水課）	092-408-4649

Ⅴ．災 害 復 旧

災害時は、被害を受けた基幹設備及び管路の復旧を可能な限り早く実施し、正常給水による給水機能の早期回復を図る必要がある。そのためには、水道施設の災害状況だけではなく、電力、通信、道路などの公共施設、その他全般的な災害状況を迅速かつ的確に把握し、復旧方法を判断することが重要である。

したがって、応急復旧計画は初期活動及び初動体制において集められた災害状況の情報を基に、各水道施設の復旧計画を策定し、段階的に断水区域を解消しながら、施設、設備及び管路等の早期復旧を図り正常給水を目指すものとする。

５．１　応急対策の基本方針及び計画の策定

５．１．１　応急復旧

復旧対策班は、災害発生後の被害状況を的確に把握し、迅速かつ適切な復旧計画を策定し早期復旧を図り可能な限り早期給水を開始するよう心掛けなければならない。

１）施設の被害調査及び機能点検

・　災害発生後には、速やかに被害状況を調査把握し、適切な復旧計画を策定する。
・　被災箇所は、調査年月日、時間及び場所を表示して整理する。
・　調査結果は、担当者が集約し本部事務局へ報告する。

２）復旧計画

復旧計画は、被害の状況を迅速かつ的確に把握し、次の事項を策定する。

・　施設復旧は、水源確保、取水施設、導水施設、浄水施設、配水施設、給水施設とする。
・　復旧対策班の配置、必要に応じ応援人員の要請。
・　復旧資機材の所要量の概算及び調達。
・　復旧作業の日程及び仮復旧の完了見込み。
・　その他必要な対策。

3）復旧作業

・　浄水施設等の復旧は、被害状況等を把握した上で、応急復旧体制等を設定し、上流側の施設から順次実施する。

・　配水管路の復旧は、原則として配水場施設、配水管本管、配水支管、給水管及び給水装置の順に行うが、被害状況の程度、復旧の難易度、復旧作業の能力等を勘案し復旧順位を決定し作業を行う。

・　配水本管等の破損による広範囲の断水が予想されるときは、配水本管の連絡管路及び配水ブロック間の相互融通によるバックアップ体制を整え給水の確保を図る。

・　人命救助及び社会的混乱を抑制するため、重要施設（医療機関、避難所、官公庁などの公共機関施設）は、優先して復旧を行う。

※【応急給水拠点一覧】（資料７）を参照

・　復旧作業は、「水道災害時における応急活動に関する協定」を締結している南福岡管工事協同組合等に、復旧対策班長が要請し行う。

※【水道災害時応援協定一覧】（資料１０）、【災害時復旧体系図】（資料９）を参照

・　管路の復旧工事で復旧が困難な箇所、時間を要する箇所は、道路管理者と協議の上、仮配管を行う。

・　復旧工事の施工過程は、写真撮影を行い、位置図、詳細図、管割図等を作成し、その後に行う恒久復旧や災害査定申請に備え、応急復旧様式３～応急復旧様式７を使用して被害状況、復旧状況を正確に記録しておく。

4）対策本部長への報告

・　復旧状況について、随時本部事務局に報告する。

・　復旧が完了したら速やかに、復旧竣工図書、作業日誌等を提出し復旧作業を完了させる。

５．１．２　応急給水

災害のため、飲料水を確保することができない住民に対し、速やかに応急給水を行うものとする。

1）給水計画

・　災害時応急給水対策は、断水状況、水道施設の稼働状況、配水池等における飲料水の確保状況を踏まえ、最も効率的な給水計画を作成し業務を遂行する。

・　応急給水活動の遂行で必要があるときには、構成団体及び国、県、「水道災害時相互応援協定」を締結している公共団体等へ応援を要請する。

※【水道災害時応援協定一覧】（資料１０）を参照

・　飲料水の供給は、給水基地及び応急給水拠点などの拠点給水、車両による運搬給水、配水管から給水できる地区で仮設給水が効果的である場合は、仮設給水管により給水を行うなど当該地区に適切な給水方式を採用して実施する。

※【給水基地一覧】（資料６）、【応急給水拠点一覧】（資料７）を参照

２）給水活動

・　応急給水に必要な給水タンク等は、対策本部に備蓄されているもの及び、他団体から借り上げたものをそれぞれの給水箇所に設置する。

・　運搬給水の車両が不足する場合は、構成団体及び「水道災害時相互応援協定」を締結している公共団体、または、民間業者から借用するものとする。

・　車両による飲料水の運搬は、備蓄資材の給水タンクを積み込み、給水基地から応急給水拠点及び緊急を要する給水箇所へ運搬する。

※【資機材一覧表№１】（資料３－１）を参照

・　給水基地及び応急給水拠点の応援給水は、水質管理に注意する。

・　緊急性の高い医療機関及び福祉施設から要請があったときは、被害状況に応じできる限り優先して行う。

※【応急給水拠点一覧】（資料７）、【透析医療機関一覧】（資料１１）を参照

３）対策本部長への報告

・　応急給水活動の状況について、日報を【応急給水活動実績集計表】（応急復旧様式５）に取りまとめ、本部事務局に報告する。

・　応急給水活動は、配水管の復旧状況を勘案し、本部長の指示をうけて縮小する。また、復旧が完了した時点において応急給水活動は終了する。

５．１．３　広報活動

災害発生後に実施する応援給水・応急復旧対策等の実施状況や活動状況を、住民等に対し速やかに広報活動を行うものとする。

１）広報資料の収集

・　被害状況に関する資料

・　応急給水、応急復旧等の計画と実施状況に関する資料

２）広報活動の要領

・　住民に対する広報は、企業団並びに各構成団体の広報車による巡回のほか、必要に応じてラジオ、テレビ等の報道機関に協力を要請しあらゆる手段で行う。

・　主な広報事項は、水道施設の被害状況、給水支障の状況、応急給水・応急復旧の状況と見通し、給水基地・応急給水拠点の状況及びその他必要とする事項とする。

・　住民に対する広報活動を正確かつ迅速に徹底するために、給水区域内を災害状況に応じ地域ブロックに区分し広報車で巡回する。

５．２　各種災害等応急対策業務

災害時等に、誰が、いつ、何を、どのように行うかを明確にするために、担当毎に実施する業務項目を抽出し、それらの実施時期、具体的な業務内容、実施上の留意事項等を示した「業務チェック表」を作成している。職員は、これを確認し活動内容の把握に努める。

１）地震対策　・・・・・・・・・・・・・（対策業務　資料１）
２）風水害　・・・・・・・・・・・・・・（対策業務　資料２）
３）水質汚染事故　・・・・・・・・・・・（対策業務　資料３）
４）施設事故、停電事故　・・・・・・・・（対策業務　資料４）
５）管路事故、給水装置凍結事故　・・・（対策業務　資料５）
６）テロ対策　・・・・・・・・・・・・・（対策業務　資料６）
７）渇水対策　・・・・・・・・・・・・・（対策業務　資料７）

※応急対策　資料２～資料7は、厚生労働省「危機管理対策マニュアル策定指針」参照

Ⅵ．取水・給水の停止

６．１　判断基準

水道により供給される水の衛生上の安全性を確保するため水道法第２３条に基づき、水源汚染や原水水質悪化、また、有害物質の混入等、水道水が人の健康を害するおそれがあることを知ったときは、本部長は水道技術管理者と協議を行い直ちに取水及び給水を停止し、更にその水を使用することが危険であることを関係者に周知させなければならない。

また、技術管理者は、その旨を企業長に事前に通知しなければならない。

６．２　取水停止

①　原水が、浄水処理により除去できない病原微生物あるいは有害物質により汚染されているか、又はその疑いがあるとき。
②　不明の原因等によって原水の色及び濁りに著しい変化が生じたとき。
③　原水に異臭が発生し、浄水処理で除去できないとき。
④　水源に魚が死んで多数浮上したとき。

６．３　給水停止

①　浄水が、病原微生物あるいは有害物質により汚染されているか、又はその疑いがあるとき。
②　浄水に異臭味が発生したとき。
③　薬品注入機の故障又は薬品の欠如のために消毒が不可能となったとき。

Ⅶ．その他

７．１災害以外の各種対策マニュアル及び関係要綱

①クリプトスポリジウム等応急対策マニュアル　（マニュアル１）
（平成２５年６月１３日修正版　浄水課主管）

②新型インフルエンザ等対策行動計画　（マニュアル２）
（平成２９年２月改訂版　総務課主管）

③新型インフルエンザ対策本部設置要綱　（マニュアル３）
（平成２１年要綱第１０号　総務課主管）

④渇水対策本部等設置要綱　（マニュアル４）
（平成２３年要綱第８号　総務課主管）

参考資料

日本水道協会「地震等緊急時対応の手引き」　（平成25年3月改訂）

春日市地域防災計画

那珂川地域防災計画

厚生労働省「危機管理対策マニュアル策定指針」参照